

【ご連絡】 内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第49回)

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2012年11月19日 19:45

宛先: 櫻井 壯太郎(副長官補本室); 淡路 恵介(副長官補本室)

添付ファイル: 内政.zip (338 KB)

内閣官房副長官補室(内政) 淡路様、櫻井様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料(第49回)を、11月19日(月)に内閣法制局に持ち込みました。

同資料は、部長説明用に浄書したもので、原則、修正はありませんが、国家公務員法等の一部を改正する法律が先の国会で廃案になりましたので、それを受けて附則及び附則関係箇所を修正してあります(部長提出用なので見え消しではありません)。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、

お気付きの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。

(条文素案等の資料につきましては、これまでと同様、セキュリティ機能の設定をしております)

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

内閣官房内閣情報調査室総務部

Tel 03-5253-2111 (内線 [REDACTED])

[REDACTED] (直通)

Fax 03-3592-2307

【ご連絡】 内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第49回)

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2012年11月19日 19:46

宛先: 八幡 浩紀(官邸・副長官補室)

添付ファイル: 外政.zip (338 KB)

内閣官房副長官補室(外政) 八幡様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料(第49回)を、11月19日(月)に内閣法制局に持ち込みました。

同資料は、部長説明用に浄書したもので、原則、修正はありませんが、国家公務員法等の一部を改正する法律が先の国会で廃案になりましたので、それを受けて附則及び附則関係箇所を修正してあります(部長提出用なので見え消しではないです)。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、

お気付きの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。

(条文案素等の資料につきましては、これまでと同様、セキュリティ機能の設定をしております)

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

内閣官房内閣情報調査室総務部

██████████
██████████

Tel 03-5253-2111 (内線 ██████████)

██████████ (直通)

Fax 03-3592-2307

【ご連絡】 内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第49回)

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2012年11月19日 19:49

宛先: 丸山 洋平(安危本室)

添付ファイル: 安危.zip (338 KB)

内閣官房副長官補室(安危) 丸山様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料(第49回)を、11月19日(月)に内閣法制局に持ち込みました。

同資料は、部長説明用に浄書したもので、原則、修正はありませんが、国家公務員法等の一部を改正する法律が先の国会で廃案になりましたので、それを受けて附則及び附則関係箇所を修正してあります(部長提出用なので見え消しではないです)。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気付きの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。

(条文素案等の資料につきましては、これまでと同様、セキュリティ機能の設定をしております)

御多忙の恐れ縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

内閣官房内閣情報調査室総務部

[REDACTED]

[REDACTED]

Tel 03-5253-2111 (内線 [REDACTED])

(直通)

Fax 03-3592-2307

【ご連絡】 内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第49回)

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2012年11月19日 19:50

宛先:

添付ファイル: 警察庁.zip (338 KB)

警察庁警備局警備企画課 小林様、様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料(第49回)を、11月19日(月)に内閣法制局に持ち込みました。

同資料は、部長説明用に浄書したもので、原則、修正はありませんが、国家公務員法等の一部を改正する法律が先の国会で廃案になりましたので、それを受けて附則及び附則関係箇所を修正してあります(部長提出用なので見え消しではありません)。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気づきの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。
(条文素案等の資料につきましては、これまでと同様、セキュリティ機能の設定をしております)

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

内閣官房内閣情報調査室総務部

Tel 03-5253-2111 (内線
(直通)

Fax 03-3592-2307

【ご連絡】 内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第49回)

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2012年11月19日 19:51

宛先:

添付ファイル: 公安庁.zip (338 KB)

公安調査庁 総務部審理室 [REDACTED] 様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料(第49回)を、11月19日(月)に内閣法制局に持ち込みました。

同資料は、部長説明用に浄書したもので、原則、修正はありませんが、国家公務員法等の一部を改正する法律が先の国会で廃案になりましたので、それを受けて附則及び附則関係箇所を修正してあります(部長提出用なので見え消しではありません)。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気付きの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。

(条文素案等の資料につきましては、これまでと同様、セキュリティ機能の設定をしております)

御多忙の恐れ縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

内閣官房内閣情報調査室総務部

[REDACTED]

[REDACTED]

Tel 03-5253-2111 (内線 [REDACTED])

[REDACTED] (直通)

Fax 03-3592-2307

【ご連絡】 内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第49回)

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2012年11月19日 19:53

宛先:

添付ファイル: 法務省.zip (338 KB)

法務省 刑事局公安課 櫻谷様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料(第49回)を、11月19日(月)に内閣法制局に持ち込みました。

同資料は、部長説明用に浄書したもので、原則、修正はありませんが、国家公務員法等の一部を改正する法律が先の国会で廃案になりましたので、それを受けて附則及び附則関係箇所を修正してあります(部長提出用なので見え消しではありません)。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気づきの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。
(条文素案等の資料につきましては、これまでと同様、セキュリティ機能の設定をしております)

御多忙のり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

内閣官房内閣情報調査室総務部

Tel 03-5253-2111 (内線)

(直通)

Fax 03-3592-2307

【ご連絡】 内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第49回)

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2012年11月19日 19:55

宛先:

添付ファイル: 外務省.zip (338 KB)

外務省 大臣官房総務課 ■■■様、■■■様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料(第49回)を、11月19日(月)に内閣法制局に持ち込みました。

同資料は、部長説明用に浄書したもので、原則、修正はありませんが、国家公務員法等の一部を改正する法律が先の国会で廃案になりましたので、それを受けて附則及び附則関係箇所を修正してあります(部長提出用なので見え消しではありません)。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気付きの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。
(条文素案等の資料につきましては、これまでと同様、セキュリティ機能の設定をしております)
御多忙の恐れ縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

内閣官房内閣情報調査室総務部

Tel. 03-5253-2111 (内線■■■■)

(直通)

Fax 03-3592-2307

【ご連絡】 内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第49回)

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2012年11月19日 19:57

宛先:

添付ファイル: 持込資料リスト.jtd (23 KB); ①条文案・理由.jtd (70 KB); ②新旧対照条文.jtd (48 KB); ③読替表(法律案).jtd (961 KB); ④参照条文.jtd (106 KB); ⑤用例集.jtd (576 KB); ⑥逐条解説.jtd (372 KB); ⑦4段表.jtd (189 KB)

海上保安庁 総務部政務課 坂本様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料(第49回)を、11月19日(月)に内閣法制局に持ち込みました。

同資料は、部長説明用に浄書したもので、原則、修正はありませんが、国家公務員法等の一部を改正する法律が先の国会で廃案になりましたので、それを受けて附則及び附則関係箇所を修正してあります(部長提出用なので見え消しではありません)。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気づきの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。
(条文素案等の資料につきましては、これまでと同様、セキュリティ機能の設定をしております)

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

内閣官房内閣情報調査室総務部

Tel 03-5253-2111 (内線 [redacted])
(直通)

Fax 03-3592-2307

【ご連絡】 内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第49回)

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2012年11月19日 19:59

宛先:

添付ファイル: 防衛省.zip (338 KB)

防衛省 防衛政策局調査課 ■■■様、■■■様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料(第49回)を、11月19日(月)に内閣法制局に持ち込みました。

同資料は、部長説明用に浄書したもので、原則、修正はありませんが、国家公務員法等の一部を改正する法律が先の国会で廃案になりましたので、それを受けて附則及び附則関係箇所を修正してあります(部長提出用なので見え消しではないです)。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気付きの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。
(条文素案等の資料につきましては、これまでと同様、セキュリティ機能の設定をしております)

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

内閣官房内閣情報調査室総務部

Tel 03-5253-2111 (内線■■■■)
■■■■ (直通)

Fax 03-3592-2307

【ご連絡】 内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第49回)

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2012年11月19日 20:02

宛先:

添付ファイル: 経産省.zip (338 KB)

経済産業省 大臣官房情報システム厚生課 下堀様、監物様、藤本様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料(第49回)を、11月19日(月)に内閣法制局に持ち込みました。

同資料は、部長説明用に浄書したもので、原則、修正はありませんが、国家公務員法等の一部を改正する法律が先の国会で廃案になりましたので、それを受けて附則及び附則関係箇所を修正してあります(部長提出用なので見え消しではありません)。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、

お気付きの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。

(条文素案等の資料につきましては、これまでと同様、セキュリティ機能の設定をしております)
御多忙の恐れ縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

内閣官房内閣情報調査室総務部

[Redacted]

Tel 03-5253-2111 (内線 [Redacted])

[Redacted] (直通)

Fax 03-3592-2307

【ご連絡】 内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第49回)

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2012年11月19日 20:05

宛先:

添付ファイル: 経産省.zip (338 KB)

経済産業省 経済産業政策局知的財産政策室 根橋様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料(第49回)を、11月19日(月)に内閣法制局に持ち込みました。

同資料は、部長説明用に浄書したもので、原則、修正はありませんが、国家公務員法等の一部を改正する法律が先の国会で廃案になりましたので、それを受けて附則及び附則関係箇所を修正してあります(部長提出用なので見え消しではありません)。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気付きの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。
(条文素案等の資料につきましては、これまでと同様、セキュリティ機能の設定をしております)
御多忙の恐れ縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

内閣官房内閣情報調査室総務部

[Redacted]

Tel 03-5253-2111 (内線 [Redacted])

[Redacted] (直通)

Fax 03-3592-2307

秘密保全法制 法制局持込み資料

平成24年11月19日

- 条文案・理由
- 新旧対照条文
- 読替表（法律案）
- 参照条文集
- 用例集
- 逐条解説
- 特別秘密の保護に関する法律案と秘密保全に関する現行法との対照表

特別秘密の保護に関する法律

目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 特別秘密の指定等（第三条・第四条）

第三章 特別秘密の取扱い（第五条・第六条）

第四章 適性評価等（第七条―第十三条）

第五章 雑則（第十四条―第十六条）

第六章 罰則（第十七条―第二十一条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、国際情勢の複雑化に伴い国及び国民の安全の確保に係る情報の重要性が増大するとともに、高度情報通信ネットワーク社会の発展に伴いその漏えいの危険性が増大している中で、政府が国及

び国民の安全の確保に関する責務を果たすためには、我が国の防衛、外交又は公共の安全と秩序の維持に関する事項のうち特に秘匿することが必要であるものについて、これを適確に保護する体制を確立した上で収集し、整理し、及び活用すること等が重要であることに鑑み、当該事項の保護に関し、特別秘密の指定及び取扱者の制限その他の必要な事項を定めることにより、その漏えいの防止を図り、もって国及び国民の安全の確保に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「特別秘密」とは、我が国の防衛、外交又は公共の安全と秩序の維持に関する事項のうち特に秘匿することが必要であるものとして次条第一項の規定により指定された事項をいう。

2 この法律において「行政機関」とは、次に掲げる機関をいう。

- 一 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関
- 二 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関（これらの機関のうち、国家公安委員会にあっては警察庁を、第四号の政令で定める機関が置かれる機関にあっては当該政令で定める機関を除く。）

三 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第三条第二項に規定する機関（第五号の政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。）

四 内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十六条第二項の機関並びに内閣府設置法第四十条及び第五十六条（宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。）の特別の機関で、警察庁その他政令で定めるもの

五 国家行政組織法第八条の二の施設等機関及び同法第八条の三の特別の機関で、政令で定めるもの

六 会計検査院

3 この法律において「我が国の安全保障等」とは、次に掲げるものをいう。

一 我が国の安全保障

二 国の領域の保全又は国民の生命若しくは身体の保護について外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。次項第二号及び別表第二号ロにおいて同じ。）との間で生じている問題の解決

4 この法律において「特定有害活動」とは、次に掲げる活動をいう。

一 政治上その他の主義主張に基づき、国家若しくは他人にこれを強要し、又は社会に不安若しくは恐怖

を与える目的で人を殺傷し、又は重要な施設その他の物を破壊する行為を行う活動

二 外国の利益を図る目的で行われる活動であつて、次に掲げるもの

イ 国及び国民の安全の確保のために保護を要する情報を不当な方法により取得する活動

ロ 大量破壊兵器関連の物資に係る国際取引であつて、国際的な平和及び安全の維持を妨げるものを行う活動その他の国及び国民の安全を著しく害し、又は害するおそれのある活動

5 この法律において「テロリズム防止等」とは、次に掲げるものをいう。

一 テロリズム等緊急事態（国及び国民の安全に重大な影響を及ぼす緊急事態であつて、前項第一号に規定する行為が発生した事態その他これに類するものをいう。別表第三号イにおいて同じ。）による被害の発生又は拡大の防止

二 特定有害活動の抑止

第二章 特別秘密の指定等

（特別秘密の指定）

第三条 行政機関の長（当該行政機関が合議制の機関である場合にあつては当該行政機関をいい、前条第二

項第四号及び第五号の政令で定める機関（合議制の機関を除く。）にあつてはその機関ごとに政令で定める者をいう。以下同じ。）は、当該行政機関についての次の各号に掲げる事項であつて、公になつていないもののうち、当該各号に定めるもの（日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和二十九年法律第百六十六号）第一条第三項に規定する特別防衛秘密に該当するものを除く。）を特別秘密として指定するものとする。

一 別表第一号に該当する事項 その漏えいが我が国の防衛に著しく支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの

二 別表第二号に該当する事項 その漏えいが我が国の安全保障等に著しく支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの

三 別表第三号に該当する事項 その漏えいが我が国におけるテロリズム防止等に著しく支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの

2 前項の規定による指定（以下単に「指定」という。）は、次の各号のいずれかに掲げる方法により行わなければならない。

一 政令で定めるところにより、前項に規定する事項を記録する文書、図画若しくは物件又は当該事項を化体する物件に標記を付すこと。

二 前項に規定する事項の性質上前号の規定によることが困難である場合において、政令で定めるところにより、当該事項が同項の規定の適用を受けることとなる旨を当該事項を取り扱う者に通知すること。

3 行政機関の長は、共有事項（当該行政機関が他の行政機関に提供し、若しくは他の行政機関から提供を受けた事項、又は当該行政機関及び他の行政機関が同一の機会に行政機関以外の者から提供を受けた事項をいう。次項及び次条第四項において同じ。）について指定をしようとするときは、あらかじめ、当該他の行政機関（次項において「特定行政機関」という。）の長に協議しなければならない。

4 行政機関の長は、前項の規定による協議を経て当該共有事項について指定をしたときは、直ちにその旨を特定行政機関の長に通知しなければならない。

5 警察庁長官は、警察共有事項（警察庁が都道府県警察に提供し、若しくは都道府県警察から提供を受けた事項、又は警察庁及び都道府県警察が同一の機会に都道府県警察以外の者から提供を受けた事項をいう。以下この項において同じ。）について指定をしたとき、又は他の行政機関の長から警察共有事項に係る

前項の規定による通知を受けたときは、直ちにその旨を当該都道府県警察の警視総監又は道府県警察本部長（以下「警察本部長」という。）に通知しなければならない。

（指定の有効期間及び解除）

第四条 行政機関の長は、指定をする場合において、当該指定の日から起算して五年を超えない範囲内においてその有効期間を定めるものとする。

2 行政機関の長は、指定の有効期間（この項の規定により延長した有効期間を含む。）が満了する時において、当該指定をした事項が前条第一項に規定する要件を満たす場合には、政令で定めるところにより、五年を超えない範囲内においてその有効期間を延長するものとする。

3 行政機関の長は、指定をした事項が前条第一項に規定する要件を欠くに至ったときは、政令で定めるところにより、速やかにその指定を解除しなければならない。

4 行政機関の長は、他の行政機関の長が指定をした共有事項が前条第一項に規定する要件を欠くに至ったと思料するときは、速やかにその旨を当該他の行政機関の長に通知するものとする。

第三章 特別秘密の取扱い

(他の行政機関の職員等に特別秘密の取扱いの業務を行わせることができる場合)

第五条 行政機関の長は、当該行政機関又は他の行政機関の所掌事務の遂行上特段の必要がある場合に限り、政令で定めるところにより、他の行政機関の職員のうち別表各号に掲げる事項に関連する職務に従事する者に特別秘密(当該事項に該当するものに限る。)の取扱いの業務を行わせることができる。

2 警察庁長官は、警察庁の所掌事務の遂行上特段の必要がある場合に限り、警察庁長官の定めるところにより、都道府県警察の職員のうち別表第三号に掲げる事項に関連する職務に従事する者に特別秘密(当該事項に該当するものに限る。)の取扱いの業務を行わせることができる。

3 行政機関の長は、当該行政機関の所掌事務の遂行上特段の必要がある場合に限り、政令で定めるところにより、契約業者(当該行政機関との契約に基づき特別秘密に係る物件の製造又は役務の提供を業とする者をいう。以下同じ。)に特別秘密の取扱いの業務を行わせることができる。

(特別秘密の取扱者等)

第六条 行政機関において特別秘密を取り扱うことができる者は、次の各号に掲げる者であつて、当該各号に定める要件に該当するものとする。

一 当該行政機関の職員であつて、その者についての次条第一項の評価で直近に実施されたものにより特別秘密を取り扱う適性（以下単に「適性」という。）を有すると認められたもの 当該行政機関の長がその者に対し当該評価に係る同条第六項の規定による通知をした日から五年を経過していないこと。

二 当該行政機関の職員であつて、第八条第一項の規定により適性を有すると仮に認められたもの 当該行政機関の長がその者に対し同条第二項の規定による通知をした日から三月を経過していないこと（当該通知をした日から三月を経過するまでの間に当該行政機関の長がその者に対し次条第六項の規定による通知をした場合を除く。）。

2 次に掲げる者は、前項の規定にかかわらず、特別秘密を取り扱うことができるものとする。

一 当該行政機関の長

二 次に掲げる職を占める者

イ 国務大臣（前号に掲げる者を除く。）

ロ 内閣官房副長官

ハ 副大臣

二 大臣政務官

ホ イからニまでに掲げるもののほか、その任命の方法、職務の特性その他の事情を勘案し、次条第一項の評価の対象とすることが適当でない職として政令で定める職

三 特別秘密に係る犯罪の捜査その他の特別秘密を取り扱うことが必要な事務で偶発的に行うこととなるものに従事する行政機関の職員であつて、当該行政機関の長が当該職員の同意を得た上で当該職員について確認措置（次条第二項各号に掲げる事項ごとに当該事項に関し特別秘密の漏えいに結び付くおそれのある特定の事実が存在しないことをその職員に質問させることにより確認する措置をいう。以下同じ。）を講じたもの（当該事務を遂行するため必要最小限度の特別秘密を二月を超えない期間内において取り扱う場合に限る。）

四 法令の規定により他の行政機関の職員をもつて充てることとされている当該行政機関の職員であつて、前項及びこの項（この号を除く。）の規定により当該他の行政機関において特別秘密を取り扱うことができるもの

3 第一項及び前項（第二号及び第四号を除く。）の規定は、都道府県警察における特別秘密の取扱いにつ

いて準用する。この場合において、第一項中「行政機関において」とあるのは「都道府県警察において」と、同項各号及び前項第三号中「行政機関の職員」とあるのは「都道府県警察の職員」と、第一項各号並びに前項第一号及び第三号中「行政機関の長」とあるのは「警察本部長」と、それぞれ読み替えるものとする。

4 行政機関の長は、前条第三項の規定により契約業者に特別秘密の取扱いの業務を行わせるときは、当該業務に係る契約において、次の各号に掲げる者であつて、当該各号に定める要件に該当するもののみが特別秘密を取り扱うべき旨の条件を付するものとする。

一 当該契約業者の役職員等（契約業者が法人その他の団体であるときは、役員、職員その他の従業者をいい、契約業者が事業を行う個人であるときは、当該個人及びその代理人、使用人その他の従業者をいう。以下同じ。）であつて、その者についての第十条において準用する次条第一項の評価で直近に実施されたものにより適性を有すると認められたもの 当該行政機関の長が当該契約業者に対し当該評価に係る同条第六項の規定による通知をした日から五年を経過していないこと。

二 当該契約業者の役職員等であつて、第十条において準用する第八条第一項の規定により適性を有する

と仮に認められたもの 当該行政機関の長が当該契約業者に対し同条第二項の規定による通知をした日から三月を経過していないこと（当該通知をした日から三月を経過するまでの間に当該行政機関の長が当該契約業者に対し第十条において準用する次条第六項の規定による通知をした場合を除く。）。

第四章 適性評価等

（行政機関の職員に係る適性評価）

第七条 行政機関の長は、次に掲げる者の適性について、特別秘密を取り扱った場合においてこれを漏らすおそれがあるかどうかという観点から評価を実施することができる。

一 当該行政機関の職員として特別秘密を取り扱うことが見込まれることとなった者

二 当該行政機関の長が第六項の規定による適性を有すると認めた旨の通知（その者について当該通知を複数回した場合にあつては、直近のもの。次号において同じ。）をした日から四年六月を経過した者であつて、当該通知をした日から五年を経過した日以後特別秘密を取り扱うことが引き続き見込まれるものの

三 当該行政機関の長が第六項の規定による適性を有すると認めた旨の通知をした日から五年を経過して

いない者であつて、当該行政機関の長が特別秘密の保護を適切かつ確実に行うためにその者の適性について評価を実施することが特に必要であると認めるもの

2 行政機関の長は、次に掲げる事項についての調査を実施し、その結果に基づき前項の評価（以下「適性評価」という。）を実施するものとする。

一 特定有害活動との関係に関する事項

二 犯罪及び懲戒の経歴に関する事項

三 情報の取扱いに係る非違の経歴に関する事項（前号に掲げるものを除く。）

四 薬物の濫用及び影響に関する事項（第二号に掲げるものを除く。）

五 精神疾患に関する事項

六 飲酒についての節度に関する事項

七 信用状態その他の経済的な状況に関する事項

3 行政機関の長は、前項第一号に掲げる事項についての調査を効果的かつ効率的に実施するために必要な事項として政令で定めるものについての調査を実施するものとする。

4 行政機関の長は、適性評価を実施しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を適性評価の対象としようとする者に対し告知した上、その者の同意を得なければならない。

一 行政機関の長が第二項各号に掲げる事項及び前項の政令で定める事項について調査を実施する旨

二 行政機関の長が前号に規定する事項について次項の規定により質問させ、若しくは資料の提出を求めさせ、又は照会して報告を求めることがある旨

三 第一項第三号に該当する者として適性評価を実施しようとする場合は、その旨

5 行政機関の長は、第二項及び第三項の調査を実施するため必要な範囲内において、当該行政機関の職員に適性評価の対象となる者（以下「評価対象者」という。）若しくは評価対象者の知人その他の関係者に質問させ、若しくは評価対象者に対し資料の提出を求めさせ、又は公務所若しくは公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

6 行政機関の長は、適性評価を実施したときは、適性を有すると認めるかどうかの結果を評価対象者に対し通知しなければならない。

7 前項の規定により評価対象者に対し適性を有しないと認めた旨を通知するときは、行政機関の長は、適

性評価の実効性及び円滑な実施の確保を妨げない範囲内において、適性を有しないと認められた理由を通知するものとする。ただし、当該評価対象者があらかじめ当該理由の通知を希望しない旨を申し出た場合は、これを通知しないものとする。

8 第一項第三号に掲げる者が適性評価の実施について第四項の規定による同意をしなかったときは、その者は前条第一項第一号に定める要件に該当しない者とみなして、同項の規定を適用する。

第八条 行政機関の長は、適性評価を実施中の評価対象者（前条第一項第一号に掲げる者であつて、同条第二項第一号から第三号までに掲げる事項についての調査を終了したものに限る。）による特別秘密の取扱いが必要な特段の事情がある場合において、当該評価対象者が次の各号のいずれにも該当するときは、適性を有すると仮に認めることができる。

一 前条第二項第一号から第三号までに掲げる事項についての調査の結果、特別秘密を取り扱った場合においてこれを漏らすおそれがあると認めべき事情がないこと。

二 前条第二項第四号から第七号までに掲げる事項についてのその時点までの調査の結果、特別秘密を取り扱った場合においてこれを漏らすおそれがあると認めべき事情又は当該事情がないことについて疑

いを生じさせるおそれがある事情がないこと。

- 2 行政機関の長は、前項の規定により適性を有すると仮に認めるときは、その旨を評価対象者に対し通知するものとする。

(都道府県警察の職員に係る適性評価)

第九条 前二条の規定は、都道府県警察の職員に係る適性評価について準用する。この場合において、これらの規定中「行政機関の長」とあるのは「警察本部長」と、第七条第一項第一号及び同条第五項中「行政機関の職員」とあるのは「都道府県警察の職員」と、同条第八項中「前条第一項第一号」とあるのは「前条第三項の規定により読み替えて準用する前条第一項第一号」と、前条第一項中「前条第一項第一号」とあるのは「一次条の規定により読み替えて準用する前条第一項第一号」と、それぞれ読み替えるものとする。

(契約業者の役職員等に係る適性評価)

第十条 第七条及び第八条の規定は、契約業者の役職員等に係る適性評価について準用する。この場合において、第七条第一項第一号及び同条第五項中「当該行政機関の職員」とあるのは「契約業者の役職員等」と、同条第六項及び第八条第二項中「評価対象者」とあるのは「契約業者及び評価対象者」と、第七条第

八項中「前条第一項第一号」とあるのは「前条第四項第一号」と、第八条第一項中「前条第一項第一号」とあるのは「第十条の規定により読み替えて準用する前条第一項第一号」と、それぞれ読み替えるものとする。

（適性評価の実施に当たって取得する個人情報の利用及び提供の制限）

第十一条 行政機関の長及び警察本部長は、適性評価の実施以外の目的のために、適性評価の実施に当たって取得する個人情報を利用し、又は提供してはならない。

（不利益取扱いの禁止）

第十二条 行政機関等の職員（一般職の国家公務員、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第二条第五項に規定する隊員及び都道府県警察の職員をいう。以下この項において同じ。）の任免、給与その他の身分取扱いについて権限を有する者は、行政機関等の職員が適性評価の実施について第七条第四項（第九条において準用する場合を含む。）の規定による同意をしなかったこと又は適性評価により適性を有しないと認められたことを理由として、行政機関等の職員に対して免職その他不利益な取扱いがされることがないよう、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）、自衛隊法又は地方公務員法（昭和二十五年法

律第二百六十一号)の規定を適用しなければならない。

2 契約業者は、その使用し、又は使用していた者が適性評価の実施について第十条において準用する第七条第四項の規定による同意をしなかったこと又は適性評価により適性を有しないと認められたことを理由として、その者に対して、解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

(確認措置の実施についての準用)

第十三条 第十一条及び前条第一項の規定は、確認措置の実施について準用する。この場合において、第十条中「適性評価の実施以外の目的」とあるのは「適性評価又は確認措置の実施以外の目的」と、「適性評価の実施に当たって」とあるのは「確認措置の実施に当たって」と、前条第一項中「行政機関等の職員が適性評価の実施について第七条第四項(第九条において準用する場合を含む。)の規定による同意をしなかったこと又は適性評価により適性を有しないと認められたこと」とあるのは「行政機関等の職員が確認措置の実施について第六条第二項第三号(同条第三項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定による同意をしなかったこと又は同号の規定による質問により同号に規定する特定の事実が存在しないことが確認されなかったこと」と、それぞれ読み替えるものとする。

第五章 雑則

(その他の保護措置)

第十四条 行政機関の長及び警察本部長は、第三条、第四条及び第六条から第十条までに定めるもののほか、政令で定めるところにより、第三条第一項に規定する事項の保護上必要な措置を講ずるものとする。

(政令への委任)

第十五条 この法律に定めるもののほか、第七条第四項の規定による告知の方法その他この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

(この法律の解釈適用)

第十六条 この法律の適用に当たっては、これを拡張して解釈して、国民の基本的人権を不当に侵害するようないふことがあつてはならない。

第六章 罰則

第十七条 特別秘密を取り扱うことを業務とする者がその業務により知得した特別秘密を漏らしたときは、十年以下の懲役に処し、又は情状により十年以下の懲役及び千万円以下の罰金に処する。特別秘密を取り

扱うことを業務としなくなった後においても、同様とする。

2 前項の場合を除き、行政機関又は都道府県警察の職員がその業務により知得した特別秘密を漏らしたときは、五年以下の懲役に処し、又は情状により五年以下の懲役及び五百万円以下の罰金に処する。その職を退いた後においても、同様とする。

3 前二項の罪の未遂は、罰する。

4 過失により第一項の罪を犯した者は、二年以下の禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。

5 過失により第二項の罪を犯した者は、一年以下の禁錮又は三十万円以下の罰金に処する。

第十八条 次に掲げる行為により行政機関、都道府県警察又は契約業者が保有する特別秘密を取得した者は、十年以下の懲役に処し、又は情状により十年以下の懲役及び千万円以下の罰金に処する。

一 人を欺き、人に暴行を加え、又は人を脅迫する行為

二 財物の窃取

三 施設への侵入

四 施設若しくは設備を損壊し、又はその錠を特別秘密を保有する者（次号及び第八号において「保有者

「という。」の同意なくはすず行為

五 映像若しくは音声を送信する機能又は録画若しくは録音の機能を有する機器を保有者の同意なく施設に設置する行為

六 施設又は施設の区画された部分に係る振動を当該施設又は当該部分の外部から検知してこれらの内部の音声に係る情報に変換する機能を有する機器を使用する行為

七 有線電気通信を傍受する行為又は暗号を用いた電気通信を傍受してその内容を復元する行為

八 不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第二百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。）、正当な理由がないのに刑法（明治四十年法律第四十五号）第六十八條の二第一項第一号に掲げる電磁的記録を人の電子計算機における実行の用に供する行為その他の電子計算機による保有者の管理を害する行為

2 前項の罪の未遂は、罰する。

3 前二項の規定は、刑法その他の罰則の適用を妨げない。

第十九条 第十七条第一項又は前条第一項に規定する行為の遂行を共謀し、教唆し、又は煽動した者は、五

年以下の懲役に処する。

2 第十七条第二項に規定する行為の遂行を共謀し、教唆し、又は煽動した者は、三年以下の懲役に処する。

第二十条 第十七条第三項若しくは第十八条第二項の罪を犯した者又は前条の罪を犯した者のうち第十七条

第一項、第二項若しくは第十八条第一項に規定する行為の遂行を共謀したものが自首したときは、その刑を減輕し、又は免除する。

第二十一条 第十七条の罪は、日本国外において同条の罪を犯した者にも適用する。

2 第十八条及び第十九条の罪は、刑法第二条の例に従う。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

ただし、第六条の規定は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(自衛隊法の一部改正)

第二条 自衛隊法の一部を次のように改正する。

目次中「自衛隊の権限等（第八十七条―第九十六条の二）」を「自衛隊の権限（第八十七条―第九十六条）」に、「第二百二十六条」を「第二百五条」に改める。

第七章の章名を次のように改める。

第七章 自衛隊の権限

第九十六条の二を削る。

第二百二十二条を削り、第二百二十三条を第二百二十二条とし、第二百二十四条から第二百二十六条までを一条ずつ繰り上げる。

別表第四を削る。

（防衛秘密に関する経過措置）

第三条 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において前条の規定による改正前の自衛隊法（次条において「旧自衛隊法」という。）第九十六条の二第一項の規定により防衛秘密として指定されている事項は、施行日において第三条第一項の規定により防衛大臣が同項第一号に係る特別秘密として指

定した事項とみなす。この場合において、防衛大臣は、施行日から起算して五年を超えない範囲内においてその有効期間を定めるものとする。

(罰則に関する経過措置)

第四条 施行日前にした行為及び旧自衛隊法の規定により防衛秘密を取り扱うことを業務としていた者であつて施行日前に防衛秘密を取り扱うことを業務としなくなったものがその業務により知得した防衛秘密に関し、施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第五条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(内閣法の一部改正)

第六条 内閣法（昭和二十二年法律第五号）の一部を次のように改正する。

第十八条第二項中「助け、」の下に「第十二条第二項第二号から第五号までに掲げる事務のうち特別秘密の保護に関する法律（平成二十四年法律第 号）第二条第一項に規定する特別秘密の保護に関するもの及び」を加える。

別表（第三条、第五条関係）

- 一 防衛に関する事項であつて、次に掲げるもの
 - イ 自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究
 - ロ 防衛に関し収集した電波情報、画像情報その他の重要な情報
 - ハ ロに掲げる情報の収集整理又はその能力
 - ニ 防衛力の整備に関する見積り若しくは計画又は研究
 - ホ 武器、弾薬、船舶、航空機その他防衛の用に供する物の種類又は数量
 - ヘ 防衛の用に供する通信網の構成又は通信の方法
 - ト 防衛の用に供する暗号その他ロに掲げる情報の伝達の用に供する暗号
 - チ 武器、弾薬、船舶、航空機その他防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のもの、の仕様、性能又は使用方法
 - リ 武器、弾薬、船舶、航空機その他防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のもの、の製作、検査、修理又は試験の方法

- 又 防衛の用に供する施設の設計、性能又は内部の用途（へに掲げるものを除く。）
- 二 外交に関する事項であつて、次に掲げるもの
 - イ 我が国の安全保障等に係る重要施策の方針
 - ロ 我が国の安全保障等に係る外国の政府又は国際機関との交渉の内容
 - ハ 外交に関し収集した我が国の安全保障等に関する重要な情報
 - ニ ハに掲げる情報の収集整理又はその能力
 - ホ 外交の用に供する暗号その他ハに掲げる情報の伝達の用に供する暗号
- 三 公共の安全と秩序の維持に関する事項であつて、次に掲げるもの
 - イ テロリズム等緊急事態に対処するための計画又は研究
 - ロ 公共の安全と秩序の維持に関し収集した特定有害活動に関する重要な情報
 - ハ ロに掲げる情報の収集整理又はその能力
- ニ 公共の安全と秩序の維持の用に供する暗号その他ロに掲げる情報の伝達の用に供する暗号

理由

我が国の防衛、外交又は公共の安全と秩序の維持に関する一定の事項のうち特に秘匿することが必要なものを特別秘密として保護するため、行政機関における特別秘密の指定、特別秘密を取り扱う者に対する適性評価の実施等の特別秘密の管理に関する措置、特別秘密の漏えい等に対する罰則等について定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

特別秘密の保護に関する法律案 新旧対照条文 目次

○自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）（附則第二条関係） 1
○内閣法（昭和二十二年法律第五号）（附則第六条関係） 4

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章(第六章) (略)</p> <p>第七章 自衛隊の権限(第八十七条—第九十六条)</p> <p>第八章 (略)</p> <p>第九章 罰則(第一百八条—第一百二十五条)</p> <p>附則</p> <p>第七章 自衛隊の権限</p> <p>(削る)</p>	<p>目次</p> <p>第一章(第六章) (略)</p> <p>第七章 自衛隊の権限等(第八十七条—第九十六条の二)</p> <p>第八章 (略)</p> <p>第九章 罰則(第一百八条—第一百二十六条)</p> <p>附則</p> <p>第七章 自衛隊の権限等</p> <p>(防衛秘密)</p> <p>第九十六条の二 防衛大臣は、自衛隊についての別表第四に掲げる事項であつて、公になつていないものうち、我が国の防衛上特に秘密することが必要であるもの(日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法(昭和二十九年法律第百六十六号)第一条第二項に規定する特別防衛秘密に該当するものを除く。)を防衛秘密として指定するものとする。</p> <p>2 前項の規定による指定は、次の各号のいずれかに掲げる方法により行わなければならない。</p> <p>一 政令で定めるところにより、前項に規定する事項を記録する文書、図画若しくは物件又は当該事項を化体する物件に標記を付すこと。</p> <p>二 前項に規定する事項の性質上前号の規定によることが困難である場合において、政令で定めるところにより、当該事項が同項の規定の適用を受けることとなる旨を当該事項を取り扱う者に通知すること。</p>

(削る)

- 3 防衛大臣は、自衛隊の任務遂行上特段の必要がある場合に限り、国の行政機関の職員のうち防衛に関連する職務に従事する者又は防衛省との契約に基づき防衛秘密に係る物件の製造若しくは役務の提供を業とする者に、政令で定めるところにより、防衛秘密の取扱いの業務を行わせることができる。
- 4 防衛大臣は、第一項及び第二項に定めるもののほか、政令で定めるところにより、第一項に規定する事項の保護上必要な措置を講ずるものとする。

第二百二十二条 防衛秘密を取り扱うことを業務とする者がその業務により知得した防衛秘密を漏らしたときは、五年以下の懲役に処する。防衛秘密を取り扱うことを業務としなくなつた後においても、同様とする。

- 2 前項の未遂罪は、罰する。
- 3 過失により、第一項の罪を犯した者は、一年以下の禁錮又は三万円以下の罰金に処する。
- 4 第一項に規定する行為の遂行を共謀し、教唆し、又は煽動した者は、三年以下の懲役に処する。
- 5 第二項の罪を犯した者又は前項の罪を犯した者のうち第一項に規定する行為の遂行を共謀したものが自首したときは、その刑を減輕し、又は免除する。
- 6 第一項から第四項までの罪は、刑法第三条の例に従う。

第二百二十二条～第二百二十五条 (略)

(削る)

別表第四(第九十六条の二関係)

- 一 自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究
- 二 防衛に関し収集した電波情報、画像情報その他の重要な情報
- 三 前号に掲げる情報の収集整理又はその能力

- 四 防衛力の整備に関する見積り若しくは計画又は研究
- 五 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物（船舶を含む。第八号及び第九号において同じ。）の種類又は数量
- 六 防衛の用に供する通信網の構成又は通信の方法
- 七 防衛の用に供する暗号
- 八 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のもの仕様、性能又は使用方法
- 九 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のもの製作、検査、修理又は試験の方法
- 十 防衛の用に供する施設の設計、性能又は内部の用途（第六号に掲げるものを除く。）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第十八条（略）</p> <p>2 内閣情報官は、内閣官房長官、内閣官房副長官及び内閣危機管理監を助け、第十二条第二項第一号から第五号までに掲げる事務のうち特別秘密の保護に関する法律（平成二十四年法律第 号）第二十一条に規定する特別秘密の保護に関するもの及び第十二条第二項第六号に掲げる事務を掌理する。</p> <p>3（略）</p>	<p>第十八条（略）</p> <p>2 内閣情報官は、内閣官房長官、内閣官房副長官及び内閣危機管理監を助け、第十二条第二項第六号に掲げる事務を掌理する。</p> <p>3（略）</p>

読替表（法律案）

○都道府県警察における特別秘密の取扱者等（第六条第三項関係）

行政機関（読替え前）	都道府県警察（読替え後）
<p>（特別秘密の取扱者等）</p> <p>第六条 行政機関において特別秘密を取り扱うことができる者は、次の各号に掲げる者であつて、当該各号に定める要件に該当するものとする。</p> <p>一 当該行政機関の職員であつて、その者についての次条第一項の評価で直近に実施されたものにより特別秘密を取り扱う適性（以下単に「適性」という。）を有すると認められたもの 当該行政機関の長がその者に対し当該評価に係る同条第六項の規定による通知をした日から五年を経過していないこと。</p> <p>二 当該行政機関の職員であつて、第八条第一項の規定により適性を有すると仮に認められたもの 当該行政機関の長がその者に対し同条第二項の規定による通知をした日から三月を経過していないこと（当該通知をした日から三月を経過するまでの間に当該行</p>	<p>（特別秘密の取扱者等）</p> <p>第六条（略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 第一項及び前項（第二号及び第四号を除く。）の規定は、都道府県警察における特別秘密の取扱いについて準用する。この場合において、第一項中「行政機関において」とあるのは「都道府県警察において」と、同項各号及び前項第三号中「行政機関の職員」とあるのは「都道府県警察の職員」と、第一項各号並びに前項第一号及び第三号中「行政機関の長」とあるのは「警察本部長」と、それぞれ読み替えるものとする。</p> <p>4 （略）</p> <p>【以下第六条第一項並びに第二項第一号及び第三号の準用部分（傍線部分が読替え部分）】</p> <p>（特別秘密の取扱者等）</p> <p>第六条 都道府県警察において特別秘密を取り扱うことができる者は、次の各号に掲げる者であつて、当該各号に定める要件に該当するものとする。</p> <p>一 当該都道府県警察の職員であつて、その者についての次条第一項の評価で直近に実施されたものにより特別秘密を取り扱う適性（以下単に「適性」という。）を有すると認められたもの 当該警察本部長がその者に対し当該評価に係る同条第六項の規定による通知をした日から五年を経過していないこと。</p> <p>二 当該都道府県警察の職員であつて、第八条第一項の規定により適性を有すると仮に認められたもの 当該警察本部長がその者に対し同条第二項の規定による通知をした日から三月を経過していないこと（当該通知をした日から三月を経過するまでの間に当該</p>

政機関の長がその者に対し次条第六項の規定による通知をした場合を除く。)

2 次に掲げる者は、前項の規定にかかわらず、特別秘密を取り扱うことができるものとする。

一 当該行政機関の長

二 (略)

三 特別秘密に係る犯罪の捜査その他の特別秘密を取り扱うことが必要な事務で偶発的に行うこととなるものに従事する行政機関の職員であつて、当該行政機関の長が当該職員の同意を得た上で当該職員について確認措置(次条第二項各号に掲げる事項ごとに当該事項に関し特別秘密の漏えいに結び付くおそれのある特定の実が存在しないことをその職員に質問させることにより確認する措置をいう。以下同じ。)を講じたもの(当該事務を遂行するため必要最小限度の特別秘密を二月を超えない期間内において取り扱う場合に限る。)

四 (略)

3・4 (略)

警察本部長がその者に対し次条第六項の規定による通知をした場合を除く。)

2 次に掲げる者は、前項の規定にかかわらず、特別秘密を取り扱うことができるものとする。

一 当該警察本部長

三 特別秘密に係る犯罪の捜査その他の特別秘密を取り扱うことが必要な事務で偶発的に行うこととなるものに従事する都道府県警察の職員であつて、当該警察本部長が当該職員の同意を得た上で当該職員について確認措置(次条第二項各号に掲げる事項ごとに当該事項に関し特別秘密の漏えいに結び付くおそれのある特定の実が存在しないことをその職員に質問させることにより確認する措置をいう。以下同じ。)を講じたもの(当該事務を遂行するため必要最小限度の特別秘密を二月を超えない期間内において取り扱う場合に限る。)

○都道府県警察の職員に係る適性評価（第九条関係）

行政機関（読替え前）

（行政機関の職員に係る適性評価）

第七条 行政機関の長は、次に掲げる者の適性について、特別秘密を取り扱った場合においてこれを漏らすおそれがあるかどうかという観点から評価を実施することができる。

- 一 当該行政機関の職員として特別秘密を取り扱うことが見込まれることとなった者
- 二 当該行政機関の長が第六項の規定による適性を有すると認められた旨の通知（その者について当該通知を複数回した場合にあっては、直近のもの。次号において同じ。）をした日から四年六月を経過した者であつて、当該通知をした日から五年を経過した日以後特別秘密を取り扱うことが引き続き見込まれるもの
- 三 当該行政機関の長が第六項の規定による適性を有すると認められた旨の通知をした日から五年を経過していない者であつて、当該行政機関の長が特別秘密の保護を適切かつ確実に行うためにその者の適性について評価を実施することが特に必要であると認めるもの

2 行政機関の長は、次に掲げる事項についての調査を実施し、その結果に基づき前項の評価（以下「適性評価」という。）を実施する

都道府県警察（読替え後）

（都道府県警察の職員に係る適性評価）

第九条 前二条の規定は、都道府県警察の職員に係る適性評価について準用する。この場合において、これらの規定中「行政機関の長」とあるのは「警察本部長」と、第七条第一項第一号及び同条第五項中「行政機関の職員」とあるのは「都道府県警察の職員」と、同条第八項中「前条第一項第一号」とあるのは「前条第三項の規定により読み替えて準用する前条第一項第一号」と、前条第一項中「前条第一項第一号」とあるのは「次条の規定により読み替えて準用する前条第一項第一号」と、それぞれ読み替えるものとする。

【以下第七条及び第八条の準用部分（傍線部分が読替え部分）】

（行政機関の職員に係る適性評価）

第七条 警察本部長は、次に掲げる者の適性について、特別秘密を取り扱った場合においてこれを漏らすおそれがあるかどうかという観点から評価を実施することができる。

- 一 当該都道府県警察の職員として特別秘密を取り扱うことが見込まれることとなった者
- 二 当該警察本部長が第六項の規定による適性を有すると認められた旨の通知（その者について当該通知を複数回した場合にあっては、直近のもの。次号において同じ。）をした日から四年六月を経過した者であつて、当該通知をした日から五年を経過した日以後特別秘密を取り扱うことが引き続き見込まれるもの
- 三 当該警察本部長が第六項の規定による適性を有すると認められた旨の通知をした日から五年を経過していない者であつて、当該警察本部長が特別秘密の保護を適切かつ確実に行うためにその者の適性について評価を実施することが特に必要であると認めるもの

2 警察本部長は、次に掲げる事項についての調査を実施し、その結果に基づき前項の評価（以下「適性評価」という。）を実施する

ものとする。

- 一 特定有害活動との関係に関する事項
 - 二 犯罪及び懲戒の経歴に関する事項
 - 三 情報の取扱いに係る非違の経歴に関する事項（前号に掲げるものを除く。）
 - 四 薬物の濫用及び影響に関する事項（第二号に掲げるものを除く。）
 - 五 精神疾患に関する事項
 - 六 飲酒についての節度に関する事項
 - 七 信用状態その他の経済的な状況に関する事項
- 3 行政機関の長は、前項第一号に掲げる事項についての調査を効果的かつ効率的に実施するために必要な事項として政令で定めるものについての調査を実施するものとする。
- 4 行政機関の長は、適性評価を実施しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を適性評価の対象としようとする者に対し告知した上、その者の同意を得なければならない。
- 一 行政機関の長が第二項各号に掲げる事項及び前項の政令で定める事項について調査を実施する旨
 - 二 行政機関の長が前号に規定する事項について次項の規定により質問させ、若しくは資料の提出を求めさせ、又は照会して報告を求めることがある旨
 - 三 第一項第三号に該当する者として適性評価を実施しようとする場合は、その旨
- 5 行政機関の長は、第二項及び第三項の調査を実施するため必要な範囲内において、当該行政機関の職員に適性評価の対象となる者（以下「評価対象者」という。）若しくは評価対象者の知人その他の関係者に質問させ、若しくは評価対象者に対し資料の提出を求めさせ、又は公務所若しくは公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。
- 6 行政機関の長は、適性評価を実施したときは、適性を有すると認めるかどうかの結果を評価対象者に対し通知しなければならない。
- 7 前項の規定により評価対象者に対し適性を有しないと認められた旨を

ものとする。

- 一 特定有害活動との関係に関する事項
 - 二 犯罪及び懲戒の経歴に関する事項
 - 三 情報の取扱いに係る非違の経歴に関する事項（前号に掲げるものを除く。）
 - 四 薬物の濫用及び影響に関する事項（第二号に掲げるものを除く。）
 - 五 精神疾患に関する事項
 - 六 飲酒についての節度に関する事項
 - 七 信用状態その他の経済的な状況に関する事項
- 3 警察本部長は、前項第一号に掲げる事項についての調査を効果的かつ効率的に実施するために必要な事項として政令で定めるものについての調査を実施するものとする。
- 4 警察本部長は、適性評価を実施しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を適性評価の対象としようとする者に対し告知した上、その者の同意を得なければならない。
- 一 警察本部長が第二項各号に掲げる事項及び前項の政令で定める事項について調査を実施する旨
 - 二 警察本部長が前号に規定する事項について次項の規定により質問させ、若しくは資料の提出を求めさせ、又は照会して報告を求めることがある旨
 - 三 第一項第三号に該当する者として適性評価を実施しようとする場合は、その旨
- 5 警察本部長は、第二項及び第三項の調査を実施するため必要な範囲内において、当該道府県警察の職員に適性評価の対象となる者（以下「評価対象者」という。）若しくは評価対象者の知人その他の関係者に質問させ、若しくは評価対象者に対し資料の提出を求めさせ、又は公務所若しくは公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。
- 6 警察本部長は、適性評価を実施したときは、適性を有すると認めるかどうかの結果を評価対象者に対し通知しなければならない。
- 7 前項の規定により評価対象者に対し適性を有しないと認められた旨を

通知するときは、行政機関の長は、適性評価の実効性及び円滑な実施の確保を妨げない範囲内において、適性を有しないと認められた理由を通知するものとする。ただし、当該評価対象者があらかじめ当該理由の通知を希望しない旨を申し出た場合は、これを通知しないものとする。

8 第一項第三号に掲げる者が適性評価の実施について第四項の規定による同意をしなかったときは、その者は前条第一項第一号に定める要件に該当しない者とみなして、同項の規定を適用する。

第八条 行政機関の長は、適性評価を実施中の評価対象者（前条第一

項第一号に掲げる者であつて、同条第二項第一号から第三号までに掲げる事項についての調査を終了したものに限る。）による特別秘密の取扱いが必要な特段の事情がある場合において、当該評価対象者が次の各号のいずれにも該当するときは、適性を有すると仮に認めることができる。

一 前条第二項第一号から第三号までに掲げる事項についての調査の結果、特別秘密を取り扱った場合においてこれを漏らすおそれがあると認めるべき事情がないこと。

二 前条第二項第四号から第七号までに掲げる事項についてのその時点までの調査の結果、特別秘密を取り扱った場合においてこれを漏らすおそれがあると認めるべき事情又は当該事情がないことについて疑いを生じさせるおそれがある事情がないこと。

2 行政機関の長は、前項の規定により適性を有すると仮に認めるときは、その旨を評価対象者に対し通知するものとする。

通知するときは、警察本部長は、適性評価の実効性及び円滑な実施の確保を妨げない範囲内において、適性を有しないと認められた理由を通知するものとする。ただし、当該評価対象者があらかじめ当該理由の通知を希望しない旨を申し出た場合は、これを通知しないものとする。

8 第一項第三号に掲げる者が適性評価の実施について第四項の規定による同意をしなかったときは、その者は前条第三項の規定により読み替えて準用する前条第一項第一号に定める要件に該当しない者とみなして、同項の規定を適用する。

第八条 警察本部長は、適性評価を実施中の評価対象者（次条の規定

により読み替えて準用する前条第一項第一号に掲げる者であつて、同条第二項第一号から第三号までに掲げる事項についての調査を終了したものに限る。）による特別秘密の取扱いが必要な特段の事情がある場合において、当該評価対象者が次の各号のいずれにも該当するときは、適性を有すると仮に認めることができる。

一 前条第二項第一号から第三号までに掲げる事項についての調査の結果、特別秘密を取り扱った場合においてこれを漏らすおそれがあると認めるべき事情がないこと。

二 前条第二項第四号から第七号までに掲げる事項についてのその時点までの調査の結果、特別秘密を取り扱った場合においてこれを漏らすおそれがあると認めるべき事情又は当該事情がないことについて疑いを生じさせるおそれがある事情がないこと。

2 警察本部長は、前項の規定により適性を有すると仮に認めるときは、その旨を評価対象者に対し通知するものとする。

○契約業者の役職員等に係る適性評価（第十條関係）

行政機関（読替え前）	契約業者（読替え後）
<p>（行政機関の職員に係る適性評価）</p> <p>第七條 行政機関の長は、次に掲げる者の適性について、特別秘密を取り扱った場合においてこれを漏らすおそれがあるかどうかという観点から評価を実施することができる。</p> <p>一 当該行政機関の職員として特別秘密を取り扱うことが見込まれることとなった者</p> <p>二 当該行政機関の長が第六項の規定による適性を有すると認められた旨の通知（その者について当該通知を複数回した場合にあつては、直近のもの。次号において同じ。）をした日から四年六月を経過した者であつて、当該通知をした日から五年を経過した日以後特別秘密を取り扱うことが引き続き見込まれるもの</p> <p>三 当該行政機関の長が第六項の規定による適性を有すると認められた旨の通知をした日から五年を経過していない者であつて、当該行政機関の長が特別秘密の保護を適切かつ確実に行うためにその者の適性について評価を実施することが特に必要であると認められるもの</p> <p>2 行政機関の長は、次に掲げる事項についての調査を実施し、その結果に基づき前項の評価（以下「適性評価」という。）を実施する</p>	<p>（契約業者の役職員等に係る適性評価）</p> <p>第十條 第七條及び第八條の規定は、契約業者の役職員等に係る適性評価について準用する。この場合において、第七條第一項第一号及び同條第五項中「当該行政機関の職員」とあるのは「契約業者の役職員等」と、同條第六項及び第八條第二項中「評価対象者」とあるのは「契約業者及び評価対象者」と、第七條第八項中「前條第一項第一号」とあるのは「前條第四項第一号」と、第八條第一項中「前條第一項第一号」とあるのは「第十條の規定により読み替えて準用する前條第一項第一号」と、それぞれ読み替えるものとする。</p> <p>【以下第七條及び第八條の準用部分（傍線部分が読替え部分）】</p> <p>（行政機関の職員に係る適性評価）</p> <p>第七條 行政機関の長は、次に掲げる者の適性について、特別秘密を取り扱った場合においてこれを漏らすおそれがあるかどうかという観点から評価を実施することができる。</p> <p>一 契約業者の役職員等として特別秘密を取り扱うことが見込まれることとなった者</p> <p>二 当該行政機関の長が第六項の規定による適性を有すると認められた旨の通知（その者について当該通知を複数回した場合にあつては、直近のもの。次号において同じ。）をした日から四年六月を経過した者であつて、当該通知をした日から五年を経過した日以後特別秘密を取り扱うことが引き続き見込まれるもの</p> <p>三 当該行政機関の長が第六項の規定による適性を有すると認められた旨の通知をした日から五年を経過していない者であつて、当該行政機関の長が特別秘密の保護を適切かつ確実に行うためにその者の適性について評価を実施することが特に必要であると認められるもの</p> <p>2 行政機関の長は、次に掲げる事項についての調査を実施し、その結果に基づき前項の評価（以下「適性評価」という。）を実施する</p>

ものとする。

- 一 特定有害活動との関係に関する事項
- 二 犯罪及び懲戒の経歴に関する事項
- 三 情報の取扱いに係る非違の経歴に関する事項（前号に掲げるものを除く。）
- 四 薬物の濫用及び影響に関する事項（第二号に掲げるものを除く。）
- 五 精神疾患に関する事項
- 六 飲酒についての節度に関する事項
- 七 信用状態その他の経済的な状況に関する事項
- 3 行政機関の長は、前項第一号に掲げる事項についての調査を効果的かつ効率的に実施するために必要な事項として政令で定めるものについての調査を実施するものとする。
- 4 行政機関の長は、適性評価を実施しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を適性評価の対象としようとする者に対し告知した上、その者の同意を得なければならぬ。
 - 一 行政機関の長が第二項各号に掲げる事項及び前項の政令で定める事項について調査を実施する旨
 - 二 行政機関の長が前号に規定する事項について次項の規定により質問させ、若しくは資料の提出を求めさせ、又は照会して報告を求めることがある旨
- 三 第一項第三号に該当する者として適性評価を実施しようとする場合は、その旨
- 5 行政機関の長は、第二項及び第三項の調査を実施するため必要な範囲内において、当該行政機関の職員に適性評価の対象となる者（以下「評価対象者」という。）若しくは評価対象者の知人その他の関係者に質問させ、若しくは評価対象者に対し資料の提出を求めさせ、又は公務所若しくは公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。
- 6 行政機関の長は、適性評価を実施したときは、適性を有すると認めるかどうかの結果を評価対象者に対し通知しなければならない。

ものとする。

- 一 特定有害活動との関係に関する事項
- 二 犯罪及び懲戒の経歴に関する事項
- 三 情報の取扱いに係る非違の経歴に関する事項（前号に掲げるものを除く。）
- 四 薬物の濫用及び影響に関する事項（第二号に掲げるものを除く。）
- 五 精神疾患に関する事項
- 六 飲酒についての節度に関する事項
- 七 信用状態その他の経済的な状況に関する事項
- 3 行政機関の長は、前項第一号に掲げる事項についての調査を効果的かつ効率的に実施するために必要な事項として政令で定めるものについての調査を実施するものとする。
- 4 行政機関の長は、適性評価を実施しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を適性評価の対象としようとする者に対し告知した上、その者の同意を得なければならぬ。
 - 一 行政機関の長が第二項各号に掲げる事項及び前項の政令で定める事項について調査を実施する旨
 - 二 行政機関の長が前号に規定する事項について次項の規定により質問させ、若しくは資料の提出を求めさせ、又は照会して報告を求めることがある旨
- 三 第一項第三号に該当する者として適性評価を実施しようとする場合は、その旨
- 5 行政機関の長は、第二項及び第三項の調査を実施するため必要な範囲内において、契約業者の役職員等に適性評価の対象となる者（以下「評価対象者」という。）若しくは評価対象者の知人その他の関係者に質問させ、若しくは評価対象者に対し資料の提出を求めさせ、又は公務所若しくは公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。
- 6 行政機関の長は、適性評価を実施したときは、適性を有すると認めるかどうかの結果を契約業者及び評価対象者に対し通知しなければならない。

7 前項の規定により評価対象者に対し適性を有しないと認めたる旨を通知するときは、行政機関の長は、適性評価の実効性及び円滑な実施の確保を妨げない範囲内において、適性を有しないと認めたる理由を通知するものとする。ただし、当該評価対象者があらかじめ当該理由の通知を希望しない旨を申し出た場合は、これを通知しないものとする。

8 第一項第三号に掲げる者が適性評価の実施について第四項の規定による同意をしなかったときは、その者は前条第一項第一号に定める要件に該当しない者とみなして、同項の規定を適用する。

第八条 行政機関の長は、適性評価を実施中の評価対象者（前条第一項第一号に掲げる者であつて、同条第二項第一号から第三号までに掲げる事項についての調査を終了したものに限る。）による特別秘密の取扱いが必要な特段の事情がある場合において、当該評価対象者が次の各号のいずれにも該当するときは、適性を有すると仮に認めることができる。

一 前条第二項第一号から第三号までに掲げる事項についての調査の結果、特別秘密を取り扱った場合においてこれを漏らすおそれがあると認めべき事情がないこと。

二 前条第二項第四号から第七号までに掲げる事項についてのその時点までの調査の結果、特別秘密を取り扱った場合においてこれを漏らすおそれがあると認めべき事情又は当該事情がないことについて疑いを生じさせるおそれがある事情がないこと。

2 行政機関の長は、前項の規定により適性を有すると仮に認めたる旨は、その旨を評価対象者に対し通知するものとする。

7 前項の規定により評価対象者に対し適性を有しないと認めたる旨を通知するときは、行政機関の長は、適性評価の実効性及び円滑な実施の確保を妨げない範囲内において、適性を有しないと認めたる理由を通知するものとする。ただし、当該評価対象者があらかじめ当該理由の通知を希望しない旨を申し出た場合は、これを通知しないものとする。

8 第一項第三号に掲げる者が適性評価の実施について第四項の規定による同意をしなかったときは、その者は前条第四項第一号に定める要件に該当しない者とみなして、同項の規定を適用する。

第八条 行政機関の長は、適性評価を実施中の評価対象者（第十条の規定により読み替えて準用する前条第一項第一号に掲げる者であつて、同条第二項第一号から第三号までに掲げる事項についての調査を終了したものに限る。）による特別秘密の取扱いが必要な特段の事情がある場合において、当該評価対象者が次の各号のいずれにも該当するときは、適性を有すると仮に認めることができる。

一 前条第二項第一号から第三号までに掲げる事項についての調査の結果、特別秘密を取り扱った場合においてこれを漏らすおそれがあると認めべき事情がないこと。

二 前条第二項第四号から第七号までに掲げる事項についてのその時点までの調査の結果、特別秘密を取り扱った場合においてこれを漏らすおそれがあると認めべき事情又は当該事情がないことについて疑いを生じさせるおそれがある事情がないこと。

2 行政機関の長は、前項の規定により適性を有すると仮に認めたる旨は、その旨を契約業者及び評価対象者に対し通知するものとする。

○確認措置の実施に関して取得する個人情報^の利用及び提供の制限並びに不利益取扱いの禁止（第十三条関係）

適性評価（読替え前）

確認措置（読替え後）

（適性評価の実施に当たって取得する個人情報の利用及び提供の制限）

第十一条 行政機関の長及び警察本部長は、適性評価の実施以外の目的のために、適性評価の実施に当たって取得する個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

（不利益取扱いの禁止）

第十二条 行政機関等の職員（一般職の国家公務員、自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第二条第五項に規定する隊員及び都道府県警察の職員をいう。以下この項において同じ。）の任免、給与その他の身分取扱いについて権限を有する者は、行政機関等の職員が適性評価の実施について第七条第四項（第九条において準用する場合を含む。）の規定による同意をしなかつたこと又は適性評価に

（確認措置の実施についての準用）

第十三条 第十一条及び前条第一項の規定は、確認措置の実施について準用する。この場合において、第十一条中「適性評価の実施以外の目的」とあるのは「適性評価又は確認措置の実施以外の目的」と、「適性評価の実施に当たって」とあるのは「確認措置の実施に当たって」と、前条第一項中「行政機関等の職員が適性評価の実施について第七条第四項（第九条において準用する場合を含む。）の規定による同意をしなかつたこと又は適性評価により適性を有しないと認められたこと」とあるのは「行政機関等の職員が確認措置の実施について第六条第二項第三号（同条第三項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定による同意をしなかつたこと又は同号の規定による質問により同号に規定する特定の事実が存在しないことが確認されなかつたこと」と、それぞれ読み替えるものとする。

【以下第十一条及び第十二条第一項の準用部分（傍線部分が読替え部分）】

（適性評価の実施に当たって取得する個人情報の利用及び提供の制限）

第十一条 行政機関の長及び警察本部長は、適性評価又は確認措置の実施以外の目的のために、確認措置の実施に当たって取得する個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

（不利益取扱いの禁止）

第十二条 行政機関等の職員（一般職の国家公務員、自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第二条第五項に規定する隊員及び都道府県警察の職員をいう。以下この項において同じ。）の任免、給与その他の身分取扱いについて権限を有する者は、行政機関等の職員が確認措置の実施について第六条第二項第三号（同条第三項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定による

より適性を有しないと認められたことを理由として、行政機関等の職員に対して免職その他不利益な取扱いがされることがないよう、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）、自衛隊法又は地方公務員法（昭和二十五年法律第百六十一号）の規定を適用しなければならぬ。

2
(略)

同意をしなかつたこと又は同号の規定による質問により同号に規定する特定の事実が存在しないことが確認されなかつたことを理由として、行政機関等の職員に対して免職その他不利益な取扱いがされることがないよう、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）、自衛隊法又は地方公務員法（昭和二十五年法律第百六十一号）の規定を適用しなければならぬ。

特別秘密の保護に関する法律

【参照条文集】

出典：ぎょうせい「現行日本法規」
ぎょうせい「現行法令インターネット版」
官報

内閣官房

特別秘密の保護に関する法律参照条文

○日本国憲法(抄).....	1
○刑法(明治四十年法律第四十五号)(抄).....	1
○内閣法(昭和二十二年法律第五号)(抄).....	2
○宮内庁法(昭和二十二年法律第七十号)(抄).....	2
○国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)(抄).....	2
○国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)(抄).....	3
○地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)(抄).....	3
○自衛隊法(昭和二十九年法律第六十五号)(抄).....	4
○日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法(昭和二十九年法律第六十六号)(抄).....	6
○不正競争防止法(平成五年法律第四十七号)(抄).....	6
○行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十一年法律第四十二号)(抄).....	7
○内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)(抄).....	8
○不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成十一年法律第二百二十八号)(抄).....	9

○日本国憲法（昭和二十一年憲法）（抄）

第十四条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的關係において、差別されない。

② 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

③ (略)

第十九条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

第二十条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

② 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

③ (略)

第二十一条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

② (略)

第六十二条 両議院は、各々国政に関する調査を行ひ、これに関して、証人の出頭及び証言並びに記録の提出を要求することができる。

第八十二条 (略)

② 裁判所が、裁判官の全員一致で、公の秩序又は善良の風俗を害する虞があると決した場合には、对審は、公開しないでこれを行ふことができる。但し、政治犯罪、出版に関する犯罪又はこの憲法第三章で保障する国民の権利が問題となつてゐる事件の対審は、常にこれを公開しなければならない。

○刑法（明治四十年法律第四十五号）（抄）

(すべての者の国外犯)

第二条 この法律は、日本国外において次に掲げる罪を犯したすべての者に適用する。

一 削除

二 第七十七条から第七十九条まで（内乱、予備及び陰謀、内乱等幫助）の罪

三 第八十一条（外患誘致）、第八十二条（外患援助）、第八十七条（未遂罪）及び第八十八条（予備及び陰謀）の罪

四 第四百四十八条（通貨偽造及び行使等）の罪及びその未遂罪

五 第五百四十四条（詔書偽造等）、第五百五十五条（公文書偽造等）、第五百五十七条（公正証書原本不実記載等）、第五百五十八条（偽造公文書行使等）及び公務所又は公務員によつて作られるべき電磁的記録に係る第六十一条の二（電磁的記録不正作出及び

供用)の罪

六 第六百六十二条(有価証券偽造等)及び第六百六十三条(偽造有価証券行使等)の罪

七 第六百六十三条の二から第六百六十三条の五まで(支払用カード電磁的記録不正作出等、不正電磁的記録カード所持、支払用カード電磁的記録不正作出準備、未遂罪)の罪

八 第六百六十四条から第六百六十六条まで(御璽偽造及び不正使用等、公印偽造及び不正使用等、公記号偽造及び不正使用等)の罪並びに第六百六十四条第二項、第六百六十五条第二項及び第六百六十六条第二項の罪の未遂罪
(不正指令電磁的記録作成等)

第六百六十八条の二 正当な理由がないのに、人の電子計算機における実行の用に供する目的で、次に掲げる電磁的記録その他の記録を作成し、又は提供した者は、三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 人が電子計算機を使用するに際してその意図に沿うべき動作をさせず、又はその意図に反する動作をさせるべき不正な指令を与える電磁的記録

二 (略)

2 正当な理由がないのに、前項第一号に掲げる電磁的記録を人の電子計算機における実行の用に供した者も、同項と同様とする。
(略)

○内閣法(昭和二十二年法律第五号)(抄)

第十八条 (略)

2 内閣情報官は、内閣官房長官、内閣官房副長官及び内閣危機管理監を助け、第十二条第二項第六号に掲げる事務を掌理する。
(略)

○宮内庁法(昭和二十二年法律第七十号)(抄)

第十六条 (略)

2 宮内庁には、その所掌事務の範囲内で、政令の定めるところにより、文教研修施設(これに類する施設を含む。)及び作業施設を置くことができる。

第十八条 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第五十六条及び第五十七条の規定は宮内庁について、同法第五十八条第四項の規定は長官について準用する。

2 (略)

○国家公務員法(昭和二十二年法律第二百十号)(抄)

(この法律の目的及び効力)

第一条 この法律は、国家公務員たる職員について適用すべき各般の根本基準（職員の福祉及び利益を保護するための適切な措置を含む。）を確立し、職員がその職務の遂行に当り、最大の能率を發揮し得るように、民主的な方法で、選択され、且つ、指導されるべきことを定め、以て国民に対し、公務の民主的且つ能率的な運営を保障することを目的とする。

② この法律は、もつぱら日本国憲法第七十三条にいう官吏に関する事務を掌理する基準を定めるものである。

③ 何人も、故意に、この法律又はこの法律に基づく命令に違反し、又は違反を企て若しくは共謀してはならない。又、何人も、故意に、この法律又はこの法律に基づく命令の施行に関し、虚偽行為をなし、若しくはなそうと企て、又はその施行を妨げてはならない。

④ この法律のある規定が、効力を失い、又はその適用が無効とされても、この法律の他の規定又は他の関係における適用は、その影響を受けることがない。

⑤ この法律の規定が、従前の法律又はこれに基く法令と矛盾し又ははてい触する場合には、この法律の規定が、優先する。

○国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）（抄）

（行政機関の設置、廃止、任務及び所掌事務）

第三条（略）

2 行政組織のため置かれる国の行政機関は、省、委員会及び庁とし、その設置及び廃止は、別に法律の定めるところによる。

3・4（略）

（施設等機関）

第八条の二 第三条の国の行政機関には、法律の定める所掌事務の範囲内で、法律又は政令の定めるところにより、試験研究機関、検査検定機関、文教研修施設（これらに類する機関及び施設を含む。）、医療更生施設、矯正収容施設及び作業施設を置くことができる。

（特別の機関）

第八条の三 第三条の国の行政機関には、特に必要がある場合においては、前二条に規定するもののほか、法律の定める所掌事務の範囲内で、法律の定めるところにより、特別の機関を置くことができる。

○地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）（抄）

（この法律の目的）

第一条 この法律は、地方公共団体の人事機関並びに地方公務員の任用、職階制、給与、勤務時間その他の勤務条件、分限及び懲戒、服務、研修及び勤務成績の評定、福祉及び利益の保護並びに団体等人事行政に関する根本基準を確立することにより、地方公共団体の行政の民主的かつ能率的な運営並びに特定地方独立行政法人の事務及び事業の確実な実施を保障し、もつて地方自治の本旨の実現に資することを目的とする。

○自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）（抄）

目次

第一章（第六章）（略）

第七章 自衛隊の権限等（第八十七条―第九十六条の二）

第八章（略）

第九章 罰則（第一百八条―第二百六条）

附則

（この法律の目的）

第一条 この法律は、自衛隊の任務、自衛隊の部隊の組織及び編成、自衛隊の行動及び権限、隊員の身分取扱等を定めることを目的とする。

（定義）

第二条（略）

2\4（略）

5 この法律（第九十四条の六第三号を除く。）において「隊員」とは、防衛省の職員で、防衛大臣、防衛副大臣、防衛大臣政務官、防衛大臣補佐官、防衛大臣秘書官、第一項の政令で定める合議制の機関の委員、同項の政令で定める部局に勤務する職員及び同項の政令で定める職にある職員以外のものをいうものとする。

第七章 自衛隊の権限等

（防衛秘密）

第九十六条の二 防衛大臣は、自衛隊についての別表第四に掲げる事項であつて、公になつていないものうち、我が国の防衛上特に秘匿することが必要であるもの（日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和二十九年法律第百六十六号）第一条第三項に規定する特別防衛秘密に該当するものを除く。）を防衛秘密として指定するものとする。

2 前項の規定による指定は、次の各号のいずれかに掲げる方法により行わなければならない。

一 政令で定めるところにより、前項に規定する事項を記録する文書、図画若しくは物件又は当該事項を化体する物件に標記を付すこと。

二 前項に規定する事項の性質上前号の規定によることが困難である場合において、政令で定めるところにより、当該事項が同項の規定の適用を受けることとなる旨を当該事項を取り扱う者に通知すること。

3 防衛大臣は、自衛隊の任務遂行上特段の必要がある場合に限り、国の行政機関の職員のうち防衛に関連する職務に従事する者又は防衛省との契約に基づき防衛秘密に係る物件の製造若しくは役務の提供を業とする者に、政令で定めるところにより、防衛秘密の取扱いの業務を行わせることができる。

- 4 防衛大臣は、第一項及び第二項に定めるもののほか、政令で定めるところにより、第一項に規定する事項の保護上必要な措置を講ずるものとする。
 - 第二百二十二条 防衛秘密を取り扱うことを業務とする者がその業務により知得した防衛秘密を漏らしたときは、五年以下の懲役に処する。防衛秘密を取り扱うことを業務としなくなつた後においても、同様とする。
 - 2 前項の未遂罪は、罰する。
 - 3 過失により、第一項の罪を犯した者は、一年以下の禁錮又は三万円以下の罰金に処する。
 - 4 第一項に規定する行為の遂行を共謀し、教唆し、又は煽動した者は、三年以下の懲役に処する。
 - 5 第二項の罪を犯した者又は前項の罪を犯した者のうち第一項に規定する行為の遂行を共謀したものが自首したときは、その刑を減軽し、又は免除する。
 - 6 第一項から第四項までの罪は、刑法第三条の例に従う。
- 第二百二十三条 第七十六条第一項の規定による防衛出動命令を受けた者で、次の各号の一に該当するものは、七年以下の懲役又は禁錮に処する。
- 一 第六十四条第二項の規定に違反した者
 - 二 正当な理由がなくて職務の場所を離れ三日を過ぎた者又は職務の場所につくように命ぜられた日から正当な理由がなくて三日を過ぎてなお職務の場所につかない者
 - 三 上官の職務上の命令に反抗し、又はこれに服従しない者
 - 四 正当な権限がなくて又は上官の職務上の命令に違反して自衛隊の部隊を指揮した者
 - 五 警戒勤務中、正当な理由がなくて勤務の場所を離れ、又は睡眠し、若しくははめいていてして職務を怠つた者
- 2 前項第二号若しくは第三号に規定する行為の遂行を教唆し、若しくはそのほう助をした者又は同項第一号若しくは第四号に規定する行為の遂行を共謀し、教唆し、若しくはせん動した者は、それぞれ同項の刑に処する。
- 第二百二十四条 第二百三条第十三項（第二百三条の二第三項において準用する場合を含む。）又は第十四項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者は、二十万円以下の罰金に処する。
- 第二百二十五条 第二百三条第一項又は第二項の規定による取扱物資の保管命令に違反して当該物資を隠匿し、毀棄し、又は搬出した者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。
- 第二百二十六条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。
- 別表第四（第九十六条の二関係）
- 一 自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究
 - 二 防衛に関し収集した電波情報、画像情報その他の重要な情報
 - 三 前号に掲げる情報の収集整理又はその能力

- 四 防衛力の整備に関する見積り若しくは計画又は研究
- 五 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物（船舶を含む。第八号及び第九号において同じ。）の種類又は数量
- 六 防衛の用に供する通信網の構成又は通信の方法
- 七 防衛の用に供する暗号
- 八 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のもの仕様、性能又は使用方法
- 九 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のもの製作、検査、修理又は試験の方法
- 十 防衛の用に供する施設的设计、性能又は内部の用途（第六号に掲げるものを除く。）

○日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和二十九年法律第六十六号）（抄）

（定義）

第一条（略）

2（略）

3 この法律において「特別防衛秘密」とは、左に掲げる事項及びこれらの事項に係る文書、図画又は物件で、公になつていないものをいう。

- 一 日米相互防衛援助協定等に基づき、アメリカ合衆国政府から供与された装備品等について左に掲げる事項
 - イ 構造又は性能
 - ロ 製作、保管又は修理に関する技術
 - ハ 使用の方法
 - ニ 品目及び数量
- 二 日米相互防衛援助協定等に基づき、アメリカ合衆国政府から供与された情報で、装備品等に関する前号イからハまでに掲げる事項に関するもの

○不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）（抄）

（罰則）

第二十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、十年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 不正の利益を得る目的で、又はその保有者に損害を加える目的で、詐欺等行為（人を欺き、人に暴行を加え、又は人を脅迫する行為をいう。以下この条において同じ。）又は管理侵害行為（財物の窃取、施設への侵入、不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第二百二十八号）第三条に規定する不正アクセス行為をいう。）その他の保有者の管理を害する行為をいう。以下この条において同じ。）により、営業秘密を取得した者

二・三 (略)

四 営業秘密を保有者から示された者であつて、その営業秘密の管理に係る任務に背いて前号イからハまでに掲げる方法により領得した営業秘密を、不正の利益を得る目的で、又はその保有者に損害を加える目的で、その営業秘密の管理に係る任務に背き、使用し、又は開示した者

五 営業秘密を保有者から示されたその役員(理事、取締役、執行役、業務を執行する社員、監事若しくは監査役又はこれらに準ずる者をいう。次号において同じ。)又は従業者であつて、不正の利益を得る目的で、又はその保有者に損害を加える目的で、その営業秘密の管理に係る任務に背き、その営業秘密を使用し、又は開示した者(前号に掲げる者を除く。)

六 営業秘密を保有者から示されたその役員又は従業者であつた者であつて、不正の利益を得る目的で、又はその保有者に損害を加える目的で、その在職中に、その営業秘密の管理に係る任務に背いてその営業秘密の開示の申込みをし、又はその営業秘密の使用若しくは開示について請託を受けて、その営業秘密をその職を退いた後に使用し、又は開示した者(第四号に掲げる者を除く。)

七 (略)

2 6 (略)

7 第一項及び第二項の規定は、刑法その他の罰則の適用を妨げない。

○行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十一年法律第四十二号)(抄)
(定義)

第二条 この法律において「行政機関」とは、次に掲げる機関をいう。

一 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関(内閣府を除く。)及び内閣の所轄の下に置かれる機関

二 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第四十九条第一項及び第二項に規定する機関(これらの機関のうち第四号の政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。)

三 国家行政組織法(昭和二十三年法律第二百十号)第三条第二項に規定する機関(第五号の政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。)

四 内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法(昭和二十二年法律第七十号)第十六条第二項の機関並びに内閣府設置法第四十条及び第五十六条(宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。)の特別の機関で、政令で定めるもの

五 国家行政組織法第八条の二の施設等機関及び同法第八条の三の特別の機関で、政令で定めるもの

六 会計検査院

2 (略)

○内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)(抄)

第三十九条 本府には、第四条第三項に規定する所掌事務の範囲内で、法律又は政令の定めるところにより、試験研究機関、文教研
修施設(これらに類する機関及び施設を含む。)及び作業施設を置くことができる。

(設置)

第四十条 本府に、北方対策本部及び金融危機対応会議を置く。

2 第十八条、第三十七条、前条及び前項に定めるもののほか、本府には、特に必要がある場合においては、第四条第三項に規定す
る所掌事務の範囲内で、法律の定めるところにより、特別の機関を置くことができる。

3 第一項に定めるもののほか、別に法律の定めるところにより内閣府に置かれる特別の機関で本府に置かれるものは、次の表の上
欄に掲げるものとし、それぞれ同表の下欄の法律(これらに基づく命令を含む。)の定めるところによる。

民間資金等活用事業推進会議 子ども・若者育成支援推進本部 食育推進会議 少子化社会対策会議 高齢社会対策会議 中央交通安全対策会議 犯罪被害者等施策推進会議 自殺総合対策会議 消費者政策会議 国際平和協力本部 日本学術会議 官民人材交流センター	民間資金等の活用による公共施設等の促進に関する法律 子ども・若者育成支援推進法 食育基本法 少子化社会対策基本法 高齢社会対策基本法 交通安全対策基本法 犯罪被害者等基本法 自殺対策基本法 消費者基本法 国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律 日本学術会議法(昭和二十三年法律第二百一十一号) 国家公務員法
---	--

(設置)

第四十九条 内閣府には、その外局として、委員会及び庁を置くことができる。

2 法律で国務大臣をもってその長に充てることと定められている前項の委員会には、特に必要がある場合においては、委員会又は
庁を置くことができる。

3 (略)

(施設等機関)

第五十五条 委員会及び庁には、法律の定める所掌事務の範囲内で、法律又は政令の定めるところにより、試験研究機関、文教研修

施設（これらに類する機関及び施設を含む。）及び作業施設を置くことができる。
（特別の機関）

第五十六条 委員会及び庁には、特に必要がある場合においては、前二条に規定するもののほか、法律の定める所掌事務の範囲内で、法律の定めるところにより、特別の機関を置くことができる。

○不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第二百二十八号）（抄）
（定義）

第二条（略）

2・3（略）

4 この法律において「不正アクセス行為」とは、次の各号のいずれかに該当する行為をいう。

一 アクセス制御機能を有する特定電子計算機に電気通信回線を通じて当該アクセス制御機能に係る他人の識別符号を入力して当該特定電子計算機を起動させ、当該アクセス制御機能により制限されている特定利用をし得る状態にさせる行為（当該アクセス制御機能を付加したアクセス管理者がするもの及び当該アクセス管理者又は当該識別符号に係る利用権者の承諾を得てするものを除く。）

二 アクセス制御機能を有する特定電子計算機に電気通信回線を通じて当該アクセス制御機能による特定利用の制限を免れることができる情報（識別符号であるものを除く。）又は指令を入力して当該特定電子計算機を起動させ、その制限されている特定利用をし得る状態にさせる行為（当該アクセス制御機能を付加したアクセス管理者がするもの及び当該アクセス管理者の承諾を得てするものを除く。次号において同じ。）

三 電気通信回線を介して接続された他の特定電子計算機が有するアクセス制御機能によりその特定利用を制限されている特定電子計算機に電気通信回線を通じてその制限を免れることができる情報又は指令を入力して当該特定電子計算機を起動させ、その制限されている特定利用をし得る状態にさせる行為

特別秘密の保護に関する法律案

【用例集】

出典：ぎょうせい「現行日本法規」
ぎょうせい「現行法令インターネット版」
官報

内閣官房

目次

【第一条関係】 1

「この法律は、…が重要であることにかんがみ、…により、…を図り、もつて…することを目的とする」の例

「この法律は、…に關し、…その他の必要な事項を定めることにより、…を図り、もつて…」の例

「この法律は、…もつて…国及び国民の安全の確保に資することを目的とする」の例

「国際情勢」の例

「複雑」の例

「…に伴い…重要性が増大」の例

「国及び国民の安全」の例

「…に係る情報」の例

「増大するとともに」の例

「高度情報通信ネットワーク社会の発展」の例

「危険性…増大」の例

「…(し)…ている中で」の例

「政府…責務を果たすため」の例

「…に關する責務」の例

「我が国の防衛」の例

「外交」の例

「公共の安全と秩序の維持」の例

「特に秘匿することが必要であるもの」の例

「情報…収集(し)…整理(し)…及び活用(する)」の例

「…の保護に關し(…)必要な…」の例

「の制限」の例

「漏えいの防止」の例

【第二条関係】 8

「この法律において…とは、…の規定により指定された…をいう」の例

「…として(…)…された…をいう」の例

「この法律において「行政機関」とは、次に掲げる機関をい

う。」の例

「法律の規定に基づき内閣に置かれる機関(内閣府を除く。及び内閣の所轄の下に置かれる機関)の例

「内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第四十九条第一項及び第二項に規定する機関」の例

「国家公安委員会にあっては、警察庁を除く。」の例

「国家行政組織法第三十三条第二項に規定する機関」の例

「内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法(昭和二十二年法律第七十号)第十六条第二項の機関並びに内閣府設置法第四十条及び第五十六条(宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。の特別の機関)の例

「…で、…その他政令で定めるもの」の例

「国家行政組織法第八条の二の施設等機関及び同法第八条の三の特別の機関」の例

「国の安全保障」の例

「国の領域…の保全」の例

「国民の生命…身体…保護」の例

「外国(本邦の域外にある国又は地域をいう。…)」の例

「外国との間で」の例

「問題…生じ」の例

「問題の解決」の例

「この法律において「特定有害…」とは、…をいう」の例

「この法律において「…特定…活動」とは、次に掲げる活動をいう」の例

「政治上その他の主義主張に基づき、国家若しくは他人にこれを強要し、又は社会に不安若しくは恐怖を与える目的で…人を殺傷し、又は重要な施設その他の物を破壊する行為」の例

「…する行為を行う」の例

「…を行う活動」の例

「国の利益」の例

「…の利益を図る目的で」の例

「…目的で行われる…」の例

「行われる活動」の例

「活動であつて(…)…次に掲げるもの」の例

「保護を要する」の例

- 「情報を…方法により…取得する」の例
- 「不当な方法」の例
- 「大量破壊兵器関連の物資」の例
- 「国際取引」の例
- 「国際的な平和及び安全の維持を妨げる」の例
- 「国の安全を害する」の例
- 「著しく害し…」の例
- 「著しく害するおそれのある」の例
- 「害し、又は害するおそれのある…」の例
- 「テロリズム」の例
- 「緊急事態」の例
- 「国及び国民の安全に重大な影響を及ぼす緊急事態」の例
- 「…であつて、…その他これに類するもの」の例
- 「…する行為が発生した事態」の例
- 「被害の発生又は拡大の防止」の例
- 「抑止」の例

【第三条関係】

- 「行政機関の長（当該行政機関が合議制の機関である場合にあっては（…）当該行政機関…）」の例
- 「行政機関の長（…の政令で定める機関にあっては（…）その機関ごとに政令で定める者をいう。…）」の例
- 「に該当する事項」の例
- 「その漏えいが…与えるおそれのあるもの」の例
- 「に著しく支障を与える」の例
- 「おそれがあるため」の例
- 「特に…ことが必要」の例
- 「秘匿する」の例
- 「…に通知すること」の例
- 「…は、…指定しようとするときは、あらかじめ、…に協議しなければならない」の例
- 「行政機関が…提供」の例
- 「提供し、…提供を受け」の例
- 「他の行政機関」の例
- 「行政機関から提供」の例

- 「同一の（…）機会」の例
- 「行政機関以外の者」の例
- 「当該他の行政機関の長」の例
- 「…は、指定（を）したときは、直ちに…に通知しなければならない」の例
- 「協議を経て…」の例
- 「警察庁長官は、…」の例
- 「警察庁及び都道府県警察」の例
- 「…ときは、直ちにその旨を…に通知しなければならない」の例
- 「都道府県警察の警視總監又は道府県警察本部長」の例

【第四条関係】

- 「…は、…する場合において、…から起算して…年を超えない範囲内においてその有効期間を定めるものとする」の例
- 「有効期間が満了する時において…」の例
- 「…の規定により延長した…」の例
- 「要件を満たす場合には、…」の例
- 「有効期間を延長するものとする」の例
- 「…は、…ときは、…指定を解除しなければならない」の例
- 「要件を欠くに至った」の例
- 「…は、…と思料するときは、その旨を…通知するものとする」の例
- 「…と思料するときは、速やかにその旨を…」の例
- 「速やかに…通知するものとする」の例

【第五条関係】

- 「事項に該当」の例
- 「…に該当するものに限る」の例
- 「…の定めるところにより」の例
- 「都道府県警察の職員のうち」の例
- 「契約業者」の例

【第六条関係】

- 「…できる者は、…者であつて、…に該当するものとする」

の例

「直近に…(さ)れた(もの)」の例

「適性(を有する)」の例

「通知をした日から…年(月、日)を経過」の例

「職を占める者」の例

「任命の方法」の例

「職務の特性」の例

「…に係る犯罪の捜査」の例

「…が必要な事務」の例

「偶発的」の例

「行うこととなる(事務)」の例

「同意を得た上で」の例

「各号に掲げる事項ごとに」の例

「…に結び付くおそれのある特定の…」の例

「おそれのある事実」の例

「…するため必要最小限度の」の例

「…月(年)を超えない期間内において」の例

「…をもって充てることとされている」の例

「…は、…ときは、…契約において、…条件を付するものと
する」の例

「…のみが…べき旨の条件」の例

「取り扱うべき」の例

「…べき旨の条件を付(附)する…」の例

「法人その他の団体…事業を行う個人」の例

「役員、職員その他の従業者」の例

「代理人、使用人その他の従業者」の例

【第七条関係】

「あるかどうかという観点から」の例

「観点から評価を」の例

「評価を実施(する)」の例

「…が見込まれる者」の例

「…となった者」の例

「…を経過した(していない)者」の例

「適切かつ確実に行う」の例

「犯罪…経歴」の例

「情報の取扱い」の例

「非違」の例

「薬物…濫用」の例

「薬物…影響」の例

「精神疾患」の例

「飲酒についての節度」の例

「信用状態」の例

「経済的な状況」の例

「…を効果的かつ効率的に行う(実施する)」の例

「…する(した)ときは、…した上、…なければならない」
の例

「告知した上」の例

「必要な範囲内において」の例

「知人その他の関係者」の例

「…に質問させ、…提出を求めさせ」の例

「公務所又は(若しくは)公私の団体に照会して必要な事項
の報告を求めることができる」の例

「実効性の確保」の例

「円滑な実施の(を)確保」の例

「妨げない範囲内において」の例

「…を希望しない旨を申し出た場合」の例

【第八条関係】

「特段の事情」の例

「仮に…ことができる」の例

「…があると認めるべき事情」の例

「その時点」の例

「疑いを生じ」の例

「生じさせるおそれがある」の例

「おそれがある事情」の例

【第十一条関係】

「…以外の目的のために…自ら利用し、又は提供してはなら
ない」の例

【第十二条関係】	「身分取扱い」の例 「…について権限を有する者」の例 「…を理由として（する）…免職その他不利益な取扱い」の例 「使用し、又は使用していた」の例 「解雇その他不利益な取扱いをしてはならない」の例	55
【第十三条関係】	「…の実施について準用する」の例	57
【第十五条関係】	「この法律に定めるもののほか、…その他この法律の実施のため必要な事項は、政令（省令）で定める」の例	58
【第十六条関係】	「この法律の適用に当たつて（あたつて）は、これを拡張して解釈して、国民の基本的人權を不当に侵害するようなことがあつて（あつて）はならない」の例	58
【第十七条関係】	「取り扱うことを業務とする者」の例 「業務により知得」の例 「知得した…秘密」の例 「秘密を漏らした」の例 「…年以下の懲役に処し、又は情状により、…年以下の懲役及び…万円以下の罰金に処する」の例 「しなくなつた後においても、同様とする」の例 「前項の場合を除き」の例 「その職を退いた後においても、同様とする」の例 「前…項の罪の未遂は、罰する」の例 「過失により…の罪を犯した者」の例	58
【第十八条関係】		61

「次に掲げる行為により…」の例	「保有する…秘密」の例	「秘密を取得」の例	「人を欺き、人に暴行を加え、…人を脅迫する行為」の例	「財物の（を）窃取」の例	「施設への（に）侵入」の例	「施設若しくは（又は）設備」の例	「設備を損壊」の例	「錠を（…）はずし（す）」の例	「秘密を保有する」（「保有する…秘密」）の例	「保有する者」の例	「同意なく」の例	「送信する機能」の例	「録画の機能」の例	「録音の機能」の例	「機能を有する機器」の例	「設置する行為」の例	「施設又は施設の区画された部分」の例	「音声…に係る情報」の例	「に変換する」の例	「機器を使用（し）」の例	「使用する行為」の例	「有線電気通信」の例	「傍受」の例	「通信を（の）傍受」の例	「電気通信」の例	「暗号」の例	「…を用いた…」の例	「通信（…）内容」の例	「内容を（…）復元する」の例	「不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第二百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。）」の例	「正当な理由がないのに」の例
-----------------	-------------	-----------	----------------------------	--------------	---------------	------------------	-----------	-----------------	------------------------	-----------	----------	------------	-----------	-----------	--------------	------------	--------------------	--------------	-----------	--------------	------------	------------	--------	--------------	----------	--------	------------	-------------	----------------	---	----------------

「電磁的記録を人の電子計算機における実行の用に供した(する)」の例

「その他の(…)保有者の管理を害する行為」の例
「…の規定は、刑法その他の罰則の適用を妨げない」の例

【第十九条関係】
「…に規定する行為の遂行を共謀し、教唆し、又は煽動した者」の例

【第二十条関係】
「…の罪を犯した者のうち…に規定する行為の遂行を共謀したものの」の例

【第二十一条関係】
「…の罪は、日本国外において、…の罪を犯した者にも適用する。…の罪は、刑法第二条の例に従う。」の例

【附則第一条関係】
「この法律は、公布の日から起算して…を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第…条の規定は、公布の日から起算して…年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。」の例

【附則第二条関係】
「章名を改める例
条を削って、後続する条を繰り上げる例」

【附則第三条関係】
「この法律の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において…条の規定による改正前の…」の例
「施行日の前日において…条の規定による改正前の…施行日において…とみなす。この場合において、…」の例
「…の規定により…指定されている…は、…の規定により…指定した…とみなす」の例

【附則第四条関係】
「施行日前にした行為及び…施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による」の例
「知得した秘密に関し、…施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による」の例
「…としていた」の例
「…としなくなった」の例

【附則第五条関係】
「前…条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める」の例

【別表第一号関係】
「武器」、「弾薬」、「船舶」、「航空機」を並列的に用いている例

【別表第二号関係】
「重要(な)施策」の例
「施策の方針」の例
「外国の政府…国際機関」の例
「政府との交渉」の例
「国際機関との交渉」の例
「交渉の内容」の例

【別表第三号関係】
「緊急事態に対処するための計画」の例

【第一条関係】

「この法律は、…が重要であることにかんがみ、…ことにより、…を図り、もって…することを目的とする」の例

○特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法（平成六年法律第九号）（抄）

（目的）

第一条 この法律は、特定水道利水障害を防止する上で水道水源水域の水質の保全を図ることが重要であることにかんがみ、水道水源水域の水質の保全に関する基本方針を定めるとともに、特定水道利水障害の防止のための対策を実施しなければならぬ水道水源水域について、水質の保全に関し実施すべき施策に関する計画の策定、水質の保全に資する事業の実施、水質の汚濁の防止のための規制その他の措置を総合的かつ計画的に講ずることにより、水道水源水域の水質の保全を図り、もって国民の健康を保護することを目的とする。

「この法律は、…に関し、…その他の必要な事項を定めることにより、…を図り、もって…」の例

○武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律（平成十六年法律第百十四号）（抄）

（目的）

第一条 この法律は、武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関し、指針の策定その他の必要な事項を定めることにより、その総合的な調整を図り、もって対処措置等の的確かつ迅速な実施を図ることを目的とする。

「この法律は、…もって…国及び国民の安全の確保に資することを目的とする」の例

○武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民

の安全の確保に関する法律（平成十五年法律第七十九号）（抄）

（目的）

第一条 この法律は、武力攻撃事態等（武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態をいう。以下同じ。）への対処について、基本理念、国、地方公共団体等の責務、国民の協力その他の基本となる事項を定めることにより、武力攻撃事態等への対処のための態勢を整備し、併せて武力攻撃事態等への対処に必要となる法制の整備に関する事項を定め、もって我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に資することを目的とする。

「国際情勢」の例

○独立行政法人国際協力機構法（平成十四年法律第百三十六号）（抄）

（緊急の必要がある場合の外務大臣等の要求）

第四十条 外務大臣は、国際情勢の急激な変化により又は外国政府若しくは国際機関（国際会議その他国際協定の枠組みを含む。）の要請等を受けて外交政策の遂行上緊急の必要があると認めるとき、又は関係行政機関の要請を受けて緊急の必要があると認めるときは、機構に対し、第十三条に規定する業務又は機構の外国にある事務所について必要な措置をとることを求めることができる。

2・3 （略）

○外務省設置法（平成十一年法律第九十四号）（抄）

（所掌事務）

第四条 外務省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一～六 （略）

七 国際情勢に関する情報の収集及び分析並びに外国及び国際機関等に関する調査に関すること。

八〇二十九 (略)

「複雑」の例

○特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法 (平成八年法律第九十三号) (抄)

(機構の業務の特例)

第三条 機構は、預金保険法 (昭和四十六年法律第三十四号) 第三十四条に規定する業務のほか、第一条の目的を達成するため次の業務を行う。

一 六 (略)

七 第二号の助成金の交付を適切に行い、及び第三号の債権処理会社からの金銭の納付を的確に行わせるため、第八条に規定する譲受債権等に係る債権のうち、その債務者の財産に係る権利関係が複雑なものその他その回収に特に専門的な知識を必要とするものについて、機構が必要と認める場合には、債権処理会社からの委託を受けて、その取立てを行うこと。

八 (略)

2 (略)

○民事訴訟法 (平成八年法律第九号) (抄)

(審理の計画)

第四百七十七条の三 裁判所は、審理すべき事項が多数であり又は錯そうしているなど事件が複雑であることその他の事情によりその適正かつ迅速な審理を行うため必要があると認められるときは、当事者双方と協議をし、その結果を踏まえて審理の計画を定めなければならない。

2 4 (略)

「…に伴い…重要性が増大」の例

○エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律 (平成二十二年法律第三十八号) (抄)

(目的)

第一条 この法律は、内外におけるエネルギーをめぐる経済的社会的環境の変化に伴い、エネルギー環境適合製品を開発し、及び製造する事業の重要性が増大していることにかんがみ、これらの事業の実施に必要な資金の調達円滑化に関する措置及びエネルギー環境適合製品の需要の開拓を図るための措置を講ずることにより、当該事業の促進を図り、もって我が国産業の振興を通じて国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

「国及び国民の安全」の例

○武力攻撃事態等におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律 (平成十六年法律第百十三号) (抄)

(目的)

第一条 この法律は、武力攻撃事態等において、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約 (以下「日米安保条約」という。) に従って武力攻撃を排除するために必要なアメリカ合衆国の軍隊の行動が円滑かつ効果的に実施されるための措置その他の当該行動に伴い我が国が実施する措置について定めることにより、我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に資することを目的とする。

(政府の責務)

第三条 政府は、武力攻撃事態等においては、的確かつ迅速に行動関連措置を実施し、我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に努めるものとする。

○武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律 (平成十五年法律第七十九号) (抄)

（国の責務）

第四条 国は、我が国の平和と独立を守り、国及び国民の安全を保つため、武力攻撃事態等において、我が国を防衛し、国土並びに国民の生命、身体及び財産を保護する固有の使命を有することから、前条の基本理念にのっとり、組織及び機能のすべてを挙げて、武力攻撃事態等に対処するとともに、国全体として万全の措置が講じられるようにする責務を有する。

（国民の協力）

第八条 国民は、国及び国民の安全を確保することの重要性にかんがみ、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関が対処措置を実施する際は、必要な協力をするよう努めるものとする。

「：に係る情報」の例

○農林水産省設置法（平成十一年法律第九十八号）（抄）

（地方農政局）

第十八条 地方農政局は、農林水産省の所掌事務のうち、次に掲げる事務を分掌する。

- 一・二 （略）
- 三 農林水産省の所掌事務に係る情報の収集、整理、分析及び提供に関すること。（略）

（北海道農政事務所）

第二十一条 北海道農政事務所は、農林水産省の所掌事務のうち、次に掲げる事務を分掌する。

- 一・二 （略）
- 三 農林水産省の所掌事務に係る情報の収集、整理、分析及び提供に関すること。（略）
- 2
- 3 （略）

○行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律

第四十二号）（抄）

（行政文書の開示義務）

第五条 行政機関の長は、開示請求があつたときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。

- 一 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ・ロ （略）

- ハ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）第二条第一項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第百四十号）以下「独立行政法人等情報公開法」という。）第二条第一項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分
- 二・六 （略）

「増大するとともに」の例

○社会保障制度改革推進法（平成二十四年法律第六十四号）（抄）

（目的）

第一条 この法律は、近年の急速な少子高齢化の進展等による社会保障給付に要する費用の増大及び生産年齢人口の減少に伴い、社会保険料に係る国民の負担が増大するとともに、国及び地方公共団体の財政状況が社会保障制度に係る負担の増大により悪化していること等に鑑み、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第十三号）附則第百四条の規定の趣旨を踏まえて安定した財源を確保しつつ受益と負担の均衡がとれた持続可能な社会保障制度の確立を図るため、社会保障制度改革について、その基本的な考え方その他の基本となる事項を定めるとともに、社会保障制度改革国民会議を設置すること等により、これを総合的かつ集中的に推進することを目的とする。

「高度情報通信ネットワーク社会の発展」の例

○高度情報通信ネットワーク社会形成基本法（平成十二年法律第百四十四号）（抄）

（教育及び学習の振興並びに人材の育成）

第十八条 高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する施策の策定に当たっては、すべての国民が情報通信技術を活用することができるようにするための教育及び学習を振興するとともに、高度情報通信ネットワーク社会の発展を担う専門的な知識又は技術を有する創造的な人材を育成するために必要な措置が講じられなければならない。

（研究開発の推進）

第二十三条 高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する施策の策定に当たっては、急速な技術の革新が、今後の高度情報通信ネットワーク社会の発展の基盤であるとともに、我が国産業の国際競争力の強化をもたらす源泉であることにかんがみ、情報通信技術について、国、地方公共団体、大学、事業者等の相

互の密接な連携の下に、創造性のある研究開発が推進されるよう必要な措置が講じられなければならない。

「危険性：増大」の例

○無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成十一年法律第百四十七号）（抄）

（再発防止処分）

第八条 公安審査委員会は、その団体の役員又は構成員が当該団体の活動として無差別大量殺人行為を行った団体が、第五条第一項各号のいずれかに該当する場合であつて、次の各号のいずれかに該当するときは、当該団体に対し、六月を超えない期間を定めて、次項各号に掲げる処分の全部又は一部を行うことができる。同条第一項又は第四項の処分を受けている団体について、同条第二項若しくは第三項の規定による報告がされず、若しくは虚偽の報告がされた場合、又は前条第二項の規定による立入検査が拒まれ、妨げられ、若しくは忌避された場合であつて、当該団体の無差別大量殺人行為に及ぶ危険性の程度を把握することが困難であると認められるときも、同様とする。

一（略）

八 前各号に掲げるもののほか、当該団体の無差別大量殺人行為に及ぶ危険性の増大を防止する必要があるとき。

2（略）

○危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号）（抄）

（通則）

第二十四条 法第十条第三項の製造所等においてする危険物の貯蔵及び取扱いのすべてに共通する技術上の基準は、次のとおりとする。

一（略）

九 危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合においては、危険物の変質、異物の混入等により、当該危険物の危険性が増大しな

いように必要な措置を講ずること。
十(十四) (略)

「…(し)ている中で」の例

○財政構造改革の推進に関する特別措置法(平成九年法律第九号)(抄)

(財政構造改革の趣旨)

第二条 財政構造改革は、人口構造の高齢化等我が国の経済社会情勢の変化、国際情勢の変化等国及び地方公共団体の財政を取り巻く環境が大きく変容している中で、国及び地方公共団体の財政が危機的状況にあることを踏まえ、将来に向けて更に効率的で信頼できる行政を確立し、安心で豊かな福祉社会及び健全で活力ある経済を実現することが緊要な課題であることにかんがみ、経済構造改革を推進しつつ、財政収支を健全化し、これに十分対応できる財政構造を実現するために行われるものとする。

「政府…責務を果たすため」の例

○武力攻撃事態等におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律(平成十六年法律第百十三号)(抄)

(合衆国政府との連絡)

第六条 政府は、第三条の責務を果たすため、武力攻撃事態等の状況の認識及び武力攻撃事態等への対処に関し、日米安保条約に基づき、アメリカ合衆国政府と常に緊密な連絡を保つよう努めるものとする。

「…に関する責務」の例

○災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)(抄)

(住民等の責務)

第七条 地方公共団体の区域内の公共的団体、防災上重要な施設の管理者その他法令の規定による防災に関する責務を有する者は、法令又は地域防災計画の定めるところにより、誠実にその責務を果たさなければならない。

2 (略)

「我が国の防衛」の例

○武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律(平成十六年法律第百十七号)(抄)

(懲戒処分)

第四十八条 懲戒権者(捕虜收容所長又は捕虜收容所に勤務する幹部自衛官(防衛省設置法(昭和二十九年法律第百六十四号)第十五条第一項に規定する幹部自衛官をいう。)であつて政令で定める者をいう。以下同じ。)は、被收容者が次の各号のいずれかの行為をしたときは、当該被收容者に対し、懲戒処分を行うことができる。

一・二 (略)

三 信書の発信その他の方法により我が国の防衛上支障のある通信を試みることその他の武力攻撃に資する行為を行うこと

四 (略)

「外交」の例

○外国等に対する我が国の民事裁判権に関する法律(平成二十一年法律第二十四号)(抄)

(労働契約)

第九条 (略)

2 前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

一 (略)

二 前号に掲げる場合のほか、当該個人が、当該外国等の安全

外交上の秘密その他の当該外国等の重大な利益に関する事項に係る任務を遂行するために雇用されている場合
三〇六 (略)

○武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律(平成十五年法律第七十九号)(抄)

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一〇六 (略)

七 対処措置 第九条第一項の対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関が法律の規定に基づいて実施する次に掲げる措置をいう。

イ 武力攻撃事態等を終結させるためにその推移に応じて実施する次に掲げる措置

(1) (2) (略)

措置

(3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、外交上の措置その他の措置

「公共の安全と秩序の維持」の例

○海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律(平成二十一年法律第五十五号)(抄)

(目的)

第一条 この法律は、海に囲まれ、かつ、主要な資源の大部分を輸入に依存するなど外国貿易の重要度が高い我が国の経済社会及び国民生活にとって、海上輸送の用に供する船舶その他の海上を航行する船舶の航行の安全の確保が極めて重要であること、並びに海洋法に関する国際連合条約においてすべての国が最大限に可能な範囲で公海等における海賊行為の抑止に協力する

とされていることにかんがみ、海賊行為の処罰について規定するとともに、我が国が海賊行為に適切かつ効果的に対処するために必要な事項を定め、もって海上における公共の安全と秩序の維持を図ることを目的とする。

○公文書等の管理に関する法律(平成二十一年法律第六十六号)(抄)

(特定歴史公文書等の利用請求及びその取扱い)

第十六条 国立公文書館等の長は、当該国立公文書館等において保存されている特定歴史公文書等について前条第四項の目録に記載に従い利用の請求があつた場合には、次に掲げる場合を除き、これを利用させなければならない。

一 (略)

二 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると当該特定歴史公文書等を移管した行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報

三〇五 (略)

2・3 (略)

「特に秘匿することが必要であるもの」の例

○自衛隊法(昭和二十九年法律第六十五号)(抄)

(防衛秘密)

第九十六条の二 防衛大臣は、自衛隊についての別表第四に掲げる事項であつて、公になつていないものうち、我が国の防衛上特に秘匿することが必要であるもの(日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法(昭和二十九年法律第六十六号)第一条第三項に規定する特別防衛秘密に該当するものを除く。)を防衛秘密として指定するものとする。

2・4 (略)

「情報：収集(し)、整理(し)、及び活用(する)」の例

○地域保健法（昭和二十二年法律第一百号）（抄）

第七条 保健所は、前条に定めるもののほか、地域住民の健康の保持及び増進を図るため必要があるときは、次に掲げる事業を行うことができる。

- 一 所管区域に係る地域保健に関する情報を収集し、整理し、及び活用すること。
- 二 四（略）

○食品安全基本法（平成十五年法律第四十八号）（抄）

第十七条 食品の安全性の確保、整理及び活用等

国民の食生活を取り巻く環境の変化に即応して食品の安全性の確保のために必要な措置の適切かつ有効な実施を図るため、食品の安全性の確保に関する国の内外の情報の収集、整理及び活用その他の必要な措置が講じられなければならない。

○ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成十三年法律第六十五号）（抄）

第五条 国及び地方公共団体の責務

整理及び活用、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理に関する技術開発の推進、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理を確保するための体制の整備その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

・「…の保護に関し（…）必要な…」の例

○武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号）（抄）

（文化財保護の特例）
第二百五条 文化庁長官は、武力攻撃災害による重要文化財等

（重要文化財（文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第二十七条第一項の重要文化財をいう。）、重要有形民俗文化財（同法第七十八条第一項の重要有形民俗文化財をいう。）、又は史跡名勝天然記念物（同法第九十九条第一項の史跡名勝天然記念物をいう。）をいう。以下この項及び第三項において同じ。）の滅失、き損その他の被害を防止するため特に必要があると認めるときは、当該重要文化財等の所有者、管理責任者（同法第三十一条第二項（同法第八十条において準用する場合を含む。）、及び同法第九十九条第二項の管理責任者をいう。）、管理団体（同法第三十二条の二第五項（同法第八十条において準用する場合を含む。）、及び同法第一百五十一条第一項の管理団体をいう。）、又は同法第七十二条第一項の規定により重要文化財等を管理する地方公共団体その他の法人（以下この条において「所有者等」という。）に対し、当該重要文化財等について、所在の場所又は管理の方法の変更その他その保護に関し必要な措置を講ずべきことを命じ、又は勧告することができる。

・「の制限」の例

○津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第二百二十三号）（抄）

（目的）

第一条 この法律は、津波による災害を防止し、又は軽減する効果が高く、将来にわたって安心して暮らすことのできる安全な地域の整備、利用及び保全（以下「津波防災地域づくり」という。）を総合的に推進することにより、津波による災害から国民の生命、身体及び財産の保護を図るため、国土交通大臣による基本指針の策定、市町村による推進計画の作成、推進計画区域における特別の措置及び一団地の津波防災拠点市街地形成施設に関する都市計画に関する事項について定めるとともに、津波防護施設の管理、津波災害警戒区域における警戒避難体制の

整備並びに津波災害特別警戒区域における一定の開発行為及び建築物の建築等の制限に関する措置等について定め、もって公共の福祉の確保及び地域社会の健全な発展に寄与することを目的とする。

・ 「漏えいの防止」の例

○公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）
（抄）

2 第十五条（略）
（特定歴史公文書等の保存等）

3 国立公文書館等の長は、特定歴史公文書等に個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができるものを除く。）をいう。）が記録されている場合には、当該個人情報の漏えいの防止のために必要な措置を講じなければならない。
4 （略）

○日本年金機構法（平成十九年法律第九号）（抄）

第三十八条（略）

2 7 厚生労働大臣及び機構は、第五項第三号又は第四号の規定に基づき、年金個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、年金個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る年金個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の年金個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。
9 10 （略）

【第二条関係】

・ 「この法律において…とは、…の規定により指定された…をいう」の例

○特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成二十一年法律第六十四号）
（抄）

（定義）

第二条（略）

2 4 （略）

5 この法律において「特定地域」とは、次条第一項の規定により指定された地域をいう。

6 7 （略）

・ 「として（、）…された…をいう」の例

○武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律（平成十六年法律第十七号）（抄）

（定義）

第三条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 十四 捕虜代表

捕虜代表 第三条約第八十条に規定する任務を遂行する者として、捕虜収容所長から指名されたものをいう。

十六 十八 （略）

・ 「この法律において「行政機関」とは、次に掲げる機関をいう。」の例

○公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）
（抄）

(定義)
第二条 この法律において「行政機関」とは、次に掲げる機関をいう。

一 一六 (略)
二 一八 (略)

「法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関」の例

○公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）
(抄)

(定義)
第二条 この法律において「行政機関」とは、次に掲げる機関をいう。

一 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関
二 一六 (略)
三 一八 (略)

「内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関」の例

○公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）
(抄)

(定義)

第二条 この法律において「行政機関」とは、次に掲げる機関をいう。

一 (略)
二 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関（これらの機関のうち第四号の政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。）
三 一六 (略)

2 一八 (略)

「国家公安委員会にあつては、警察庁を除く。」の例

○行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成十三年法律第八十六号）
(抄)

(定義)

第二条 この法律において「行政機関」とは、次に掲げる機関をいう。

一 (略)
二 宮内庁及び内閣府設置法第四十九条第一項に規定する機関（国家公安委員会にあつては、警察庁を除く。）並びに警察庁
三 一四 (略)

「国家行政組織法第三条第二項に規定する機関」の例

○公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）
(抄)

(定義)

第二条 この法律において「行政機関」とは、次に掲げる機関をいう。

一 一六 (略)
二 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第三条第二項に規定する機関（第五号の政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。）
三 一六 (略)

「内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十六条第二項の機関並びに内閣府設置法第四十条及び第五十六条（宮内庁法第十八条第一項に

において準用する場合を含む。）の特別の機関」の例

○公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）
（抄）

（定義）

第二条 この法律において「行政機関」とは、次に掲げる機関をいう。

一～三 （略）

四 内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに官内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十六条第二項の機関並びに内閣府設置法第四十条及び第五十六条（官内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。）の特別の機関で、政令で定めるもの

五・六 （略）

2～8 （略）

・ 「…で、…その他政令で定めるもの」の例

○国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成四年法律第七十九号）（抄）

別表第二（第三条関係）

一 （略）

二 国際連合の総会によって設立された機関又は国際連合の専門機関で、国際連合開発計画その他政令で定めるもの

三 （略）

・ 「国家行政組織法第八条の二の施設等機関及び同法第八条の三の特別の機関」の例

○公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）
（抄）

（定義）

第二条 この法律において「行政機関」とは、次に掲げる機関をいう。

一～四 （略）

五 国家行政組織法第八条の二の施設等機関及び同法第八条の三の特別の機関で、政令で定めるもの

六 （略）

2～8 （略）

・ 「国の安全保障」の例

○外務省設置法（平成十一年法律第九十四号）（抄）

（所掌事務）

第四条 外務省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一 次のイからニまでに掲げる事項その他の事項に係る外交政策に関すること。

イ 日本国の安全保障

ロ～ニ （略）

二～二十九 （略）

○財政構造改革の推進に関する特別措置法（平成九年法律第九十九号）（抄）

（防衛関係費に係る改革の基本方針）

第十九条 政府は、我が国の安全保障上の観点と経済事情及び財政事情等を勘案し、防衛関係費について、節度ある防衛力の整備を行う必要があることを踏まえつつ、財政構造改革の推進の緊要性に配慮して、抑制するものとする。

2 （略）

・ 「国の領域…の保全」の例

○小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和四十四年法律第七十九号）
（抄）

（基本方針）
第三条（略）

3 基本方針は、小笠原諸島が我が国の領域、排他的経済水域等の保全、海洋資源の利用、自然環境の保全等に重要な役割を担っていることにかんがみ、小笠原諸島の地理的及び自然的特性を生かし、その魅力の増進に資するような振興開発が図られるべきことを基本理念として定めるものとする。
4 5 7（略）

・ 「国民の生命・身体・保護」の例

○武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号）（抄）

（避難の指示に係る内閣総理大臣の是正措置）
第五十六条 内閣総理大臣は、避難の指示に関し対策本部長が行った事態対処法第十四条第一項の総合調整に基づく所要の避難の指示が要避難地域を管轄する都道府県知事により行われぬ場合において、国民の生命、身体又は財産の保護を図るため特に必要があると認めるときは、対策本部長の求めに応じ、当該都道府県知事に対し、当該所要の避難の指示をすべきことを指示することができる。
2 3（略）

・ 「外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。…）」の例

○外務省設置法（平成十一年法律第九十四号）（抄）

（所掌事務）
第四条 外務省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。
一（略）
二 日本国政府を代表して行う外国政府との交渉及び協力その

他外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。以下同じ。）
に関する政務の処理に関すること。
三 二十九（略）

・ 「外国との間で」の例

○排他的経済水域及び大陸棚に関する法律（平成八年法律第七十四号）（抄）

（排他的経済水域）

2 第一条（略）
前項の排他的経済水域（以下単に「排他的経済水域」という。）は、我が国の基線（領海及び接続水域に関する法律（昭和五十二年法律第三十号）第二条第一項に規定する基線をいう。以下同じ。）から、いづれの点をとつても我が国の基線上の最も近い点からの距離が二百海里である線（その線が我が国の基線から測定して中間線（いづれの点をとつても、我が国の基線上の最も近い点からの距離と、我が国の海岸と向かい合っている外国の海岸に係るその外国の領海の幅を測定するための基線上の最も近い点からの距離とが等しい線をいう。以下同じ。）を超えているときは、その超えている部分については、中間線（我が国と外国との間で合意した中間線に代わる線があるときは、その線）とする。）までの海域（領海を除く。）並びにその海底及びその下とする。

・ 「問題：生じ」の例

○中小企業の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律（昭和五十二年法律第七十四号）（抄）

（自主的解決の努力）
第四条 大企業者の事業の開始又は拡大に際し、当該事業と同種の事業を営んでいる中小企業者と当該大企業者との間において事業活動の調整に関する問題が生じたときは、その双方の当事者は、早期に、かつ、誠意をもつて、自主的な解決を図るよう

に努めなければならない。

・ 「問題の解決」の例

○原爆症認定集団訴訟の原告に係る問題の解決のための基金に対する補助に関する法律（平成二十一年法律第九十九号）（抄）

（趣旨）

第一条 この法律は、原爆症認定集団訴訟に関し、これを契機に原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第一百七号）に基づく医療の給付を受けるための認定に関する見直しが行われたことを踏まえ、訴訟の長期化、被爆者である原告の高齢化等の事情にかんがみ、平成二十一年八月六日に関係者の間において行われた原爆症認定集団訴訟の終結に関する基本方針に係る確認の内容及びつき、原告に係る問題の解決のための基金に対する補助に関し必要な事項を定めるものとする。

・ 「この法律において「特定有害」とは、…をいう」の例

○土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「特定有害物質」とは、鉛、砒素、トリクロロエチレンその他の物質（放射性物質を除く。）であつて、それが土壤に含まれることに起因して人の健康に係る被害を生ずるおそれがあるものとして政令で定めるものをいう。

・ 「この法律において「…特定…活動」とは、次に掲げる活動をいう」の例

○広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律（平成十九年法律第五十二号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「広域的特定活動」とは、次に掲げる活動をいう。

一・二（略）
2・4（略）

・ 「政治上その他の主義主張に基づき、国家若しくは他人にこれを強要し、又は社会に不安若しくは恐怖を与える目的で…人を殺傷し、又は重要な施設その他の物を破壊する行為」の例

○自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）（抄）

（自衛隊の施設等の警護出動）

第八十一条の二 内閣総理大臣は、本邦内にある次に掲げる施設又は施設及び区域において、政治上その他の主義主張に基づき国家若しくは他人にこれを強要し、又は社会に不安若しくは恐怖を与える目的で多数の人を殺傷し、又は重要な施設その他の物を破壊する行為が行われるおそれがあり、かつ、その被害を防止するため特別の必要があると認める場合には、当該施設又は施設及び区域の警護のため部隊等の出動を命ずることができ。

一・二（略）
2・3（略）

・ 「…する行為を行う」の例

○株式会社国際協力銀行法（平成二十三年法律第三十九号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一・三（略）
四 特定目的会社等 資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号）第二条第三項に規定する特定目的会社及び同条第二項に規定する資産の流動化に類する行為を行うものとし

て財務省令で定める法人をいう。
五〇十四 (略)

「…を行う活動」の例

○東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律 (平成二十三年法律第二十九号) (抄)

(震災関連連寄附金を支出した場合の寄附金控除の特例又は所得税額の特別控除)

2 第八条 (略)

個人が指定期間内に支出した震災関連連寄附金のうち、被災者に対する救援又は生活再建の支援を行う活動(第四項において「被災者支援活動」という。)に必要な資金に充てられるもの(租税特別措置法第四十一条の十八の二第一項に規定する認定特定非営利活動法人又は共同募金会連合会に対して支出するもの)に限るものとし、所得税法第七十八条第一項(前項の規定により適用される場合を含む。)の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「特定震災指定寄附金」という。)については、その年中に支出した当該特定震災指定寄附金の額の合計額(当該合計額にその年中に支出した特定震災指定寄附金の額以外の震災関連連寄附金の額及び特定寄附金等金額(以下この項において「他の震災関連連寄附金等」という。))を加算した金額が、当該個人その年の同条第一項第一号に規定する総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額(次項において「総所得金額等」という。))の百分の八十に相当する金額を超える場合には、当該百分の八十に相当する金額から当該他の震災関連連寄附金等の金額を控除した残額が二千円(その年中に支出した当該他の震災関連連寄附金等の金額がある場合には、二千円から当該他の震災関連連寄附金等の金額を控除した残額)を超える場合には、その年分の所得税の額から、その超える金額の百分の四十に相当する金額(当該金額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。))を控除する。この場合において、当該控除する金額が、当該個人その年分の所得税の額の百分の二十五に相当する金額(租税特別措置法第四十一

条の十八の二第二項又は第四十一条の十八の三第一項の規定の適用がある場合には、当該百分の二十五に相当する金額からこれらの規定により控除する金額を控除した残額。以下この項において同じ。)を超えるときは、当該控除する金額は、当該百分の二十五に相当する金額(当該金額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。))を限度とする。
3〇6 (略)

○周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律 (平成十一年法律第六十号) (抄)

(定義等)

第三条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 (略)

二 後方地域搜索救助活動 周辺事態において行われた戦闘行為(国際的な武力紛争の一環として行われる人を殺傷し又は物を破壊する行為をいう。以下同じ。)によつて遭難した戦闘参加者について、その搜索又は救助を行う活動(救助した者の輸送を含む。)であつて、後方地域において我が国が実施するものをいう。

三・四 (略)

・ 「国の利益」の例

○深海底鉱業暫定措置法 (昭和五十七年法律第六十四号) (抄)

(趣旨)

第一条 (略)

2 この法律のいかなる規定も、深海底を我が国の主権又は管轄権の下に置こうとするものではなく、また、公海の自由を行使する他国の利益を害するものではない。

○租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特

例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）（抄）

（相手国等への情報提供）

第八条の二 財務大臣は、相手国等の租税に関する法令を執行する当局（以下この条において「相手国等税務当局」という。）に対し、当該相手国等との間の租税条約等に定めるところにより、その職務の遂行に資すると認められる租税に関する情報の提供を行うことができる。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一 三 （略）

四 当該情報の提供を行うことが我が国の利益を害することとなるおそれがあると認められるとき。

五 （略）

「…の利益を図る目的で」の例

○無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成十一年法律第四百十七号）（抄）

（役員又は構成員等の禁止行為）

第九条（略）

2 前条に規定する処分を受けている団体の役員又は構成員は、当該処分が効力を生じた後は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

一 四 （略）

五 当該団体が前条第二項第五号に掲げる処分を受けた場合にあっては、当該団体の利益を図る目的で、当該処分により贈与を受けることが禁止された金品その他の財産上の利益を贈与の目的として受け取ることを（略）

3 （略）

○暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）（抄）

（威力利用資金獲得行為に係る損害賠償責任）

第三十一条の二 指定暴力団の代表者等は、当該指定暴力団の指定暴力団員が威力利用資金獲得行為（当該指定暴力団の威力を利用して生計の維持、財産の形成若しくは事業の遂行のための資金を得、又は当該資金を得るために必要な地位を得る行為をいう。以下この条において同じ。）を行うについて他人の生命、身体又は財産を侵害したときは、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 （略）

二 当該威力利用資金獲得行為が、当該指定暴力団の指定暴力団員以外の者が専ら自己の利益を図る目的で当該指定暴力団員に対し強要したことによって行われたものであり、かつ、当該威力利用資金獲得行為が行われたことにつき当該代表者等に過失がないとき。

「…目的で行われる…」の例

○排他的経済水域及び大陸棚に関する法律（平成八年法律第七十四号）（抄）

（我が国の法令の適用）

第三条 次に掲げる事項については、我が国の法令（罰則を含む。以下同じ。）を適用する。

一 （略）

二 排他的経済水域における経済的な目的で行われる探査及び開発のための活動（前号に掲げるものを除く。）

三・四 （略）

2・3 （略）

「行われる活動」の例

○国際機関等に派遣される防衛省の職員の処遇等に関する法律（平成七年法律第二百二十二号）（抄）

（趣旨）

第一条 この法律は、軍備管理若しくは軍縮又は人道的精神に基づき行われる活動に対する協力等の目的で、国際機関、外国政府の機関等に派遣される防衛省の職員（国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第二条に規定する一般職に属する職員を除く。以下「職員」という。）の処遇等について定めるものとする。

（職員の派遣）

第二条 （略）

2 前項の業務は、次に掲げるものとする。ただし、第八号から第十一号までに掲げる業務にあつては、国際連合事務局の内部において行うものに限る。

一七 （略）

八 国際連合の総会又は安全保障理事会が行う決議に基づき、武力紛争の当事者（以下「紛争当事者」という。）間の武力紛争の再発の防止に関する合意の遵守の確保、武力紛争の終了後に行われる民主的な手段による統治組織の設立の援助その他紛争に対処して国際の平和及び安全を維持するために国際連合の統括の下に行われる活動であつて、武力紛争の停止及びこれを維持するとの紛争当事者間の合意並びに当該活動が行われる地域の属する国及び紛争当事者の当該活動が行われることについての同意がある場合（武力紛争が発生していない場合においては、当該活動が行われる地域の属する国の当該同意がある場合）に、いずれの紛争当事者にも偏ることなく実施されることを旨として、国際連合事務総長の要請に基づき参加する二以上の国及び国際連合によつて実施されるものの方針の策定又は当該活動の基準の設定若しくは計画の作成

3 九一 （略）

・ 「活動であつて、次に掲げるもの」の例

○ 独立行政法人環境再生保全機構法（平成十五年法律第四十三号

）（抄）

（業務の範囲）

第十条 機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う

一・二 （略）

三 環境の保全を通じて人類の福祉に貢献するとともに国民の健康で文化的な生活の確保に寄与する活動であつて次に掲げるものに対し、助成金の交付を行うこと。

イハ （略）

2 四八 （略）

○ 産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成十一年法律第三十一号）（抄）

（定義）

第二条 （略）

2・3 （略）

4 この法律において「事業再構築」とは、事業者が行い、又は行おうとする事業のうち、当該事業者が行う他の事業に比して現に生産性の高い事業又は将来において高い生産性が見込まれる事業（以下「中核的事業」という。）の強化を目指した事業活動であつて、次に掲げるものをいう。

一・二 （略）

5 七 （略）

8 この法律において「資源生産性革新」とは、事業者が行う事業の全部若しくは一部についての資源生産性を相当程度向上させることを目指した事業活動又は相当程度高い資源生産性が見込まれる事業を行うことを目指した事業活動であつて、次に掲げるものをいう。

一・二 （略）

9 27 （略）

・ 「保護を要する」の例

○次世代育成支援対策推進法（平成十五年法律第二百十号）（抄）

（都道府県行動計画）

第九条 都道府県は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該都道府県の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、保護を要する子どもの養育環境の整備、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「都道府県行動計画」という。）を策定するものとする。

258（略）

○自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）（抄）

（在外邦人等の輸送）

第八十四条の三 防衛大臣は、外務大臣から外国における災害、騒乱その他の緊急事態に際して生命又は身体保護を要する邦人の輸送の依頼があつた場合において、当該輸送の安全について外務大臣と協議し、これが確保されていると認めるときは、当該邦人の輸送を行うことができる。この場合において、防衛大臣は、外務大臣から当該緊急事態に際して生命又は身体保護を要する外国人として同乗させることを依頼された者を同乗させることができる。

2（略）

・「情報を…方法により…取得する」の例

○金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）（抄）

（有価証券の売出しの届出を要しない有価証券の売出し）

第二条の十二の三 法第四条第一項第四号に規定する政令で定める要件は、次の各号に掲げる有価証券の区分に依じ、当該各号に定めるものとする。

一 法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち同項第一号に掲げる有価証券の性質を有するもの（以下この号において「外国国債」という。）次に掲げるすべての要件に該当すること。

イ 国内における当該外国国債に係る売買価格に関する情報をインターネットの利用その他の方法により容易に取得することができること。

ロ・ハ（略）

・「不当な方法」の例

○日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和二十九年法律第六十六号）（抄）

（罰則）

第三条 左の各号の一に該当する者は、十年以下の懲役に処する。

一 わが国の安全を害すべき用途に供する目的をもつて、又は不当な方法で、特別防衛秘密を探知し、又は収集した者

二・三（略）

○日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法（昭和二十七年法律第三百三十八号）（抄）

（合衆国軍隊の機密を侵す罪）

第六条 合衆国軍隊の機密（合衆国軍隊についての別表に掲げる事項及びこれらの事項に係る文書、図画若しくは物件で、公になつていないものをいう。以下同じ。）を、合衆国軍隊の安全

- 3 前項と同様とする。

「大量破壊兵器関連の物資」の例

○国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法（平成二十二年法律第四十三号）（抄）

（目的）

第一条 この法律は、北朝鮮による核実験の実施、大量破壊兵器の運搬手段となり得る弾道ミサイルの発射等の一連の行為が国際社会の平和及び安全に対する脅威となつており、その脅威は近隣の我が国にとつて特に顕著であること、並びにこの状況に対応し、国際連合安全保障理事会決議第千七百十八号が核関連弾道ミサイル関連その他の大量破壊兵器関連の物資、武器その他の物資の北朝鮮への輸出及び北朝鮮からの輸入の禁止を決定し、同理事会決議第千八百七十四号が当該禁止の措置を強化するとともに、国際連合加盟国に対し当該禁止の措置の厳格な履行の確保を目的とした貨物についての検査等の実施の要請をしていることを踏まえ、我が国が特別の措置として実施することにより、外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）、関税法（昭和二十九年法律第六十一号）その他の関係法律による措置と相まって、北朝鮮の一連の行為をめぐり同理事会決議による当該禁止の措置の実効性を確保するとともに、我が国を含む国際社会の平和及び安全に対する脅威の除去に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、そ

れぞれ当該各号に定めるところによる。

一 北朝鮮特定貨物 次のいずれかに該当する貨物（我が国から輸出しようとする貨物で外国為替及び外国貿易法第四十八条第一項の規定による許可を受けなければならぬもの及び同条第三項の規定による輸出の承認を受けなければならないもの）並びに我が国から輸出した貨物で当該許可又は当該承認を受けたもの並びに我が国に輸入しようとする貨物で同法第五十二条の規定による輸入の承認を受けなければならないもの及び我が国に輸入した貨物で当該承認を受けたものを除く。）をいう。

イ 北朝鮮を仕向地とする貨物のうち、国際連合安全保障理事会決議第千七百十八号、同理事会決議第千八百七十四号その他政令で定める同理事会決議により北朝鮮への輸出の禁止が決定された核関連、ミサイル関連その他の大量破壊兵器関連の物資、武器その他の物資であつて政令で定めるもの

ロ 北朝鮮を仕向地とする貨物のうち、国際連合安全保障理事会決議第千七百十八号、同理事会決議第千八百七十四号その他政令で定める同理事会決議により北朝鮮からの輸入の禁止が決定された核関連、ミサイル関連その他の大量破壊兵器関連の物資、武器その他の物資であつて政令で定めるもの

二 四（略）

「国際取引」の例

○絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令（平成五年政令第十七号）（抄）

（個体等の登録の要件）

第四条 法第二十条第一項の政令で定める要件は、別表第二の表二に掲げる種の個体等であつて次の各号のいずれかに該当するものであることとする。

一・二（略）

三 関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第六十七条の許可

を受けて輸入された個体（当該輸入に係る個体から生じた器官等を含む。）、「器官」（当該輸入に係る器官を材料として製造された加工品を含む。）又は加工品（当該輸入に係る加工品を材料として製造された加工品を含む。）であつて、次のイからハまでのいずれかに該当するものであること。

イ（略）
ロ 絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約の適用される前に、輸出国内で取得され、又は輸出国に輸入された個体（当該取得又は輸入に係る個体から生じた器官等を含む。）、「器官」（当該取得又は輸入に係る器官を材料として製造された加工品を含む。）又は加工品（当該取得又は輸入に係る加工品を材料として製造された加工品を含む。）であることをその輸出国の政府機関が証明したものであること。
ハ（略）

○輸出入取引法（昭和二十七年法律第二百九十九号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「不公正な輸取出引」とは、左に掲げるものをいう。

一 三（略）

四 前各号に掲げるものの外、国際取引における公正な商慣習にもとる輸取出引であつて、政令で定めるもの

・ 「国際的な平和及び安全の維持を妨げる」の例

○経済産業省組織令（平成十二年政令第二百五十四号）（抄）

（安全保障貿易管理課の所掌事務）

第五十三条 安全保障貿易管理課は、国際的な平和及び安全の維持を妨げることとなつたと認められる外国貿易の管理及び通商に伴う外国為替の管理に関する事務（第五十条第二号に掲げる事務に係るもの及び安全保障貿易審査課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

○外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）（抄）

（役務取引等）

第二十五条 国際的な平和及び安全の維持を妨げることとなつて認められるものとして政令で定める特定の種類の貨物の設計、製造若しくは使用に係る技術（以下「特定技術」という。）を特定の外国（以下「特定国」という。）において提供することを目的とする取引を行おうとする居住者若しくは非居住者又は特定技術を提供する居住者若しくは非居住者又は特定技術を提供する居住者は、政令で定めるところにより、当該取引について、経済産業大臣の許可を受けなければならない。

2・3（略）

4 居住者は、非居住者との間で、国際的な平和及び安全の維持を妨げることとなつたと認められるものとして政令で定める外国相互間の貨物の移動を伴う貨物の売買、貸借又は贈与に関する取引を行おうとするときは、政令で定めるところにより、当該取引について、経済産業大臣の許可を受けなければならない。

5・6（略）

・ 「国の安全を害する」の例

○日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和二十九年法律第六十六号）（抄）

（罰則）

第三条 左の各号の一に該当する者は、十年以下の懲役に処する

一（略）

二 わが国の安全を害する目的をもつて、特別防衛秘密を他人に漏らした者

三（略）

2・3（略）

○地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（抄）

第九十八条 普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の事務（自治事務にあつては労働委員会及び収用委員会の権限に属する事務で政令で定めるものを除き、法定受託事務にあつては国の安全を害するおそれがあることその他の事由により議会の検査の対象とすることが適当でないものとして政令で定めるものを除く。）に関する書類及び計算書を検閲し、当該普通地方公共団体の長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会又は監査委員その他法律に基づく委員会又は委員の報告を請求して、当該事務の管理、議決の執行及び出納を検査することができる。

② 議会は、監査委員に対し、当該普通地方公共団体の事務（自治事務にあつては労働委員会及び収用委員会の権限に属する事務で政令で定めるものを除き、法定受託事務にあつては国の安全を害するおそれがあることその他の事由により本項の監査の対象とすることが適当でないものとして政令で定めるものを除く。）に関する監査を求め、監査の結果に関する報告を請求することができる。この場合における監査の実施については、第九十九条第二項後段の規定を準用する。

「著しく害し…」の例

○組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第三十六号）（抄）

第一条（目的）

この法律は、組織的な犯罪が平穩かつ健全な社会生活と著しく害し、及び犯罪による収益がこの種の犯罪を助長するとともに、これを用いた事業活動への干渉が健全な経済活動に重大な悪影響を与えることにかんがみ、組織的に行われた殺人等の行為に対する処罰を強化し、犯罪による収益の隠匿及び收受並びにこれを用いた法人等の事業経営の支配を目的とする行為

を処罰するとともに、犯罪による収益に係る没収及び追徴の特例等について定めることを目的とする。

「著しく害するおそれのある」の例

○警察法（昭和二十九年法律第六十二号）（抄）

第五条（任務及び所掌事務）

2 国家公安委員会は、前項の任務を達成するため、次に掲げる事務について、警察庁を管理する。

一 三（略）
四 次に掲げる事案で国の公安に係るものについての警察運営に関すること。

イ・ロ（略）

ハ 国際関係に重大な影響を与え、その他国の重大な利益を著しく害するおそれのある航空機の強取、人質による強要、爆発物の所持その他これらに準ずる犯罪に係る事案

五 二十五（略）
3・4（略）

○母体保護法（昭和二十三年法律第五十六号）（抄）

第十四条（医師の認定による人工妊娠中絶）

都道府県の区域を単位として設立された公益社団法人たる医師会の指定する医師（以下「指定医師」という。）は、次の各号の一に該当する者に対して、本人及び配偶者の同意を得て、人工妊娠中絶を行うことができる。

一 妊娠の継続又は分娩が身体的又は経済的理由により母体の健康を著しく害するおそれのあるもの

二（略）
2（略）

「害し、又は害するおそれのある…」の例

○警察法（昭和二十九年法律第六十二号）（抄）

（任務及び所掌事務）
第五条（略）

2 国家公安委員会は、前項の任務を達成するため、次に掲げる事務について、警察庁を管理する。

一 五（略）

六 次のいずれかに該当する広域組織犯罪その他の事案（以下「広域組織犯罪等」という。）に対処するための警察の態勢に関する事案。

イ 全国の広範な区域において個人の生命、身体及び財産並びに公共の安全と秩序を害し、又は害するおそれのある事案

ロ 国外において日本国民の生命、身体及び財産並びに日本の重大な利益を害し、又は害するおそれのある事案

3・4（略）

「テロリズム」の例

○武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成十五年法律第七十九号）（抄）

（その他の緊急事態対処のための措置）
第二十四条（略）

2 政府は、前項の目的を達成するため、武装した不審船の出現、大規模なテロリズムの発生等の我が国を取り巻く諸情勢の変化を踏まえ、次に掲げる措置その他の必要な施策を速やかに講ずるものとする。

一 三（略）

「緊急事態」の例

○原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第五十六号）（抄）

抄

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 原子力災害 原子力緊急事態により国民の生命、身体又は財産に生ずる被害をいう。

二 原子力緊急事態 原子力事業者の原子炉の運転等（原子力損害の賠償に関する法律（昭和三十六年法律第四十七号）第二条第一項に規定する原子炉の運転等をいう。以下同じ。）により放射性物質又は放射線が異常な水準で当該原子力事業者の原子力事業所外（原子力事業所の外における放射性物質の運搬（以下「事業所外運搬」という。）の場合にあっては、当該運搬に使用する容器外）へ放出された事態をいう。

三 十二（略）

（原子力緊急事態宣言等）

第十五条 主務大臣は、次のいずれかに該当する場合において、原子力緊急事態が発生したと認めるときは、直ちに、内閣総理大臣に対し、その状況に関する必要な情報の報告を行うとともに、次項の規定による公示及び第三項の規定による指示の案を提出しなければならない。

一・二（略）
2・4（略）

○安全保障会議設置法（昭和六十一年法律第七十一号）（抄）

（内閣総理大臣の諮問等）

第二条 内閣総理大臣は、次の事項については、会議に諮らなければならない。

一 八（略）

九 内閣総理大臣が必要と認める重大緊急事態（武力攻撃事態等、周辺事態及び前二号の規定によりこれらの規定に掲げる重要事項としてその対処措置につき諮るべき事態以外の緊急事態であつて、我が国の安全に重大な影響を及ぼすおそれがあるもの）

あるもののうち、通常の緊急事態対処体制によつては適切に対処することが困難な事態をいう。以下同じ。)への対処に
関する重要事項

2 前項に定める場合のほか、会議は、国防に関する重要事項及び重大緊急事態への対処に関する重要事項につき、必要に応じ内閣総理大臣に対し、意見を述べることが出来る。

「国及び国民の安全に重大な影響を及ぼす緊急事態」の例

○武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律(平成十五年法律第七十九号)(抄)

第二十四条 政府は、我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保を図るため、次条から第二十七条までに定めるもののほか、武力攻撃事態等以外の国及び国民の安全に重大な影響を及ぼす緊急事態に的確かつ迅速に対処するものとする。

2 (略)

「…であつて、…その他これに類するもの」の例

○外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)(抄)

(役務取引等)
第二十五条 (略)

2 (略)

5 居住者は、非居住者との間で、役務取引(労務又は便益の提供を目的とする取引をいう。以下同じ。)であつて、鉱産物の加工その他これに類するものとして政令で定めるもの(第三十条第一項に規定する技術導入契約の締結等に該当するものを除く。)を行おうとするときは、政令で定めるところにより、当該役務取引について、主務大臣の許可を受けなければならない。ただし、次項の規定により主務大臣の許可を受ける義務が課

6 された役務取引に該当するものについては、この限りでない。(略)

「…する行為が発生した事態」の例

○武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律(平成十五年法律第七十九号)(抄)

第二十五条 政府は、緊急対処事態(武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態(後日対処基本方針において武力攻撃事態であることの認定が行われることとなる事態を含む。))で、国家として緊急に対処することが必要なものをいう。以下同じ。)に至ったときは、緊急対処事態に関する対処方針(以下「緊急対処事態対処方針」という。)を定めるものとする。

2 (略)

「被害の発生又は拡大の防止」の例

○消費者安全法(平成二十一年法律第五十号)(抄)

(消費者への注意喚起)

第十五条 内閣総理大臣は、第十二条第一項又は第二項の規定による通知を受けた場合その他消費者事故等の発生に関する情報を得た場合において、当該消費者事故等による被害の拡大又は当該消費者事故等と同種若しくは類似の消費者事故等の発生(以下「消費者被害の発生又は拡大」という。)の防止を図るため消費者の注意を喚起する必要があると認めるときは、当該消費者事故等の態様、当該消費者事故等による被害の状況その他の消費者被害の発生又は拡大の防止に資する情報を都道府県及び市町村に提供するとともに、これを公表するものとする。

2 (略)

「抑止」の例

○海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律（平成二十一年法律第五十五号）（抄）

（目的）

第一条 この法律は、海に囲まれ、かつ、主要な資源の大部分を輸入に依存するなど外国貿易の重要度が高い我が国の経済社会及び国民生活にとつて、海上輸送の用に供する船舶その他の海上を航行する船舶の航行の安全の確保が極めて重要であること、並びに海洋法に関する国際連合条約においてすべての国が最大限に可能な範囲で公海等における海賊行為の抑止に協力するとされていることにかんがみ、海賊行為の処罰について規定するとともに、我が国が海賊行為に適切かつ効果的に対処するために必要な事項を定め、もつて海上における公共の安全と秩序の維持を図ることを目的とする。

【第三条関係】

「行政機関の長（当該行政機関が合議制の機関である場合にあっては（…）当該行政機関。…）」の例

○総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）（抄）

（国際戦略総合特別区域計画の認定）

第十二条（略）

258（略）

9 指定地方公共団体は、第一項の規定による認定の申請に当たつては、国際戦略総合特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定国際戦略事業及びこれに関連する事業に関する規制について規定する法律及び法律に基づく命令（告示を含む。）の規定の解釈について、関係行政機関の長（当該行政機関が合議制の機関である場合にあっては、当該行政機関。以下同じ。）に対し、その確認を求めることができる。この場

合において、当該確認を求められた関係行政機関の長は、当該指定地方公共団体に対し、速やかに回答しなければならない。
10
13（略）

○東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第二百二十二号）（抄）

（復興推進計画の認定）

第四条（略）

257（略）

8 特定地方公共団体は、申請に当たつては、当該申請に係る復興推進計画の区域において実施し、又はその実施を促進しようとする復興推進事業及びこれに関連する事業に関する規制について規定する法律及び法律に基づく命令（告示を含む。）の規定の解釈について、関係行政機関の長（当該行政機関が合議制の機関である場合にあっては、当該行政機関。以下同じ。）に対し、その確認を求めることができる。この場合において、当該確認を求められた関係行政機関の長は、当該特定地方公共団体に対し、速やかに回答しなければならない。
9
11（略）

「行政機関の長（…の政令で定める機関にあっては（…）その機関ごとに政令で定める者をいう。…）」の例

○行政機関の保有する個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）（抄）

（正確性の確保）

第五条 行政機関の長（第二条第一項第四号及び第五号の政令で定める機関にあっては、その機関ごとに政令で定める者をいう。以下同じ。）は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有する個人情報に過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。

○行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律

第四十二号 (抄)

第三條 (開示請求權)

何人も、この法律の定めるところにより、行政機関の長(前条第一項第四号及び第五号の政令で定める機関にあっては、その機関ごとに政令で定める者をいう。以下同じ。)に対し、当該行政機関の保有する行政文書の開示を請求することができる。

「に該当する事項」の例

○判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律(平成十六年法律第二百一十一号)(抄)

第六條 (略)

2 (略)

3 最高裁判所又は法務大臣は、必要があると認めるときは、当該弁護士職務従事職員に対し、当該受入先弁護士法人等における勤務条件及び第四条の規定による弁護士の業務への従事状況(弁護士法第二十三条に規定する職務上知り得た秘密に該当する事項を除く。)について、報告を求めることができる。

4・5 (略)

○地すべり等防止法(昭和三十三年法律第三十号)(抄)

(関連事業計画に基く事業を実施した者に対する補助)

第四十六條 国は、都道府県が第二十四条第一項第二号から第四号(同号中同項第一号に該当する事項を除く。)までに掲げる事業を実施した市町村その他政令で定める者に対しその事業に要する費用を補助した場合においては、当該都道府県に対し、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、当該事業に要する費用の二分の一以内を補助することができる。

「その漏えいが…与えるおそれのあるもの」の例

○日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法施行令(昭和二十九年政令第四百四十九号)(抄)

(秘密区分)

第一條 (略)

2 前項の「機密」とは、秘密の保護が最高度に必要であつて、その漏えいが我が国の安全に対し、特に重大な損害を与えるおそれのあるものをいう。

3 第一項の「極秘」とは、秘密の保護が高度に必要であつて、その漏えいが我が国の安全に対し、重大な損害を与えるおそれのあるものをいう。

4 (略)

「に著しく支障を与える」の例

○排他的經濟水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律(平成二十二年法律第四十一号)(抄)

(特定離島港湾施設の存する港湾における水域の占用の許可等)

第九條 (略)

2 (略)

3 国土交通大臣は、第一項の行為が、港湾の利用又は保全に著しく支障を与えるものであるときは、同項の許可をしてはならない。

4・7 (略)

○漁港漁場整備法(昭和二十五年法律第三百三十七号)(抄)

(漁港の保全)

第三十九條 (略)

2 漁港管理者は、前項の許可の申請に係る行為が特定漁港漁場整備事業の施行又は漁港の利用を著しく阻害し、その他漁港の

保全に著しく支障を与えるものでない限り、同項の許可をしな
ければならない。

3 3 8 (略)

・「おそれがあるため」の例

○主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成六年法律第
百十三号）（抄）

（緊急時における対応）

第三十七条 政府は、米穀の供給が大幅に不足し、又は不足する
おそれがあるため、米穀の適正かつ円滑な供給が相当の期間極
めて困難となることにより、国民生活の安定及び国民経済の円
滑な運営に著しい支障を生じ、又は生ずるおそれがある場合に
おいて、その事態に対処するため次条から第四十条までに規定
する措置を講ずる必要があると認めるときは、閣議の決定を経
て、その旨を告示するものとする。

2 3 (略)

・「特に…ことが必要」の例

○広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律（平成十九年
法律第五十二号）（抄）

（広域的地域活性化基盤整備計画）

第五条 (略)

2 広域的地域活性化基盤整備計画には、次に掲げる事項を記載
するものとする。

一 拠点施設に関する事項（広域的地域活性化のために拠点施
設の整備を特に促進することが必要な場合にあっては、その
拠点施設に関する事項及び重点地区の区域）

二 3 4 (略)

3 3 11 (略)

○沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）（抄）

（観光振興計画の作成等）

第六条 (略)

3 観光振興計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、次
に掲げる事項について定めることができる。

一 観光の振興を図るため観光関連施設（スポーツ又はレクリ
エーション施設、教養文化施設、休養施設、集会施設、販売
施設及び宿泊施設をいう。第十八条において同じ。）の整備
を特に促進することが必要とされる政令で定める要件を備え
ている地域（以下「観光振興地域」という。）の区域

二 3 3 (略)

・「秘匿する」の例

○租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）（抄）

（使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例）

第六十二条 (略)

2 (略)

3 税務署長は、法人がした金銭の支出のうちその相手方の氏
名等を当該法人の帳簿書類に記載していないものがある場合に
おいても、その記載をしていないことが相手方の氏名等を秘匿
するためでないことを認めるときは、その金銭の支出を第一項に規
定する使途秘匿金の支出に含めないことができる。

4 3 8 (略)

○日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法施行令（昭和二十九
年政令第百四十九号）（抄）

（秘密区分の指定、変更及び解除）

第二条 (略)

2 (略)

3 第一項の国の行政機関の長は、特別防衛秘密として秘匿する

必要がなくなつたとき、又は公になつたものがあるときは、その部分に限り、速やかに、秘密区分の指定を解除しなければならない。

- 4 (略)
- ・「…に通知すること」の例

○資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）（抄）

（履行保証金信託契約）

第四十五条（略）

2 履行保証金信託契約は、次に掲げる事項をその内容とするものでなければならぬ。

一・二 (略)

三 信託契約資金移動業者は、各営業日における要履行保証額を、その翌営業日までに信託会社等に通知すること。

四・七 (略)

3・4 (略)

○一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）（抄）

（裁判所による社員総会招集等の決定）

第四十七条 裁判所は、前条第四項の報告があつた場合において、必要があると認めるときは、理事に対し、次に掲げる措置の全部又は一部を命じなければならない。

一 (略)

二 前条第四項の調査の結果を社員に通知すること。

2・3 (略)

・「…は、…指定しようとするときは、あらかじめ、…に協議しなければならない」の例

○景観法（平成十六年法律第一百十号）（抄）

（準景観地区の指定）

第七十四条（略）

2・3 (略)

4 市町村は、第一項の規定により準景観地区を指定しようとするときは、あらかじめ、前項の規定により提出された意見書の写しを添えて、都道府県知事に協議しなければならない。この場合において、町村にあっては、都道府県知事の同意を得なければならない。

5・6 (略)

○都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）（抄）

第六十二条（略）

2 道路管理者は、前項第一号の道路の区域（以下この条において「特例道路路占区域」という。）を指定しようとするときは、あらかじめ、市町村の意見を聴くとともに、当該特例道路路占区域を管轄する警察署長に協議しなければならない。

3・5 (略)

・「行政機関が…提供」の例

○金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）（抄）

（金融指標の範囲）

第一条の十八

一・三 (略)

四 行政機関（地方公共団体を含む。）が法令の規定に基づき、又は一般の利用に供することを目的として定期的に発表し、又は提供する不動産の価格又は二以上の不動産の価格の水準を総合的に表した数値、不動産に関連する業務を行う団体が投資者の利用に供することを目的として定期的に発表し、又は提供する不動産の価格又は二以上の不動産の価格の水準を総合的に表した数値その他これらに準ずるものとして内閣府令で定める数値

・ 「提供し、…提供を受け」の例

○割賦販売法（昭和三十六年法律第百五十九号）（抄）

第四十九条の二（略）

- 2 (略)
- 3 正当な理由がないのに、有償で、クレジットカード番号等を提供し、又はその提供を受けた者も、第一項と同様とする。正当な理由がないのに、有償で提供する目的で、クレジットカード番号等を保管した者も、同様とする。
- 4 (略)

・ 「他の行政機関」の例

○公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）（抄）

第四条 行政機関の職員は、第一条の目的の達成に資するため、当該行政機関における経緯も含めた意思決定に至る過程並びに当該行政機関の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について、文書を作成しなければならない。

- 一・二 (略)
- 三 複数の行政機関による申合せ又は他の行政機関若しくは地方公共団体に対して示す基準の設定及びその経緯
- 四 個人又は法人の権利義務の得喪及びその経緯
- 五 職員の人事に関する事項

○統計法（平成十九年法律第五十三号）（抄）

（協力の要請）

第二十九条 行政機関の長は、他の行政機関が保有する行政記録情報を用いることにより正確かつ効率的な統計の作成又は統計

調査における被調査者の負担の軽減に相当程度寄与すると認めるときは、当該行政記録情報を保有する行政機関の長に対し、その提供を求めることができる。この場合において、行政記録情報の提供を求める行政機関の長は、当該行政記録情報を保有する行政機関の長に対し、利用目的その他の政令で定める事項を明示しなければならない。

2 (略)

・ 「行政機関から提供」の例

○独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号）（抄）

（行政機関の長への事案の移送）

第二十二條 独立行政法人等は、次に掲げる場合には、行政機関の長（行政機関個人情報保護法第五条に規定する行政機関の長をいう。以下この条及び第三十四条において同じ。）と協議の上、当該行政機関の長に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした独立行政法人等は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

- 一・二 (略)
- 三 開示請求に係る保有個人情報行政機関から提供されたものであるとき。
- 四 (略)
- 2・3 (略)

・ 「同一の（…）機会」の例

○犯罪捜査のための通信傍受に関する法律（平成十一年法律第三十七号）（抄）

（傍受記録の作成）

第二十二條 (略)
傍受記録は、第十九条第一項後段の規定により記録をした記

録媒体又は第二十条第二項の規定により作成した複製から、次に掲げる通信以外の通信の記録を消去して作成するものとする。

- 一、三 (略)
- 四、前三号に掲げる通信と同一の通話の機会に行われた通信
- 三、五 (略)

「行政機関以外の者」の例

○農産物検査法 (昭和二十六年法律第四百四十四号) (抄)

(照会)

第二十七条 (略)

登録検査機関は、前項の行政機関以外の者で、品位等検査の適正な実施のため必要な事項に関する情報を有するものとして政令で定めるものに対しても、照会をすることができる。

○国の債権の管理等に関する法律施行令 (昭和三十一年政令第三百三十七号) (抄)

(帳簿への記載又は記録を行うべき時期の特例)

第八条 法第十一条第一項に規定する政令で定める債権は、次の各号に掲げる債権とし、同項に規定する政令で定めるときは、当該債権について当該各号に掲げるときとする。

- 一、二 (略)
- 三、法令の定めるところにより国の行政機関以外の者によつてのみその内容が確定される債権 その者が当該債権の内容を確定したとき。
- 四、六 (略)

「当該他の行政機関の長」の例

○行政機関の保有する個人情報保護に関する法律 (平成十五年法律第五十八号) (抄)

(事案の移送)

第二十一条 行政機関の長は、開示請求に係る保有個人情報その他の行政機関から提供されたものであるとき、その他の他の行政機関の長において開示決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の行政機関の長と協議の上、当該他の行政機関の長に対し、事案を移送することができ、この場合においては、移送をした行政機関の長は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2・3 (略)

「は、指定(を)したときは、直ちに::に通知しなければならない」の例

○地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律 (平成二十年法律第四十号) (抄)

(指定の通知等)

第十四条 市町村長は、第十二条第一項の規定による指定をしたときは、直ちに、その旨(当該歴史的風致形成建造物が同条第三項の規定による通知がなされた建造物である場合にあつては、当該歴史的風致形成建造物が有形文化財等に該当する旨を含む。)を当該歴史的風致形成建造物の所有者(所有者が二人以上いる場合にあつてはその全員とし、当該歴史的風致形成建造物の指定が前条第二項の規定による提案に基づくものである場合にあつてはその提案をした支援法人を含む。第十七条第三項において同じ。)に通知しなければならない。

2 (略)

「協議を経て::」の例

○東日本大震災復興特別区域法 (平成二十三年法律第二百二十二号) (抄)

第二十四条 前条の認定を受けた市町村(以下この条において「認定市町村」という。)は、地域協議会における協議を経て、

当該認定を受けた復興推進計画に定められた食料供給等施設整備事業に係る食料供給等施設の整備に関する計画（次の各号のいずれかに該当するものに限る。以下「食料供給等施設整備計画」という。）を作成することができる。

一・二（略）
2（略）
3（略）
4（略）

○医療法（昭和二十三年法律第二百五号）（抄）

第三十条の四（略）

2・3（略）

4 都道府県は、第二項第二号に掲げる事項を定めるに当たつては、次に掲げる事項に配慮しなければならない。

一（略）
二（略）
三（略）

四 医療連携体制が、医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者、介護保険法に規定する介護サービス事業者、住民その他の地域の関係者による協議を経て構築されること

5（略）
6（略）
7（略）
8（略）
9（略）
10（略）
11（略）
12（略）
13（略）

・「警察庁長官は、…」の例

○刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成十七年法律第五十号）（抄）

（巡察）

第十九条 警察庁長官は、国家公安委員会の定めるところにより、被留置者の処遇の斉一を図り、この法律の適正な施行を期するため、その指名する職員に留置施設を巡察させるものとする。

○裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第五十一号）（抄）

（法務大臣への意見）

第三十条 警察庁長官は、認証紛争解決事業者について、第七号から第十二号までに該当する事由（同条第九号及び第十号に該当する事由にあつては、同条第八号に係るものに限る。）又は第十五条の規定に違反する事実があると疑うに足りる相当な理由があるため、法務大臣が当該認証紛争解決事業者に対して適当な措置をとることが必要であると認める場合には、法務大臣に対し、その旨の意見を述べることができる。

・「警察庁及び都道府県警察」の例

○道路交通法（昭和三十五年法律第五号）（抄）

（分析センターへの協力）

第八条の十六（略）

2 警察庁及び都道府県警察は、分析センターの求めに応じ、分析センターが第八条の十四第三号に掲げる事業を行うために必要な情報又は資料で国家公安委員会規則で定めるものを分析センターに対し提供することができる。

・「…ときは、直ちにその旨を…に通知しなければならない」の例

○株式会社国際協力銀行法（平成二十三年法律第三十九号）（抄）

（流用）

第二十四条（略）

2 財務大臣は、前項の承認をしたときは、直ちにその旨を会計検査院に通知しなければならない。

○東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律（平成二十三年法律第九十八号）（抄）

(避難住民に関する変更の通知等)

第七条 指定市町村の長又は指定都道府県の知事は、前条第一項の通知に係る避難住民が当該避難先団体の区域内の場所を避難場所とする避難住民でなくなったことを知ったときは、直ちにその旨を当該避難先団体の長に通知しなければならない。
2 前項に規定する場合のほか、指定市町村の長又は指定都道府県の知事は、前条第一項の通知に係る避難住民に通知された事項に変更があったこと又は誤りがあることを知ったときは、直ちにその旨を当該避難先団体の長に通知しなければならない。

3・4 (略)

・「都道府県警察の警視總監又は道府県警察本部長」の例

○犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）（抄）

（国家公安委員会の意見の陳述）
第十七条 (略)

3 前項の指示を受けた都道府県警察の警視總監又は道府県警察本部長は、同項の調査を行うため特に必要があると認められるときは、あらかじめ国家公安委員会の承認を得て、当該職員に、特定事業者の営業所その他の施設に立ち入らせ、帳簿書類その他の物件を検査させ、又はその業務に関し関係人に質問させることができる。この場合においては、第十四条第二項から第四項までの規定を準用する。
4・5 (略)

○国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律（平成十九年法律第三十七号）（抄）

（処分を終えた場合等の措置）

2 都道府県公安委員会は、都道府県警察の警視總監又は道府県

警察本部長が協力に必要な証拠の収集を終えたときは、速やかに、意見を付して、国家公安委員会に対し、収集した証拠を送付しなければならない。
3・4 (略)

【第四条関係】

「…は、…する場合において、…から起算して…年を超えない範囲内においてその有効期間を定めるものとする」の例

○就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）（抄）

（認定の有効期間）

第五条 都道府県知事は、保育所に係る第三条第一項の認定をする場合において、当該認定の日から起算して五年を超えない範囲内においてその有効期間を定めるものとする。
2・3 (略)

・「有効期間が満了する時において」の例

○国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律（平成十六年法律第三十一号）（抄）

（船舶保安証書）

第十三条 (略)
2 前項の船舶保安証書（以下「船舶保安証書」という。）の有効期間は、五年とする。ただし、その有効期間が満了する時において、国土交通省令で定める事由がある国際航海日本船舶に付しなればならない。
3・8 (略)

○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第三十六号）（抄）

第十九条の三十七 (略)

2 前項の海洋汚染等防止証書（以下「海洋汚染等防止証書」という。）の有効期間は、五年（平水区域を航行区域とする船舶であつて国土交通省令で定めるものについては、国土交通大臣が別に定める期間）とする。ただし、その有効期間が満了する時において、国土交通省令で定める事由がある船舶については、国土交通大臣は、三月を限りその有効期間を延長することができる。

3 「…の規定により延長した…」の例

○株式会社産業再生機構法（平成十五年法律第二十七号）（抄）

（支援決定の撤回）

第二十八条 機構は、次に掲げる場合には、速やかに、支援決定を撤回しなければならない。

- 一 買取申込み等期間（前条第一項前段の規定により延長した買取申込み等期間を含む。以下この項において同じ。）が満了しても、買取申込み等がなかったとき。

2 (略)

○一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成六年法律第三十三号）（抄）

（船員の勤務時間の特例）

第十一条 各省各庁の長は、船舶に乗り組む職員（再任用短時間勤務職員を除く。）について、人事院と協議して、第五条第一項に規定する勤務時間を一週間当たり一時間十五分を超えない範囲内において延長することができる。この場合における第六条第二項本文及び第三項並びに第七条第二項の規定の適用については、第六条第二項本文中「七時間四十五分」とあるのは「

七時間四十五分に第十一条の規定により延長した時間の五分の一を超えない範囲内において各省各庁の長が定める時間を加えた時間」と、同条第三項中「前条に規定する勤務時間」とあり、及び第七条第二項中「第五条に規定する勤務時間」とあるのは「第十一条の規定により延長された後の勤務時間」と、同項ただし書中「同条に規定する勤務時間」とあるのは「同条の規定により延長された後の勤務時間」とする。

「要件を満たす場合には、…」の例

○資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）（抄）

（資金の借入れ）

第二百十條 特定目的会社は、次に掲げる全ての要件を満たす場合には、取締役の決定（取締役が数人あるときは、その過半数をもってする決定）により資金の借入れを行うことができる。

○卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）（抄）

（開設者の地位の承継の効果）

第十三条の四 前条第一項の規定による地位の承継後の中央卸売市場（以下この条において「新卸売市場」という。）に係る業務規程（以下この条において「新業務規程」という。）が次に掲げる要件を満たす場合には、同項の規定による地位の承継前の中央卸売市場（以下この条において「旧卸売市場」という。）の卸売業者（以下この条において「旧卸売市場卸売業者」という。）は、新卸売市場において旧卸売市場における卸売の業務に係る市場及び取扱品目の部類と同一の市場及び取扱品目の部類について卸売の業務を行う者として第十五条第一項の許可を受けたものとみなす。

一・二 (略)

2 新業務規程が次に掲げる要件を満たす場合には、旧卸売市場の卸売業者（以下この条において「旧卸売市場卸売業者」という。）は、新卸売市場において旧卸売市場における卸売の業

務に係る市場及び取扱品目の部類と同一の市場及び取扱品目の部類について仲卸しの業務を行う者として第三十三条第一項の許可を受けたものとみなす。

3 (略)

・ 「有効期間を延長するものとする」の例

○教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百十七号）（抄）

（有効期間の更新及び延長）

第九条の二 (略)

2 (略)

3 (略)

5 免許管理者は、普通免許状又は特別免許状を有する者が、次条第三項第一号に掲げる者である場合において、同条第四項の規定により免許状更新講習を受けることができないことその他文部科学省令で定めるやむを得ない事由により、その免許状の有効期間の満了の日までに免許状更新講習の課程を修了することが困難であると認めるときは、文部科学省令で定めるところにより相当の期間を定めて、その免許状の有効期間を延長するものとする。

6 (略)

・ 「…は、…ときは、…指定を解除しなければならない」の例

○地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成二十年法律第四十号）（抄）

（指定の解除）

第十七条 市町村長は、歴史的風致形成建造物が重要文化財建造物等又は重要伝統的建造物群保存地区内の伝統的建造物群を構成する建造物に該当するに至ったとき、又は滅失、毀損その他の事由により歴史的風致形成建造物の指定の理由が消滅したときは、遅滞なく、当該歴史的風致形成建造物の指定を解除しなければならない。

2・3 (略)

・ 「要件を欠くに至った」の例

○総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）（抄）

第二十六条 (略)

2 (略)

3 認定地方公共団体は、指定法人が第一項の内閣府令で定める要件を欠くに至ったと認めるときは、その指定を取り消すことができる。

4・5 (略)

○民法（明治二十九年法律第八十九号）（抄）

（保証人の要件）

第四百五十条 (略)

2 保証人が前項第二号に掲げる要件を欠くに至ったときは、債権者は、同項各号に掲げる要件を具備する者をもってこれに代えることを請求することができる。

3 (略)

・ 「…は、…と思料するときは、その旨を…通知するものとする」の例

○エネルギー等の使用の合理化及び資源の有効な利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法（平成五年法律第十八号）（抄）

（公正取引委員会との関係）

第八条 (略)

2 (略)

3 公正取引委員会は、第一項の規定による送付に係る共同事業計画であつて事業所管大臣が第六条第一項の承認をしたものに従つてする行為につき当該承認後私的独占の禁

止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）の規定に違反する事実があると思料するときは、その旨を事業所管大臣に通知するものとする。

4 5 6 （略）
○労働時間等の設定の改善に関する特別措置法（平成四年法律第九十号）（抄）

（公正取引委員会との関係）
第十條 （略）

3 公正取引委員会は、第一項の規定による送付に係る労働時間等設定改善実施計画であつて厚生労働大臣及び当該業種に属する事業を所管する大臣が第八條第一項の承認をしたものに定めるところに従つてする行為につき当該承認後私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）の規定に違反する事実があると思料するときは、その旨を厚生労働大臣及び当該業種に属する事業を所管する大臣に通知するものとする。

「…と思料するときは、速やかにその旨を…」の例

○教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百十七号）（抄）

（報告）

第十四條の二 学校法人は、その設置する私立学校の教員について、第五條第一項第三号、第四号若しくは第七号に該当すると認められたとき、又は当該教員を解雇した場合において、当該解雇の事由が第十一條第一項若しくは第二項第一号に定める事由に該当すると思料するときは、速やかにその旨を所轄庁に報告しなければならない。

「速やかに…通知するものとする」の例

○米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（平成二十一年法律第二十六号）（抄）

（主務大臣等）
第十一條 （略）

2 3 （略）
4 前項各号に掲げる大臣は、第二項の規定により前条第一項の規定による権限を単独で行使したときは、速やかに、その結果について、それぞれ当該各号に定める大臣に通知するものとする。

5 5 11 （略）

○資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）（抄）

（財務大臣への通知）

第八十五條 内閣総理大臣は、次に掲げる処分をしたときは、速やかに、その旨を財務大臣に通知するものとする。

一 第六十四條第一項の規定による免許

二 第八十二條第一項又は第二項の規定による第六十四條第一項の免許の取消し

三 第八十二條第二項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令

四 第八十三條の規定による認可

【第五條關係】

「事項に該当」の例

○救急救命士法（平成三年法律第三十六号）（抄）

（免許の取消し等）

第九條 （略）

2 前項の規定により免許を取り消された者であっても、その者がその取消しの理由となつた事項に該当しなくなつたとき、その他その後の事情により再び免許を与えるのが適當であると認め

められるに至ったときは、再免許を与えることができる。この場合においては、第六条の規定を準用する。

○原子力損害賠償補償契約に関する法律（昭和三十六年法律第四十八号）（抄）

（過怠金）

第十六条 政府は、補償契約の相手方である原子力事業者が補償契約の条項で政令で定める事項に該当するものに違反したときは、政令で定めるところにより、過怠金を徴収することができる。

「…に該当するものに限る」の例

○展覧会における美術品損害の補償に関する法律（平成二十三年法律第十七号）（抄）

（補償金）

第四条 補償契約による政府の補償は、次の各号に掲げる場合において、当該各号に定める額（当該各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合にあつては当該各号に定める額の合計額とし、当該各号に定める額又は当該合計額が政令で定める額（以下「補償上限額」という。）を超える場合にあつては補償上限額とする。）の限度で行うものとする。この場合において、補償対象損害（補償契約による補償の対象となる損害として補償契約で定める損害をい、補償契約の相手方である展覧会の主催者が第六条の規定に違反したことにより生じた損害を除く。以下同じ。）の額は、対象美術品（補償契約の相手方である展覧会の主催者が当該展覧会のために借り受けた美術品のうち、補償契約による補償の対象となるものとして補償契約で定めるものをいう。以下同じ。）の約定評価額（対象美術品の価額として補償契約で定める価額をいう。以下同じ。）によって算定する。

一（略）

二 当該補償契約に係る対象美術品について生じた補償対象損

害（特定損害に該当するものに限る。）の額の合計額が政令で定める額を超える場合、その超える額

2・3（略）

○東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）（抄）

（連結法人の再投資等準備金）

第二十六条の三（略）

2・8（略）

9 前項又は第十八条の三第七項に規定する合併法人（その適格合併後において連結法人に該当するものに限る。）のその適格合併の日を含む連結事業年度に係る第三項の規定の適用については、同項に規定する前連結事業年度等から繰り越された再投資等準備金の金額は、前項又は同条第七項の規定により当該合併法人が有するものとみなされた再投資等準備金を含むものとす。この場合において、当該合併法人が有するものとみなされた再投資等準備金の金額については、第三項中「当該各連結事業年度の月数」とあるのは、「当該適格合併の日から同日を含む連結事業年度終了の日までの期間の月数」とする。

10
13（略）

「…の定めるところにより」の例

○特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）（抄）

（投資財源資金）

第五十九条（略）

2（略）

3 投資財源資金の受払いは、財務大臣の定めるところにより、投資勘定の歳入歳出外として経理するものとする。

4（略）

○武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律（平成十六年法律第十七号）（抄）

(被拘束者の引渡し等)

第六条 出動自衛官は、第四条の規定による拘束をしたときは、防衛大臣の定めるところにより、速やかに、被拘束者を指定部隊長(自衛隊法第八条に規定する部隊等であつて、連隊、自衛艦その他の防衛省令で定めるものの長をいう。以下同じ。)に引き渡さなければならぬ。

2 出動自衛官は、前項の規定にかかわらず、指定部隊長よりも近傍に抑留資格認定官(方面総監、地方総監又は航空方面隊司令官若しくは航空混成団司令その他政令で定める部隊等の長をいう。以下同じ。)が所在するときは、防衛大臣の定めるところにより、被拘束者を当該抑留資格認定官に引き渡すことができる。

3 (略)

・ 「都道府県警察の職員のうち」の例

○警察法(昭和二十九年法律第六十二号) (抄)

(職員の人事管理)

第五十六条 都道府県警察の職員のうち、警視正以上の階級にある警察官(以下「地方警務官」という。)は、一般職の国家公務員とする。

2・3 (略)

・ 「契約業者」の例

○自衛隊法施行令(昭和二十九年政令第七十九号) (抄)

(契約業者における防衛秘密の取扱いの業務)

第一百三条の五 防衛省との契約に基づき防衛秘密に係る物件の製造又は役務の提供を業とする者(次項及び第一百三条の十一において「契約業者」という。)は、次に掲げる基準に適合しなくてはならない。

一〜四 (略)

2 契約業者との契約においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一〜四 (略)
- 五 当該契約業者以外の者への防衛秘密の提供の制限に関すること。
- 六・七 (略)

【第六条関係】

・ 「…できる者は、…者であつて、…に該当するものとする」の例

○地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号) (抄)

(外部監査契約を締結できる者)

第二百五十二条の二十八 普通地方公共団体が外部監査契約を締結できる者は、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者であつて、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 弁護士(弁護士となる資格を有する者を含む。)
- 二 公認会計士(公認会計士となる資格を有する者を含む。)
- 三 国の行政機関において会計検査に関する行政事務に従事した者又は地方公共団体において監査若しくは財務に関する行政事務に従事した者であつて、監査に関する実務に精通しているものとして政令で定めるもの

2・3 (略)

・ 「直近に…(さ)れた(もの)」の例

○農村地域工業等導入促進法施行令(昭和四十六年政令第二百八十号) (抄)

(農村地域から除かれる地域の要件)

第三条 法第二条第一項の政令で定める要件は、次のとおりとする。

・ 「職を占める者」の例

○東日本大震災復興基本法（平成二十三年法律第七十六号）（抄）

（現地対策本部）
第十七条（略）

- 3 現地対策本部に現地対策本部長を置き、関係府省の副大臣、大臣政務官その他の職を占める者のうちから内閣総理大臣が任命する者をもって充てる。
- 4・5 （略）

○国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）（抄）

（一般職及び特別職）
第二条（略）

- 2・3 （略）
- 4 この法律の規定は、一般職に属するすべての職（以下その職を官職といひ、その職を占める者を職員という。）に、これを適用する。人事院は、ある職が、国家公務員の職に属するかどうか及び本条に規定する一般職に属するか特別職に属するかを決定する権限を有する。
- 5・7 （略）

・ 「任命の方法」の例

○国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）（抄）

（欠員補充の方法）

第三十五条 官職に欠員を生じた場合においては、その任命権者は、法律又は人事院規則に別段の定のある場合を除いては、採用、昇任、降任又は転任のいずれか一の方法により、職員を任命することができる。但し、人事院が特別の必要があると認め

て任命の方法を指定した場合は、この限りではない。

○地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）（抄）

（任命の方法）
第十七条（略）

- 2 人事委員会（競争試験等を行う公平委員会を含む。以下この条から第十九条まで、第二十一条及び第二十二条において同じ。）を置く地方公共団体においては、人事委員会は、前項の任命の方法のうちいずれによるべきかについての一般的基準を定めることができる。
- 3・5 （略）

・ 「職務の特性」の例

○国家公務員制度改革基本法（平成二十年法律第六十八号）（抄）

（議院内閣制の下での国家公務員の役割等）

- 第五条 政府は、議院内閣制の下、政治主導を強化し、国家公務員が内閣、内閣総理大臣及び各大臣を補佐する役割を適切に果たすこととするため、次に掲げる措置を講ずるものとする。
 - 一 （略）
 - 二 国家戦略スタッフ及び政務スタッフ（以下この号において「国家戦略スタッフ等」という。）の任用等については、次に定めるところによるものとする。
 - イ （略）
 - ロ 国家戦略スタッフ等を有効に活用できるものとするため、給与その他の処遇及び退任後の扱いについて、それぞれ

の職務の特性に応じた適切なものとする。

2 政府は、縦割り行政の弊害を排除するため、内閣の人事管理機能を強化し、並びに多様な人材の登用及び弾力的な人事管理を行えるよう、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- 一・四 （略）
- 五 幹部職員等の任用、給与その他の処遇については、任命権

者が、それぞれ幹部職員又は管理職員の範囲内において、その昇任、降任、昇給、降給等を適切に行うことができるようにする等その職務の特性並びに能力及び実績に応じた弾力的なものとするための措置を講ずるものとする。

3・4 (略)

○総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）（抄）

（職務の特性への配慮）

第十二条 この法律の運用に当たっては、弁護士及び隣接法律専門職者の職務の特性に常に配慮しなければならない。

（審査委員会）

第二十九条 支援センターに、その業務の運営に関し特に弁護士及び隣接法律専門職者の職務の特性に配慮して判断すべき事項について審議させるため、審査委員会を置く。

・ 「…に係る犯罪の捜査」の例

○警察庁組織令（昭和二十九年政令第八十号）（抄）

（捜査第二課）

第二十四条 捜査第二課においては、次の事務をつかさどる。

一・二 (略)

三 政治資金に係る犯罪の捜査に関すること。

四 (略)

（交通指導課）

第三十三条 交通指導課においては、次の事務をつかさどる。

一・二 (略)

三 交通事故の処理及び交通事故に係る犯罪の捜査に関すること。

四・六 (略)

・ 「ことが必要な事務」の例

○独立行政法人通則法（平成十一年法律第三百号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「独立行政法人」とは、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務及び事業であつて、国が自ら主体となつて直接に実施する必要のないもののうち、民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの又は一の主体に独占して行わせることが必要であるものを効率的かつ効果的に行わせることを目的として、この法律及び個別法の定めるところにより設立される法人をいう。

2 (略)

○中央省庁等改革基本法（平成十年法律第三百号）（抄）

（独立行政法人）

第三十六条 政府は、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務及び事業であつて、国が自ら主体となつて直接に実施する必要はないが、民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるか、又は一の主体に独占して行わせることが必要であるものについて、これを効率的かつ効果的に行わせるにふさわしい自律性、自発性及び透明性を備えた法人（以下「独立行政法人」という。）の制度を設けるものとする。

・ 「偶発的」の例

○日本銀行法（平成九年法律第八十九号）（抄）

（金融機関等に対する一時貸付け）

第三十七条 日本銀行は、金融機関（銀行その他の預金等（預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第二条第二項に規定する預金等及び貯金をいう。）の受入れ及び為替取引を業として

行う者をいう。以下同じ。)その他の金融業を営む者であつて政令で定めるもの(以下「金融機関等」という。)において電子情報処理組織の故障その他の偶発的な事由により予見し難い支払資金の一時的な不足が生じた場合であつて、その不足する支払資金が直ちに確保されなければ当該金融機関等の業務の遂行に著しい支障が生じるおそれがある場合において、金融機関の間における資金決済の円滑の確保を図るために必要があると認めるときは、第三十三条第一項の規定にかかわらず、当該金融機関等に対し、政令で定める期間を限度として、担保を徴求することなくその不足する支払資金に相当する金額の資金の貸付けを行うことができる。

2 (略)

・ 「行うこととなる(事務)」の例

○補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和三十一年政令第二百五十五号)(抄)

(都道府県が行う事務の範囲及び手続)

第十七条 各省各庁の長は、法第二十六条第二項の規定により、補助金等の交付の申請の受理、交付の決定及びその取消し、補助事業等の実績報告の受理、補助金等の額の確定、補助金等の返還に関する処分その他補助事業等の監督に関する事務の一部を都道府県の知事又は教育委員会(以下「知事等」という。)が行うこととすることができる。この場合においては、当該補助金等の名称を明らかにして、知事等が行うこととなる事務の内容について、財務大臣に協議しなければならない。

2 (略)

・ 「同意を得た上で」の例

○大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法(昭和五十年法律第六十七号)(抄)

(生産緑地地区に関する都市計画についての要請)

第六十六条 特定土地区画整理事業又は住宅街区整備事業を施行する土地の区域内の農地等である宅地の所有者は、第十八条第一項(第六十九条において準用する場合を含む。)の規定による申出と併せて、当該申出に係る宅地について對抗要件を備えた地上権若しくは賃借権又は登記した永小作権、先取特権、質権若しくは抵当権を有する者及びこれらの権利に関する仮登記、これらの権利に関する差押えの登記又はその宅地に関する買戻しの特約の登記の登記名義人の同意を得た上で、国土交通省令で定めるところにより、当該宅地についての換地に係る集合農地区内の土地の区域について都市計画に生産緑地法第三条第一項の規定による生産緑地地区を定めるべきことを当該都市計画を定めるべき者に対し要請すべき旨の申出をすることができる。

2・3 (略)

・ 「各号に掲げる事項ごとに」の例

○東日本大震災復興特別区域法(平成二十三年法律第二百二十二号)(抄)

(土地利用基本計画の変更等に関する特例)

第四十八条 (略)

2 (略)

7 被災関連連市町村等は、復興整備計画に第一項第三号に定める事項を記載しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、次の各号に掲げる事項ごとに、それぞれ当該各号に定める者に第五項の規定により提出された意見書(当該事項に係るものに限る。)の要旨を提出し、当該事項について、それぞれ当該各号に定める者に付議し、その議を経なければならない。

1・2 (略)

8・9 (略)

○大規模地震対策特別措置法施行令(昭和五十三年政令第三百八十五号)(抄)

(地震防災応急対策に係る措置の実施状況の報告)

第十七条 法第二十八条第二項の規定による報告は、同項に規定する者が法令又は地震防災強化計画に基づき実施した地震防災応急対策に係る措置について、内閣府令で定めるところにより、法第二十一条第一項各号に掲げる事項ごとに行うものとする。

「…に結び付くおそれのある特定の…」の例

○更生保護法（平成十九年法律第八十八号）（抄）

（特別遵守事項）

第五十一条（略）

2 特別遵守事項は、次条の定めるところにより、これに違反した場合に第七十二条第一項、刑法第二十六条の二及び第二十九条第一項並びに少年法第二十六条の四第一項に規定する処分がされることがあることを踏まえ、次に掲げる事項について、保護観察対象者の改善更生のために特に必要と認められる範囲内において、具体的に定めるものとする。

一 犯罪性のある者との交際、いかかわしい場所への出入り、遊興による浪費、過度の飲酒その他の犯罪又は非行に結び付くおそれのある特定の行動をしてはならないこと。
二 六（略）

「おそれのある事実」の例

○仲裁法（平成十五年法律第三百三十八号）（抄）

（回避の原因等）

第十八条 当事者は、仲裁人に次に掲げる事由があるときは、当該仲裁人を回避することができる。

一・二（略）

2（略）

3 仲裁人への就任の依頼を受けてその交渉に応じようとする者

は、当該依頼をした者に対し、自己の公正性又は独立性に疑いを生じさせるおそれのある事実の全部を開示しなければならぬ。

4 仲裁人は、仲裁手続の進行中、当事者に対し、自己の公正性又は独立性に疑いを生じさせるおそれのある事実（既に開示したものを除く。）の全部を遅滞なく開示しなければならない。

○一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）（抄）

（理事の報告義務）

第八十五条 理事は、一般社団法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに、当該事実を社員（監事設置一般社団法人にあつては、監事）に報告しなければならない。

「…するため必要最小限度の」の例

○森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）（抄）

（指定又は解除の通知）

第三十三条（略）

2 4（略）

5 第一項の規定による通知に係る指定施業要件は、当該保安林の指定に伴いこの章の規定により当該森林について生ずべき制限が当該保安林の指定の目的を達成するため必要最小限度のものとなることを旨とし、政令で定める基準に準拠して定めるものとする。

6（略）

○漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五百五十八号）（抄）

（被共済者の遵守すべき事項）

第八十七条（略）

2 前項の農林水産省令で定める被共済者の遵守すべき事項は、

共済契約に係る漁業、養殖水産動植物、養殖施設又は漁具についての共済事故による損失又は損害を適正に認定するため必要最小限度のものでなければならぬ。

「…月(年)を超えない期間内において」の例

○森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)(抄)

(保安林予定森林における制限)

第三十一条 都道府県知事は、前二条の規定による告示があつた保安林予定森林について、農林水産省令で定めるところにより、九十日を超えない期間内において、立木竹の伐採又は土石若しくは樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為を禁止することができる。

「…をもって充てることとされている」の例

○入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律(平成十四年法律第一百号)(抄)

(事務の委任)

第十条 各省各庁の長は、この法律に規定する事務を、当該各省各庁の外局(法律で国務大臣をもってその長に充てることとされているものに限る。)の長に委任することができる。

○内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)(抄)

(議員)

第二十二條 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一、三 (略)

四 法律で国務大臣をもってその長に充てることとされている委員会の長のうちから、内閣総理大臣が指定する者

五、七 (略)

2、4 (略)

「…は、…ときは、…契約において、…条件を付するものとする」の例

○国有財産法施行令(昭和二十三年政令第二百四十六号)(抄)

(信託の契約事項)

第十六条の二 各省各庁の長は、法第二十八条の二第一項の規定により土地(その土地の定着物を含む。次条第一項において同じ。)を信託しようとするときは、当該信託の契約において、信託の目的、借入金限度額、信託期間その他財務大臣が定める事項を定めるほか、次に掲げる条件を付するものとする。

「…のみが…べき旨の条件」の例

○登録免許税法施行令(昭和四十二年六月二十六日政令第四百四十六号)(抄)

(一般乗用旅客自動車運送事業の許可で税率が軽減されるものの範囲)

第十九条 法別表第一第二百五号(一)ロに規定する政令で定める許可は、個人の受ける道路運送法(昭和二十六年法律第八十三号)第三条第一号ハ(種類)の一般乗用旅客自動車運送事業に係る同法第四条第一項(一般旅客自動車運送事業の許可)の一般旅客自動車運送事業の許可で、当該個人のみが自動車を運転することにより当該事業を行うべき旨の条件の付されたものとする。

「取り扱うべき」の例

○執行官法(昭和四十一年法律第一百一十号)(抄)

(職務)

第一条 執行官は、次の事務を取り扱う。

一 民事訴訟法（平成八年法律第九九号）、民事執行法（昭和五十四年法律第四号）、民事保全法（平成元年法律第九十一号）その他の法令において執行官が取り扱うべきものとされている事務
二（略）

○消防法（昭和二十三年法律第八十六号）（抄）

第十一条の五 市町村長等は、製造所、貯蔵所（移動タンク貯蔵所を除く。）又は取扱所においてする危険物の貯蔵又は取扱いが第十条第三項の規定に違反していると認めるときは、当該製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者に対し、同項の技術上の基準に従つて危険物を貯蔵し、又は取り扱うべきことを命ずることができる。
②⑤（略）

「べき旨の条件を付（附）する」の例

○国立大学法人法（平成十五年法律第一百十二号）（抄）

（資本金）
第七条（略）

2・3（略）

4 政府は、前項の規定により土地を出資の目的として出資する場合において、国立大学法人等が当該土地の全部又は一部を譲渡したときは、当該譲渡により生じた収入の範囲内で文部科学大臣が定める基準により算定した額に相当する金額を独立行政法人国立大学財務・経営センターに納付すべき旨の条件を付することができる。
5・8（略）

○補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十八年法律第七十九号）（抄）

（補助金等の交付の条件）

第七条（略）

2 各省各庁の長は、補助事業等の完了により当該補助事業者等に相当の収益が生ずると認められる場合においては、当該補助金等の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した補助金等の全部又は一部に相当する金額を国に納付すべき旨の条件を附することができる。
3・4（略）

「法人その他の団体：事業を行う個人」の例

○公益通報者保護法（平成十六年法律第二百二十二号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「公益通報」とは、労働者（労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第九条に規定する労働者をいう。以下同じ。）が、不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的でなく、その労務提供先（次のいずれかに掲げる事業者（法人その他の団体及び事業を行う個人をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）又は当該労務提供先の事業に従事する場合におけるその役員、従業員、代理人その他の者について通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしていた旨を、当該労務提供先若しくは当該労務提供先があらかじめ定めた者（以下「労務提供先等」という。）に、当該通報対象事実について処分（命令、取消しその他公権力の行使に当たると認められる行為をいう。以下同じ。）若しくは勧告等（勧告その他処分）に当たらない行為をいう。以下同じ。）をする権限を有する行政機関又はその者に対し当該通報対象事実を通報することによる被害の拡大を防止するために必要であると認められる者（当該通報対象事実により被害を受け又は受けるおそれがある者を含む。当該労務提供先の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある者を除く。次条第三号において同じ。）に通報することをいう。
一・三（略）

「役員、職員その他の従業者」の例

○出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年法律第九十五号）（抄）

（浮貸し等の禁止）

第三条 金融機関（銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫、株式会社日本政策投資銀行並びに信用協同組合及び農業協同組合、水産業協同組合その他の貯金の受入れを行う組合をいう。）の役員、職員その他の従業者は、その地位を利用し、自己又は当該金融機関以外の第三者の利益を図るため、金銭の貸付け、金銭の貸借の媒介又は債務の保証をしてはならない。

○金融機関再整備法（昭和二十一年法律第三十九号）（抄）

第三十七条の六（略）

3 前項の審査人は、金融機関の確定損を負担した整理債務の債権者であつて当該金融機関に対し債務を負担していない者（当該金融機関の役員、職員その他の従業者、国、地方公共団体、持株会社整理委員会及び昭和二十年ポツダム宣言の受諾に伴ひ発する命令に関する件に基づく公職に関する就職禁止、退職等に関する覚書該当者を除く。）のうちで確定損負担額の最も多額な者から順次に、当該金融機関の理事機関がこれを選任し、その任期は、一年とする。

4 金融機関の理事機関は、審査人がその就職の後当該金融機関から債務を負担するに至つたとき、又は当該金融機関の役員、職員その他の従業者となつたときは、当該審査人を解任しなればならない。

5（略）

○保険法（平成二十年法律第五十六号）（抄）

第三十六条 第七条、第十二条、第二十六条及び第三十三条の規定は、次に掲げる損害保険契約については、適用しない。

一（三）（略）

四 前三号に掲げるもののほか、法人その他の団体又は事業を行う個人の事業活動に伴つて生ずることのある損害をてん補する損害保険契約（傷害疾病損害保険契約に該当するものを除く。）

「代理人、使用人その他の従業者」の例

○労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）（抄）

第二百二十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第六十六条、第一百七十条、第一百九十条又は第二百二十条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

【第七条関係】

「あるかどうかという観点から」の例

○人事評価の基準、方法等に関する政令（平成二十一年政令第三十一号）（抄）

（評価、調整及び確認）

第九条（略）

2 調整者は、評価者による評価について、不均衡があるかどうかという観点から審査を行い、調整者としての全体評語を付すことにより調整（次項に規定する再調整を含む。）を行うものとする。この場合において、調整者は、当該全体評語を付す前に、評価者に再評価を行わせることができる。

3（略）

「観点から評価を」の例

○高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）（抄）

（療養の給付）

第六十四条（略）

2 次に掲げる療養に係る給付は、前項の給付に含まれないものとする。

一・二（略）

三 厚生労働大臣が定める高度の医療技術を用いた療養その他の療養であつて、前項の給付の対象とすべきものであるか否かについて、適正な医療の効率的な提供を図る観点から評価を行うことが必要な療養として厚生労働大臣が定めるもの（以下「評価療養」という。）

四（略）

3・4（略）

○健康保険法（大正十一年法律第七十号）（抄）

（療養の給付）

第六十三条（略）

2 次に掲げる療養に係る給付は、前項の給付に含まれないものとする。

一・二（略）

三 厚生労働大臣が定める高度の医療技術を用いた療養その他の療養であつて、前項の給付の対象とすべきものであるか否かについて、適正な医療の効率的な提供を図る観点から評価を行うことが必要な療養として厚生労働大臣が定めるもの（以下「評価療養」という。）

四（略）

3・4（略）

・「評価を実施（する）」の例

○行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成十三年法律第八

十六号）（抄）

第十四条 総務省は、前条第一項の計画に基づき、第十二条第一項及び第二項の規定による評価を実施しなければならない。

・「ことが見込まれる者」の例

○都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）（抄）

（市町村都市再生整備協議会）

第四十六条の二（略）

2（略）

3 市町村協議会は、必要があると認めるときは、関係行政機関、前条第二項第二号イからへまでに掲げる事業（これらの事業と一体となつてその効果を増大させることとなる事業等を含む。）を実施し、又は実施することが見込まれる者及び都市再生整備計画に基づく事業により整備された公共公益施設の管理者に対して、資料の提供、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

4・5（略）

○平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成二十三年法律第一百号）（抄）

（除染実施計画）

第三十六条（略）

2・3（略）

4 都道府県知事等は、除染実施計画を定めようとするときは、あらかじめ、前項に規定する協議会を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては当該除染実施計画において除染等の措置等の実施者として定められることが見込まれる者その他の関係者の意見を聴くとともに、環境大臣に協議しなければならない。

5 (略)

・「こととなった者」の例

○被災者生活再建支援法（平成十年法律第六十六号）（抄）

（譲渡等の禁止）

第二十条の二 支援金の支給を受けることとなった者の当該支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。

2 (略)

○不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七条）（抄）

（申請書等の經由）

第四十八条の二 第五条第一項、第八条第一項、第九条第一項及び第二項、第十条並びに第十一条第一項の規定により主務大臣に提出すべき申請書その他の書類は、その主たる事務所（同項の規定の場合にあつては、同項各号のいずれかに該当することとなつた者の主たる事務所）の所在地を管轄する都道府県知事を経由しなければならない。

・「…を経過した（していない）者」の例

○独立行政法人農業者年金基金法（平成十四年法律第二百二十七号）（抄）

（保険料の額の特例）

第四十五条 農業者年金の被保険者であつて次の各号のいずれかに該当するものは、農林水産省令で定めるところにより基金に申し出て、その申出をした日の属する月以後の被保険者期間（当該各号に掲げる者に該当しなくなつた日の属する月の前月までの期間に限る。）について、前条第四項の規定にかかわらず、納付下限額を下回る額であつてその者の保険料に係る負担を軽減するものとして政令で定めるものを、当該被保険者期間の

各月の保険料の額として決定し、又は変更することができる。

一 (略)

二 青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法（平成七年法律第二号）第四条第四項に規定する認定就農者であつて農業を営むもののうち、前号ロに掲げる要件に該当する者（同法第四条第一項の規定による就農計画の認定を受けた日から起算して五年を経過した者又は同号に掲げる者に該当する者を除く。）

三・四 (略)

2 (略)

・「適切かつ確実に行う」の例

○特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律（平成十二年法律第百十七号）（抄）

（指定等）

第七十五条 第五十八条第二項の規定による指定は、営利を目的としない法人であつて、次に掲げる業務（以下「資金管理業務」という。）を適切かつ確実に行うことができるものと認められるものにつき、全国を通じて一個に限り、その者の同意を得て行わなければならない。

一・二 (略)

2 (略)

○身体障害者補助犬法（平成十四年法律第四十九号）（抄）

（法人の指定）

第十五条 厚生労働大臣は、厚生労働省令で定めるところにより、身体障害者補助犬の種類ごとに、身体障害者補助犬の訓練又は研究を目的とする一般社団法人若しくは一般財団法人又は社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第三十一条第一項の規定により設立された社会福祉法人であつて、次条に規定する認定の業務を適切かつ確実に行うことができるものと認められるものを、その申請により、当該業務を行う者として指定すること

ができる。
254 (略)

・「犯罪：経歴」の例

○暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）（抄）

（指定）

第三条 都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）は、暴力団が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、当該暴力団を、その暴力団員が集団的に又は常習的に暴力的な行為等を行うことを助長するおそれが大きい暴力団として指定するものとする。

一 (略)

二 国家公安委員会規則で定めるところにより算定した当該暴力団の幹部（主要な暴力団員として国家公安委員会規則で定める要件に該当する者をいう。）である暴力団員の人数のうち、次に占める犯罪経歴保有者（次のいずれかに該当する者をいう。）以下この条において同じ。）の人数の比率又は当該暴力団の全暴力団員の人数のうち、次に占める犯罪経歴保有者の人数の比率が、暴力団以外の集団一般におけるその集団の人数のうち、次に占める犯罪経歴保有者の人数の比率を超えることが確定であるものとして政令で定める集団の人数の区分ごとに政令で定める比率（当該区分ごとに国民の中から任意に抽出したそれぞれの人数の集団において、その集団の人数のうち、次に占める犯罪経歴保有者の人数の比率が当該政令で定める比率以上となる確率が十万分の一以下となるものに限る。）を超えるものであること。

三 (略)

・「情報の取扱い」の例

○武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律（平成十六

年法律第十七号）（抄）

第六十七号 条 (略)

2 (略)

3 前項に規定するもののほか、捕虜收容所における被收容者に
関する情報の取扱いについては、防衛省令で定める。

○統計法（平成十九年法律第五十三号）（抄）

（調査票情報等の適正な管理）

第三十九号 条 (略)

2 前項の規定は、同項各号に掲げる者から当該各号に定める情
報の取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に
係る業務を受託した者について準用する。

・「非違」の例

○警察法（昭和二十九年法律第六十二号）（抄）

（監察の指示等）

第四十三号 条の二 都道府県公安委員会は、都道府県警察の事務又
は都道府県警察の職員の非違に関する監察について必要がある
と認めるときは、都道府県警察に対する第三十八号 条第三項の規
定に基づく指示を具体的又は個別的な事項にわたるものとする
ことができる。

2・3 (略)

○防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令
第三百六十八号）（抄）

（勤務成績の証明等）

第六号 条の十二 (略)

2 法第五号 条第二項において準用する一般職給与法第八号 条第五項
に規定する政令で定める事由は、懲戒処分を受けるべき行為（
職員の非違に当たる行為であつて、その非違の内容及び程度に

照らして当該処分値することが明らかなものをいう。)をし
たことその他防衛大臣の定める事由とする。

・ 「薬物：濫用」の例

○国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等
の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関す
る法律 (平成三年法律第九十四号) (抄)

(あおり又は唆し)

第九条 薬物犯罪 (前条及びこの条の罪を除く。)第六条の罪
若しくは第七条の罪を実行すること又は規制薬物を濫用するこ
とを、公然、あおり、又は唆した者は、三年以下の懲役又は五
十万円以下の罰金に処する。

・ 「薬物：影響」の例

○刑法 (明治四十年法律第四十五号) (抄)

(危険運転致死傷)

第二百八条の二 アルコール又は薬物の影響により正常な運転が
困難な状態で自動車を走行させ、よって、人を負傷させた者は
十五年以下の懲役に処し、人を死亡させた者は一年以上の有期
懲役に処する。その進行を制御することが困難な高速度で、又
はその進行を制御する技能を有しないで自動車を走行させ、よ
って人を死傷させた者も、同様とする。

2 (略)

○道路交通法 (昭和三十五年法律第五号) (抄)

(過労運転等の禁止)

第六十六条 何人も、前条第一項に規定する場合のほか、過労、
病氣、薬物の影響その他の理由により、正常な運転ができない
おそれがある状態で車両等を運転してはならない。

・ 「精神疾患」の例

○精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 (昭和二十五年法律
第二百二十三号) (抄)

(定義)

第五条 この法律で「精神障害者」とは、統合失調症、精神作用
物質による急性中毒又はその依存症、知的障害、精神病質その
他の精神疾患を有する者をいう。

○犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関す
る法律施行令 (昭和五十五年政令第二百八十七号) (抄)

(法第二条第五項の政令で定める要件)

第一条 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援
に関する法律 (昭和五十五年法律第三十六号。以下「法」とい
う。)第二条第五項の政令で定める要件は、当該負傷又は疾病
の療養のために法第九条第二項に規定する給付期間 (以下単に
「給付期間」という。)内に三日以上病院に入院することを要
したこと (当該疾病が精神疾患である場合にあつては、その症
状の程度が給付期間内に三日以上労務に服することができない
程度であつたこと) とする。

・ 「飲酒についての節度」の例

○酒に酔つて公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律 (昭
和三十六年法律第三百三号) (抄)

(節度ある飲酒)

第二条 すべて国民は、飲酒を強要する等の悪習を排除し、飲酒
についての節度を保つように努めなければならない。

・ 「信用状態」の例

○文部科学省著作教科書の出版権等に関する法律 (昭和二十四年

(資格審査)

第二条 出版権を取得しようとする者は、その資格について文部科学大臣の審査を受けなければならない。

2 前項の審査は、教育上支障を生じないことを期するため、出版権を取得しようとする者が良質の教科書を学校において必要とする時期までに製造供給するにたる事業能力及び信用状態を有するかどうかを、第三条の規定による競争を行わせるに先立って審査することを目的とする。

○資産の流動化に関する法律 (平成十年法律第五号) (抄)

第二百三十条 特定目的信託契約には、次に掲げる条件を付さなければならぬ。

一・二 (略)

三 社債的受益権であつて、当該社債的受益権に係る特定目的信託契約に原委託者が特定資産を買い戻さなければならぬ旨の条件が付されているものその他の原委託者の信用状態が投資者の投資判断に重要な影響を及ぼすものとして内閣府令で定めるもの (第二三十四条第五項第一号において「特別社債的受益権」という。) を定める場合には、原委託者は、その信用状態に係る事由が発生し、又は発生するおそれがあるときは、遅滞なく、その旨を受託信託会社等に通知しなければならぬこと。

2 (略)

・「経済的な状況」の例

○環境基本法 (平成五年法律第九十一号) (抄)

(環境の保全上の支障を防止するための経済的措置)

第二十二條 国は、環境への負荷を生じさせる活動又は生じさせる原因となる活動 (以下この条において「負荷活動」という。) を行う者がその負荷活動に係る環境への負荷の低減のための

施設の整備その他の適切な措置をとることを助長することにより環境の保全上の支障を防止するため、その負荷活動を行う者にその者の経済的な状況等を勘案しつつ必要かつ適正な経済的な助成を行うために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 (略)

○循環型社会形成推進基本法 (平成十二年法律第十号) (抄)

(原材料等が廃棄物等となることの抑制等に係る経済的措置)

第二十三條 国は、製品等の製造若しくは加工又は循環資源の循環的な利用、処分、収集若しくは運搬を業として行う者が原料の効率的な利用を図るための施設の整備、再生品を製造するための施設の整備その他の原材料等が廃棄物等となることを抑制し、又は循環資源について適正に循環的な利用及び処分を行うための適切な措置を執ることを促進するため、その者にその経済的な状況等を勘案しつつ必要かつ適正な経済的な助成を行うために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 (略)

・「…を効果的かつ効率的に行う (実施する)」の例

○文部科学省組織令 (平成十二年政令第二百五十一号) (抄)

(基礎研究振興課の所掌事務)

第六十三條 基礎研究振興課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一〜四 (略)

五 文部科学省の所掌事務に係る科学技術に関する研究開発を効果的かつ効率的に行うために必要な人的及び技術的援助一般に関すること。

六〜九 (略)

3〜5 (略)

○職業安定法 (昭和二十二年法律第四百十一号) (抄)

① (学生生徒等の職業紹介等)
第十五条 (略)

② (略)

③ 公共職業安定所は、学生生徒等に対する職業指導を効果的かつ効率的に行うことができるよう、学校その他の関係者と協力して、職業を体験する機会の付与その他の職業の選択についての学生又は生徒の関心と理解を深めるために必要な措置を講ずるものとする。

・ 「…する(した)ときは、…した上、…なければならない」の例

○ 旅行業法 (昭和二十七年法律第二百三十九号) (抄)

(取引条件の説明)

第十二条の四 旅行者等は、旅行者と企画旅行契約、手配旅行契約その他旅行業務に関し契約を締結しようとするときは、旅行者が依頼しようとする旅行業務の内容を確認した上、国土交通省令・内閣府令で定めるところにより、その取引の条件について旅行者に説明しなければならない。

2・3 (略)

○ 外国為替及び外国貿易法 (昭和二十四年法律第二百二十八号) (抄)

(不服申立ての手續における意見の聴取)

第五十六条 主務大臣は、この法律又はこの法律に基づく命令の規定による処分についての異議申立て又は審査請求を受理したときは、異議申立人又は審査請求人に対して、相当な期間を置いて予告をした上、公開による意見の聴取を行わなければならない。

2・4 (略)

・ 「告知した上」の例

○ 刑事収容施設及び被收容者等の処遇に関する法律 (平成十七年法律第五十号) (抄)

(懲罰の執行)

第五十六条 刑事施設の長は、懲罰を科するときは、被收容者に対し、懲罰の内容及び懲罰の原因として認定した事実の要旨を告知した上、直ちにその執行をするものとする。ただし、反省の情が著しい場合その他相当の理由がある場合には、その執行を延期し、又はその全部若しくは一部の執行を免除することができる。

2 (略)

・ 「必要な範囲内において」の例

○ 国家公務員共済組合法 (昭和三十三年法律第二百二十八号) (抄)

(年金受給者の書類の提出等)

第七十五条 連合会は、年金である給付の支給に必要な範囲内において、その支給を受ける者に対して、身分関係の移動、支給の停止及び障害の状態に関する書類その他の物件の提出を求めることができる。

2 (略)

○ 商工会議所法 (昭和二十八年法律第四百十三号) (抄)

(問合せ等)

第十三条 商工会議所は、その目的を達成するために必要な範囲内において、その地区内の商工業者に対し文書又は口頭による問合せを行い、又は資料の提出を求めることができる。

2 (略)

・ 「知人その他の関係者」の例

○ 酒に酔つて公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律 (昭

(保護)

第三条 (略)

2 前項の措置をとつた場合においては、警察官は、できるだけすみやかに、当該酩酊者の親族、知人その他の関係者(以下「親族等」という。)にこれを通知し、その者の引取方について必要な手配をしなければならない。

3・4 (略)

○警察官職務執行法(昭和二十三年法律第百三十六号) (抄)

(保護)

第三条 (略)

2 前項の措置をとつた場合においては、警察官は、できるだけすみやかに、その者の家族、知人その他の関係者にこれを通知し、その者の引取方について必要な手配をしなければならない。責任ある家族、知人等が見つかからないときは、すみやかにその事件を適当な公衆保健若しくは公共福祉のための機関又はこの種の者の処置について法令により責任を負う他の公の機関に、その事件を引き継がなければならない。

3・5 (略)

「…に質問させ、…提出を求めさせ」の例

○地方税法(昭和二十五年七月三十一日法律第二百二十六号) (抄)

(総務省の職員の軽油引取税に関する調査に係る質問検査権) 第四百四十四条の三十八 総務大臣は、軽油引取税の徴収について適正な運営を図るため必要があると認める場合においては、その指定する職員(以下この条から第四百四十四条の三十九までに「総務省指定職員」という。)をして、次に掲げる者に質問させ、又はこれらの者の事業に関する帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは当該物件(その写しを含む。)の提示若

しくは提出を求めさせることができる。
一・二 (略)

「公務所又は(若しくは)公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる」の例

○刑事訴訟法(昭和二十三年法律第百三十一号) (抄)

第九十七条 (略)

2 捜査については、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

○犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律(平成十八年法律第八十七号) (抄)

(調査)

第二十八条 検察官は、犯罪被害財産支給手続における事務を行うため必要があると認めるときは、申請人その他の関係人に対して、報告、文書その他の物件の提出若しくは出頭を命じ、又は公務所若しくは公私の団体に照会して、必要な事項の報告を求めることができる。

「実効性の確保」の例

○中央省庁等改革基本法(平成十年法律第百三十三号) (抄)

(総務省の編成方針)

第十七条 総務省は、次に掲げる機能及び政策の在り方を踏まえ、編成するものとする。

一 (略)

二 行政の評価及び監視の機能について、府省の関係部門との連携、客観的かつ公正な評価方法の確立、評価の迅速化、評価結果の公開及び府省の政策への反映、調査対象の拡充及び権限の明確化等その充実に資するものとして、当該機能を公共事業における費用効果分析の仕組みの確立及び実効性の確保の秘

ために活用すること。
三〇九 (略)

○法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律(平成十五年法律第四十号)(抄)

(目的)

第一条 この法律は、法科大学院における教育が、司法修習生の修習との有機的連携の下に法曹としての実務に関する教育の一部を担うものであり、かつ、法曹の養成に係る機関の密接な連携及び相互の協力の下に将来の法曹としての実務に必要な法律に関する理論的かつ実践的な能力(各種の専門的な法分野における高度の能力を含む。)を備えた多数の法曹の養成を實現すべきものであることにかんがみ、法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律(平成十四年法律第百三十九号)第三条の規定の趣旨にのっとり、国の責務として、裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員が法科大学院において教授、准教授その他の教員としての業務を行うための派遣に關し必要な事項について定めることにより、法科大学院における法曹としての実務に関する教育の実効性の確保を図り、もつて同条第一項に規定する法曹養成の基本理念に則した法科大学院における教育の充実に資することを目的とする。

「円滑な実施の(を)確保」の例

○国有林野の活用に関する法律(昭和四十六年法律第百八号)(抄)

(目的)

第一条 この法律は、森林・林業基本法(昭和三十九年法律第百六十一号)第五条の規定の趣旨に即し、国有林野の所在する地域における農林業の構造改善その他産業の振興又は住民の福祉の向上のための国有林野の活用につき、国の方針を明らかにすること等により、その適正かつ円滑な実施の確保を図ることを目的とする。

○犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律(平成十九年法律第百三十三号)(抄)

(報告又は資料の提出)

第三十五条 行政庁は、この法律の円滑な実施を確保するため必要があると認めるときは、金融機関(金融機関代理業者(銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第二条第十五項に規定する銀行代理業者、長期信用銀行法(昭和二十七年法律第百八十七号)第十六条の五第三項に規定する長期信用銀行代理業者、信用金庫法(昭和二十六年法律第百三十八号)第八十五条の二第三項に規定する信用金庫代理業者、協同組合による金融事業に関する法律(昭和二十四年法律第百八十三号)第六条の第三項に規定する信用協同組合代理業者、労働金庫法(昭和二十八年法律第百二十七号)第八十九条の三第三項に規定する労働金庫代理業者、農業協同組合法(昭和二十二年法律第百三十二号)第九十二条の二第三項に規定する特定信用事業代理業者、水産業協同組合法(昭和二十三年法律第百四十二号)第百二十一条の二第三項に規定する特定信用事業代理業者、農林中央金庫法(平成十三年法律第九十三号)第九十五条の二第三項に規定する農林中央金庫代理業者及び株式会社商工組合中央金庫法(平成十九年法律第七十四号)第二条第四項に規定する代理又は媒介に係る契約の相手方をいう。以下この条及び次条において同じ。)を含む。)又は銀行持株会社等(銀行法第二条第十三項に規定する銀行持株会社又は長期信用銀行法第十六条の四第一項に規定する長期信用銀行持株会社をいう。以下この条及び次条において同じ。)に対し、その業務又は財産の状況に關し報告又は資料の提出を求めることができる。

2・3 (略)

○障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)(抄)

(基本指針)

第八十七条 厚生労働大臣は、障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制を整備

し、自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。

2 基本指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 障害福祉サービス及び相談支援の提供体制の確保に関する基本的事項

二 次条第一項に規定する市町村障害福祉計画及び第八十九条

第一項に規定する都道府県障害福祉計画の作成に関する事項
三 その他自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するために必要な事項

3 (略)

○公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成十二年法律第五十号）（抄）

(目的)

第一条 この法律は、地方公共団体が人的援助を行うことが必要と認められる公益的法人等の業務に専ら従事させるために職員（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第四条第一項に規定する職員をいう。第七条を除き、以下同じ。）を派遣する制度等を整備することにより、公益的法人等の業務の円滑な実施の確保等を通じて、地域の振興、住民の生活の向上等に関する地方公共団体の諸施策の推進を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする。

「妨げない範囲内において」の例

○武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律（平成十六年法律第百十七号）（抄）

(便益の提供)

第五十七条 捕虜收容所長は、抑留業務の円滑な実施を妨げない範囲内において、捕虜代表及び捕虜代表補助者に対し、これらの任務を遂行するために必要な便益を与えなければならない。

第八十条 (略)

2 捕虜收容所長は、前項の規定により面会を許可するときは、防衛省令で定めるところにより、面会の相手方の用務の処理の目的を妨げない範囲内において、面会の時間及び場所その他の捕虜收容所の管理運営上著しい支障を及ぼさないようにするための必要最小限の事項について指定することができる。

○民法（明治二十九年法律第八十九号）（抄）

(承役地の所有者の工作物の使用)

第二百八十八条 承役地の所有者は、地役権の行使を妨げない範囲内において、その行使のために承役地の上に設けられた工作物を使用することができる。

2 (略)

「...を希望しない旨を申し出た場合」の例

○地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）（抄）

(公庫等に転出した継続長期組合員についての特例に係る取扱い)

第四十条 法第四十条第一項に規定する政令で定める場合は、公庫等職員（同項に規定する公庫等職員をいう。以下同じ。）が公庫等（同項に規定する公庫等をいう。以下同じ。）の要請に応じてその職を退き、引き続き職員である長期組合員となつた後退職し、引き続き元公庫等の公庫等職員となつた場合であつて、その者が同項の規定により引き続き組合員であるものとされることを希望しない旨を組合に申し出た場合その他これに準ずる場合として総務省令で定める場合とする。

2 (略)

第四十三条 (略)

2 (略)

7 特定公庫等役員（法第四百二十二条第二項の規定により読み替

えられた法第四百十條第一項に規定する特定公庫等役員をいう。以下この条において同じ。」となるため退職した場合に係る同項に規定する政令で定める場合は、特定公庫等役員が特定公庫等（同項に規定する特定公庫等をいう。以下この条において同じ。）の要請に応じてその職を退き、引き続き職員である長期組合員となつた後退職し、引き続き元の特定期庫等の特定公庫等役員となつた場合であつて、その者が同項の規定により引き続き組合員であるものとされることを希望しない旨を組合に申し出た場合その他これに準ずる場合として総務省令で定める場合とする。

8 (略)

【第八條關係】

「特段の事情」の例

○武力攻撃事態における捕虜等の取扱ひに関する法律（平成十六年法律第十七号）（抄）

（その他の者との面会）

第八十一条 捕虜收容所長は、被收容者に対し、前条第一項各号に掲げる者以外の者から面会の申出があつた場合において、面会を必要とする特段の事情があり、かつ、当該面会を許可することが捕虜收容所の管理運営上支障がないと認めるときは、防衛大臣の定めるところにより、これを許可することができる。

2 4 (略)

（防衛大臣による放免）

第四百九条 防衛大臣は、送還令書の発付を受けた被收容者について、送還実施計画に基づき送還することが当該被收容者の利益を著しく害すると認めるときは、捕虜收容所長に当該被收容者を放免するよう命ずることができる。

2 (略)

○預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）（抄）

第一百一条の二 機構は、金融機関の財務内容の健全性の確保を通じて信用秩序の維持に資するため、金融機関（破綻金融機関、承継銀行及び第一百一条第二項に規定する特別危機管理銀行を除く。以下この条において同じ。）が保有する貸付債権又はこれに類する資産として内閣府令・財務省令で定める資産（以下この項において単に「貸付債権」という。）のうち、当該貸付債権の債務者又は保証人が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員をいう。）であつて当該貸付債権に係る契約が遵守されないおそれがあること、当該貸付債権に係る担保不動産につきその競売への参加を阻害する要因となる行為が行われることが見込まれることその他の金融機関が回収のために通常行うべき必要な措置をとることが困難となるおそれがある特段の事情があるもの（以下「特定回収困難債権」という。）の買取りを行うことができる。

2 5 (略)

「仮に…ことができる」の例

○刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三十一号）（抄）

第七十四条 勾引状又は勾留状の執行を受けた被告人を護送する場合において必要があるときは、仮に最寄りの刑事施設にこれを留置することができる。

○精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）（抄）

（仮退院）

第四十条 第二十九条第一項に規定する精神科病院又は指定病院の管理者は、指定医による診察の結果、措置入院者の症状に照らしその者を一時退院させて経過を見ることが適当であると認めるときは、都道府県知事の許可を得て、六月を超えない期間を限り仮に退院させることができる。

「...があると認めるべき事情」の例

○配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成十三年法律第三十一号）（抄）

（第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て）
第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となつた身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあつたときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠として居る住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 (略)

「その時点」の例

○犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律（平成十八年法律第八十七号）（抄）

（犯罪被害財産支給手続の開始）

第六条 検察官は、前条第一項に規定する裁判で示された犯罪被害財産又はその価額について、これを給付資金として保管するに至つたときは、遅滞なく、当該給付資金から被害回復給付金を支給するための手続（以下「犯罪被害財産支給手続」という。）を開始する旨の決定をするものとする。ただし、その時点における給付資金をもつては犯罪被害財産支給手続に要する費用等を支弁するに不足すると認めるとき、その他その時点においては犯罪被害財産支給手続を開始することが相当でないとき

認めるときは、この限りでない。
2 4 (略)

（追加支給）

第十六条 検察官は、犯罪被害財産支給手続において、第十四条第一項に規定する裁定、報酬の決定及び費用の額が確定し、かつ、資格裁定を受けたすべての者について被害回復給付金の支給等（同項、前条第一項若しくは第二項若しくはこの項の規定による被害回復給付金の支給又は第十四条第四項前段（前条第三項及びこの条第三項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定による被害回復給付金に相当する金額の保管をいう。第十八条及び第二十一条第一号から第三号までにおいて同じ。）をした後に、当該犯罪被害財産支給手続に係る給付資金を新たに保管するに至つた場合（当該犯罪被害財産支給手続の終了後にこれを保管するに至つた場合を含む。）において、既に支給した被害回復給付金（第十四条第四項前段の規定により被害回復給付金に相当する金額が保管された場合においては、当該金額を含む。次項において「既支給被害回復給付金」という。）の額が犯罪被害額に満たないときは、当該資格裁定を受けた者に対し、当該新たに保管するに至つた給付資金から被害回復給付金の支給をしなければならぬ。ただし、その時点における給付資金をもつてはその支給に要する費用等を支弁するに不足すると認めるとき、その他その時点においては被害回復給付金の支給をすることが相当でないとき、この限りでない。

2 3 (略)

「疑いを生じ」の例

○仲裁法（平成十五年法律第三百三十八号）（抄）

（忌避の原因等）

第十八条 (略)
2 (略)
3 仲裁人への就任の依頼を受けてその交渉に応じようとする者

は、当該依頼をした者に対し、自己の公正性又は独立性に疑いを生じさせるおそれのある事実の全部を開示しなければならぬ。

4 (略)

・ 「生じさせるおそれがある」の例

○武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律 (平成十六年法律第百十二号) (抄)

(生活関連等施設の安全確保)

第二百二条 都道府県知事は、武力攻撃事態等において、武力攻撃災害の発生又はその拡大を防止するため、次の各号のいずれかに該当する施設で政令で定めるもの(以下この条において「生活関連等施設」という。)のうち当該都道府県の区域内に所在するものの安全の確保が特に必要であると認めるときは、関係機関の意見を聴いて、当該生活関連等施設の管理者に対し、当該生活関連等施設の安全の確保のため必要な措置を講ずるよう要請することができる。

一 (略)

二 その安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設

2 (略)

○農林中央金庫法施行令 (平成十三年政令第二百八十五号) (抄)

(信用秩序の維持を図るため特に必要な事由)

第四十条 法第八十二条第六項の政令で定める事由は、次の各号のいずれにも該当することとする。

一 (略)

二 農林中央金庫が預金等の払戻しを停止した場合には、他の金融機関の連鎖的な破綻を発生させることにより、我が国における金融の機能に極めて重大な障害が生ずることとなる事態を生じさせるおそれがあること。

・ 「おそれがある事情」の例

○金融商品取引法 (昭和二十三年法律第二十五号) (抄)

(発行者による上場株券等の公開買付け)

第二十七条の二十二の二 (略)

2 第二十七条の二第二項から第六項まで、第二十七条の三(第一項後段及び第二項第二号を除く。)、第二十七条の四、第二十七條の五(各号列記以外の部分に限る。第五項及び次条第五項において同じ。)、第二十七條の六から第二十七條の九まで(第二十七條の八第六項、第十項及び第十二項を除く。)、第二十七條の十一から第二十七條の十五まで(第二十七條の十一第四項並びに第二十七條の十三第三項及び第四項第一号を除く。)、第二十七條の十七、第二十七條の十八、第二十七條の二十一第一項及び前条第一項の規定は、前項の規定により公開買付けによる買付け等を行う場合について準用する。この場合において、(略)、第二十七條の六第一項第一号中「買付け等の価格の引下げ(公開買付開始公告及び公開買付届出書において公開買付期間中に対象者(第二十七條の十第一項に規定する対象者をいう。))が株式の分割その他の政令で定める行為を行つたときは内閣府令で定める基準に従い買付け等の価格の引下げを行うことがある旨の条件を付した場合に行うものを除く。)」とあるのは「買付け等の価格の引下げ」と、同条第二項中「買付条件等の変更の内容(第二十七條の十第三項の規定により買付け等の期間が延長された場合における当該買付け等の期間の延長を除く。)」とあるのは「買付条件等の変更の内容」と第二十七條の八第二項中「買付条件等の変更(第二十七條の十第三項の規定による買付け等の期間の延長を除く。)」とあるのは「買付条件等の変更」と、第二十七條の十一第一項ただし書中「公開買付者が公開買付開始公告及び公開買付届出書において公開買付けに係る株券等の発行者若しくはその子会社(会社法第二條第三号に規定する子会社をいう。))の業務若しくは財産に関する重要な変更その他の公開買付けの目的の達成に重大な支障となる事情(政令で定めるものに限る。))が生じた」と

きは公開買付けの撤回等をするところがある旨の条件を付した場合は又は公開買付け者に関し破産手続開始の決定その他の政令で定める重要な事情の変更が生じた」とあるのは「当該公開買付けにより当該上場株券等の買付け等を行うことが他の法令に違反することとなる場合又は他の法令に違反することとなるおそれがある事情として政令で定める事情が生じた」と、(略)読み替えるものとする。

【第十一条関係】

「…以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない」の例

○行政機関の保有する個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）（抄）

（利用及び提供の制限）

第八条 行政機関の長は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有する個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 4 (略)

○統計法（平成十九年法律第五十三号）（抄）

（調査票情報等の利用制限）

第四十条 行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関又は届出独立行政法人等は、この法律（地方公共団体の長その他の執行機関にあっては、この法律又は当該地方公共団体の条例）に特別の定めがある場合を除き、その行った統計調査の目的以外の目的のために、当該統計調査に係る調査票情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 第二十七条第二項の規定により総務大臣から事業所母集団データベースに記録されている情報の提供を受けた行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関又は届出独立行政法人等

は、同項各号に掲げる目的以外の目的のために、当該事業所母集団データベースに記録されている情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

3 第二十九条第一項の規定により行政記録情報の提供を受けた行政機関の長は、当該行政記録情報を同項の規定により明示した利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。

（調査票情報の提供を受けた者の守秘義務等）
第四十三条（略）

2 第三十三条の規定により調査票情報の提供を受けた者若しくは第三十六条の規定により匿名データの提供を受けた者又はこれらの者から当該調査票情報若しくは当該匿名データの取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務に従事する者若しくは従事していた者は、当該調査票情報又は当該匿名データをその提供を受けた目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。

【第十二条関係】

「身分取扱い」の例

○市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号）（抄）

（職員的身分取扱い）
第十二条（略）

2 合併市町村は、職員の任免、給与その他の身分取扱いに関しては、職員のすべてを通じて公正に処理しなければならない。

○消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）（抄）

（消防職員的身分取扱い等）

第十六条 消防職員に関する任用、給与、分限及び懲戒、服務その他身分取扱いに関しては、この法律に定めるものを除くほか

、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）の定めるところによる。

2 (略)

○地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（抄）

第百三十八条（略）

②⑦（略）

⑧ 事務局長、書記長、書記その他の職員に関する任用、職階制、給与、勤務時間その他の勤務条件、分限及び懲戒、服務、研修及び勤務成績の評定、福祉及び利益の保護その他身分取扱いに関するは、この法律に定めるものを除くほか、地方公務員法の定めるところによる。

・「…について権限を有する者」の例

○自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）（抄）

（自衛官以外の隊員の任期を定めた採用）
第三十六条の二 第三十一条第一項の規定により隊員の任免につ

いて権限を有する者（以下「任命権者」という。）は、第三十五条の規定にかかわらず、高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者をその者が有する当該高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事させる場合には、防衛大臣の承認を得て、選考により、任期を定めて自衛官以外の隊員（法律により任期を定めて任用することとされている官職を占める隊員及び非常勤の隊員を除く。以下この条から第三十六条の四までにおいて同じ。）を採用することができる。

2 (略)

（退職の承認）

第四十条 第三十一条第一項の規定により隊員の退職について権限を有する者は、隊員が退職することを申し出た場合において、これを承認することが自衛隊の任務の遂行に著しい支障を及

ぼすと認めるときは、その退職について政令で定める特別の事由がある場合を除いては、任用期間を定めて任用されている陸士長等、海士長等又は空士長等にあつてはその任用期間内において必要な期間、その他の隊員にあつては自衛隊の任務を遂行するため最少限度必要とされる期間その退職を承認しないことができる。

（休職の効果）

第四十四条（略）

2・3（略）

4 第三十一条第一項の規定により隊員の復職について権限を有する者は、休職者について休職の事由が消滅したときは、政令で定める場合を除き、直ちにその者を復職させなければならぬ。

・「…ことを理由として（する）…免職その他不利益な取扱い」の例

○公益通報者保護法（平成十六年法律第二百二十二号）（抄）

（一般職の国家公務員等に対する取扱い）

第七条 第三条各号に定める公益通報をしたことを理由とする一般職の国家公務員、裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）の適用を受ける裁判所職員、国会職員法（昭和二十二年法律第八十五号）の適用を受ける国会職員、自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第二条第五項に規定する隊員及び一般職の地方公務員（以下この条において「一般職の国家公務員等」という。）に対する免職その他不利益な取扱いの禁止については、第三条から第五条までの規定にかかわらず、国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）裁判所職員臨時措置法において準用する場合を含む。）、国会職員法、自衛隊法及び地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）の定めるところによる。この場合において、一般職の国家公務員等の任命権者その他の第二条第一項第一号に掲げる事業者は、第三条各号に定める公益通報をしたことを理由として一般職の

国家公務員等に対して免職その他不利益な取扱いがされることのないよう、これらの法律の規定を適用しなければならぬ。

「使用し、又は使用していた」の例

○公益通報者保護法（平成十六年法律第二百二十二号）（抄）

（不利益取扱いの禁止）

第五条 第三条に規定するもののほか、第二条第一項第一号に掲げる事業者は、その使用し、又は使用していた公益通報者が第三条各号に定める公益通報をしたことを理由として、当該公益通報者に対して、降格、減給その他不利益な取扱いをしてはならない。

2（略）

○厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成十九年法律第三百三十一号）（抄）

（保険給付等に関する特例等）

第一条（略）

2（略）

5（略）

6 厚生労働大臣は、特例対象者に係る確認等を行ったときは、厚生年金保険法第二十九条第一項の規定にかかわらず、当該特例対象者、当該特例対象者を使用し、又は使用していた第一項の事業主その他の厚生労働省令で定める者に対し、同条第一項の規定による通知を行うものとする。この場合においては、同条第二項から第四項までの規定は、適用しない。

7 厚生労働大臣は、前項の特例対象者、当該特例対象者を使用し、又は使用していた第一項の事業主その他の厚生労働省令で定める者の所在が明らかでない場合その他やむを得ない事情のため前項の通知をすることができない場合においては、同項の通知に代えて、厚生年金保険法第二十九条第五項の規定による公告を行うものとする。

「解雇その他不利益な取扱いをしてはならない」の例

○裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（平成十六年法律第六十三号）（抄）

（不利益取扱いの禁止）

第百条 労働者が裁判員の職務を行うために休暇を取得したことその他裁判員、補充裁判員、選任予定裁判員若しくは裁判員候補者であること又はこれらの者であったことを理由として、解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

○育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）（抄）

（不利益取扱いの禁止）

第十条 事業主は、労働者が育児休業申出をし、又は育児休業をしたことを理由として、当該労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

【第十三条関係】

「…の実施について準用する」の例

○金属鉱業等鉱害対策特別措置法（昭和四十八年法律第二十六号）（抄）

（採掘権者又は租鉱権者の不存在）

第十四条（略）

2 前条第二項及び第三項の規定は、前項に規定する場合における鉱害防止事業の実施について準用する。

3（略）

○特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律（昭和三十二年法律第一百八号）（抄）

（学校給食法の準用）

第六条 学校給食法（昭和二十九年法律第六十号）第八条及び
第九条の規定は、学校給食の実施について準用する。

【第十五条関係】

「この法律に定めるもののほか、その他この法律の実施のため必要な事項は、政令（省令）で定める」の例

○大都市地域における優良宅地開発の促進に関する緊急措置法（昭和六十三年法律第四十七号）（抄）

（国土交通省令への委任）

第二十四条 この法律に定めるもののほか、計画の認定の申請、宅地の造成等の開始の届出、宅地の造成等の確認の申請、造成宅地の処分届け出等に関する手続その他この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

○公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）（抄）

（政令への委任）

第三十条 この法律に定めるもののほか、第二章及び第三章の規定の適用その他この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

【第十六条関係】

「この法律の適用に当たつて（あたつて）は、これを拡張して解釈して、国民の基本的人権を不当に侵害するようなことがあつて（あつて）はならない」の例

○日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和二十九年法律第六十六号）（抄）

（この法律の解釈適用）

第七条 この法律の適用にあつては、これを拡張して解釈して、国民の基本的人権を不当に侵害するようなことがあつてはならない。

【第十七条関係】

「取り扱うことを業務とする者」の例

○日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和二十九年法律第六十六号）（抄）

（罰則）

第三条 左の各号の一に該当する者は、十年以下の懲役に処する

一・二 （略）

三 特別防衛秘密を取り扱うことを業務とする者で、その業務により知得し、又は領有した特別防衛秘密を他人に漏らした

2・3 （略）

「業務により知得」の例

○日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和二十九年法律第六十六号）（抄）

（罰則）

第三条 左の各号の一に該当する者は、十年以下の懲役に処する

一・二 （略）

三 特別防衛秘密を取り扱うことを業務とする者で、その業務により知得し、又は領有した特別防衛秘密を他人に漏らした

2・3 （略）

「知得した…秘密」の例

○独立行政法人工業所有権情報・研修館法（平成十一年法律第二百一十一号）（抄）

第十四条 第九条の規定に違反し、その職務に関して知得した特許出願中の発明、実用新案登録出願中の考案又は意匠登録出願中の意匠に関する秘密を漏らし、又はこれらに関する秘密を盗用した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2 (略)

○特許法（昭和三十四年法律第二百一十一号）（抄）

（秘密を漏らした罪）

第二百条 特許庁の職員又はその職にあつた者がその職務に関して知得した特許出願中の発明に関する秘密を漏らし、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

・ 「秘密を漏らした」の例

○障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）（抄）

第九十九条 市町村審査会、都道府県審査会若しくは不服審査会の委員又はこれらの委員であつた者が、正当な理由なしに、職務上知り得た自立支援給付対象サービス等を行った者の業務上の秘密又は個人の秘密を漏らしたときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2 (略)

○労働審判法（平成十六年法律第四十五号）（抄）

（人の秘密を漏らす罪）
第三十四条 労働審判員又は労働審判員であつた者が正当な理由がなくその職務上取り扱つたことについて知り得た人の秘密を

漏らしたときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

・ 「一年以下の懲役に処し、又は情状により、三年以下の懲役及び五十万円以下の罰金に処する」の例

○覚せい剤取締法（昭和二十六年法律第二百五十二号）（抄）

第四十一条の四（略）

2 営利の目的で前項第二号から第五号までの違反行為をした者は、十年以下の懲役に処し、又は情状により十年以下の懲役及び三百万円以下の罰金に処する。

3 (略)

○大麻取締法（昭和二十三年法律第二百二十四号）（抄）

第二十四条（略）

2 営利の目的で前項の罪を犯した者は、十年以下の懲役に処し、又は情状により十年以下の懲役及び三百万円以下の罰金に処する。

3 (略)

・ 「しなくなった後においても、同様とする」の例

○金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（平成十年法律第三十二号）（抄）

（金融整理管財人等の秘密保持義務）

第十七条（略）

2 金融整理管財人又は金融整理管財人代理が法人であるときは、金融整理管財人又は金融整理管財人代理の職務に従事するその役員及び職員は、その職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その役員又は職員が金融整理管財人又は金融整理管財人代理の職務に従事しなくなった後においても、同様とする。

○農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）
（抄）

（管理人等の秘密保持義務）
第九十条（略）

2 管理人等が法人であるときは、管理人等の職務に従事するその役員及び職員は、その職務上知ることのできた秘密を漏らしなくてはならない。その役員又は職員が管理人等の職務に従事しなくなつた後においても、同様とする。

・ 「前項の場合を除き」の例

○裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（平成十六年法律第六十三号）（抄）

（開廷の要件）
第五十四条（略）

2 前項の場合を除き、公判廷は、裁判官及び裁判所書記官が列席し、かつ、検察官が出席して開く。

○民事訴訟法（平成八年法律第九号）（抄）

（本案の審理及び裁判）
第三百四十八条（略）

2 裁判所は、前項の場合を除き、判決を取り消した上、更に裁判をしなければならぬ。

・ 「その職を退いた後においても、同様とする」の例

○民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）（抄）

（秘密の保護）

第五条（略）

2 信書便の業務に従事する者は、在職中信書便物に関して知り得た他人の秘密を守らなければならない。その職を退いた後においても、同様とする。

○電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）（抄）

（秘密の保護）
第四条（略）

2 電気通信事業に従事する者は、在職中電気通信事業者の取扱中に係る通信に関して知り得た他人の秘密を守らなければならない。その職を退いた後においても、同様とする。

・ 「前項の罪の未遂は、罰する」の例

○武力紛争の際の文化財の保護に関する法律（平成十九年法律第三十二号）（抄）

（罰則）
第七条（略）

2 前二項の罪の未遂は、罰する。

3 前二項の罪の未遂は、罰する。

4 前二項の罪の未遂は、罰する。

○放射線を発散させて人の生命等に危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律（平成十九年法律第三十八号）（抄）

第五条（略）

2 前二項の罪の未遂は、罰する。

・ 「過失により…の罪を犯した者」の例

○ダイオキシシン類対策特別措置法（平成十一年法律第五号）（抄）

第四十五条 (略)

2 過失により、前項第一号の罪を犯した者は、三月以下の禁錮又は三十万円以下の罰金に処する。

3 (略)

○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 (昭和四十五年法律第三十六号) (抄)

第五十五条 (略)

2 過失により前項第一号、第二号、第三号又は第五号の罪を犯した者は、五百万円以下の罰金に処する。

【第十八条関係】

・ 「次に掲げる行為により…」の例

○会社法 (平成十七年法律第八十六号) (抄)

(配当等の制限)

第四百六十一条 次に掲げる行為により株主に対して交付する金銭等 (当該株式会社の株式を除く。以下この節において同じ。) の帳簿価額の総額は、当該行為がその効力を生ずる日における分配可能額を超えてはならない。

2 (略)

○防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律 (昭和四十九年法律第一号) (抄)

(損失の補償)

第十三条 自衛隊の次に掲げる行為により、従来適法に農業、林業、漁業その他政令で定める事業を営んでいた者がその事業の経営上損失を受けたときは、国がその損失を補償する。

一、三 (略)

2・3 (略)

・ 「保有する…秘密」の例

○不正競争防止法 (平成五年法律第四十七号) (抄)

(秘密保持命令)

第十条 裁判所は、不正競争による営業上の利益の侵害に係る訴訟において、その当事者が保有する営業秘密について、次に掲げる事由のいずれにも該当することにつき疎明があつた場合には、当事者の申立てにより、決定で、当事者等、訴訟代理人又は補佐人に対し、当該営業秘密を当該訴訟の追行の目的以外の目的で使用し、又は当該営業秘密に係るこの項の規定による命令を受けた者以外の者に開示してはならない旨を命ずることができる。ただし、その申立ての時までに当事者等、訴訟代理人又は補佐人が第一号に規定する準備書面の閲読又は同号に規定する証拠の取調べ若しくは開示以外の方法により当該営業秘密を取得し、又は保有していた場合は、この限りでない。

2・5 (略)

・ 「秘密を取得」の例

○種苗法 (平成十年法律第八十三号) (抄)

(秘密保持命令)

第四十条 裁判所は、育成者権又は専用利用権の侵害に係る訴訟において、その当事者が保有する営業秘密 (不正競争防止法 (平成五年法律第四十七号) 第二条第六項に規定する営業秘密をいう。以下同じ。) について、次に掲げる事由のいずれにも該当することにつき疎明があつた場合には、当事者の申立てにより、決定で、当事者等、訴訟代理人又は補佐人に対し、当該営業秘密を当該訴訟の追行の目的以外の目的で使用し、又は当該営業秘密に係るこの項の規定による命令を受けた者以外の者に開示してはならない旨を命ずることができる。ただし、その申

立ての時までに当事者等、訴訟代理人又は補佐人が第一号に規定する準備書面の閲読又は同号に規定する証拠の取調べ若しくは開示以外の方法により当該営業秘密を取得し、又は保有していた場合は、この限りでない。

一 既に提出され若しくは提出されるべき準備書面に当事者の保有する営業秘密が記載され、又は既に取り調べられ若しくは取り調べられるべき証拠（第三十七条第三項の規定により開示された書類又は第四十三条第四項の規定により開示された書面を含む。）の内容に当事者の保有する営業秘密が含まれること。

二 前号の営業秘密が当該訴訟の追行の目的以外の目的で使用され、又は当該営業秘密が開示されることにより、当該営業秘密に基づく当事者の事業活動に支障を生ずるおそれがあることを防止するため当該営業秘密の使用又は開示を制限する必要があること。

255 (略) ○不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）（抄）

(定義)

第二条 この法律において「不正競争」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 三 (略)
- 四 窃取、詐欺、強迫その他の不正の手段により営業秘密を取得する行為（以下「不正取得行為」という。）又は不正取得行為により取得した営業秘密を使用し、若しくは開示する行為（秘密を保持しつつ特定の者に示すことを含む。以下同じ。）
- 五 その営業秘密について不正取得行為が介在したことを知つて、若しくは重大な過失により知らないで営業秘密を取得し、又はその取得した営業秘密を使用し、若しくは開示する行為
- 六 七 (略)
- 八 その営業秘密について不正開示行為（前号に規定する場合において同号に規定する目的でその営業秘密を開示する行為

又は秘密を守る法律上の義務に違反してその営業秘密を開示する行為をいう。以下同じ。）であること若しくはその営業秘密について不正開示行為が介在したことを知つて、若しくは重大な過失により知らないで営業秘密を取得し、又はその取得した営業秘密を使用し、若しくは開示する行為

九 十 (略) ・「人を欺き、人に暴行を加え、人に脅迫する行為」の例

○不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）（抄）

(罰則)

第二十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、十年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 不正の利益を得る目的で、又はその保有者に損害を加える目的で、詐欺等行為（人を欺き、人に暴行を加え、又は人を脅迫する行為をいう。以下この条において同じ。）又は管理侵害行為（財物の窃取、施設への侵入、不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第百二十八号）第三条に規定する不正アクセス行為をいう。）その他の保有者の管理を害する行為をいう。以下この条において同じ。）により、営業秘密を取得した者

二 七 (略) ・「財物の（を）窃取」の例

○不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）（抄）

(罰則)

第二十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、十年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 不正の利益を得る目的で、又はその保有者に損害を加える目的で、詐欺等行為（人を欺き、人に暴行を加え、又は人を

(定義)

第二条 (略)

2 (略)

5 この法律において「危害行為」とは、船舶又は港湾施設を損壊する行為、船舶又は港湾施設に不法に爆発物を持ち込む行為その他の船舶又は港湾施設に対して行われる行為であつて、船舶又は港湾施設の保安の確保に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるものとして国土交通省令で定めるものをいう。

○下水道法 (昭和三十三年法律第七十九号) (抄)

第四十五条 公共下水道、流域下水道又は都市下水路の施設を損壊し、その他公共下水道、流域下水道又は都市下水路の施設の機能に障害を与えて下水の排除を妨害した者は、五年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

・「設備を損壊」の例

○刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律 (平成十七年法律第五十号) (抄)

(制止等の措置)

第七十七条 (略)

2 刑務官は、被収容者以外の者が次の各号のいずれかに該当する場合に、合理的に必要と判断される限度で、その行為を制止し、その行為をする者を拘束し、その他その行為を抑止するため必要な措置を執ることができ、
一 刑事施設に侵入し、その設備を損壊し、刑事施設の職員の職務執行を妨げ、又はこれらの行為をまさにしようとするとき。
3 (略)
二 (略)
四 (略)

・「錠を(…)はずし(す)」の例

○児童虐待の防止等に関する法律 (平成十二年法律第八十二号) (抄)

(臨検又は搜索に際しての必要な処分)
第九条の七 児童の福祉に関する事務に従事する職員は、第九条の三第一項の規定による臨検又は搜索をするに当たつて必要があるときは、錠をはずし、その他必要な処分をすることができ

○関税法 (昭和二十九年法律第六十一号) (抄)

(臨検、搜索又は差押に際しての必要な処分)
第二百七条 税関職員は、臨検、搜索又は差押をするについて必要があるときは、錠をはずし、封を開き、その他必要な処分をすることができ、
2 (略)

・「秘密を保有する」「保有する…秘密」の例

○種苗法 (平成十年五月法律第八十三号) (抄)

(秘密保持命令)

第四十条 裁判所は、育成者権又は専用利用権の侵害に係る訴訟において、その当事者が保有する営業秘密 (不正競争防止法 (平成五年法律第四十七号) 第二条第六項に規定する営業秘密をいう。以下同じ。) について、次に掲げる事由のいずれにも該当することにつき疎明があつた場合には、当事者の申立てにより、決定で、当事者等、訴訟代理人又は補佐人に対し、当該営業秘密を当該訴訟の追行の目的以外の目的で使用し、又は当該営業秘密に係るこの項の規定による命令を受けた者以外の者に開示してはならない旨を命ずることができる。ただし、その申

立ての時までに当事者等、訴訟代理人又は補佐人が第一号に規定する準備書面の閲読又は同号に規定する証拠の取調べ若しくは開示以外の方法により当該営業秘密を取得し、又は保有していた場合は、この限りでない。

一 既に提出され若しくは提出されるべき準備書面に当事者の保有する営業秘密が記載され、又は既に取り調べられ若しくは取り調べられるべき証拠（第三十七条第三項の規定により開示された書類又は第四十三条第四項の規定により開示された書面を含む。）の内容に当事者の保有する営業秘密が含まれること。

二 (略)
2 5 (略)

○不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「不正競争」とは、次に掲げるものをいう。

一 六 (略)

七 営業秘密を保有する事業者（以下「保有者」という。）からその営業秘密を示された場合において、不正の利益を得る目的で、又はその保有者に損害を加える目的で、その営業秘密を使用し、又は開示する行為

2 八 10 (略)

・ 「保有する者」の例

○金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）（抄）

（解釈規定）

第三十三条の七 第三十三条の規定は、内閣総理大臣が、銀行、協同組織金融機関その他政令で定める金融機関が総株主等の議決権の過半数を保有する者に、第二十九条の登録及び第三十条第一項の認可をすることを妨げるものではない。

・ 「同意なく」の例

○信託業法（平成十六年法律第五十四号）（抄）

（同一の会社集団に属する者の間における信託についての特例）
第五十一条 次に掲げる要件のいずれにも該当する信託の引受けについては、第三条及び前条の規定は、適用しない。

一 五 (略)
五 信託が前各号に掲げる要件のいずれかを満たさなくなった場合には、委託者及び受益者の同意なく、受託者がその任務を辞することができる旨の条件が信託契約において付されていること。
2 10 (略)

○会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律 抄（平成十七年法律第八十七号）（抄）

第二百三十三条 (略)

29 特例旧特定目的会社は、特定資産（新資産流動化法第四条第三項第三号に規定する従たる特定資産を除く。以下この項において同じ。）の管理及び処分に係る業務の委託に関する契約書に、当該業務を委託する相手方（以下この項において「受託者」という。）が次に掲げる義務を有する旨の記載がないときは、当該業務を委託してはならない。
一 三 (略)

四 受託者は、委託者の同意なく業務の再委託を行わないこと

30 48 (略)

・ 「送信する機能」の例

○著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）（抄）

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一、九の四 (略)

九の五 送信可能化 次のいずれかに掲げる行為により自動公衆送信し得るようになることをいう。

イ 公衆の用に供されている電気通信回線に接続している自動公衆送信装置(公衆の用に供する電気通信回線に接続することにより、その記録媒体のうち自動公衆送信の用に供する部分(以下この号及び第四十七条の五第一項第一号において「公衆送信用記録媒体」という。)に記録され、又は当該装置に入力される情報を自動公衆送信する機能を有する装置をいう。以下同じ。)の公衆送信用記録媒体に情報を記録し、情報が記録された記録媒体を当該自動公衆送信装置の公衆送信用記録媒体として加え、若しくは情報が記録された記録媒体を当該自動公衆送信装置の公衆送信用記録媒体に変換し、又は当該自動公衆送信装置に情報を入力すること。

ロ (略)

十一、二十三 (略)

十二、十九 (略)

○エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令(昭和五十四年政令第二百六十七号)(抄)

(特定機器)

第二十一条 法第七十八条第一項の政令で定める機械器具は、次のとおりとする。

一、二十一 (略)

二十二 ルーティング機器(電気通信信号を送受信する機器であつて、電気通信信号を送信するに当たり、あて先となる機器に至る経路のうちから、経路の状況等に応じて最も適切と判断したものに電気通信信号を送信する機能を有するもの)専らインターネットの用に供するもの(限り、通信端末機器

を電話の回線を介してインターネットに接続するに際し、インターネット接続サービスを行う者に電話をかけて当該通信端末機器をインターネットに接続するために使用するものその他経済産業省令で定めるものを除く。)をいう。

「録画の機能」の例

○著作権法(昭和四十五年法律第四十八号)(抄)

(私的使用のための複製)

第三十条 (略)

2 私的使用を目的として、デジタル方式の録音又は録画の機能を有する機器(放送の業務のための特別の性能その他の私的使用に通常供されない特別の性能を有するもの及び録音機能付きの電話機その他の本来の機能に附属する機能として録音又は録画の機能を有するものを除く。)であつて政令で定めるものにより、当該機器によるデジタル方式の録音又は録画の用に供される記録媒体であつて政令で定めるものに録音又は録画を行う者は、相当な額の補償金を著作権者に支払わなければならない

「録音の機能」の例

○著作権法施行令(昭和四十五年政令第三百三十五号)(抄)

(特定機器)

第一条 著作権法(以下「法」という。)第三十条第二項(法第百二条第一項において準用する場合を含む。以下この条及び次

条において同じ。)の政令で定める機器のうち録音の機能を有するものは、次に掲げる機器(他の機器との間の音の信号に係る接続の方法で法第三十条第二項の特別の機能を有する機器に用いるものとして文部科学省令で定めるものを用いる機器を除く。)であつて主として録音の用に供するもの(次項に規定するものを除く。)とする。

2 (略)

「機能を有する機器」の例

○青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律(平成二十年法律第七十九号)(抄)

(インターネットと接続する機能を有する機器の製造事業者の義務)

第十九条 インターネットと接続する機能を有する機器であつて青少年により使用されるもの(携帯電話端末及びPHS端末を除く。)を製造する事業者は、青少年有害情報フィルタリングソフトウェアを組み込むことその他の方法により青少年有害情報フィルタリングソフトウェア又は青少年有害情報フィルタリングサービスの利用を容易にする措置を講じた上で、当該機器を販売しなければならぬ。ただし、青少年による青少年有害情報の閲覧に及ぼす影響が軽微な場合として政令で定める場合は、この限りでない。

○著作権法(昭和四十五年法律第四十八号)(抄)

(私的使用のための複製)

第三十条 (略)

2 私的使用を目的として、デジタル方式の録音又は録画の機能を有する機器(放送の業務のための特別の性能その他の私的使用に通常供されない特別の性能を有するもの及び録音機能付きの電話機その他の本来の機能に附属する機能として録音又は録画の機能を有するものを除く。)であつて政令で定めるものに

より、当該機器によるデジタル方式の録音又は録画の用に供される記録媒体であつて政令で定めるものに録音又は録画を行う者は、相当な額の補償金を著作権者に支払わなければならない。

「設置する行為」の例

○海上交通安全法(昭和四十七年法律第百十五号)(抄)

第三十一条 (略)

2 海上保安庁長官は、前項の届出に係る行為が次の各号のいずれかに該当するときは、当該届出のあつた日から起算して三十日以内に限り、当該届出をした者に対し、船舶交通の危険を防止するため必要な限度において、当該行為を禁止し、若しくは制限し、又は必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

一 (略)

二 当該届出に係る行為が係留施設を設置する行為である場合において、当該係留施設に係る船舶交通が他の船舶交通に危険を及ぼすおそれがあると認められること。

3 6 (略)

○特定都市河川浸水被害対策法施行令(平成十六年政令第百六十八号)(抄)

(雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為)

第十二条 法第十八条第一項第四号の政令で定める行為は、次に掲げるものとする。

一 雨水貯留浸透施設の敷地である土地(雨水貯留浸透施設が建築物等に設置されている場合にあつては、当該建築物等のうち当該施設に係る部分)において物件を移動の容易でない程度に堆積し、又は設置する行為

二・三 (略)

「施設又は施設の区画された部分」の例

○暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）（抄）

第十五条 指定暴力団等の相互間に対立が生じ、当該対立に係る指定暴力団等の指定暴力団員により敢行され又は当該対立に係る指定暴力団等の事務所（暴力団の活動の拠点となつて居る施設又は施設の区画された部分をいう。以下同じ。）若しくは指定暴力団員若しくはその居室に対して敢行される一連の凶器を使用しての暴力行為（以下この項において「対立抗争」という。）が発生した場合において、当該対立に係る指定暴力団等の事務所が、当該対立抗争に関し、当該対立抗争に係る指定暴力団等の指定暴力団員により次の各号に掲げる用に供されておる、又は供されるおそれがあり、これにより付近の住民の生活の平穩が害されており、又は害されるおそれがあると認めるときは、公安委員会は、当該事務所を現に管理している指定暴力団員（以下「管理者」という。）に対し、三月以内の期間を定め、当該事務所を当該各号の用に供すること又は当該指定暴力団等の活動の用に供することを禁止することを命ずることができる。この場合において、その命令の有効期間が経過した後において更に命令の必要があると認めるときは、一回に限り、三月以内の期間を定めてその命令の期限を延長することができる。

一、三（略）
二、五（略）

（損害賠償請求等の妨害の禁止）

第三十条の二 指定暴力団員は、次に掲げる請求を、当該請求をし、又はしようとする者（以下この条において「請求者」という。）を威迫し、請求者又はその配偶者、直系若しくは同居の親族その他の請求者と社会生活において密接な関係を有する者として国家公安委員会規則で定める者（第三十条の四並びに第三十条の五第一項第三号及び第四号において「配偶者等」という。）につきまとい、その他請求者に不安を覚えさせるような

方法で、妨害してはならない。

（略）

二 当該指定暴力団員の所属する指定暴力団等の事務所（事務所とするために整備中の施設又は施設の区画された部分を命ず。以下この号において同じ。）の付近の住民その他の者で当該事務所若しくはその周辺における当該指定暴力団等の指定暴力団員の行為によりその生活の平穩若しくは業務の遂行の平穩が害されているもの又は当該事務所の用に供されている建物若しくは土地（以下この号において「建物等」という。）の所有権その他当該建物等につき使用若しくは収益を有する権利若しくは当該建物等に係る担保権を有する者で当該指定暴力団等の指定暴力団員の行為により当該権利を害されているものが当該事務所に係る管理者に対してする当該行為の停止又は当該事務所の使用の差止めを請求その他当該事務所を当該指定暴力団等の指定暴力団員に使用させないこととするための請求

「音声に係る情報」の例

○コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律（平成十六年法律第八十一号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「コンテンツ」とは、映画、音楽、演劇、文芸、写真、漫画、アニメーション、コンピュータゲームその他の文字、図形、色彩、音声、動作若しくは映像若しくはこれらを組み合わせたもの又はこれらに係る情報を電子計算機を介して提供するためのプログラム（電子計算機に対する指令命令であつて、一の結果を得ることができるとともに組み合わせたものをいう。）であつて、人間の創造的活動により生み出されるもののうち、教養又は娯楽の範囲に属するものをいう。

2・3（略）

「に変換する」の例

○電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成二十三年法律第八号）（抄）

（定義）

第二条（略）

2（略）

3 この法律において「再生可能エネルギー発電設備」とは、再生可能エネルギー源を電気に変換する設備及びその附属設備をいう。

4（略）

○著作権法施行令（昭和四十五年政令第三百三十五号）（抄）

（特定機器）

第一条 著作権法（以下「法」という。）第三十条第二項（法第百二条第一項において準用する場合を含む。以下この条及び次条において同じ。）の政令で定める機器のうち録音の機能を有するものは、次に掲げる機器（他の機器との間の音の信号に係る接続の方法で法第三十条第二項の特別の性能を有する機器に用いるものとして文部科学省令で定めるものを用いる機器を除く。）であつて主として録音の用に供するもの（次項に規定するものを除く。）とする。

一 回転ヘッド技術を用いた磁気的方法により、三十二キロヘルツ、四十四・一キロヘルツ又は四十八キロヘルツの標準化周波数（アナログ信号をデジタル信号に変換する一秒当たり一回数をいう。以下この条において同じ。）でアナログデジタル変換（アナログ信号をデジタル信号に変換することを行う。）が行われた音を幅が三・八ミリメートルの磁気テープに固定する機能を有する機器

二（四）（略）

・ 「機器を使用（し）」の例

○使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成十四年法律第八十七号）（抄）

（業務）

第百十五条 情報管理センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

一 第八十一条各項の規定による報告、第八十五条及び第八十六条の規定による閲覧並びに第八十八条第一項及び第二項の規定による通知に係る事務（次号において「報告管理事務」という。）を電子情報処理組織により処理するために必要な電子計算機その他の機器を使用し、及び管理すること。

二（四）（略）

・ 「使用する行為」の例

○不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「不正競争」とは、次に掲げるものをいう。

一（十一）（略）

十二 不正の利益を得る目的で、又は他人に損害を加える目的で、他人の特定商品等表示（人の業務に係る氏名、商号、商標、標章その他の商品又は役務を表示するものをいう。）と同一若しくは類似のドメイン名を使用する権利を取得し、若しくは保有し、又はそのドメイン名を使用する行為

2（十）（略）

・ 「有線電気通信」の例

○著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一（七）（略）

七の二 公衆送信 公衆によつて直接受信されることを目的として無線通信又は有線電気通信の送信（電気通信設備で、その一部の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（その構内が二以上の者の占有に属している場合には、同一の者の占有に属する区域内）にあるものによる送信（プログラムの著作物の送信を除く。）を除く。）を行うことをいう。

八・九 (略)

九の二 有線放送 公衆送信のうち、公衆によつて同一の内容の送信が同時に受信されることを目的として行う有線電気通信の送信をいう。

九の三、二十三 (略)

・ 「傍受」の例

○ 犯罪捜査のための通信傍受に関する法律（平成十一年法律第三十七号）（抄）

（目的）

第一条 この法律は、組織的な犯罪が平穩かつ健全な社会生活を著しく害していることにかんがみ、数人の共謀によつて実行される組織的な殺人、薬物及び銃器の不正取引に係る犯罪等の重大犯罪において、犯人間の相互連絡等に用いられる電話その他の電気通信の傍受を行わなければ事案の真相を解明することが著しく困難な場合が増加する状況にあることを踏まえ、これに適切に対処するため必要な刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三百一十一号）に規定する電気通信の傍受を行う強制の処分に関し、通信の秘密を不当に侵害することなく事案の真相の確かな解明に資するよう、その要件、手続その他必要な事項を定めることを目的とする。

○ 電波法（昭和二十五年法律第三百一十一号）（抄）

（秘密の保護）

第五十九条 何人も法律に別段の定めがある場合を除くほか、特定の相手方に対して行われる無線通信（電気通信事業法第四条第一項又は第六十四条第二項の通信であるものを除く。第四百九条並びに第九百九条の二第二項及び第三項において同じ。）を傍受してその存在若しくは内容を漏らし、又はこれを窃用してはならない。

・ 「通信を（の）傍受」の例

○ 電波法（昭和二十五年法律第三百一十一号）（抄）

第九百九条の二 暗号通信を傍受した者又は暗号通信を媒介する者であつて当該暗号通信を受信したものが、当該暗号通信の秘密を漏らし、又は窃用する目的で、その内容を復元したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2 無線通信の業務に従事する者が、前項の罪を犯したとき（その業務に関し暗号通信を傍受し、又は受信した場合に限る。）は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

3・4 (略)

○ 刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三百一十一号）（抄）

第二百二十二条の二 通信の当事者のいずれの同意も得ないで電気通信の傍受を行う強制の処分については、別に法律で定めるところによる。

・ 「電気通信」の例

○ 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成十七年法律第五十号）（抄）

（電話等による通信）

第四百四十六条 刑事施設の長は、受刑者（未決拘禁者としての地位を有するものを除く。以下この款において同じ。）に対し、第八十八条第二項の規定により開放的施設において処遇を受け

ていることその他の法務省令で定める事由に該当する場合において、その者の改善更生又は円滑な社会復帰に資すると認めるときその他相当と認めるときは、電話その他政令で定める電気通信の方法による通信を行うことを許すことができる。

2 (略)

・ 「暗号」の例

○ 刑事収容施設及び被收容者等の処遇に関する法律（平成十七年法律第五十号）（抄）

（面会の一時停止及び終了）

第百十三条 刑事施設の職員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その行為若しくは発言を制止し、又はその面会を一時停止させることができる。この場合においては、面会の一時的停止のため、受刑者又は面会の相手方に対して面会の場所からの退出を命じ、その他必要な措置を執ることができる。

一 (略)

二 受刑者又は面会の相手方が次のイからホまでのいずれかに該当する内容の発言をするとき。

イ 暗号の使用その他の理由によつて、刑事施設の職員が理解できないもの

ロ ホ (略)

○ 犯罪捜査のための通信傍受に関する法律（平成十一年法律第三十七号）（抄）

（該当性判断のための傍受）

第十三条 (略)

2 外国語による通信又は暗号その他その内容を即時に復元することができない方法を用いた通信であつて、傍受の時にその内容を判断することが困難なため、傍受すべき通信に該当するかどうかを判断することができないものについては、その全部の傍受をすることができる。この場合においては、速やかに、傍受す

べき通信に該当するかどうかの判断を行わなければならない。

・ 「…を用いた…」の例

○ 資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号）（抄）

（目的）

第一条 この法律は、特定目的会社又は特定目的信託を用いて資産の流動化を行う制度を確立し、これらを用いた資産の流動化が適正に行われることを確保するとともに、資産の流動化の一環として発行される各種の証券の購入者等の保護を図ることにより、一般投資者による投資を容易にし、もつて国民経済の健全な発展に資することを目的とする。

○ 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百十二号）（抄）

（特定容器利用事業者の再商品化義務）

第十一条 (略)

2 前項の再商品化義務量は、特定分別基準適合物ごとに、第一号に掲げる量に第二号に掲げる率を乗じて得た量に相当する量とする。

一 (略)

二 当該特定容器利用事業者が当該特定分別基準適合物に係る特定容器を用いて行う事業が属する主務省令で定める業種ごとに、イに掲げる比率にロに掲げる率を乗じて得た率に、ハに掲げる量をニに掲げる量で除して得た率を乗じて得られる率を算定し、これらの業種ごとに算定した率を合算して得られる率

イ (略)

ロ 当該業種に属する事業において当該特定容器を用いた商品の当該年度における販売見込額の総額を、当該総額と製造等をされた当該特定容器であつて当該業種に属する事業において用いられるものの当該年度における販売見込額の総額との合算額で除して得た率を基礎として主務大臣が定

める率

八・二 (略)

3 (略)

・ 「通信(…)内容」の例

○刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律(平成十七年法律第五十号)(抄)

第四百八条 刑事施設の長は、被収容者又はその面会等(面会又は第四百四十六条第一項に規定する通信をいう。以下この条において同じ。)の相手方が国語に通じない場合には、外国語による面会等を許すものとする。この場合において、発言又は通信の内容を確認するため通訳又は翻訳が必要であるときは、法務省令で定めるところにより、その被収容者にその費用を負担させることができる。

2・3 (略)

○犯罪捜査のための通信傍受に関する法律(平成十一年法律第三十七号)(抄)

(傍受記録の作成)

第二十二条 検察官又は司法警察員は、傍受の実施を中断し又は終了したときは、その都度、速やかに、傍受をした通信の内容を刑事手続において使用するための記録(以下「傍受記録」という。)一通を作成しなければならない。傍受の実施をしてい

2・5 (略)

・ 「内容を(…)復元する」の例

○犯罪捜査のための通信傍受に関する法律(平成十一年法律第三十七号)(抄)

(該当性判断のための傍受)

第十三条 (略)

2 外国語による通信又は暗号その他その内容を即時に復元することができない方法を用いた通信であつて、傍受の時にその内容を判断することが困難なため、傍受すべき通信に該当するかどうかを判断することができる。この場合においては、その全部の傍受をすることができ、この場合においては、速やかに、傍受すべき通信に該当するかどうかの判断を行わなければならない。

○電波法(昭和二十五年法律第三百一十号)(抄)

第九十九条の二 (略)

3 前二項において「暗号通信」とは、通信の当事者(当該通信を媒介する者であつて、その内容を復元する権限を有するものを含む。)以外の者がその内容を復元できないようにするための措置が行われた無線通信をいう。

4 (略)

・ 「不正アクセス行為(不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成十一年法律第二十八号)第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。)」の例

○不正競争防止法(平成五年法律第四十七号)(抄)

(罰則)

第二十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、十年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 不正の利益を得る目的で、又はその保有者に損害を加える目的で、詐欺等行為(人を欺き、人に暴行を加え、又は人を脅迫する行為をいう。以下この条において同じ。)又は管理侵害行為(財物の窃取、施設への侵入、不正アクセス行為(不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成十一年法律第二十八号)第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。))その他の保有者の管理を害する行為をいう。以下この

条において同じ。)により、営業秘密を取得した者
二〇七 (略)
二〇七 (略)

○割賦販売法 (昭和三十六年法律第五十九号) (抄)

第四十九条の二 (略)

2 人を欺いてクレジットカード番号等を提供させた者も、前項と同様とする。クレジットカード番号等を次の各号のいずれかに掲げる方法で取得した者も、同様とする。
一 (略)

二 不正アクセス行為 (不正アクセス行為の禁止等に関する法律 (平成十一年法律第二百二十八号) 第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。) を行うこと。
3・4 (略)

・ 「正当な理由がないのに」の例

○心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律 (平成十五年法律第一百十号) (抄)

(被害者等の傍聴)
第四十七条 (略)

2 前項の規定により審判を傍聴した者は、正当な理由がないのに当該傍聴により知り得た対象者の氏名その他当該対象者の身上に関する事項を漏らしてはならず、かつ、当該傍聴により知り得た事項をみだりに用いて、当該対象者に対する医療の実施若しくはその社会復帰を妨げ、又は関係人の名誉若しくは生活の平穩を害する行為をしてはならない。

○気象業務法 (昭和二十七年法律第六十五号) (抄)

(気象測器等の保全)

第三十七条 何人も、正当な理由がないのに、気象庁若しくは第六条第一項若しくは第二項の規定により技術上の基準に従つて

しなければならぬ気象の観測を行う者が屋外に設置する気象測器又は気象、地象 (地震にあつては、地震動に限る。) 、津波、高潮、波浪若しくは洪水についての警報の標識を壊し、移し、その他これらの気象測器又は標識の効用を害する行為をしてはならない。

・ 「電磁的記録を人の電子計算機における実行の用に供した(する)」の例

○刑法 (明治四十年法律第四十五号) (抄)

(不正指令電磁的記録作成等)
第六十八条の二 (略)

2 正当な理由がないのに、前項第一号に掲げる電磁的記録を人の電子計算機における実行の用に供した者も、同項と同様とする。
3 (略)

・ 「その他の(…)保有者の管理を害する行為」の例

○不正競争防止法 (平成五年法律第四十七号) (抄)

(罰則)

第二十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、十年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 不正の利益を得る目的で、又はその保有者に損害を加える目的で、詐欺等行為 (人を欺き、人に暴行を加え、又は人を脅迫する行為をいう。以下この条において同じ。) 又は管理侵害行為 (財物の窃取、施設への侵入、不正アクセス行為 (不正アクセス行為の禁止等に関する法律 (平成十一年法律第二百二十八号) 第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。)) 等の保有者の管理を害する行為をいう。以下この条において同じ。) により、営業秘密を取得した者
二〇七 (略)
三〇七 (略)

・「…の規定は、刑法その他の罰則の適用を妨げない」の例

○不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）（抄）

（罰則）

第二十一条（略）

236（略）

7 第一項及び第二項の規定は、刑法その他の罰則の適用を妨げない。

○割賦販売法（昭和三十六年法律第五十九号）（抄）

第四十九条の二（略）

233（略）

4 前三項の規定は、刑法その他の罰則の適用を妨げない。

【第十九条関係】

・「…に規定する行為の遂行を共謀し、教唆し、又は煽動した者」の例

○自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）（抄）

第二百二十二条（略）

233（略）

4 第一項に規定する行為の遂行を共謀し、教唆し、又は煽動した者は、三年以下の懲役に処する。

5・6（略）

【第二十条関係】

・「…の罪を犯した者のうち…に規定する行為の遂行を共謀したものの」の例

○自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）（抄）

第二百二十二条（略）

234（略）

5 第二項の罪を犯した者又は前項の罪を犯した者のうち第一項に規定する行為の遂行を共謀したものが自首したときは、その刑を減輕し、又は免除する。

6（略）

【第二十一条関係】

・「…の罪は、日本国外において、…の罪を犯した者にも適用する。…の罪は、刑法第二条の例に従う。」の例

○資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号）（抄）

（国外犯）

第三百十二条 第三百二条から第三百四条まで、第三百六条、第三百七条、第三百八条第一項、第三百九条第一項並びに前条第一項及び第二項の罪は、日本国外においてこれらの罪を犯した者にも適用する。

2 第三百八条第二項、第三百九条第二項及び前条第三項から第六項までの罪は、刑法第二条の例に従う。

○農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）（抄）

第三百三十一条の二 第三百三十三条の罪は、日本国外において同条の罪を犯した者にも適用する。

2 第二百二十四条の罪は、刑法第二条の例に従う。

【附則第一条関係】

・「この法律は、公布の日から起算して…を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、…条の規定は、…」

公布の日から起算して…年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。」の例

○排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律（平成二十二年法律第四十一号）（抄）

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第二章第五項及び第七項、第三章、第十七条（第一号に係る部分に限る。）、並びに第十八条（第一号に係る部分に限る。）並びに附則第五条の規定は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附則第二条関係】

・ 章名を改める例

○独立行政法人に係る改革を推進するための文部科学省関係法律の整備に関する法律（平成十八年法律第二十四号）（抄）

（独立行政法人国立博物館法の一部改正）

第十一条 独立行政法人国立博物館法（平成十一年法律第七十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第六条」を「第五条」に、「役員（第七条―第十条）」を「役員及び職員（第六条―第十条）」に改める。

第二章の章名を次のように改める。

第二章 役員及び職員

（以下略）

条を削って、後続する条を繰り上げる例

○独立行政法人環境再生保全機構法（平成十五年法律第四十三号）（抄）

附則

（公害防止事業費事業者負担法の一部改正）

第二十三条 公害防止事業費事業者負担法（昭和四十五年法律第百三十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十二條」を「第二十一條」に改める。
第二章中第三項を削り、第四項を第三項とする。
第十八条を削り、第十九条を第十八条とし、第二十条から第二十二条までを一条ずつ繰り上げる。

【附則第三条関係】

「この法律の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において…条の規定による改正前の…」の例

○過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）（抄）

附則

第六条 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において附則第十七条の規定による改正前の市町村の合併の特例に関する法律（昭和四十年法律第六号）第十二条の規定の適用を受けていた市町村のうち過疎地域の市町村以外のものについては、当該市町村の区域のうち同条に規定する市町村の合併が行われた日の前日において旧過疎活性化法の規定に基づく過疎地域であった区域を特定市町村の区域とみなして、前条の規定を適用する。この場合において必要な事項は、政令で定める。

「施行日の前日において…条の規定による改正前の…施行日において…とみなす。この場合において…」の例

○日本郵政公社法施行法（平成十四年法律第九十八号）（抄）

附則

(児童手当法の一部改正に伴う経過措置)

第三十六条 施行日の前日において総務省の職員となつたものである者のうち、施行日において引き続き公社の職員となつたものであつて、施行日の前日において総務大臣又はその委任を受けた者から第五十四条の規定による改正前の児童手当法第七条第一項(同法附則第六条第二項、第七条第四項又は第八条第四項において認定を受けているもの、施行日において児童手当又は同法附則第六条第一項、第七条第一項若しくは第八条第一項の給付(以下この条において「特例給付等」という。))の支給要件に該当するときは、その者に対する児童手当又は特例給付等の支給に關しては、施行日において同法第七条第一項の規定による市町村長(特別区の区長を含む。))の認定があつたものとみなす。この場合において、その認定があつたものとみなす児童手当又は特例給付等の支給は、同法第八条第二項(同法附則第六条第二項、第七条第四項又は第八条第四項において認定を受ける場合を含む。))の規定にかかわらず、平成十五年四月から始める。

○日本国有鉄道改革法等施行法(昭和六十一年法律第九十三号)(抄)

附則

(児童手当法の一部改正に伴う経過措置)

第二十条 施行日の前日において、日本国有鉄道の総裁又はその委任を受けた者から第五十五条の規定による改正前の児童手当法第七条第一項(同法附則第六条第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。))の規定による認定を受けている者が、施行日において児童手当又は同法附則第六条第一項の給付(以下この条において「特例給付」という。))の支給要件に該当するときは、その者に対する児童手当又は特例給付の支給に關しては、施行日において第五十五条の規定による改正後の児童手当法第七条第一項の規定による市町村長(特別区の区

長を含む。))の認定があつたものとみなす。この場合において、その認定があつたものとみなされた児童手当又は特例給付の支給は、同法第八条第二項(同法附則第六条第二項において準用する場合を含む。))の規定にかかわらず、昭和六十二年四月から始める。

「…の規定により…指定されている…は、…の規定により…指定した…とみなす」の例

○戦傷病者特別援護法(昭和三十八年法律第百六十八号)(抄)

附則

(施行期日)

- 1 5 (略)
- 6 (指定医療機関に関する経過措置)
- 7 34 この法律の施行の際、現に旧未帰還者援護法の規定により指定されている病院又は診療所は、第十二条の規定により厚生大臣が指定した病院又は診療所とみなす。

【附則第四条關係】

「施行日前にした行為及び…施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による」の例

○一般社団法人及び一般財団法人に關する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う關係法律の整備等に関する法律(平成十八年法律第五十号)(抄)

(罰則に關する経過措置)

第四百五十七条 施行日前にした行為及びこの法律の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

○信託法の施行に伴う關係法律の整備等に関する法律(平成十八

年法律第九号) (抄)

(罰則に関する経過措置)

第八十条 施行日前にした行為及びこの法律の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

・「知得した秘密に関し、…施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による」の例

○中央省庁等改革関係法施行法 抄 (平成十一年法律第六十号) (抄)

(守秘義務に関する経過措置)

第一千三百七条 (略)

2 (略)

3 改革関係法等の施行前の臨時金利調整法第十二条に規定する金利調整審議会の委員又は同審議会の書記であった者が、金利調整審議会の議事に関して知得した秘密に関し、改革関係法等の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

4・5 (略)

・「…としていた」の例

○一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律 抄 (平成十八年法律第五十号) (抄)

(理事及び監事に関する経過措置)

第四十八条 (略)

2 (略)

3 この法律の施行の際現に監事を置くこととしていた特例民法法人の監事(次に掲げる特例民法法人が選任するものを除く。)についても、前項と同様とする。

一三 (略)

4 (略)

○あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭和二十二年法律第二百十七号) (抄)

第十二条の二 この法律の公布の際引き続き三箇月以上第一条に掲げるもの以外の医業類似行為を業としていた者であつて、あん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師法等の一部を改正する法律(昭和三十九年法律第二百十号。以下一部改正法律という。)による改正前の第十九条第一項の規定による届出をしていたものは、前条の規定にかかわらず、当該医業類似行為を業とすることができる。ただし、その者が第一条に規定する免許(柔道整復師の免許を含む。)を有する場合は、この限りでない。

② (略)

・「…としなくなった」の例

○ハンセン病問題の解決の促進に関する法律第十九条に規定する援護に関する政令(平成二十一年政令第二十二号) (抄)

第二条 (略)

2・6 (略)

7 都道府県知事は、被援護者が援護を必要としなくなったときは、速やかに、援護の停止又は廃止を決定し、書面をもって、これを被援護者に通知しなければならない。第十三項の規定により援護の停止又は廃止をするときも、同様とする。

8・13 (略)

【附則第五条関係】

・「前…条に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める」の例

○関税込率法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第十四号）（抄）

附則
（政令への委任）

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

○日本郵政公社による証券投資信託の受益証券の募集の取扱い等のための日本郵政公社の業務の特例等に関する法律（平成十六年法律第六十五号）（抄）

附則

（政令への委任）

第三条 前条に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

【別表第一号關係】

「武器」、「彈藥」、「船舶」、「航空機」を並列的に用いている例

○自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）（抄）

（武器等の防護のための武器の使用）

第九十五条 自衛官は、自衛隊の武器、彈藥、火藥、船舶、航空機、車両、有線電氣通信設備、無線設備又は液体燃料を職務上警護するに当たり、人又は武器、彈藥、火藥、船舶、航空機、車両、有線電氣通信設備、無線設備若しくは液体燃料を防護するため必要であると認める相当の理由がある場合には、その事態に應じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用することができる。ただし、刑法第三十六条又は第三十七条に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない。

（自衛隊の施設の警護のための武器の使用）

第九十五条の二 自衛官は、本邦内にある自衛隊の施設であつて

、自衛隊の武器、彈藥、火藥、船舶、航空機、車両、有線電氣通信設備、無線設備若しくは液体燃料を保管し、收容し若しくは整備するための施設設備、営舎又は港湾若しくは飛行場に係る施設設備が所在するものを職務上警護するに当たり、当該職務を遂行するため又は自己若しくは他人を防護するため必要であると認める相当の理由がある場合には、当該施設内において、その事態に應じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用することができる。ただし、刑法第三十六条又は第三十七条に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない。

【別表第二号關係】

「重要（な）施策」の例

○日本学術会議法（昭和二十三年法律第二百一十一号）（抄）

第四条 政府は、左の事項について、日本学術會議に諮問することができる。

一・二（略）

三 特に専門科学者の検討を要する重要施策
四（略）

○簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成十八年法律第四十七号）（抄）

（中小企業金融公庫の在り方）

第十条（略）

2 中小企業金融公庫の業務は、新政策金融機關に承継させる。ただし、中小企業金融公庫法（昭和二十八年法律第三百十八号）第十九条第一項第一号及び第二号に掲げる業務については、中小企業者一般を対象とするものは廃止するものとし、それ以外のものは、中小企業に關する重要な施策の目的に従って行われるものに限定するとともに、その承継後においても定期的に見直しを行い、必要性が低下したと認められる部分は廃止する。

ものとする。

○内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）（抄）

（所掌事務）

第四条（略）

2（略）

3 前二項に定めるもののほか、内閣府は、前条第二項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一、三十七（略）

三十八 政府の重要な施策に関する広報に関すること。

三十九、六十二（略）

・「施策の方針」の例

○沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）（抄）

（職業安定計画の作成等）

第七十五条（略）

2 職業安定計画においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

一（略）

二 職業の安定を図るための施策の方針に関する事項

三、四（略）

3、8（略）

○音楽文化の振興のための学習環境の整備等に関する法律（平成六年法律第七号）（抄）

（施策の方針）

第三条（略）

2（略）

・「外国の政府・国際機関」の例

○海外の文化遺産の保護に係る国際的な協力の推進に関する法律（平成十八年法律第九十七号）（抄）

（国際的協調のための施策）

第十一条 国は、文化遺産の保護に関する諸条約等の精神にのっとり文化遺産国際協力を国際的協調の下に推進するため、外国の政府若しくは関係機関又は国際機関との情報の交換その他の必要かつ適切な施策を講ずるよう努めるものとする。

○不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）（抄）

（外国公務員等に対する不正の利益の供与等の禁止）

第十八条（略）

2 前項において「外国公務員等」とは、次に掲げる者をいう。

一、四（略）

五 外国の政府若しくは地方公共団体又は国際機関の権限に属する事務であつて、これらの機関から委任されたものに従事する者

・「政府との交渉」の例

○武力攻撃事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律（平成十六年法律第十六号）（抄）

（審判の公開）

第四十八条 審判は、これを公開しなければならない。ただし、国の安全が害されるおそれ又は外国政府との交渉上不利を被るおそれがあると認めるときは、これを公開しないことができる。

○外務省設置法（平成十一年法律第九十四号）（抄）

（所掌事務）

第四条 外務省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 (略)
- 二 日本国政府を代表して行う外国政府との交渉及び協力その他外国(本邦の域外にある国又は地域をいう。以下同じ。)に関する政務の処理に関する事。
- 三 二十九 (略)

・ 「国際機関との交渉」の例

○ 公文書等の管理に関する法律(平成二十一年法律第六十六号)(抄)

(特定歴史公文書等の利用請求及びその取扱い)

第十六条 国立公文書館等の長は、当該国立公文書館等において保存されている特定歴史公文書等について前条第四項の目録に記載に従い利用の請求があつた場合には、次に掲げる場合を除き、これを利用させなければならない。

- 一 当該特定歴史公文書等が行政機関の長から移管されたものであつて、当該特定歴史公文書等に次に掲げる情報が記録されている場合

イ・ロ (略)

ハ 公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上利益を被るおそれがあることにつき相当の理由がある情報

ニ (略)

二 五 (略)

2・3 (略)

○ 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十八号)(抄)

(保有個人情報の開示義務)

第十四条 行政機関の長は、開示請求があつたときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

- 一 三 (略)
- 四 開示することにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報
- 五 七 (略)

・ 「交渉の内容」の例

○ 保険業法(平成七年法律第五号)(抄)

(保険契約の承継等の申込み)

第二百六十七条 (略)

2 破綻保険会社は、前項の申込みを行う場合においては、保険契約の移転等に関する他の保険会社又は保険持株会社等との交渉の内容を示す資料その他の内閣府令・財務省令で定める資料を加入機構に提出しなければならない。

3・4 (略)

【別表第三号関係】

・ 「緊急事態に対処するための計画」の例

○ 警察法(昭和二十九年法律第六十二号)(抄)

(任務及び所掌事務)

第五条 (略)

2 国家公安委員会は、前項の任務を達成するため、次に掲げる事務について、警察庁を管理する。

一 四 (略)

五 第七十一条の緊急事態に対処するための計画及びその実施に関する事。

六 二十五 (略)

3
4

(略)

特別秘密の保護に関する法律案

【逐条解説】

内閣官房

目次

第1章 総則	
第1条 (目的)	01
第2条 (定義)	04
第2章 特別秘密の指定等	
第3条 (特別秘密の指定)	10
第4条 (指定の有効期間及び解除)	16
第3章 特別秘密の取扱い	
第5条 (他の行政機関の職員等に特別秘密の取扱いの業務を行わせることができる場合)	19
第6条 (特別秘密の取扱者等)	22
第4章 適性評価等	
第7条 (行政機関の職員に係る適性評価)	27
第8条 (適性評価の実施中に適性を有すると仮に認めることができる場合)	38
第9条 (都道府県警察の職員に係る適性評価)	40
第10条 (契約業者の役職員等に係る適性評価)	41
第11条 (適性評価の実施に当たって取得する個人情報の利用及び提供の制限)	42
第12条 (不利益取扱いの禁止)	43
第13条 (確認措置の実施についての準用)	46
第5章 雑則	
第14条 (その他の保護措置)	47
第15条 (政令への委任)	48
第16条 (この法律の解釈適用)	49
第6章 罰則	
第17条 (特別秘密の漏えい罪)	50
第18条 (特別秘密の取得罪)	56
第19条 (共謀・教唆・煽動)	63
第20条 (自首減免)	66
第21条 (国外犯処罰)	67
附則	
第1条 (施行期日)	68
第2条 (自衛隊法の一部改正)	69
第3条 (防衛秘密に関する経過措置)	70

第4条（罰則に関する経過措置）	71
第5条（政令への委任）	72
第6条（内閣法の一部改正）	73

別表（第3条関係）

別表	75
第1号（防衛に関する事項）	76
第2号（外交に関する事項）	85
第3号（公共の安全と秩序の維持に関する事項）	89

第1条（目的）

1 趣旨

- (1) 本条は、本法の達成しようとする目的の理解を容易にし、本法中の各規定の解釈にも役立たせるため、本法の立法目的を明らかにするものである。
- (2) 本条において、本法の窮極の目的が「国及び国民の安全」の確保に資することにある旨が明らかにされているが、ここでいう「国」とは、国を構成する国土及び国民に加え、それらにより成り立っている国民生活、国民経済等も含むものであり、「国民」をも含む概念である。この点、現行法上、武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）（以下「武力攻撃事態対処法」という。）が国民の安全の確保を重視して「国及び国民の安全の確保に資することを目的とする」（同法第1条）と規定しており（武力攻撃事態対処法立法当時の逐条解説）、本法も国民の安全の確保を重視する観点から、あえて「国民」を明示して規定することとした。

このように、「国及び国民の安全」は「国の安全」と同義であり、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）（以下「情報公開法」という。）第5条第1項第3号の「国の安全」と同様、国家の構成要素である国土、国民及び統治体制が平和な状態に保たれていること、すなわち、国としての基本的な秩序が平穏に維持されている状態をいう（総務省行政管理局「情報公開法 逐条解説」I-28頁）。

2 内容

- (1) 「国際情勢の複雑化に伴い国及び国民の安全の確保に係る情報の重要性が増大するとともに、高度情報通信ネットワーク社会の進展に伴いその漏えいの危険性が増大している中で、政府が国及び国民の安全の確保に関する責務を果たすためには、我が国の防衛、外交又は公共の安全と秩序の維持に関する事項のうち特に秘匿することが必要であるものについて、これを適確に保護する体制を確立した上で収集し、整理し、及び活用すること等が重要であることに鑑み」
本法制定に至る状況認識及び動機を明らかにするものである。具体的には、情報をめぐる現在の状況として
 - ・ 「国際情勢の複雑化に伴い国及び国民の安全の確保に係る情報の重要性が増大する」
 - ・ 「高度情報通信ネットワーク社会の進展に伴いその漏えいの危険性が増大している」の2点を掲げた上で、そのような状況の中で
 - ・ 「政府が国及び国民の安全の確保に関する責務を果たすためには、我が国の防衛、外交又は公共の安全と秩序の維持に関する事項のうち特に秘匿

することが必要であるものについて、これを適確に保護する体制を確立した上で収集し、整理し、及び活用すること等が重要である」
として、本法制定の動機を明らかにするものである。各要素の具体的内容は以下のとおりである。

ア 「国際情勢の複雑化に伴い国及び国民の安全の確保に係る情報の重要性が増大する」

我が国を取り巻く国際社会は、東西冷戦期のような二大大国の下での二極化構造から、新興国の台頭による多極化構造へと変容してきており、同時に、複雑で多様な地域紛争、大量破壊兵器の拡散、国際テロ等、我が国の安全を脅かす国際的要素が多様化している。これに伴い、我が国の安全を守るための国際的協力の枠組みもより複雑化している。

このように複雑化する国際情勢の下では、我が国及び日本国民の安全を脅かす国際的要素についての情報を収集・整理・活用するとともに、国及び国民の安全を守るための情報について敵対国等に漏えいすることのないようその秘匿を図りつつ同盟国等と共有するなど、国及び国民の安全の確保に係る情報の利用が重要な意義を持つこととなる。

イ 「高度情報通信ネットワーク社会の進展に伴いその漏えいの危険性が増大している」

外国情報機関等への情報漏えいの脅威に加え、高度情報通信ネットワーク社会の進展に伴い、インターネット上への情報漏えいの脅威や標的型サイバー攻撃の脅威といった新たな脅威が発生している。

すなわち、平成22年11月の尖閣沖漁船衝突事件に係る情報漏えい事案は、近年のインターネットの普及によりパソコンを操作するだけで公開したい情報を広く発信できるようになった中で情報漏えいの物理的・心理的ハードルが相当程度下がったことを示しており、加えて、ウィキリークスのような内部情報公開サイトがインターネット上への情報漏えいの脅威を増幅している。その上、インターネット上への情報漏えいは、一度に大量の情報が極めて短期間に拡散し、しかも回収することが不可能であることから、漏えい時の被害は極めて甚大であって、対策が急務である。

また、標的型サイバー攻撃は、攻撃対象に気付かれることなく機密情報を窃取し、その後その痕跡を消去することもある極めて巧妙かつ悪質な行為であり、平成23年8月の三菱重工業に対するコンピュータ・ウイルスを用いた攻撃等、防衛産業や政府機関等に対する標的型サイバー攻撃が多数発覚している現状に鑑みると、その対応は官民挙げての喫緊の課題になっている。

これらの新たな脅威の発生により、国及び国民の安全の確保に係る情報についても漏えいの危険性が増大している。

ウ 「政府が国及び国民の安全の確保に関する責務を果たすためには、我が国の防衛、外交又は公共の安全と秩序の維持に関する事項のうち特に秘匿する

ことが必要であるものについて、これを適確に保護する体制を確立した上で収集し、整理し、及び活用すること等が重要である」

国及び国民の安全の確保に関する責務のうち、その最たるものが外部からの武力攻撃を実力をもって排除する防衛であることは論を待たない。加えて、外部からの武力攻撃を未然に防ぐための外交上の取組も極めて重要である。さらに、9.11同時多発テロで明らかになったように、いわゆるテロリズムも国及び国民の安全を脅かす存在であり、テロリズムを防止するための治安機関の取組もまた重要となっている。

情報の重要性とともにその漏えいの危険性が增大する中で、政府が防衛、外交又は公共の安全と秩序の維持といった国及び国民の安全の確保に関する責務を果たすためには、これらに関する情報のうち特に秘匿することが必要であるもの（その具体的意義については第3条第1項の解説を参照。）を政府が確実に利用できるようにする必要がある。そして、そのためには、まずはこのような重要な情報を適確に保護する体制を確立することにより政府部内や同盟国等との間との相互信頼を確保した上で、情報の収集・整理・活用を行うことが重要であると考えられる。

なお、「収集し、整理し、及び活用すること」に「等」を付しているのは、我が国の防衛、外交又は公共の安全と秩序の維持に関する重要な情報の中には、自衛隊の運用に関するもの、外交に関する安全保障上の重要施策の方針、テロリズム等発生時の対処計画など、政府が「収集」するのではないものも含まれるところ、このような情報についても、その利用の前提として、適確に保護する体制を確立する必要があると考えられるためである。

- (2) 「当該事項の保護に関し、特別秘密の指定及び取扱者の制限その他の必要な事項を定めることにより」

上記(1)の状況認識及び動機を踏まえ、本法の目的を達成するための手段を明らかにするものである。

「保護に関し…必要な事項」として、本条は特別秘密の指定（第3条）と特別秘密の取扱者の制限、すなわち特別秘密の取扱者に対する適性評価の実施（第6条から第10条まで）を例示している。

「その他の必要な事項」のうち主要なものとしては、特別秘密の漏えい等に係る罰則（第17条から第21条まで）が挙げられる。

- (3) 「その漏えいの防止を図り、もって国及び国民の安全の確保に資すること」

本法の目的を明らかにするものである。

本法は、直接的には「我が国の防衛、外交又は公共の安全と秩序の維持に関する事項のうち特に秘匿することが必要であるもの」の「漏えいの防止」を目的とするが、上記1(2)のとおり、窮極的には「国及び国民の安全の確保に資すること」を目的とするものである。

第2条（定義）

1 趣旨

本条は、本法において使われる主要な用語について、定義を設けるものである。

2 内容

(1) 「特別秘密」（第1項）

本項は、第1条に規定する本法の目的を踏まえ、本法が保護の対象とする「特別秘密」を定義するものである。特別秘密の要件については、第3条第1項の解説を参照。

(2) 「行政機関」（第2項）

ア 本法の適用対象となる国の行政機関の範囲及び単位について、情報公開法第2条第1項、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）（以下「行政機関個人情報保護法」という。）第2条第1項及び公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）（以下「公文書管理法」という。）第2条第1項に規定する「行政機関」と同様に定義するものである。

この点、会計検査院については、内閣から独立した立場にあるものの、国の収入支出の決算の検査を行うに当たり対象機関の保有する特別秘密を取り扱うことが想定されるため、情報公開法等と同じく本法の適用対象とすることとした。また、独立行政法人については、国が自ら主体となって直接に実施する必要のない事務を実施する機関であって、特別秘密を国から独立して保有することが想定されないため、行政機関には含めないこととしたが、契約業者（第5条第3項）として本法の適用対象となり得る。さらに、地方公共団体についても、特別秘密を国から独立して保有することが想定されないため行政機関には含めないこととしたが、都道府県警察については、警察庁の所掌事務を遂行する上で警察庁長官の指揮を受けて特別秘密の取扱いの業務を行うほか、特別秘密に係る犯罪の捜査といった所掌事務を遂行する上で特別秘密を取り扱うことが想定されるため、一定の範囲で本法の適用対象とすることとした。

そして、本法は、各行政機関を一つの単位として特別秘密の保護に係る事務を行わせるものであるところ、情報の取扱いに関する上記3法が行政機関を一定の単位で捉えた上で情報公開、個人情報保護及び公文書管理の各事務を行わせていることを踏まえ、特別秘密の保護に係る事務についても同様の単位で行わせることとした。

イ 各号に規定される行政機関は具体的には以下のとおりである（平成24年9月19日現在）。

(7) 第1号

- ① 「法律の規定に基づき内閣に置かれる機関」として、内閣官房、内閣法制局、安全保障会議、中心市街地活性化本部、地球温暖化対策推進本部、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部、都市再生本部、知的財産戦略本部、構造改革特別区域推進本部、地域再生本部、郵政民営化推進本部、道州制特別区域推進本部、総合海洋政策本部、宇宙開発戦略本部、国家公務員制度改革推進本部、総合特別区域推進本部、復興庁、社会保障制度改革国民会議、原子力防災会議
- ② 「法律の規定に基づき内閣の所轄の下に置かれる機関」として、人事院

(4) 第2号

- ① 内閣府
- ② 宮内庁
- ③ 「内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関（これらの機関のうち、国家公安委員会にあっては警察庁を、第四号の政令で定める機関が置かれる機関にあっては当該政令で定める機関を除く。）」として、公正取引委員会、国家公安委員会、金融庁、消費者庁

(ウ) 第3号

「国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第三条第二項に規定する機関（第五号の政令で定める機関が置かれる機関にあっては、当該政令で定める機関を除く。）」として、総務省、公害等調整委員会、消防庁、法務省、公安審査委員会、公安調査庁、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、文化庁、厚生労働省、中央労働委員会、農林水産省、林野庁、水産庁、経済産業省、資源エネルギー庁、特許庁、中小企業庁、国土交通省、運輸安全委員会、観光庁、気象庁、海上保安庁、環境省、原子力規制委員会、防衛省

(エ) 第4号

- ① 警察庁
この点、情報公開法、行政機関個人情報保護法及び公文書管理法のいずれも警察庁を政令で規定しているところ、本法は第3条第5項及び第5条第2項に警察庁が「行政機関」であることを前提とした規定を設けるため、法律で規定することとした。
- ② 警察庁を法律で規定した結果、「内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十六条第二項の機関並びに内閣府設置法第四十条及び第五十六条（宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。）の特別の機関で、」 「政令で定めるもの」は現時点で想定されない。

(オ) 第5号

「国家行政組織法第八条の二の施設等機関及び同法第八条の三の特別の機関で、政令で定めるもの」として、情報公開法等と同様、検察庁が想定される。

(カ) 第6号

会計検査院

(3) 「我が国の安全保障等」(第3項)

ア 趣旨

本項では、特別秘密の対象となり得る外交に関する事項を限定し(別表第2号)、外交に関する事項についての特段の秘匿の必要性を規定する(第3条第1項第2号)ための概念として、「我が国の安全保障等」を定義している。

イ 「我が国の安全保障」(第1号)

「安全保障」とは、一般に、外部からの侵略等の脅威に対して国家及び国民の安全を保障することを意味する。

なお、「防衛」とは直接侵略及び一定の間接侵略に対して我が国を實力をもって守ることを意味するが、自国の防衛力を必要最小限としている我が国にとっては、防衛のみならず、外交によって「安全保障」を確保することが必要不可欠であり、国際情勢のいかんにかかわらず、一貫して積極的に取り組む必要がある。すなわち、「安全保障」を確保する手段は防衛に限定されず、外交努力による我が国を取り巻く国際環境の安定の確保を含む。

ウ 「国の領域の保全又は国民の生命若しくは身体の保護について外国(本邦の域外にある国又は地域をいう。次項第二号及び別表第二号ロにおいて同じ。)との間で生じている問題の解決」(第2号)

外国との間で生じている領有権の問題又は国民の生命若しくは身体に対する被害等の問題を解決することを意味し、具体的には、北方領土問題の解決や北朝鮮による拉致問題の解決等が挙げられる。

「外国」に未承認国家も含まれることを明確にするため、外務省設置法(平成11年法律第94号)第4条第2号及び法務省組織令(平成12年政令第248号)第62条第1項第4号の用例を踏まえ、「外国(本邦の域外にある国又は地域をいう。)」と規定している。

エ 第1号と第2号の関係

第1号は、国家及び国民の安全を保つことを意味するのに対して、第2号は、既に侵害されている国の領域等の安全を回復することを意味するが、いずれも国際社会の中で我が国及び日本国民の安全を実現することを内容とする点で共通している。

(4) 「特定有害活動」(第4項)

ア 趣旨

本項は、次の2つの観点から、我が国にとって有害な活動のうち我が国及び日本国民の安全に影響を及ぼし得る程度のものを抽出し、「特定有害活動」として定義している。

- ① 特別秘密を取り扱う者の適性を評価する上で、当該活動との関係を把握する必要がある活動であること(第7条第2項第1号)
- ② 治安機関によって収集された当該活動に関する重要な情報を、公共の安全と秩序の維持に関する事項であって特別秘密の対象となり得るものとして別表に掲げる必要があること(別表第3号ロ)

なお、後述するとおり、第2条第5項の「テロリズム防止等」には「特定有害活動の抑止」が含まれることから、本項は、公共の安全と秩序の維持に関する事項に係る特段の秘匿の必要性に関する規定(第3条第1項第3号)との関係においても意義を有する。

イ 「政治上その他の主義主張に基づき、国家若しくは他人にこれを強要し、又は社会に不安若しくは恐怖を与える目的で人を殺傷し、又は重要な施設その他の物を破壊する行為を行う活動」(第1号)

国内外の組織によるいわゆるテロ活動を意味する。本規定は、平成13年の米国同時多発テロを受けて創設された自衛隊の警護出動に関する規定(自衛隊法(昭和29年法律第165号)第81条の2第1項)を参考としているが、警護出動が大規模テロを想定していることから「多数の人を殺傷し」と規定しているところ、本法においては、いわゆる要人テロを含む必要があることから、単に「人を殺傷し」としている。また、テロリズムは国際的な取組により撲滅することが必要な国際的脅威であり、その活動場所等の如何を問わず、テロリズムの存在は潜在的に我が国及び日本国民の安全を脅かすものである。

ウ 「外国の利益を図る目的で行われる活動であって、次に掲げるもの」(第2号)

いわゆる対日有害活動、すなわち外国が組織的に行う我が国にとって有害な活動のうち、その有害性の程度が特に高いものを典型的に各号列記するものである。

エ 「国及び国民の安全の確保のために保護を要する情報を不当な方法により取得する活動」(第2号イ)

いわゆる諜報活動のことであり、国家の構成要素である国土、国民及び統治体制の平穏な状態を保つために保護すべき情報を、社会通念に照らして妥当とは認められない方法で収集する活動を意味する。本号の対象となる情報としては、主として政府の保有する情報で我が国の防衛、外交又は公共の安全と秩序の維持の観点から保護すべきものが想定されるが、民間が保有する

機微な情報でその漏えいが国及び国民の安全の確保に支障を与えるおそれがあるもの、例えば、大量破壊兵器関連の技術情報も含まれ得る。

オ 「大量破壊兵器関連の物資に係る国際取引であって、国際的な平和及び安全の維持を妨げるものを行う活動」(第2号口前段)

大量破壊兵器(核兵器、生物兵器及び化学兵器)及びその運搬手段としてのミサイル並びにこれらの関連物資の国際的な取引のうち、我が国を含む国際社会において定められた枠組みに反するものをいう。これらの物資の無秩序な拡散は、我が国を含む国際社会の平和と安全にとって脅威であることから、いくつかの国際的枠組みによってその国際的取引が制限されており、これらの制限に反する取引が行われないう、国際的な協力の下、治安機関による監視等が行われている。

カ 「その他の国及び国民の安全を著しく害し、又は害するおそれのある活動」(第2号口後段)

外国が組織的に行う我が国にとって有害な活動であって、「大量破壊兵器関連の物資に係る国際取引であって、国際的な平和及び安全の維持を妨げるものを行う活動」と同程度に、国家の構成要素である国土、国民及び統治体制の平穏な状態を著しく害し、又は害するおそれのあるものを意味する。現時点においては、例えば、外国政府機関等による日本人の拉致が挙げられる。

(5) 「テロリズム防止等」(第5項)

ア 趣旨

本項では、公共の安全と秩序の維持に関する事項(別表第3号)についての特段の秘匿の必要性を規定する(第3条第1項第3号)ための概念として、「テロリズム防止等」を定義している。

イ 「テロリズム等緊急事態(国及び国民の安全に重大な影響を及ぼす緊急事態であって、前項第一号に規定する行為が発生した事態その他これに類するものをいう。)による損害の発生又は拡大の防止」(第1号)

公共の安全と秩序の維持に関する事項について、その特段の秘匿の必要性を判断する基準の1つとして規定するものであり、別表第3号イ及びニに掲げる事項に対応するものである。

本号及び別表第3号イにおいては、いわゆるテロリズムを例示した上で、武力攻撃事態対処法第24条第1項の「国及び国民の安全に重大な影響を及ぼす緊急事態」のうち、いわゆるテロリズムが発生した事態及びこれに類するものを規定している。「これに類するもの」としては、外形上テロリズムと同等な行為であるが、主義主張に基づくものではないためテロリズムに当たらない行為が発生した事態等が該当する。これらの緊急事態としては、同法第25条第1項に規定する緊急対処事態(武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危

険が切迫していると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処することが必要なもの)が主として想定され、具体的には、以下に示す事態等が挙げられる。なお、大規模な自然災害や大規模な事故は、攻撃を目的とする行為により生じた事態ではないため、テロリズムが発生した事態に類するものには当たらない。

- (7) 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃（原子力事業所、石油コンビナート、可燃性ガス貯蔵施設、危険物積載船等への攻撃）、
- (4) 多数の人が集合する施設及び大量輸送機関等に対する攻撃（大規模集客施設、ターミナル駅等に対する攻撃）、
- (9) 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃（放射性物質、生物剤、化学剤等による攻撃）、
- (5) 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃（航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ）

ウ 「特定有害活動の抑止」(第2号)

公共の安全と秩序の維持に関する事項について、その特段の秘匿の必要性を判断する基準の1つとして規定するものであり、別表第3号ロ、ハ及びニに掲げる事項に対応するものである。

エ 第1号と第2号の関係

第1号は、突発的に発生するテロ等の緊急事態に着目し、適切な対処によりその被害の発生・拡大を防止すること、第2号は、テロ等の緊急事態を惹起する可能性のあるテロ組織や外国による有害な活動に着目し、当該活動に関する情報の収集等を通じてその抑止を図ることをそれぞれ主眼としているが、いずれも国及び国民の安全を確保する上で治安機関が担うべき役割であって不可欠なものである点で共通している。

第3条（特別秘密の指定）

1 趣旨

本条は、特別秘密の要件、指定の方法、複数の行政機関の共有に係る事項を指定する場合の調整などについて定めるものである。

2 内容

(1) 特別秘密の要件（第1項）

ア 「行政機関の長（当該行政機関が合議制の機関である場合にあっては当該行政機関をいい、前条第二項第四号及び第五号の政令で定める機関（合議制の機関を除く。）にあってはその機関ごとに政令で定める者をいう。以下同じ。）は、…特別秘密として指定するものとする」

(ア) 指定の意味

本項は、特別秘密の要件として

- ① 別表各号該当性
- ② 非公知性
- ③ 特段の秘匿の必要性
- ④ 指定

を充足する必要があることを規定するものであり、本法による改正前の自衛隊法（以下「改正前自衛隊法」という。）第96条の2第1項と同様の規定である。

この点、②及び③の要件から明らかなように、特別秘密は、実質秘（「非公知の事実であって、実質的にもそれを秘密として保護するに値すると認められるもの」（最高裁昭和53年5月31日決定））の中から指定されるものである。実質秘は現行法上も国家公務員法（昭和22年法律第120号）等により保護され得るものであるが、本法は、実質秘の中から特段の秘匿の必要性があるものを厳格な保護措置や重い罰則で保護しようとするものであり、実質秘の中から特別秘密に該当するものを抽出・明確化するための手段として、指定という制度を導入するものである。

しかしながら、秘匿の必要性の判断に当たって③特段の必要性のみを基準とするのでは指定の裁量が大きく、何が特別秘密に該当するのかが不明確となってしまう、ひいては、特別秘密に係る罰則の構成要件該当性が必ずしも十分に明確にはならないことから、典型的に秘匿の必要性が高いと認められる事項を別表各号に列挙した上で①当該各号への該当性を要件に加えることにより、指定の裁量の幅を狭め、特別秘密の客観化を図っている（防衛庁防衛局調査課「防衛秘密制度の解説」（以下「防秘解説」という。）4～5頁）。

(イ) 指定の主体

本法は第2条第2項に規定された行政機関の単位ごとに特別秘密の保護を行わせるものであり、まずは保護の対象を明確化するために、各行政機関の長に指定を行わせることとするものである。

なお、行政機関の中には、その任務・所掌事務の内容に鑑み、その意思決定を構成員の全会一致又は多数決にかからしめて判断の適正化を図る合議制の機関が存在する。具体的には、安全保障会議、社会保障制度改革国民会議、人事院、公正取引委員会、国家公安委員会、公害等調整委員会、公安審査委員会、中央労働委員会、運輸安全委員会、原子力規制委員会及び会計検査院（平成24年9月19日現在）が挙げられるが、特別秘密の指定に係る不適切な判断は国及び国民の安全の確保や国民の知る権利に悪影響を及ぼす可能性があり、指定に当たっては適正な判断が強く求められるため、本項は、合議制の行政機関については、特別秘密の指定に係る意思決定を当該行政機関自体に行わせることとするものである。

また、「前条第二項第四号及び第五号の政令で定める機関」としては、検察庁を第5号の機関として政令で規定することが想定されるところ、情報公開法等と同様、検察庁の種類ごとに検事総長、検事長又は検事正をその長とする旨政令で規定することが想定される。

イ 「当該行政機関についての…事項」

(ア) 特別秘密の指定の対象は、防衛秘密と同様、事項（事実、情報、知識その他の一定の内容の集合体たる無体物をいう。）であり、個々の文書、物件ではない。したがって、特別秘密の指定の効果は、個々の文書や物件にとどまるものではなく、客観的に同一性がある限り、事項を記録又は化体する媒体の異同にかかわらず、いわば無限に及ぶものである。すなわち、特別秘密の指定の対象たる事項は、句読点、助詞、助動詞その他の表現上の異同や、媒体、表現形式によって影響を受けるものではなく、ひとえに内容が同一であるか否かによって判断される。なぜなら、特別秘密の指定を受けた事項において、秘匿を要する本質は、その内容にあるのであって、その表現形式や媒体による影響を受けるものではないからである（防秘解説5頁）。

(イ) そして、本法では各行政機関の長にその取り扱う事項についてのみ指定を行わせるため、指定の対象を「当該行政機関についての」事項と規定するものである。

ウ 「次の各号に掲げる事項」（「別表第一号に該当する事項」（第1号）、「別表第二号に該当する事項」（第2号）、「別表第三号に該当する事項」（第3号））

特別秘密の要件として、別表各号該当性を規定するものである。

本法は、第1条の解説で述べたとおり、我が国の防衛、外交、公共の安全と秩序の維持の3分野に関する事項のうち特に秘匿を要するものを特別秘密

として保護しようとするものであるところ、上記ア(ア)のとおり、特別秘密として保護すべき対象を明確化するために、これら3分野に関する事項のうち典型的に秘匿の必要性が高いと認められるものを別表各号に具体的かつ限定的に列挙した上で、当該各号への該当性を指定の要件とするものである。

エ 「公になっていないもの」

特別秘密の要件として、非公知性、つまり、不特定多数の人に知られていない状態であることを規定するものである。

「公になっていないもの」との概念は、公にされたか否かとは別個の概念と解すべきであり、例えば、特別秘密に該当する事項を壁新聞に掲載して公道の傍らの掲示板に掲示する行為は、特別秘密を公にした行為であるが、たまたま警察官がこれを早期に発見して撤去し、誰の目にも触れなかった場合には、当該事項は「公にされた」ものの、いまだ「公になっていないもの」として、非公知性の要件は失われないものと解される（防秘解説6頁）。

オ 「当該各号に定めるもの」（「その漏えいが我が国の防衛に著しく支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの」（第1号）、「その漏えいが我が国の安全保障等に著しく支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの」（第2号）、「その漏えいが我が国におけるテロリズム防止等に著しく支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの」（第3号））

特別秘密の要件として、特段の秘匿の必要性を規定するものである。

上記ウのとおり、ある事項が別表各号該当性を充足すれば典型的に秘匿の必要性が認められ得るものの、特別秘密は単に秘匿の必要性があるだけでなく、秘匿の必要性が特に高いものであるため、さらに当該事項に係る個別具体的な秘匿の必要性として、特段の秘匿の必要性を要件とするものである。本項各号の規定の具体的意義は以下のとおりである。

(ア) 「その漏えいが我が国の防衛に著しく支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの」（第1号）

別表第1号には防衛に関する事項が掲げられているところ、本号は、これらの事項に係る特段の秘匿の必要性が「我が国の防衛に著しく支障を与えるおそれ」の有無によって判断されるべきことを規定するものである。

この点、改正前自衛隊法第96条の2第1項においては、防衛秘密に係る特段の秘匿の必要性を「我が国の防衛上特に秘匿することが必要であるもの」と規定しているが、これは、当該事項を秘匿しなければ我が国の防衛という自衛隊の任務の円滑な遂行に著しい支障を生じるおそれがあるものと解されている（防秘解説7頁）。本号は、このことを踏まえて規定ぶりをより具体的にしたものであり、実質的な変更を加えるものではない。

(イ) 「その漏えいが我が国の安全保障等に著しく支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの」（第2号）

別表第2号には、外交に関する事項のうち主として我が国の安全保障等に関するものが掲げられているところ、本号は、これらの事項に係る特段の秘匿の必要性が「我が国の安全保障等に著しく支障を与えるおそれ」の有無によって判断されるべきことを規定するものである。

- (ウ) 「その漏えいが我が国におけるテロリズム防止等に著しく支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの」(第3号)

別表第3号には、公共の安全と秩序の維持に関する事項のうち主として我が国におけるテロリズム防止等に関するものが掲げられているところ、本号は、これらの事項に係る特段の秘匿の必要性が「我が国におけるテロリズム防止等に著しく支障を与えるおそれ」の有無によって判断されるべきことを規定するものである。

(2) 指定の方法 (第2項)

- ア 「標記を付すこと」(第1号)・「通知すること」(第2号)

指定の要式行為として、標記又は通知を規定するものであり、改正前自衛隊法第96条の2第2項と同様の規定である。

本項は、同じ事項を含む文書、図画又は物件が複数ある場合、すべての文書等に標記を付与することを要する趣旨ではなく、1部の文書等に標記を付与すれば指定行為は完了し、当該指定の効力が他の文書等にも及び、また、特別秘密として指定されることとなる事項を知っている者全員に対して通知を要する趣旨ではなく、当該事項の取扱いに係る責任を有する一定の者あてに通知すれば指定行為は完了する(防秘解説12～13頁)。

なお、標記を付与されない文書等や通知を受けていない者については、改正前自衛隊法と同様、特別秘密の保護措置として表示や周知を行う仕組みを第14条の規定に基づいて政令で規定することが想定される。

- イ 「政令で定めるところにより」(第1号・第2号)

標記や通知の手続を政令に委任するものであり、改正前自衛隊法と同様、標記や通知の方法を政令で規定することが想定される。

(3) 共有事項の指定に係る特定行政機関の長との協議 (第3項)

- ア 本法では各行政機関の長にその保有に係る事項につき指定を行わせることとするため、複数の行政機関の共有に係る事項を特別秘密に指定しようとする場合、指定を行い得る行政機関の長が複数存在することになる。この場合において、各行政機関の長による指定の効果が当該行政機関にしか及ばないとする事は、国及び国民の安全の確保にとって重要な秘密であり、統一的な取扱いが求められる特別秘密の性格に照らして相当ではなく、当該指定の効果は当該事項に係る情報を共有するすべての行政機関(以下「共有行政機関」という。)に及ぶこととすべきである。

このように、複数の行政機関の共有に係る事項については、指定を行い得る行政機関の長が複数存在し、かつ、指定の効果が他の共有行政機関にも及ぶこととすることを前提にすると、指定は共有行政機関間の調整を経て行われるべきであり、本項はその調整の仕組みについて規定するものである。

イ 「共有事項」とは、①「当該行政機関が他の行政機関に提供し、若しくは他の行政機関から提供を受けた事項」、又は②「当該行政機関及び他の行政機関が同一の機会に行政機関以外の者から提供を受けた事項」である。このうち②の事項が生じる場合としては、複数の行政機関が同一の情報源（主に外国が想定される。）から同一の会議において情報の提供を受けた場合が考えられる。

この点、③複数の行政機関が異なる情報源から提供を受けた同じ内容の情報については、情報源が異なれば情報の確度、信憑性、意義、重要性その他の要素が異なるものであり、同じ内容であってもその秘密としての位置付けは異なると言わざるを得ず（防衛庁防衛局調査課「自衛隊法の一部を改正する法律案に係る論点資料集」12頁）、また、④複数の行政機関が同一の情報源から時期を異にして提供を受けた同じ内容の情報についても、時期を異にすればやはり情報の確度、信憑性、意義、重要性その他の要素が異なるものであり、同じ内容であってもその秘密としての位置付けは異なると思われるため、いずれも本項の共有事項として規定していない。

ウ ある行政機関が共有事項を特別秘密に指定しようとする場合、特定行政機関の意見を踏まえた調整の在り方としては、①指定を行おうとする機関は、特定行政機関に意見を聴取し、それを踏まえてもなお要件を充足すると判断すれば、特定行政機関内に異論があっても指定できるとする考え方と、②指定を行おうとする機関は、特定行政機関に協議を行い、その結果、要件充足性に異論を唱える機関があれば指定できないとする考え方があり得る。この点、秘匿の必要性をより厳格に解する観点からは、国の行政機関内部においてすら意見が対立するような場合でも指定を可能とする①よりも、②の方が政策的に妥当であると考えられる。

そこで、本項は、共有事項について指定を行おうとする行政機関の長に対し、特定行政機関の長への協議を義務付けるものである。この点、指定に伴い、各特定行政機関においては厳格な管理措置をとる必要があり、その準備に時間を要するため、指定の要件充足性のほか、指定を行う時期についても協議の対象となると考えられる。

(4) 特定行政機関の長に対する指定の通知（第4項）

上記(3)の協議が調べば指定を行うこととなる所、本項は、指定の効果特定行政機関にも及ぶようにするために、指定を行った行政機関の長に対し、指定後直ちに特定行政機関の長に通知することを義務付けるものである。

(5) 警察共有事項の指定に係る警察庁長官から警察本部長に対する通知(第5項)

ア 都道府県警察は、本法の行政機関ではないものの特別秘密に該当し得る機微な情報を警察庁と共有することが想定されるため、特別秘密の保護の観点からは、必要に応じて指定の効果を都道府県警察にも及ぼして厳格な管理措置がとられるようにする必要がある。他方で、都道府県警察の警視総監又は道府県警察本部長(以下「警察本部長」という。)は指定の主体ではないことから、警察庁長官を通じて関係都道府県警察に指定の効果を及ぼせる必要があることを踏まえ、本項は、警察庁長官に対し、警察共有事項について自ら指定をしたとき、又は他の行政機関の長から当該事項について指定をした旨の通知を受けたときは、指定が行われた旨を当該警察本部長に通知することを義務付けるものである。

イ 「警察共有事項」とは、①「警察庁が都道府県警察に提供し、若しくは都道府県警察から提供を受けた事項」、又は②「警察庁及び都道府県警察が同一の機会に都道府県警察以外の者から提供を受けた事項」である。このうち②の事項が生じる場合としては、警察庁及び都道府県警察が同一の情報源(警察庁以外の行政機関を含む。)から同一の会議において情報の提供を受けた場合が考えられる。

警察庁と都道府県警察が③異なる情報源から提供を受けた同じ内容の情報や④同一の情報源から時期を異にして提供を受けた同じ内容の情報を本項の警察共有事項として規定していないことは、共有事項に関する(3)イの③及び④と同様である。

第4条（指定の有効期間及び解除）

1 趣旨

本条は、指定を行った行政機関の長に対し、指定の要件充足性を欠くに至った場合に解除により速やかに指定の外形を除去する義務を課すとともに、解除を補完するための制度として指定の有効期間について規定するものである。

2 内容

(1) 指定の有効期間（第1項）

ア 「行政機関の長は、…その有効期間を定めるものとする」

①別表各号該当性、②非公知性、③特段の秘匿の必要性という特別秘密指定の3要件のうち、②及び③については指定後に要件充足性を欠くに至ることが考えられる。そして、指定の解除は要件欠缺を行政機関の長が認識することで実施されるところ、③については、当該特別秘密を取り巻く諸情勢を踏まえた専門的・技術的判断を要するものであり、一見明白なものとは考えられないことから、特段の秘匿の必要性が消滅するに至ったという認識が遅れる可能性がある。特に、指定後の利用頻度が低い特別秘密については、厳重な管理の下で保管された状態が継続することが想定され、特段の秘匿の必要性が消滅したことが直ちには認識されない可能性が相対的に高くなると考えられる。

そこで、本項は、指定に有効期間を設け、行政機関の長においてその期間経過時に要件充足性を確認させるようにすることで、解除が遅れた場合における無用な指定の排除を制度的に担保するものである。

イ 「当該指定の日から起算して5年を超えない範囲内において」

有効期間は、指定に係る事項ごとにあるべき期間の長短が様々であるため、上限の範囲内において必要な期間を定めることとするのが適当と考えられる。そして、上限については、上記アのとおり指定の有効期間を設ける趣旨は当該指定に係る特別秘密を取り巻く諸情勢の変化を定期的に確認することにあるところ、現行法上、政府が定めた事柄について情勢の変化を勘案して一定の期間ごとの見直しを義務付ける規定として、当該期間をおおむね5年とする例が最も多いことが参考になる。

そこで、「当該指定の日から5年を超えない範囲内において」有効期間を定めるものとする。

(2) 指定の有効期間の延長（第2項）

ア 「行政機関の長は、…有効期間を延長するものとする」

本項は、有効期間経過時に要件充足性を確認した結果、なお要件充足性が認められた場合に、当該指定の有効期間を延長することにより当該指定を維

持させるものである。

この点、指定に係る事項が一定期間の経過によりその秘匿の必要性を相当程度失う場合も想定されることに着目し、延長回数や通算有効期間に制限を設けることも考えられる。しかしながら、特段の秘匿の必要性を欠くに至るまでの期間の長短は事項によって様々であり、延長回数や通算有効期間に一律に制限を設けることは困難であると考えられる。

イ 「政令で定めるところにより」

延長の手続を政令に委任するものであり、延長の通知を政令で規定することが想定される。

(3) 指定の解除（第3項）

ア 「行政機関の長は、…指定を解除しなければならない」

指定後に上記②又は③の要件充足性を欠くに至った場合、実質秘性が失われ、何らの措置を待つまでもなく当然に指定の効力は消滅することになる。しかしながら、仮に効力消滅後も外形上指定が継続した場合、必要以上に秘匿されることとなり、国民の知る権利との関係で問題が生じ、ひいては本法制に対する国民の信頼が損なわれるおそれがある。そこで、本項は、指定を行った行政機関の長に対し、指定の要件充足性を欠くに至った場合に解除により速やかに指定の外形を除去する義務を課すものである。

なお、改正前自衛隊法には、防衛秘密の指定の解除制度は設けられていないが、指定の要件を欠くに至ったときは速やかに標記の抹消等の措置を講ずることとされており（自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第113条の12）、実質的には解除と同等の制度が設けられている。

イ 「政令で定めるところにより」

解除の手続を政令に委任するものであり、解除の通知を政令で規定することが想定される。

(4) 指定の要件欠缺に係る指定を行った行政機関の長に対する通知（第4項）

ア 複数の行政機関が特別秘密を共有する場合においても、指定の要件充足性を欠くに至ったときに解除義務を負うのは指定を行った行政機関の長である（第3項）。

しかしながら、指定を行った行政機関の長よりも先に他の行政機関の長がその要件充足性が失われたことを認知する場合もあり得ると考えられるため、本項は、適切な解除に資するよう、行政機関の長が他の行政機関の長が指定した事項について指定の要件充足性を欠くに至ったと思料するときには、その旨を指定を行った行政機関の長に速やかに通知する義務を負わせるものである。

イ なお、複数の行政機関が特別秘密を共有する場合における解除の調整につ

いては、本項に規定するほか、第15条の規定に基づいて政令に規定する予定である。

第5条（他の行政機関の職員等に特別秘密の取扱いの業務を行わせることができる場合）

1 趣旨

改正前自衛隊法第96条の2第3項は、防衛大臣が他の行政機関の職員又は契約業者に防衛秘密の取扱いの業務を行わせる場合の要件及び手続について規定している。これは、「守秘義務によって守られる公益と秘密を開示することによって得られる公益を比較衡量し、後者の公益の方が大きい場合には秘密を開示しても漏えいには当たらないとする考え方がある」ところ、「防衛秘密は、これを保護する公益が極めて高いことから、漏えいの危険性をも勘案した場合、比較衡量によって、反復・継続して防衛秘密を取り扱う者（これらの者については、反復・継続して防衛秘密を取り扱うため、漏えいの危険性がより高まることとなる。）に防衛秘密をわたすことができなくなり、かえって、防衛省・自衛隊の任務遂行上に支障を来すおそれがある」ことから、「『自衛隊の任務遂行上特段の必要がある場合に限り、』国の行政機関や契約業者に限定して、秘密保全上の観点から罰則の対象とすることとしつつ、防衛秘密を取り扱わせることを可能とし」、「同時に、この規定によらずに自衛隊以外の者に防衛秘密の取扱いの業務を行わせることを禁止したものである」（防秘解説54～55頁）。

本条は、防衛秘密と特別秘密の差異も踏まえつつ、改正前自衛隊法の上記規定を参考にして、行政機関の長が当該行政機関外の者に特別秘密の取扱いの業務を行わせる場合の要件及び手続について規定するものである。

2 内容

(1) 他の行政機関における特別秘密の取扱いの業務（第1項）

ア 「当該行政機関又は他の行政機関の所掌事務の遂行上特段の必要がある場合に限り」

他の行政機関の職員に特別秘密の取扱いの業務を行わせる場合の要件として、事務遂行上の特段の必要性を規定するものである。

この点、改正前自衛隊法第96条の2第3項においては「自衛隊の任務遂行上」の特段の必要性を要件としているが、本法においては、各行政機関の長が特別秘密の指定の主体であり、当該特別秘密を最も必要とする行政機関が指定を行った行政機関以外の行政機関である場合も想定されることを踏まえ、「当該行政機関又は他の行政機関の所掌事務の遂行上」の特段の必要性を要件とした。

イ 「政令で定めるところにより」

他の行政機関の職員に特別秘密の取扱いの業務を行わせる場合の手続を政令に委任するものである。

この点、改正前自衛隊法においては、保護措置に関する協議の手続を政令

で規定しており、本法も同様の手続を政令で規定することが考えられる。ただし、改正前自衛隊法には、防衛省以外の行政機関に防衛秘密の保護措置を義務付ける規定がないのに対し、本法においては、本法及び第14条の規定に基づく政令による特別秘密の保護措置をすべての行政機関に義務付けていることから、政令で手続を規定するに当たっては、このような差異を踏まえた検討が必要であると考えられる。

ウ 「他の行政機関の職員のうち別表各号に掲げる事項に関連する職務に従事する者」

他の行政機関の職員に特別秘密の取扱いの業務を行わせる場合の要件として、当該職員が「別表各号に掲げる事項に関連する職務に従事する者」であることを規定するものである。

この点、改正前自衛隊法第96条の2第3項においては、当該職員が「防衛に関連する職務に従事する者」であることを要件としているが、本法においては、防衛に関する事項以外の事項も特別秘密となり得る事項として別表に掲げることとしたため、当該職員が「別表各号に掲げる事項に関連する職務に従事する者」であることを要件とした。

エ 「特別秘密（当該事項に該当するものに限る。）の取扱いの業務を行わせることができる」

「特別秘密の取扱い」とは、特別秘密に係る文書、図画又は物件の作成、運搬、交付、保管、廃棄、及び特別秘密の伝達等の特別秘密の取扱いに係る事務をいい、「業務」とは、人が社会生活上の地位に基づき反復継続して行う事務をいう。したがって、「特別秘密の取扱いの業務」とは、社会生活上の地位に基づき、反復継続して、特別秘密に係る文書、図画又は物件の作成、運搬、交付、保管、廃棄、及び特別秘密の伝達等の特別秘密の取扱いに係る事務を行うことをいう（防秘解説55頁）。

「行わせる」とは、改正前自衛隊法第96条の2第3項と同様、許容の意味であり、使役の意味ではない。

他の行政機関の職員に特別秘密の取扱いの業務を行わせる具体例としては、防衛省が防衛秘密に該当する事項を他省庁に提供する場合のほか、内閣官房が情報収集衛星を用いて収集した画像情報を他省庁に提供する場合、外務省が外交ルートで入手した情報を他省庁に提供する場合等が想定される。

なお、他の行政機関の職員に取扱いの業務を行わせる特段の必要性が認められる特別秘密は、当該職員が従事する職務に関連するものに限られるため、「特別秘密（当該事項に該当するものに限る。）」と規定している。

(2) 都道府県警察における特別秘密の取扱いの業務（第2項）

ア 「警察庁の所掌事務の遂行上特段の必要がある場合に限り」

本法の特別秘密には、公共の安全と秩序の維持に関する事項（別表第3号）

を含むこととしたため、都道府県警察の職員に特別秘密の取扱いの業務を行わせる必要が生じるところ、その要件として事務遂行上の特段の必要性を規定するものである。

この点、警察庁長官は警察庁の所掌事務について都道府県警察に対する指揮監督権を有しており（警察法（昭和29年法律第162号）第16条第2項）、指揮監督権の行使のために特別秘密の取扱いの業務を行わせることが必要な場合も想定されるところ、指揮監督その他の警察庁の所掌事務遂行上の必要性があれば「特段の必要」は認められるのであり、本項は警察法に基づく警察庁の権限を制約するものではない。ただし、そのような必要性がなければ「特段の必要」は認められず、したがって、参考通知といった程度の必要性で都道府県警察に特別秘密の取扱いの業務を行わせることはできない。

イ 「警察庁長官の定めるところにより」

特別秘密の秘匿性に鑑みると、都道府県警察の職員に特別秘密の取扱いの業務を行わせる場合にも一定の手続によることが求められるところ、警察法に基づく警察庁と都道府県警察の関係に鑑み、当該手続を政令で定めるのではなく警察庁長官が定めることとするものである。

ウ 「警察庁長官は、…都道府県警察の職員のうち別表第3号に掲げる事項に関連する職務に従事する者に特別秘密（当該事項に該当するものに限る。）の取扱いの業務を行わせることができる」

「行わせる」とは、上記(1)エのとおり許容の意味であり、警察庁長官の都道府県警察の職員に対する指揮監督権限を規定するものではない。

(3) 契約業者における特別秘密の取扱いの業務（第3項）

ア 「当該行政機関の所掌事務の遂行上特段の必要がある場合に限り」

本法の特別秘密についても、防衛秘密と同様、行政機関の職務遂行上契約業者に取扱いの業務を行わせる必要があるところ、本項は、その場合の要件として事務遂行上の特段の必要性を規定するものであり、改正前自衛隊法第96条の2第3項と同様の規定である。「特段の必要がある場合」とは、特別秘密を提供しなければ当該行政機関の所掌事務の遂行が立ち行かないような、いわば非代替性が認められる場合であり、印刷や製本のように、当該行政機関で行うことが可能である場合は、「特段の必要」がないということになる（防秘解説54頁）。

イ 「政令で定めるところにより」

契約業者に特別秘密の取扱いの業務を行わせる場合の手続を政令に委任するものであり、改正前自衛隊法と同様、保護措置に関する契約の手続を政令で規定することが想定される。

第6条（特別秘密の取扱者等）

1 趣旨

特別秘密の漏えいを防止するためには、特別秘密を取り扱う「者」自体の管理を徹底する必要がある。その手法の一つとして本法に規定しているものが、特別秘密を取り扱った場合においてこれを漏らすおそれがないと認められた職員以外の職員をその取扱者からあらかじめ除外する「適性評価制度」である。

本条は、国及び国民の安全の確保にとって重要な秘密情報の漏えいを防止し、もって国及び国民の安全を確保する見地から、特別秘密の取扱者について社会通念上妥当な限界を定めようとするものであり、具体的には、特別秘密の取扱いは、適性評価によって、その適性を有すると認められた職員又はその適性を有すると仮に認められた職員が行うものとする旨及びその例外となる者を定めている。

2 内容

(1) 第1項について

第1項は、行政機関において特別秘密を取り扱うことができる者を、

ア 第7条の規定により特別秘密を取り扱う適性を有すると認められた当該行政機関の職員（第1号）

イ 第8条の規定により特別秘密を取り扱う適性を有すると仮に認められた当該行政機関の職員（第2号）

とする原則について規定している。

そして、アに掲げる職員にあっては、当該行政機関の長が適性を有すると認めたと旨の通知（その者について当該通知を複数回した場合にあっては、直近のもの。）をした日から5年を経過していない者に限ることとする。これは、

- ・ ひとたび適性を有すると認められた職員であっても、時間の経過とともに状況は変化することから、一定時間の経過後には、特別秘密を取り扱うことが適当ではなくなっていることも考えられるため、1回の適性評価によって特別秘密を取り扱うことができる期間を制限する必要があること。
- ・ 諸外国で行われている最も秘匿性の高いレベルの秘密情報の取扱者に係る適性評価においては、総じて概ね5年以内に何らかの適性の見直しを行っているところ、我が国の秘密保護制度にもこれらの諸外国の制度と遜色ない信頼性が必要であること。

を考慮したためである。

また、イに掲げる職員にあっては、当該行政機関の長が適性を有すると仮に認めたと旨の通知をした日から3月を経過していない者に限ることとする。これは、

- ・ 調査がすべて終了していない段階での適性の評価に基づいて特別秘密の取扱いを続けることは漏えいのおそれを高めることになるため、適性を有する

と仮に認められた者が特別秘密を取り扱うことができる期間は、適性を有すると仮に認めようとした時点では調査が終了していない事項についての調査に要する期間を踏まえ必要最小限度とする必要があること。

- ・ 調査が終了していない事項についての調査に当たっては、評価対象者の知人その他の関係者への質問、信用状態の照会、医師その他の専門家への照会を行う必要がある場合があり、これに3月程度の期間を要することも考えられること。

を考慮したためである。

ただし、3月を経過していなくとも、その間に行政機関の長が通常の適性評価の結果を通知したときは、特別秘密を取り扱うことができる者かどうかを第1号に照らして判断することが適当と考えられることから、要件の中から当該通知をした場合を除くこととしたものである。

(2) 第2項について

特別秘密の漏えいの防止を徹底する観点からは、特別秘密を取り扱う者全てを対象として適性評価を実施することが原則となる。しかし、適性評価をもって漏えいを根絶できるものではないことや、仮に適性評価を経ていない職員でも特別秘密を漏らした場合に罰則が適用されることに鑑みると、前述の原則を適用することが適当ではないと考えられる者がいる。そこで、例外的に適性評価を経ずに特別秘密を取り扱うことができる者を4つ掲げることとする。

第一に、当該行政機関の長である（第1号）。

行政機関の長には、国務大臣をもって充てられる場合のほか国務大臣以外の特別職又は一般職の国家公務員をもって充てられる場合（内閣法制局長官、宮内庁長官、警察庁長官、検事総長等）がある。いずれの場合であっても、およそ行政機関の長については、行政権の行使等について一定の法的権限を付与されており、その職責が重大であることに鑑み、これに応えることができるだけの自己管理能力、職務遂行能力及び豊富な経験を有すると認められた者が任命されている。また、その職責に堪えられない事由があればその職を解かれることが合理的に期待されるので、特別秘密を取り扱う適性の有無の判断について適性評価制度に依るまでもない職であると考えられる。本法において、特別秘密の保護を行うために必要な措置を行政機関の長の責任において講ずることとする制度設計としているのもこのような考え方に基づくものである。このため、行政機関の長を適性評価の対象とする必要はないと考えられる。

なお、本法では、国家公安委員会、人事院のように合議制の行政機関にあっては、行政機関の長は当該行政機関とすることとしているところ（第3条第1項）、その行政機関を組織する者は本号に該当する。

第二に、国務大臣、内閣官房副長官、副大臣、大臣政務官その他その職の任命の方法その他の事情を勘案し、適性評価を実施する対象とすることが適当で

ない職を占める者である（第2号）。

国務大臣は、内閣総理大臣により任命され、内閣総理大臣と共に内閣を組織して行政権の行使について連帯して責任を負うこととされているため、内閣総理大臣は自身の職責を具体的に果たす上で適任だと考えた者を国務大臣として任命する。ここで、本法の適性評価によって国務大臣が特別秘密を取り扱うことができないこととなれば、当該国務大臣は職務の一部を遂行することができず、任命した内閣総理大臣も内閣の首長として行政権を行使するという職責を十全に果たせなくなる。これは内閣に行政権を行使する権限を与えている憲法の趣旨を没却することになりかねない。このため国務大臣の職を占める者を適性評価の対象とすることは適当ではないと考えられる。

また、内閣総理大臣を首長とする内閣がその職責を具体的に果たしていく上で、各府省等において国務大臣に準ずる責任を有し、内閣と一体となって行政権の行使に当たると考えられる内閣官房副長官、副大臣及び大臣政務官といった職を占める者についても適性評価の対象としないこととする。

なお、「その任命の方法、職務の特性その他の事情を勘案し、適性評価の対象とすることが適当でない職」としては、就任について国会の両院の議決又は同意によることを必要とする職を政令で定めることを想定している。

第三に、特別秘密を取り扱うことが必要な事務で偶発的に行うこととなるものに従事する行政機関の職員であって、行政機関の長が当該職員の同意を得た上で当該職員について第7条第2項各号に掲げる事項ごとに当該事項に関し特別秘密の漏えいに結び付くおそれのある特定の事実が存在しないことをその職員に質問させることにより確認する措置（以下「確認措置」という。）を講じたもの（当該事務を遂行するため必要最小限度の特別秘密を2月を超えない範囲内において取り扱う場合に限る。）である（第3号）。

特別秘密を取り扱う事務を行うことが抽象的に排除できないからといって、特別秘密を実際に取り扱う具体的な時期等を予想することが困難な場合にまで前述の適性評価の原則を機械的に当てはめることは行政機関にとって過度の負担になる。

実際に取り扱う具体的な時期等を予想することが困難な場合の特別秘密の取扱いは、特別秘密の取扱いを必要とする事務を偶発的に行うことにより発生するのであって、その中には、当該事務の遂行に係るごく限られた範囲の特別秘密を短期的に取り扱う場合もあるところ、こうしたいわば簡素な取扱いのみを行う職員は、他の職員に比して特別秘密を漏らすおそれが低いと考えられる。したがって、こうした職員については、行政機関の長が、適性評価よりも簡易な方法、即ち、特別秘密の漏えいに結び付くおそれのある典型的な事実であって特に重視すべきものが存在しないことを質問によって確認する方法により、属人的な漏えいのリスクを一定程度排除した上で期間を限定して特別秘密を取り扱わせることにも合理性があり、適性評価制度の趣旨を没却することにはな

らないと考えられる。

「特別秘密を取り扱うことが必要となる事務で偶発的に行うもの」に該当する事務としては、特別秘密の漏えい等の特別秘密に係る犯罪の捜査が挙げられるほか、予算編成や会計検査といった事務も当該事務に該当し得ると解される。ただし、予算編成や会計検査といった事務のうち防衛省等を対象とするものは、その遂行の方法の如何によっては特別秘密の取扱いを反復・継続することになる余地もあり、その場合にはこれらの事務が「特別秘密を取り扱うことが必要となる事務で偶発的に行うもの」とは評価できない点に留意する必要がある。

確認措置を講ずるに当たり、対象としようとする職員の明示的な同意に係らしめることとしたのは、確認措置が適性評価に準じる制度であることに鑑み、当該職員の個人情報の保護に配慮し、及び当該職員の理解を得て制度を円滑に運営することを制度的に担保するためである。

「特別秘密を二月を超えない期間内において取り扱う場合に限る。」としたのは、特別秘密を簡素に取り扱う事務として想定されるものについて、その遂行に区切りを付けるためには、ほとんどの場合、2月の期間があれば足りると考えられるためである。

なお、「質問」は、対象となる職員に質問票に記載、提出させ、及び必要に応じて口頭で質問することにより行うことを想定している。

第四に、当該行政機関の職員のうち、法令の規定により他の行政機関の職員をもって充てることとされているものであって、第1項及びこの項（第4号を除く。）の規定により当該他の行政機関において特別秘密を取り扱うことができるものである（第4号）。

行政機関の職員の中には、法令の規定により他の行政機関の職員をもって充てることとされているものがある。具体的には、安全保障会議に置かれる事態対処専門委員会の委員等がこれに該当するが、こうした任命の形態は、ある行政機関の事務の遂行に当たって他の行政機関との連携を制度的に担保する必要があるために採られると考えられる。

したがって、当該行政機関における当該職員の特別秘密の取扱いは当該他の行政機関における特別秘密の取扱いという性格を併せ有していると考えられることができる。当該職員が当該他の行政機関において適性を有すると認められた職員その他の当該他の行政機関において特別秘密を取り扱うことができる者であるときにまで、当該職員に対して当該行政機関の長が重ねて適性評価を実施する必要性は乏しいと考えられる。

(3) 第3項について

第3項は、都道府県警察において特別秘密を取り扱うことができる者の原則及びその例外となる場合について、行政機関に係る規定を準用する旨を定めている。

都道府県警察は、国ではなく都道府県に属するが、第5条第2項の規定によ

り別表第3号（公共の安全と秩序の維持関係）に関連する職務に従事する職員が特別秘密の取扱いの業務を行うほか、特別秘密に係る犯罪の捜査に従事する職員が特別秘密を取り扱うことが想定される。

特別秘密の漏えいを防止するために特別秘密を取り扱う「者」自体の管理を徹底する必要がある点において、都道府県警察の職員も行政機関の職員と異なるため、行政機関における特別秘密の取扱いについて規定した第1項及び第2項（第2号及び第4号を除く。）の規定を都道府県警察における特別秘密の取扱いについて準用することとしたものである。

(4) 第4項について

第4項は、行政機関の長が第5条第3項の規定により契約業者に特別秘密の取扱いの業務を行わせるときは、当該業務に係る契約において、行政機関の職員に準じる方法により適性を有すると認められた契約業者の役職員等（契約業者が法人その他の団体であるときは、役員、職員その他の従業者をいい、契約業者が事業を行う個人であるときは、当該個人及びその代理人、使用人その他の従業者をいう。）のみが特別秘密を取り扱うべき旨の条件を付するものとす旨を定めるものである。

特別秘密の漏えいを防止するために特別秘密を取り扱う「者」自体の管理を徹底する必要がある点において、契約業者の役職員等も行政機関の職員と異なる。また、本法では、行政機関の長が、直接役職員等にではなく契約業者に特別秘密の取扱いの業務を行わせる仕組みとしている。

これらを踏まえると、契約業者における特別秘密の取扱者は、

- ・ 適性を有すると認められた者であって、行政機関の長が適性を有すると認めた旨の通知（その者について当該通知を複数回した場合にあっては、直近のもの。）を契約業者に対してした日から5年を経過していないもの
- ・ 適性を有すると仮に認められた者であって、行政機関の長が適性を有すると仮に認めた旨の通知を契約業者に対してした日から3月を経過していないもの

のいずれかである必要がある。

これを担保するに当たっては、

- ・ 行政機関や都道府県警察はその固有の任務及び所掌事務を遂行する上で特別秘密を取り扱うことから、本法では特別秘密の保護のための措置を講ずる主体として位置付けられているのに対し、契約業者については行政機関との契約に基づいて特別秘密に触れるのみであること。
 - ・ 契約業者に対しては行政機関の指揮監督権は及ばないこと。
- から、行政機関と契約業者との間で結ばれる契約に条件を付すという形式によることとするものである。

第7条（行政機関の職員に係る適性評価）

1 趣旨

本条は、行政機関の職員に係る適性評価の実施権者、対象者、適性の評価の方法、調査事項、手続等を定めるものである。

2 内容

(1) 第1項について

ア 第1項は、第一に、行政機関における適性評価の実施権者（特別秘密を取り扱う適性を有するかどうかを判断する者をいう。）が、当該行政機関の長である旨を定めている。これは、以下の理由による。

- ・ 国及び国民の安全の確保にとって重要な秘密情報として国が特別秘密に指定したものを厳重な管理に服せしめるのは国の責務と考えられることから、実施権者は、原則として国の行政機関に属する者をもって充てる必要があるため。
- ・ 本法は第2条第2項に規定された行政機関の単位ごとに特別秘密の保護を行わせるものであるところ、適性評価についても当該保護の一環として行政機関ごとにその長の責任において実施することが適当と考えられるため。

イ 第1項は、第二に、適性評価の対象となり得る者として以下の3つを定めている。

(ア) 当該行政機関の職員として特別秘密を取り扱うことが見込まれることとなった者（第1号）

第1号に掲げる者には、行政機関の職員である者のほか、当該機関に任用（転任、採用を含む。）される前の者が含まれる。これは、その時点においてはある行政機関の職員でない者であっても、当該行政機関に任用され、速やかに特別秘密を取り扱う事務に従事する必要性が具体的に認められる場合が実務上あり得るためである。

また、「特別秘密を取り扱うことが見込まれる」とは、直ちに取り扱いすべき個別具体の必要性が生じている状況のほか、職員が配置されたポストにおけるこれまでの取扱いの実態その他の事情に照らして、取扱いの蓋然性が認められる状況も含まれる。

(イ) 当該行政機関の長が適性を有すると認めた旨の通知（その者について当該通知を複数回した場合にあっては、直近のもの。）をした日から4年6月を経過した者であって、当該通知の日から5年を経過した後も特別秘密を取り扱うことが見込まれるもの（第2号）

ひとたび適性を有すると認められた職員であっても、時間の経過とともに状況が変化し、特別秘密を取り扱うことが適当でなくなっていることも

考えられる。そこで、行政機関の長が適性を有すると認めた旨の直近の通知をした日から5年を経過した後も特別秘密の取扱いが引き続き見込まれる者には5年を経過する前に改めて適性の見直しを行うこととする。

適性評価を改めて実施する時期を当該通知の日から4年6月を経過した時点以降とするのは、第6条第1項第1号に掲げる要件に該当しなくなるまで6月間の期間を確保すれば、行政機関の長が適性評価を5年を超える前に終了することができると考えられるためである。

- (り) 当該行政機関の長が適性を有すると認めた旨の通知（その者について当該通知を複数回した場合にあっては、直近のもの。）をした日から5年を経過していない者であって、当該行政機関の長が特別秘密の保護を適切かつ確実に行うためにその者の適性について評価を実施することが特に必要であると認めるもの（第3号）

第3号に掲げる者は、ひとたび適性を有すると認められた職員である点において第2号に掲げる者と同様であるが、適性を有すると認めた旨の直近の通知をした後に、適性を有すると認めた判断に影響を与える可能性がある事情が生じている点において、第2号に掲げる者とは状況が異なるものである。

第3号に該当する者としては、例えば、

- ・ 特別秘密を取り扱った場合においてこれを漏らすおそれがあると認めべき事情がないことについて疑いを生じさせるおそれがある事情を行政機関の長が把握した者
- ・ 適性評価に係る調査を効果的かつ効率的に実施するために必要な事項として政令で定めるものに重大な変化（婚姻等）があった者が考えられる。

- ウ 第1項は、第三に、適性を評価する観点を定めている。適性を有するかどうかの評価は、適性評価の対象となる者（以下「評価対象者」という。）が特別秘密を取り扱った場合においてこれを漏らすおそれがあるかどうかという観点から実施することとするものである。

(2) 第2項について

第2項は、行政機関の長が適性評価を実施する場合に、評価対象者本人について調査を実施すべき事項及び当該事項に係る調査の結果に基づいて評価を実施すべき旨を定めている。

- ・ 特定有害活動との関係に関する事項
- ・ 犯罪及び懲戒の経歴に関する事項
- ・ 情報の取扱いに係る非違の経歴に関する事項
- ・ 薬物の濫用及び影響に関する事項
- ・ 精神疾患に関する事項

- ・ 飲酒についての節度に関する事項
- ・ 信用状態その他の経済的な状況に関する事項

これらの事項について、評価対象者が特別秘密を漏らすおそれがあるかどうかの観点から評価する上で参考にする必要がある理由は、それぞれ以下のとおりである。

ア 特定有害活動との関係に関する事項（第1号）

特定有害活動を自ら行ったり、特定有害活動を行う団体や個人を支援したりする者にとっては、特別秘密を取得することが当該活動の目的の実現に寄与するため、当該活動とこのような関わりがある者には特別秘密を漏らすおそれがあると評価し得ると考えられる。

イ 犯罪及び懲戒の経歴に関する事項（第2号）

特別秘密の取扱者としてその保護のための措置を適切かつ確実に講ずるためには、常に、特別秘密の保護に係る各種の規範を理解し、自己を律してこれを実行する必要がある。この点、犯罪又は懲戒の経歴があるという事実は、評価対象者の規範を遵守する意識や注意力が十分でないかもしれないことを示唆すると考えられることから、こうした事実が見受けられる者には、本人にその意図がなくても特別秘密を漏らしてしまうおそれがあると評価し得ると考えられる。

ウ 情報の取扱いに関する非違の経歴に関する事項（第3号）

特別秘密の取扱者としてその保護のための措置を適切かつ確実に講ずるためには、常に、特別秘密の保護に係る各種の規範を理解し、適切な注意を払って実行する必要がある。この点、評価対象者の秘密情報の取扱いに関する各種の規範の遵守状況は、評価対象者の情報保護に対する意識及び注意力の有無を直接的に表しており、例えば、

- ・ 適正な手続によらず秘密情報を複製すること。
- ・ 認められていない記録媒体に秘密情報を保存すること。
- ・ 秘密情報を示唆する内容をブログ、電子掲示板その他のウェブサイトに掲載し、又は投稿すること。

といった行動が見受けられる者には、犯罪や懲戒に至らなくとも、本人にその意図がなくても特別秘密を漏らしてしまうおそれがあると評価し得ると考えられる。

エ 薬物の濫用及び影響に関する事項（第4号）

特別秘密の取扱者としてその保護のための措置を適切かつ確実に講ずるためには、常に、特別秘密の保護に係る各種の規範を理解し、自己を律してこれを実行する必要がある。この点、処方された薬物を医師の指示に従わずに服用する場合には、評価対象者の規範を遵守する意識や注意力が十分でないかもしれないこと、医師の指示に従った適切な服用であったとしても眠気、ふらつき等の薬理効果が発生する場合には、自己を律して行動する能力が低

下するかもしれないことをそれぞれ示唆していることから、このような薬物の濫用及び影響が継続的に見受けられる者には、本人にその意図がなくても特別秘密を漏らしてしまうおそれがあると評価し得ると考えられる。

オ 精神疾患に関する事項（第5号）

特別秘密の取扱者としてその保護のための措置を適切かつ確実に講ずるためには、常に、特別秘密の保護に係る各種の規範を理解し、自己を律してこれを実行する必要がある。この点、精神疾患により意識の混濁・喪失等が生じたり、薬物依存症・アルコール依存症の症状が見られたりするという事実は、自己を律して行動する能力が十分でない状態に陥るかもしれないことを示唆していることから、こうした事実が見受けられる者には、本人にその意図がなくても特別秘密を漏らしてしまうおそれがあると評価し得ると考えられる。

カ 飲酒についての節度に関する事項（第6号）

特別秘密の取扱者としてその保護のための措置を適切かつ確実に講ずるためには、常に、特別秘密の保護に係る各種の規範を理解し、自己を律してこれを実行する必要がある。この点、飲酒により、繰り返し、けんか等の対人トラブルを起こす、文書・物件を紛失する、意識の混濁・喪失状態に陥るなどの問題を起こしているという事実は、評価対象者の自己を律して行動する能力が十分でないかもしれないことを示唆していることから、こうした事実が見受けられる者には、本人にその意図がなくても特別秘密を漏らしてしまうおそれが存在すると評価し得ると考えられる。

キ 信用状態その他の経済的な状況に関する事項（第7号）

過去の自発的な情報漏えい事案には、経済的な事情を動機とするものがあつたことに鑑みると、住宅や車両の購入といった一般的な目的とは異なる目的で多額の債務を抱えている者には、自発的に特別秘密を漏らすおそれがあると評価し得ると考えられる。

また、自己の資力に照らし不相応な金銭消費が見受けられることは、外国情報機関等への情報提供の見返り等として金銭を接受しているかもしれないことを示唆すると考えられることから、こうした行動が見受けられる者も同様に、自発的に特別秘密を漏らすおそれがあると評価し得ると考えられる。

さらに、特別秘密の取扱者としてその保護のための措置を適切かつ確実に講ずるためには、常に、特別秘密の保護に係る各種の規範を理解し、自己を律してこれを実行する必要があるが、額の多少に関わらず、金銭債務の不履行があるという事実は、評価対象者の規範を遵守する意識や注意力が十分でないかもしれないことや、自己を律して行動できないかもしれないことを示唆すると考えられることから、こうした事実が見受けられる者には、本人にその意図がなくても特別秘密を漏らしてしまうおそれがあると評価し得ると考えられる。

(3) 第3項について

第3項は、行政機関の長が適性評価を実施する場合に、第2項第1号に掲げる事項についての調査を効果的かつ効率的に実施するために必要な事項として政令で定めるものについても調査を実施すべき旨を定めている。

これは、特定有害活動との関係に関する事項と評価対象者本人との関係を明らかにするための端緒となり得る事項について調査を実施することによって漏えいのおそれと結び付く可能性がある事項が見つかった者に対しては、そうではない者に対してよりも慎重に調査を実施する必要があるためである。

政令で定める調査事項及びその理由としては、以下のものが考えられる。

ア 学歴及び職歴に関する事項

評価対象者が、外国にある学校又は国内の外国人学校で教育を受けた経歴や、特定有害活動と関係が深い企業、外国軍隊や外国政府に勤務した経歴を有する場合には、外国人等と接触する機会を通じて外国情報機関等から特定有害活動に関与するよう働き掛けを受けていることがあり得ると考えられるため。

イ 国外に保有する資産、国外への渡航の経歴その他の国外との関連を有する事情に関する事項

評価対象者が外国での投資及び不動産の所有といった経済的な利益を有している場合には、外国情報機関等が、これらの利益を脅かすことによって当該評価対象者の意思を抑圧し、情報漏えいを実行させることが考えられることから、こうした脅しの標的になっていることがあり得ると考えられるため。

また、外国に頻繁に渡航している場合、外国政府から給付・援助を受けたことがある場合、外国人との親密な交際関係がある場合等には、外国情報機関等から情報提供の働き掛けを受けていることがあり得ると考えられるため。

ウ 配偶者、家族及び同居人（配偶者及び家族を除く。）の氏名、生年月日及び住所並びに国籍に関する事項

評価対象者の配偶者や家族、同居人といった者に外国籍の者や帰化歴がある者がいる場合には、これらの者が当該評価対象者と密接な関係にあることを利用して、当該外国や原籍国の情報機関等が当該評価対象者に特定有害活動への関与の働き掛けを行うことがあり得ると考えられるため。

これまで述べた調査事項の中には、職業や国籍といった社会的身分に関する項目が含まれるところ、特定の社会的身分にあることによって特別秘密の取扱いの可否を分けるのであれば、社会的身分等により政治的、経済的又は社会的関係において差別されないこと（法の下での平等）を要請する憲法に違反するのではないかとの指摘が有り得るところである。

この点、適性評価制度では、特定の社会的身分にあることをもってではなく、評価対象者の具体的な行動その他の状況に照らして適性を評価することから、

法の下に平等に違反しないと考えられる。

また、適性評価においては、上記のとおり、内心の領域にある信条、思想・良心や信仰そのものを調査事項とはしていないため、信条により差別されることはないことから法の下に平等に違反しないととも、内心を告白させることがないことから憲法が要請する思想・良心の自由及び信教の自由を侵害しないと考えられる。

(4) 第4項について

第4項は、適性評価の実施に当たって対象としようとする者の同意を得ることとする旨及び同意に当たって告知すべき事項として、

- ・ 第2項各号に掲げる事項及び第3項の政令で定める事項について調査を実施する旨
- ・ 本人や関係者に質問し、本人に資料の提出を求め、又は公務所若しくは公私の団体に照会して報告を求めることがある旨
- ・ 第1項第3号に該当する者として適性評価を実施しようとする場合は、その旨

を定めるものである。

適性評価の実効性を確保する上で実施権者が取得する必要がある評価対象者の個人情報には、人事管理のために通常保有しているものに限らず、精神疾患や信用状態その他の経済的な状況に関することといったプライバシーに深く関わるものも含まれる。そこで、適性評価制度が、評価対象者の責めに帰すべき個別具体的な職務上の義務違反や非行等がないにもかかわらず、行政機関の長がその職員に特別秘密を取り扱わせようとしたことを契機として評価対象者が把握されることを想定していないプライバシーに深く関わる個人情報についても実施権者が取得する必要がある制度であることに鑑み、評価対象者の個人情報の保護に配慮し、及び評価対象者の理解を得て制度を円滑に運営するための仕組みとして、適性評価の実施を評価対象者の明示的な同意に係らしめることとするものである。

以下、告知すべき事項ごとに、その趣旨を考察する。

ア 第2項各号に掲げる事項及び第3項の政令で定める事項について調査を実施すること（第1号）。

同意を取得することとした理由に鑑みると、同意を有意なものとするためには、実施権者が本法に規定する範囲で個人情報を取得し（評価対象者本人が提供するもの及び関係者への質問や公務所又は公私の団体から報告によるものを含む）、これに基づいて適性の評価がなされることを対象としようとする者が認識した上で同意がなされる必要があると考えられる。

イ 本人や関係者に質問し、又は公務所若しくは公私の団体に照会して報告を求めることがあること（第2号）。

法制上は、照会権限を法定することによって行政機関の長が評価対象者の個人情報を取得することも可能であると考えられる。

しかし、評価対象者が認識していないままに、実施権者が関係者に質問し、又は公務所若しくは公私の団体に照会して個人情報を取得することとならないような仕組みが法制上担保されていなければ、個人情報の保護への配慮が適切になされているとは言い難く、また、実態的にも質問を受けた関係者や照会を受けた公務所又は公私の団体がこれに応じることをためらうことが見込まれ、適性評価の実効性が確保できなくなるおそれがあると考えられる。

ウ 評価対象者に資料の提出を求めることがあること（第2号）。

評価対象者が認識していないまま実施権者が評価対象者に資料の提出を求めることとならない仕組みが法制上担保されていなければ、評価対象者の理解を得て制度を円滑に運営するための配慮が適切になされているとは言い難く、適性評価の実効性を確保できなくなるおそれがあると考えられる。

エ 第1項第3号に該当する者として適性評価を実施しようとする（第3号）

第1項第3号に該当する者は、改めて適性評価を実施することに同意しなかった場合には第8項の規定によりその時点で特別秘密を取り扱うことができなくなる点において、これに同意しなかった場合でも適性を有すると認められた旨の直近の通知をした日から5年を経過するまで特別秘密を取り扱うことができる第1項第2号に該当する者とは法的効果が異なる。

そこで、第1項第3号に該当する者として適性評価を実施しようとする場合にはその旨を告知することにより、こうした法的効果を十分認識しないままに、特別秘密を取り扱う事務に従事できなくなる事態を回避するものである。

(5) 第5項について

第5項は、行政機関の長が、第2項及び第3項の調査を実施するため、必要な範囲内において、当該行政機関の職員に評価対象者若しくは評価対象者の知人その他の関係者に質問させ、若しくは評価対象者に対し資料の提出を求めさせ、又は公務所若しくは公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる旨を定めるものである。

実効性のある適性評価を実施するためには、評価対象者について調査事項に関する個人情報を正確かつ必要十分に把握する必要がある。その方法としては、まず評価対象者から質問票の提出を受け、次に面接等により評価対象者から詳細な説明を受け、加えて質問票や面接における回答の真偽を確認する必要がある場合等には評価対象者から資料の提出を受けることが必要であると考えられる。

しかし、評価対象者本人が提供する個人情報が正確かつ必要十分とは限らな

いこと、情報を行政機関の長が適正に評価するためには、医者等の専門家の所見を必要とする場合も想定されることから、行政機関の長が正確かつ必要十分な情報を把握し、かつ、適正に評価するためには、行政機関の長が、当該行政機関の職員をして職場の上司や同僚といった評価対象者をよく知る関係者に質問させたり、公務所又は金融機関、医療機関といった公私の団体に照会し、報告を求めることができることとすることが不可欠である。

行政機関の長が公務所又は公私の団体に照会する場合にあっては、照会を受けた公務所又は公私の団体から行政機関の長への報告は、個人情報保護に係る法律と整合的な方法で行われることが要請される。当該方法としては、具体的には、運用上の措置として、行政機関の長が公務所又は公私の団体に照会し報告を求めるに当たり評価対象者本人の同意を得る方法と行政機関の長が公務所又は公私の団体に照会し報告を求めることができる旨を本法に規定し、根拠を明確化する方法の2つの方法が考えられるが、相手方の理解及び協力を得られる制度とする必要があることを考慮し、後者の方法によることとする。

(6) 第6項について

第6項は、行政機関の長は、適性評価を実施したときは、適性を有すると認めるかどうかの結果を評価対象者に通知しなければならない旨を定めるものである。

適性評価が、行政機関の長がその職員に特別秘密を取り扱わせようとしたことを契機として、評価対象者本人が通常把握されることを想定していないプライバシーに深く関わる個人情報についても行政機関の長が取得する制度であること、適性評価の実施に当たってこれらの情報を取得することについて評価対象者の明示的な同意をあらかじめ取得することとしていることに鑑みると、行政機関の長が、取得した個人情報に基づいて所与の目的を達成したことを評価対象者との関係において外形的に明らかにするとともに、行政機関の長が評価対象者の適性についてどのような判断を行ったのかを評価対象者本人が知ることができる仕組みを整備することは、適性評価制度を円滑に運営するために必要となる評価対象者の理解を得るために当然に必要と考えられる。

適性を有しないと認める旨を通知した場合の法的効果としては、例えば、行政機関の長は、その職員を特別秘密の取扱者から除外するとともに、これによってその職務の遂行に支障が生じるときは、適切な時期に特別秘密を取り扱うことのない職に転任させるといった措置を講ずることが考えられる。また、その職員が、高位の職を占める者であって、転任させるべき適当な職がなく、こうした措置を講ずることが困難である場合には、適性を有しないと認められたことが職務を遂行する上での「事故」として、一時的に特別秘密の取扱いに係る職務を代行すべき者を指名する措置を講ずることが考えられる。

(7) 第7項について

第7項は、評価対象者に対し適性を有しないと認め旨を通知する場合には、行政機関の長は、適性評価の実効性及び円滑な実施を妨げない範囲内において、その理由を通知することとする旨、その例外として、評価対象者があらかじめ理由の通知を希望しない旨の申出をした場合にはこれを通知しないこととする旨を定めるものである。

ここで、行政機関の行為としての適性評価の性格についてみると、

- ・ ある評価対象者が適性を有すると認められたとしても、その者が実際にいつどのような特別秘密を取り扱うこととなるかは、行政機関の長、警察本部長又は契約業者が判断するのであって、この判断と独立して当該者が自由に特別秘密を取り扱う権利が付与されるわけではなく、したがって、適性を有しないと認められたとしても、そもそも失われる権利が存在するわけではないこと。
- ・ 特別秘密の保護のための措置を講ずる義務は行政機関の長又は警察本部長に課されているのであって、適性を有すると認められたことをもって当該者に個別・具体的な義務が課されるわけではなく、したがって、適性を有しないと認められたとしても、そもそも解除される義務が存在するわけでもないこと。

から、評価対象者の権利・義務の変動を伴う行為ではないため、「処分その他の公権力の行使」には該当しないと考えられる。また、適性を有するかどうかの判断は実施権者の裁量に委ねられている。これらのことを踏まえると、適性を有すると認めなかった場合にその理由を評価対象者に通知することが当然に必要となるわけではないと考えられる。

その上で、仮に適性を有しないと認めたと結果のみを通知し、その理由を通知しないこととした場合、評価対象者には、例えば行政機関の長の当該判断に影響を与えた情報に誤りがあるのではないかとといった疑問を確認することができないことになるが、こうした疑問に可能な限り応える仕組みがあれば、適性評価制度に対する評価対象者の不信感が解消されることでその実施に誠実に対応することが期待でき、制度の実効性が確保されるというメリットがあると考えられる。これらを考慮すると、基本的には、適性を有すると認めなかった場合の理由は、評価対象者に通知することが有用と考えられるため、これを通知することとするものである。

その一方で、適性を有しないと認められた理由が具体的に通知された場合、その蓄積によって適性評価制度の評価基準を推測することが事実上可能となり得る。この蓄積は、特別秘密を漏らすリスクがあることを不当に隠そうとする者を利することにもなりかねず、ひいては適性評価の実効性の確保の妨げとなり得ることが考えられる。また、適性評価制度においては、行政機関の長が評価対象者の知人その他の関係者に質問したり、公務所又は公私の団体に対して照

会して報告を求めたりすることがあるが、こうした質問や照会によって得られる情報の中には、情報源を明らかにしないことを条件に得られるものもあるため、当該情報を明らかにすれば、以後質問や照会に対する協力が得られず、適性評価の円滑な実施の確保の妨げとなることが考えられる。

こうした状況が生じる場合についてまで理由を通知することは、特別秘密の漏えい可能性を低減させるという適性評価制度の趣旨を没却させるものであると考えられるため、こうした状況が生じないよう、理由の通知は適性評価の実効性及び円滑な実施の確保を妨げない範囲内において行うこととする。

また、結果の通知を希望した評価対象者のうち、適性を有しないと認められた場合にその理由の通知を希望しないものについては、当該理由を通知しなかったとしても制度の円滑な運営を妨げることはならないことから、こうした者には理由を通知しないこととする。

なお、適性評価は「処分その他の公権力の行使」に該当しないため、適性を有しないと認められた場合でも、行政不服審査法の不服申立て又は行政事件訴訟法の取消訴訟による救済の対象とはならないが、

- ・ 本法では適性を有しないと認められたことを理由として免職・解雇その他不利益な取扱いをしてはならない旨を規定していることから（第12条）、その結果を見直す機会を設ける必要性が実態的に高いとはいえないこと。
- ・ 本法の目的を達成するためには、漏らすおそれがあるとの疑いを払拭できない場合には、特別秘密の保護を徹底する方向に判断する必要があると考えられるところ、仮に不満に対応する仕組みを設ければ、適性を有するかどうかの判断について裁量を有する行政機関の長又は警察本部長が、不満への対応に注意を払うあまり、漏らすリスクに対して厳格な判断をすることを躊躇するおそれも考えられること。

から、本項の規定のほか、適性を有しないと認められた者の不満に対応する独自の仕組みを設けることはしていない。

(8) 第8項について

第8項は、ひとたび適性を有すると認められた職員に、特別秘密の保護を適切かつ確実に行うため特に必要であると行政機関の長が認めて改めて適性評価を実施しようとした場合に、当該職員が適性評価を改めて実施することに同意しなかったときは、当該行政機関の長が適性を有すると認めた旨を直近に通知した日から5年を経過していないという要件に該当していてもこれに該当しない、換言すれば5年を経過したものとみなして、改めて実施する適性評価を踏まえて、特別秘密を取り扱うことができることができる者の条件を定めた第6条第1項の規定を適用する旨を定めるものである。

すなわち、適性評価が第1項第3号に該当するとして実施される際に対象者がその実施に同意しなかったときは、改めて適性評価を実施することとした趣

旨を踏まえ、これに同意しなかった時点で特別秘密を取り扱うことができない
こととなる。

第8条（適性評価の実施中に適性を有すると仮に認めることができる場合）

1 趣旨

本条は、第7条第1項第1号に該当する者として適性評価を実施中の職員について、特別秘密の取扱いが必要な特段の事情がある場合には、一定の条件の下で適性を有すると仮に認めることができることとする措置を定めるものである。

2 内容

本法では、特別秘密の保護を徹底するため、適性評価により適性を有すると認められた者のみが特別秘密を取り扱うことを原則としており、特に、特別秘密の取扱いを業務とする職員がいる行政機関のように、高度の注意力をもって特別秘密の保護に係る各種の措置を講ずることが求められる機関にあっては、適性評価に要する期間、時期や規模を考慮して計画的にその職員の適性評価を実施することが期待されることである。

しかし、適性評価が完了するには、通常、数ヶ月程度の期間を要することも見込まれるところ、事故その他の突発的な事態が生じて職員が欠けたことで早急に他の職員を補充する必要があるなど、特段の事情がある場合にまで、適性評価の手続が完了するまで一切その職員が特別秘密を取り扱えないこととすれば、当該行政機関の事務の遂行に不都合が生じることも、ないとはいえない。

このような場合に対応するため、通常の適性評価を実施する過程で、漏えいのおそれが相当程度排除できる段階まで調査が進捗していれば、適性評価の途中において適性を有すると仮に認め、その者が一定の期間に限り特別秘密を取り扱うことができることとするにも合理性があると考えられる。

(1) 第1項について

ア 第1項は、第一に、適性評価の途中において適性を有すると仮に認めることができる者は第7条第1項第1号に該当する者として適性評価を実施中の者であって、同条第2項第1号（特定有害活動との関係に関すること。）、第2号（犯罪及び懲戒の経歴に関すること。）及び第3号（情報の取扱いに係る非違の経歴に関すること。）に掲げる事項についての調査が終了したものに限る旨を定めている。これは、適性評価の調査事項のうち、漏えいのおそれとの結び付きが特に強いこれら3つの事項についての調査が終了していれば、漏えいのおそれを排除するために必要な相当程度の情報が得られると考えられるためである。

イ 第1項は、第二に、適性を有すると仮に認める条件として、次のいずれにも該当することを定めている。

- ・ 調査が終了している第7条第2項第1号から第3号までについては、これらの事項についての調査の結果、特別秘密を取り扱った場合においてこ

れを漏らすおそれがあると認めるべき事情がないこと（第1号）。

- ・ 適性を有すると仮に認めようとする時点において、調査が終了し、又は調査を継続している第7条第2項第4号（薬物の濫用及び影響に関すること）、第5号（精神疾患に関すること）、第6号（飲酒についての節度に関すること）及び第7号（信用状態その他の経済的な状況に関すること）について、これらの事項のその時点までの調査の結果、特別秘密を漏らすおそれがあると認めるべき事情や当該事情がないことについて疑いを生じさせるおそれがある事情がないこと（第2号）。

なお、「特別秘密を取り扱った場合においてこれを漏らすおそれがあると認めるべき事情がないことについて疑いを生じさせるおそれがある事情」とは、その事情の存在によって直ちに特別秘密を漏らすおそれがあるとみなされるわけではないが、関係者、専門家、公私の団体への質問や照会等更に詳細な調査を実施することで新たに得られる情報次第では、特別秘密を漏らすおそれがあると認めるべき事情になる可能性がある事情をいう。例えば、原因が明らかでない多額の借金があることや精神疾患の経歴があることが該当する。

(2) 第2項について

第2項は、行政機関の長は、適性を有すると仮に認めたときはその旨を評価対象者に対し通知する旨を定めている。これは、

- ・ 評価対象者が行政機関の長から何ら通知を受けることなく特別秘密を取り扱うことになれば、評価対象者にとっては適性評価の進捗状況が判然とせず、適切な手続きに基づいて特別秘密を取り扱っていないのではないかと不安や疑念を生じさせることを避けられること。
- ・ 適性を有すると仮に認めた旨を通知することにより、行政機関の長が引き続き所要の調査を実施する必要がある、そのために質問等を受けることがあることを評価対象者が予見することができ、残りの調査を実施する上での混乱を避けられること。

が期待できるためである。

なお、第7条第2項第1号から第3号までの調査が終了した時点において、特別秘密を取り扱った場合においてこれを漏らすおそれがあると認めるべき事情が存在する場合には、適性を有しないと仮に認める必要はなく、通常の適性評価の手续によって適性を有しないと認めた旨等の通知を行うこととなる。

第9条（都道府県警察の職員に係る適性評価）

1 趣旨

本条は、都道府県警察の職員として特別秘密を取り扱う者に係る適性評価については、行政機関の職員に係る適性評価を定めた第7条及び第8条の規定を準用する旨及び準用に当たっては実施権者に係る規定等について所要の読替えを行う旨を定めるものである。

2 内容

都道府県警察の職員に係る適性評価について第7条及び第8条の規定を準用するに当たっては、「行政機関の長」を「警察本部長」に読み替えることにより、その実施権者を警視総監又は道府県警察本部長としている。これは、

- ・ 都道府県警察は本法の行政機関ではないが、警察庁の所掌事務を遂行する上で警察庁長官の指揮監督を受けて特別秘密の取扱いの業務を行うほか、特別秘密に係る犯罪の捜査といった所掌事務を遂行する上で特別秘密を取り扱うことが想定されるため、特別秘密を取り扱う独立した組織として評価できることから、本法の行政機関に準じて都道府県警察単位ごとに特別秘密の保護を行わせることに合理性があると考えられ、その場合、特別秘密の保護の措置を講ずる責任がある者として行政機関の長に相当する者は警視総監又は道府県警察本部長であること。
- ・ 適性評価の実施権者は原則として国の行政機関に属する者をもって充てる必要があるが、この点、警察事務が本来的に住民の日常生活の安全の確保という地方的性格と国全体の安全等の確保という国家的性格とを併せ持つことを踏まえた上で、我が国の現行の警察制度では、都道府県警察に一定の国家的性格を付与していること。

から、都道府県警察の職員の適性評価は、警視総監又は道府県警察本部長を実施権者とすることが適当と考えられるからである。

第10条（契約業者の役職員等に係る適性評価）

1 趣旨

本条は、契約業者の役職員等として特別秘密を取り扱う者に係る適性評価については、行政機関の職員に係る適性評価を定めた第7条及び第8条の規定を準用する旨及び準用に当たっては結果の通知に係る規定等について所要の読替えを行う旨を定めるものである。

2 内容

契約業者の役職員等に係る適性評価においては、結果の通知は評価対象者だけでなく契約業者に対しても行う必要がある。これは、契約業者は、その役職員等のうち適性を有すると認められた者を把握していなければ、誰に特別秘密を取り扱わせることができるのか判断できないからである。

また、契約業者はその判断をする限りにおいて適性評価の結果を知る必要があることから、適性を有しないと認められた場合に行政機関の長はその理由を契約業者には通知しないこととする。

このため、契約業者の役職員等に係る適性評価について第7条及び第8条の規定を準用するに当たっては、これらの点を反映するよう結果の通知に係る規定について所要の読替えを行っている。

なお、契約業者の役職員等の適性評価において契約業者を実施権者とししないのは、国及び国民の安全の確保にとって重要な秘密情報として国が特別秘密に指定したものについて、これを厳格な管理に服せしめるのは国の責務と考えられることから、実施権者は国の行政機関に属する者をもって充てる必要があるからである。

第11条(適性評価の実施に当たって取得する個人情報の利用及び提供の制限)

1 趣旨

本条は、適性評価の実施権者である行政機関の長及び警察本部長が、適性評価の実施以外の目的のために、適性評価の実施に当たって取得する評価対象者の個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない旨を定めるものである。

2 内容

特別秘密を取り扱った場合においてこれを漏らすおそれがある者であるかどうかについて評価するためには、第7条第2項各号に掲げる事項及び第3項の政令で定める事項に関して評価対象者の個人情報を取得する必要があるが、この中には、通常の人事管理上保有される個人情報以外にも、精神疾患や経済的な状況といったプライバシーに深く関わるものが含まれている。

ここで、適性評価制度において、個別具体的な職務上の義務違反や非行がないにもかかわらず、このようなプライバシーに深く関わるものまで含めた個人情報の取得が許容されるのは、国及び国民の安全の確保にとって重要な情報である特別秘密を保護するための同制度に、個人の権利利益の保護の要請との比較衡量においてもなお優先されるほどの高い公益性が認められるためである。このことに鑑みれば、適性評価の実施のために取得された個人情報は、それ以外の目的のために利用され、提供されることがないよう特に慎重な取扱いが求められると考えられる。

適性評価の実施のために取得された個人情報は、基本的には、行政機関にあっては行政機関における個人情報の取扱いに関する基本的な事項を定めた行政機関個人情報保護法に従って保護される。ここで、同法においては、法令に基づく場合(同法第8条第1項)以外にも、個人の権利利益の保護の必要性と個人情報の有用性を比較衡量して有用性の方が上回る場合等、取得した目的以外の目的で利用・提供ができる例外的な取扱いも認められている(同法第8条第2項)が、単純にこの法律に従うこととすれば、適性評価で取り扱われる評価対象者のプライバシーに深く関わる個人情報が、例えば人事評価においても利用されるのではないかといった不安感や不信感が評価対象者に発生し、適性評価制度の実効性を損なうことになりかねないと考えられる。このような事情は都道府県警察においても同様である。

この点を解決するため、本法においては、行政機関の長及び警察本部長が適性評価の実施のために取得した個人情報に関しては、同法第8条第2項に定める例外的な利用・提供を禁止することとする。

第12条（不利益取扱いの禁止）

1 趣旨

本条は、適性評価の対象としようとする者が適性評価の実施に同意しなかったこと又は適性評価の対象となった者が適性を有しないと認められたことを理由として、不利益な取扱いをしてはならない旨を定めるものである。

2 内容

適性評価制度は、特別秘密を取り扱った場合においてこれを漏らすおそれがないと認められた職員以外の職員をその取扱者から除外することにより特別秘密の漏えいを防止することを目的としている。したがって、行政機関の長、警察本部長及び契約業者は、対象者であるその職員等の適性評価の結果を当該目的を達成するために用いるべきことは論をまたないところである。

この点、適性評価の対象としようとする者が適性評価を実施することに同意しなかった場合に、行政機関の長、警察本部長又は契約業者が指揮命令義務違反や誠実義務違反を問うことや、適性を有しないと認められた場合にその職員等を勤務全般における適性を欠く者とみなして、免職・解雇、降任、減給等の処分をしたり、専ら雑務に従事させ就業環境を害したりするといった、適性評価の目的以外の場面で適性評価の結果を斟酌する余地があれば、対象者が自らの責めに帰すべき非違がない中で、任命権や給与決定権を背景に行政機関の長、警察本部長又は契約業者が、特別秘密を取り扱わせようとしたことを口実として、対象者に一方的に不利益を与えるという理不尽な事態が起こらないとも限らない。

さらに、そうした事態への不信感ないし不安感を払拭できなければ、対象者は、適性評価の実施に同意しつつも調査事項に係る個人情報や漏れなく正確に提供することをためらい、それによって特別秘密を漏らすおそれがある者であるかどうかを実施権者が適正に評価できず、制度の実効性を損なうことになりかねない。

このため、行政機関の長、警察本部長及び契約業者が、適性評価の対象としようとする者が適性評価を実施することに同意しなかったこと又は適性評価の対象となった者が適性を有しないと認められたことを理由として、不利益な取扱いをすることがないようにする必要がある。

(1) 第1項について

第1項は、行政機関及び都道府県警察の職員に関する不利益取扱いの禁止について定めている。

行政機関の職員にあつては、一般職の職員については国家公務員法の適用が、自衛隊の隊員については自衛隊法の適用があり、また都道府県警察の職員にあつては国家公務員法又は地方公務員法（昭和25年法律第261号）の適用があり、それぞれの法律の任用、免職等に関する規定を的確に運用することによって、

適性評価を実施することに同意しなかったことや適性を有しないと認められたことを理由として免職その他不利益な取扱いを受けることがないことが担保されている。

このため、これらの者については、適性評価を実施することに同意しなかったことや適性を有しないと認められたことを理由として、これらの者に免職その他不利益な取扱いをすることは禁止行為として違法であるという旨を明確化する必要性は必ずしも高くないものの、その趣旨を明文化しないことにより、後述する契約業者の職員等との比較において反対解釈を生じることが懸念されることから、この趣旨を確認的に規定することが適当と考えられる。民間部門の労働者と公務員に共通に適用される制度において免職等の不利益取扱いが懸念される場合に、公務員については国家公務員法その他の公務員法制によりそうした取扱いがなされないことが担保されているため、これを禁止行為として違法とする旨を明文化する必要性が必ずしも高くないものの、民間部門の労働者との比較において反対解釈が生じることがないよう確認的にその旨を規定している例としては、公益通報者保護法（平成16年法律第122号）第7条があり、本法もこれに倣ったものである。

適性評価を実施することに同意しなかった場合等において、これらの者に不利益を及ぼし得る者としては、任命権者や給与決定権者等が考えられることから、条文上で不利益な取扱いをしてはならない旨の規範を課す対象は、「行政機関等の職員の任免、給与その他の身分取扱いについて権限を有する者」とする。

なお、行政機関の職員のうち特別職の国家公務員（自衛隊の隊員を除く。）は、その職務の特殊性を踏まえ自由な任免が適当と考えられていることから、不利益取扱いの保護の対象としないこととしたものである。

(2) 第2項について

第2項は、契約業者の役職員等に関する不利益取扱いの禁止について定めている。

契約業者の役職員等のうち、使用される者に対する解雇その他不利益な取扱いは、労働契約法（平成19年法律第128号）第16条（解雇）及び第15条（懲戒）の規定並びに判例により、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当として是認することができない場合は、使用者の権利の濫用として無効となるとされている。

しかし、この旨の労働契約法の規定及び判例は、使用者の権利の濫用を判断する基準としては抽象的であり、当該法律や判例が、本法によって適性評価を実施することに同意しなかったことや適性を有しないと認められたことを理由として行われた解雇その他不利益な取扱いに対しても効力を有するのかは必ずしも明確ではない。また、専ら雑務に従事させて就業環境を害するといった事

実上の不利益な取扱いや、既に契約業者との使用関係を終了した者についての不利益な取扱いを制限する法的根拠は現状存在していない。

したがって、契約業者が、その使用し、又は使用していた者に対して、適性評価を実施することに同意しなかったことや適性を有しないと認められたことを理由として解雇その他不利益な取り扱いをすることは禁止行為として違法である旨を明確に規定することとする。

なお、使用される者以外の者にあつては、例えば役員はその解任、報酬が、会社法（平成17年法律第86号）に基づき、株主総会の決議によって定められることから、本法に基づく不利益取扱いの保護の対象とはしないものである。

第13条（確認措置の実施についての準用）

1 趣旨

本条は、確認措置の実施に係る個人情報の利用及び提供の制限並びに不利益取扱いの禁止については、適性評価に関しこれらを規定した第11条及び第12条第1項の規定を準用する旨及び所要の読替えを行う旨を定めるものである。

2 内容

確認措置を講ずるために行政機関の長又は警察本部長が取得する個人情報の中にはプライバシーに深く関わるものが含まれるが、こうした情報の取得が許容されるのは特別秘密の保護に高い公益性が認められるためである。このことを踏まえ、こうした個人情報は特別秘密を保護するという目的以外に利用・提供されることがないよう特に慎重な取扱いが求められる。

また、その職員が確認措置の実施に同意しなかったことや第6条第2項第3号に規定する特定の事実が存在しないことが確認できなかったことといった結果は、特別秘密の取扱いの可否を分ける判断でのみ斟酌されるべきである。

これらの点が担保されないのではないかとの不信感や不安感をその職員が払拭できなければ、行政機関の長や警察本部長は確認措置を的確に講ずることができず、その実効性が損なわれることになりかねないことは適性評価と同様である。

したがって、適性評価に係る個人情報の利用及び提供を制限する旨の規定及び不利益取扱いを禁止する旨の規定を確認措置の実施について準用することとしたものである。

第14条（その他の保護措置）

1 趣旨

本条は、行政機関の長及び警察本部長は、特別秘密の指定等について定める第3条、第4条及び第6条から第10条までのほか、政令で定めるところにより、第3条第1項に規定する事項の保護上必要な措置を講ずる旨を定めるものである。

2 内容

本法では、第3条第1項に規定する事項を保護するため、特別秘密の指定（第3条）、指定の有効期間及び解除（第4条）、特別秘密の取扱者（第6条）、適性評価（第7条から第10条まで）について規定しているが、これら以外に第3条第1項に規定する事項の保護上必要な措置としては、防衛秘密の保護上必要な措置を政令に委任している自衛隊法及びこれに基づく自衛隊法施行令の関係規定を参考にすると、例えば、

- ・ 行政機関の長又は警察本部長が、その職員のうちから特別秘密の取扱いを管理する者を指名すること。
- ・ 第3条第1項に規定する事項が特別秘密として指定されたときに、当該事項の取扱いに従事する職員にその旨を周知すること。
- ・ 特別秘密の取扱いに従事する職員の範囲を定めること。
- ・ 特別秘密に係る文書、図画又は物件の作成、運搬、交付、保管、廃棄その他の取扱い及び特別秘密の伝達を適切に管理するための措置を、行政機関の長又は警察本部長の定めるところにより講ずること。

が考えられる。

なお、都道府県警察は特別秘密を取り扱う独立した組織と評価できるところ（第9条の解説を参照）、警察本部長は、その組織における特別秘密の保護上必要な措置を講ずる責任を行政機関の長と同様に負わせることが適当と考えられることから、本条では、第3条、第4条及び第6条から第10条までに定めるもの以外の保護措置を講ずる旨について、行政機関の長と警察本部長を併せて規定している。

第15条（政令への委任）

1 趣旨

本条は、本法各条に委任規定を持たない事項であつて本法の実施に必要なものについて、政令で定めることを規定するものである。

2 内容

政令には、法律の具体的な委任に基づいてその委任の範囲内で法律の所管事項を定める委任命令と、法律の規定を実施するために必要な事項を定める実施命令があるが、本条は、本法に関する実施命令について規定したものである。

そして、本法の規定を実施するために必要な事項としては、各条ごとの必要性から当該条文に政令への委任を明記しているもの以外にも、法全体の実施に関する手続的・技術的な事項で政令で定めるべきものがあり得ることから、本条を置いたものである。

本条の規定に基づいて政令で定める事項としては、適性評価に係る告知の方法を条文に例示したところであるが、これ以外の事項で検討の対象になり得るものとしては、

- ・ 共有事項を指定する場合における協議に関する手続的・技術的な事項
 - ・ 複数の行政機関が特別秘密を共有する場合における指定の有効期間の延長及び解除に係る調整に関する手続的・技術的な事項
 - ・ 適性評価に係る同意の取得及び質問に関する手続的・技術的な事項
- といったものが考えられる。

第16条（この法律の解釈適用）

1 趣旨

本条は、本法の適用に当たって、これを拡張して解釈して、国民の基本的人権を不当に侵害するようなことがあってはならない旨を定めるものである。

2 内容

- (1) 本法では、秘密の範囲について、防衛秘密と同様に秘密の対象となり得る事項を別表で具体的に限定列挙するとともに、防衛秘密の「我が国の防衛上特に秘匿する必要があるもの」に相当する要件をより具体的に規定して指定の要件の精緻化を図っている。

また、罰則については、正当な取材活動は漏えいの教唆として処罰対象とならないことが判例法理として確立していることに加え、本法では、処罰対象とすべき取得行為を具体的に限定列挙したため、正当な取材活動が本法により処罰される余地はない。

- (2) さらに、本法は、附則で内閣法を改正して、秘密の保護について専門的な知見を有する内閣情報官に特別秘密の保護に関する総合調整等の事務を掌理させることとしており、ガイドラインの作成等により本法の適切かつ統一的な運用を確保することとしている。
- (3) このように、本法は適切な運用の確保を図るために必要な制度設計を行っているが、個別の特別秘密そのものが条文に規定されているわけではなく、秘密を取り扱う立場にない一般人との関係においてある程度抽象的な法律と受け止められることは、本法の性格上やむを得ないところである。加えて、防衛秘密制度とは異なり本法においては、秘密を取り扱う立場にない一般人が主たる罰則の対象に含まれ、重罰を科される余地があることも考慮し、本法に近い性格を有する日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和29年法律第166号）（以下「MDA秘密保護法」という。）の訓示的規定（第7条）と同様の規定を本法に置き、政府として本法の適切な運用に万全を期すべきことを入念的に明らかにすることとしたのが本条である。
- (4) なお、MDA秘密保護法にはない適性評価制度について、本法では、対象者の同意を要件とし、調査事項を具体的に限定列挙して恣意的な調査を排除し、適性評価の実施に当たって取得する個人情報等の目的外利用・提供や、適性評価の実施への不同意等を理由とする不利益取扱いを禁止していることに加え、ガイドラインの作成等によりその適切かつ統一的な運用を確保することとしており、適切な運用の確保を図るために必要な制度設計を行っている。しかしながら、適性評価制度については他の法律に類を見ない制度を導入するものであり、その適切な運用に特に万全を期す必要があることに照らしても、本条の意義は認められる。

第17条（特別秘密の漏えい罪）

1 趣旨

特別秘密の保護のためには、業務により特別秘密を取り扱う者（以下「業務者」という。）による保全状態から特別秘密が流出するのを阻止することが必要不可欠である。そこで、本条では、業務者による特別秘密の故意の漏えい、同未遂及び過失による漏えいを処罰するものである。

2 内容

(1) 取扱業務者による故意の漏えい罪（第1項）

ア 主体

(ア) 業務者のうち「特別秘密を取り扱うことを業務とする者」（以下「取扱業務者」といい、それ以外の業務者を「業務知得者」という。）である。改正前自衛隊法は「防衛秘密を取り扱うことを業務とする者」（同法第12条第1項）による防衛秘密の漏えい行為のみ処罰の対象としているところ、本項はそれと同様の者による特別秘密の漏えい行為を処罰するものである。

「特別秘密を取り扱うこと」とは、特別秘密に係る文書、図画又は物件の作成、運搬、交付、保管、廃棄、及び特別秘密の伝達等の特別秘密の取扱いに係る事務をいい、「業務」とは、人が社会生活上の地位に基づき反復継続して行う事務をいう。したがって、取扱業務者とは、社会生活上の地位に基づき、反復継続して、特別秘密に係る文書、図画又は物件の作成、運搬、交付、保管、廃棄、及び特別秘密の伝達等の特別秘密の取扱いに係る事務を行う者をいう（防秘解説55頁）。具体的には、防衛省、外務省、警察庁、公安調査庁、内閣官房等において、我が国及び日本国民の安全を脅かす国内外の情勢に関する情報といった機微な情報の収集・分析に従事する者等が想定される。また、第6条の規定によりこれらの行政機関から特別秘密の提供を受けてその取扱いの業務を行う行政機関若しくは都道府県警察の職員又は契約業者の役職員等も取扱業務者に該当する。

(イ) 取扱業務者は、特別秘密の取扱いを反復継続することが見込まれるため、業務知得者に比べ、特別秘密に触れる程度や頻度が高く、その漏えいによる法益侵害の範囲が多岐にわたり、頻発のおそれも大きく、法益侵害の危険が高くなることが考えられる。

また、取扱業務者は、その職務上特別秘密の取扱いが当然に予定され、それ故に特別秘密を厳格に保全することがその職務上特に強く求められる者であるため、業務知得者に比べてより厳格な秘密保全義務を負う者であり、かつ、このような義務を負うことを前提に自己が所属する機関から特別に信頼されて当該職務に就いている者と考えられる。このような取扱業

務者による漏えいは、業務知得者による場合と比べ、より非難可能性が高いと考えられる。

このように、取扱業務者による漏えいは、業務知得者による場合と比べ、法益侵害の危険が高く、また、非難可能性も大きいと考えられるため、より重い法定刑を定めることとした。

- (9) 本法の罰則の目的は、業務者による保全状態から特別秘密が流出するのを阻止することであり、いったん業務者として特別秘密を知得してその保全下に置いた者であれば、その後の漏えい行為はたとえそれが当該業務を離れた後のものであっても本法により処罰すべきであって、本項後段はそのような行為を処罰するための規定である。

他方、行政機関若しくは都道府県警察の職員又は契約業者の役職員等が業務によりある事項を知得した後に当該業務を離れ、又は退職し、その後に当該事項に対して特別秘密の指定があった場合、当該者は一度も業務者として当該特別秘密をその保全下に置いていないため、その後の漏えい行為は本法による処罰の対象とはしない。この場合、行政機関又は都道府県警察の職員による漏えい行為は、国家公務員法等により処罰され得る。

イ 「知得」

「知得」とは、改正前自衛隊法及びMDA秘密保護法に規定する「知得」と同義であり、無形的な事項すなわちある事実又は情報を知っている状態をいい、「知っている」すなわち認識の程度としては、「特別秘密を含めた何らかの秘密であること」の認識があり、かつ、「特別秘密を含めた何らかの秘密の意味をまったく認識していないわけではない」程度の意味の認識があれば足りる（防衛秘密制度の創設に係る自衛隊法改正当時の防衛庁作成に係る内閣法制局説明資料（以下「自衛隊法改正資料」という。））。

この点、MDA秘密保護法は特別防衛秘密として無形的な事項（「左に掲げる事項」（同法第1条第3項））に加え「これらの事項に係る文書、図画又は物件」（同項）という有体物を定義したため、処罰すべき漏えい行為の対象に関し、無形的な事項についての「知得」に加え、有体物についての「領有」も規定しているのに対し、改正前自衛隊法は無形的な事項のみを防衛秘密として定義したため、無形的な事項についての「知得」のみを規定している。本法は改正前自衛隊法と同じく無形的な事項のみを特別秘密として定義するものであるため、同法に倣い「知得」のみを規定することとした。

このように、改正前自衛隊法及び本法では、処罰すべき漏えい行為の対象に関し有体物についての「領有」を規定していないが、有体物に係る漏えい行為を処罰の対象外とするものではない。すなわち、事項を記録する文書等の占有を得る際に当該事項について上述の程度の認識を得た場合、当該事項を「知得」したこととなり、当該文書等に係る漏えい行為も処罰の対象となる。他方、事項を記録する文書等の占有を得たものの当該事項について何ら

の認識も有していないような場合、当該事項を「知得」したものとはいえず、当該文書等に係る漏えい行為は処罰の対象とはならない。

なお、本法第18条第1項に規定する「取得」とは後述のとおり事項を記憶すること及び事項に係る有体物の占有を得ることをいうところ、上記のように文書等の占有を得たものの事項について何らの認識も有していないような場合、「知得」には該当しないものの「取得」には該当する（ただし、故意が欠けるため取得罪は成立しない。）。

ウ 「漏らした」

改正前自衛隊法に規定する「漏らした」と同義であり、自己以外の者に対し、正当な理由なく、特別秘密たる事項を口頭、電話、放送等により告知し、若しくは文書、図画、電信等によって伝達し、又は特別秘密たる事項を含む文書、図画、物件を交付することであり、相手方をして了知させることを必要とせず、知り得る状態に置いたことをもって足りる（自衛隊法改正資料）。

エ 法定刑

- (7) 特別防衛秘密の取扱業務者による故意の漏えい罪（MDA秘密保護法第3条第1項第3号）及び営業秘密の故意の開示等の罪（不正競争防止法（平成5年法律第47号）第21条第1項第4号ないし第6号）の法定刑がいずれも10年以下の懲役であることとのバランスに鑑み、特別秘密の取扱業務者による故意の漏えい罪の法定刑も10年以下の懲役とすることとした。

この点、改正前自衛隊法は、漏えいがもたらす影響として、自衛隊の任務遂行への支障といういわば中間的な段階に着目し、同法の他の罰則とのバランスも考慮して防衛秘密の取扱業務者による漏えい罪の法定刑を5年以下の懲役としているが、本法は、国及び国民の安全の確保に対する脅威という漏えい行為の本質的な性格に着目するものであり、その結果として改正前自衛隊法と異なる法定刑を定めることに合理性は認められると考えられる。

- (4) また、過去の秘密漏えい事案においては金銭的対価を伴うものが少なくないため、罰金刑を任意的に併科することとし、現行法上10年以下の懲役に対する選択的併科刑としての罰金刑は1000万円以下とするのが最も一般的であることから、本法もそれに倣うこととした。

オ 他罪との関係

行政機関又は都道府県警察の職員が特別秘密を故意に漏えいした場合、本項又は第2項の漏えい罪が成立するほか、国家公務員法等の守秘義務違反罪が成立することがあるところ、その場合、両者は観念的競合（刑法（明治40年法律第45号）第54条第1項前段）として処断されることになる。

カ 義務規定の要否

秘密保全に関する現行法制においては、国家公務員法のように、義務規定を設けた上でその違反行為に対する罰則を別途規定する例もあるが、本法の

特別秘密の漏えい行為は、改正前自衛隊法の防衛秘密の漏えい行為と同様、本来的に反社会的であると考えられるため、義務規定は設けないこととした。

(2) 業務知得職員による故意の漏えい罪（第2項）

ア 主体

(7) 業務知得者のうち、行政機関又は都道府県警察の職員である（以下「業務知得職員」という。）。

業務知得者については、MDA秘密保護法において、「(イ)捜査官が本法違反事件の捜査にあたり防衛秘密を知得領有した場合(ロ)国会議員が秘密会で防衛当局の説明を聴取した場合(ハ)大蔵省主計官が防衛当局の予算の説明を聞く際知得領有した場合(ニ)本法違反被疑事件担当の弁護人が知得領有した場合(ホ)タイピストや謄写版の筆耕が防衛秘密事項のタイプや製版を依頼されて知得した場合等」（郡祐一「日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法精義」103頁）が想定されているところ、本項は業務知得者が行政機関又は都道府県警察の職員である場合に限ってその漏えい行為を処罰の対象とするものである。

(イ) 改正前自衛隊法においては、業務知得者による漏えい行為を処罰の対象としていないが、これは、そもそも防衛省・自衛隊を規律の対象とする同法（同法第1条参照）において、上記(7)に列挙した者をすべて罰則の対象とするのはいささか行き過ぎの感があり、関係方面との調整が困難であるため、処罰対象とすることを見送ったものと考えられる。

これに対して本法は、行政機関及び都道府県警察における特別秘密の保護のため、適性評価などの厳格な管理義務や罰則により行政機関及び都道府県警察を規律するものである。したがって、本法により処罰対象とすべき漏えい行為の主体は、行政機関又は都道府県警察の職員全体に及ぶこととするのが自然な考え方であり、職員の中に取扱業務者に該当しない業務者が含まれているのであれば、それらの者も含めて処罰対象とすることが適当と考えられるので、業務知得者であっても行政機関又は都道府県警察の職員に該当する者については処罰対象とすることとした。

なお、都道府県警察の職員が特別秘密に係る犯罪の捜査を職務とするため業務知得者として特別秘密を取り扱うことが具体的に想定されるのに対し、地方公共団体のその他の職員については、業務により特別秘密を知得することが想定し難いことから、本項の処罰対象とはしないこととした。

(ウ) 本項後段は、前項後段と同様、本法の罰則の目的に鑑み、業務知得職員による退職後の漏えい行為を本項により処罰するための規定である。

イ 法定刑

自由刑については、取扱業務者による故意の漏えい罪の法定刑を10年以下の懲役としたことを踏まえ、MDA秘密保護法におけるバランスを参考にし

て、5年以下の懲役とすることとした。

罰金刑については、現行法上5年以下の懲役に対する選択的併科刑としての罰金刑は500万円以下とするのが最も一般的であることから、本法もそれに倣うこととした。

(3) 取扱業務者又は業務知得職員による故意の漏えい行為の未遂罪（第3項）

「未遂」とは、漏えいの実行に着手したが、相手方に知り得る状態に至らなかった場合であり、例えば、特別秘密を記録した文書を郵送したものの、直後に検挙されて当該文書が相手方に到達しなかった場合などが想定される。

(4) 取扱業務者による過失漏えい罪（第4項）

ア 主体

第1項と同じく取扱業務者である。過失犯についても、取扱業務者による漏えいは、業務知得者による場合と比べ、法益侵害の危険が高く、非難可能性も大きいと考えられるため、より重い法定刑を定めることとした。

イ 「過失により」

漏えいの認識又は認容のないまま不注意により一定の作為・不作為を行い、漏えいの結果を引き起こした場合であり、例えば、不注意により特別秘密であることを失念して当該特別秘密に係る事項を自己以外の者に告知した場合、特別秘密が記録された文書を公園のベンチに置き忘れ、自己以外の者が知得するに至った場合などが想定される。

ウ 法定刑

自由刑については、取扱業務者による故意の漏えい罪の法定刑を10年以下の懲役としたことを踏まえ、MDA秘密保護法におけるバランスを参考にして、2年以下の禁錮とすることとした。

また、2年以下の禁錮に対する選択刑としての罰金額は、1年以下の禁錮に対するものと同様、現行法上30万円以下とするのが最も一般的であるが、業務知得職員による過失漏えい罪との差別化を図る必要があると考えられることから、MDA秘密保護法におけるバランスを参考にして、50万円以下の罰金とすることとした。

(5) 業務知得職員による過失漏えい罪（第5項）

ア 主体

第2項と同じく業務知得職員である。

イ 法定刑

自由刑については、取扱業務者による過失漏えい罪の法定刑を2年以下の禁錮としたことを踏まえ、MDA秘密保護法におけるバランスを参考にして、1年以下の禁錮とすることとした。

罰金刑については、1年以下の禁錮に対する選択刑としての罰金額は、現行法上30万円以下とするのが最も一般的であることから、本法もそれに倣うこととした。

第18条（特別秘密の取得罪）

1 趣旨

- (1) 業務者による保全状態から特別秘密が流出するのを阻止するためには、業務者による漏えい行為を防止することが最も重要であるが、外部者による特別秘密の取得行為の中には、

- ① 欺罔により適法な伝達と誤信させ、あるいは暴行・脅迫によりその反抗を抑圧して、業務者から特別秘密を取得する場合
- ② 窃盗、特別秘密の管理場所への侵入又は不正アクセスなど、業務者の管理を害する行為（以下「管理侵害行為」という。）を手段として特別秘密を直接取得する場合

など、業務者による漏えい行為の処罰では抑止できない態様のものがあり、近時、情報通信技術の進展に伴い、コンピュータ・ウイルスを用いて外部から直接企業内情報をねらった上記②に該当する事件が実際に発生していることも踏まえると、処罰の対象とする必要性は高いと考えられる。また、上記①②のような犯罪行為や犯罪に至らないまでも社会通念上是認できない行為を手段とするものに限って処罰の対象とするのであれば、正当な取材活動など本来許容されるべき行為との区別も明確であり、国民の基本的な人権を侵害するようなおそれはないと考えられる。

したがって、外部者による特別秘密の取得行為のうち、上記①②に該当する取得行為に限って処罰の対象としたのが本条である。現行法上、機微な情報の取得を処罰する立法例として、不正競争防止法第21条第1項第1号の営業秘密の取得罪、割賦販売法（昭和36年法律第159号）第49条の2第2項のクレジットカード番号等の取得罪がある。

- (2) なお、改正前自衛隊法においては、外部者による防衛秘密の取得行為を処罰の対象としていない。これは、そもそも自衛隊法が自衛隊内部を規律することを直接的な目的としており（同法第1条参照）、外部者による防衛秘密の取得行為を処罰の対象とすることが同法の目的からして必須とまではいえず、他方で外部者による取得行為を広く処罰の対象とすることに懸念があることを考慮したものと考えられる。

本法は、自衛隊法とは異なり、特別秘密の保護そのものを目的としている以上、その保全状態を脅かす行為であれば、業務者による漏えい行為に限らず処罰の対象とするのが適当である。

2 内容

- (1) 特別秘密の取得罪（第1項）

ア 主体

主体に限定はない。

イ 「次に掲げる行為により行政機関、都道府県警察又は契約業者が保有する特別秘密を取得した」

「取得」とは、不正競争防止法第21条第1項第1号「取得」と同義であり、特別秘密を再現可能な状態で記憶すること又は特別秘密を記録する文書、図画若しくは物件若しくは特別秘密を化体する物件の占有を得ることをいう（経済産業省知的財産政策室「逐条解説不正競争防止法（平成21年改正版）」（以下「逐条解説不競法」という。）180頁）。

「次に掲げる行為により」とは、本項各号に規定する行為を特別秘密の取得の手段として用いることをいい、本項各号に規定する行為が複数認められる場合、最も直接的な手段として用いる行為を捉えて「次に掲げる行為」と評価することになる。例えば、施設に侵入した上で特別秘密を記録する文書を窃取した場合、「施設への侵入」（第3号）ではなく「財物の窃取」（第2号）により取得したものと評価することになる。

「取得」の対象を「行政機関、都道府県警察又は契約業者が保有する特別秘密」としているが、上述のように本条は外部者による特別秘密の取得行為のうち業務者による漏えい行為の処罰では抑止できない態様のものを処罰することを目的としており、漏えい行為を処罰とすべき業務者を行政機関又は都道府県警察の職員若しくは契約業者としたこと（第17条第1項及び第2項）に対応するものである。

ウ 「人を欺き、人に暴行を加え、若しくは人を脅迫する行為」（第1号）

不正競争防止法第21条第1項第1号「詐欺等行為（人を欺き、人に暴行を加え、又は人を脅迫する行為をいう。）」と同義であり、刑法上の詐欺罪、強盗罪、恐喝罪の実行行為である欺罔行為、暴行、脅迫に相当するものである（逐条解説不競法178頁）。欺罔行為等により特別秘密を記録する文書等の占有を得る場合のほか、特別秘密を口頭で聞き出す場合なども含まれる。

エ 管理侵害行為（第2号～第8号）

不正競争防止法は、営業秘密に係る管理侵害行為として「財物の窃取、施設への侵入、不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。）その他の保有者の管理を害する行為」（同法第21条第1項第1号）を処罰の対象としているところ、営業秘密については、広く民間において保有され、管理の程度は各保有者により軽重様々であると考えられるため、「その他の保有者の管理を害する行為」には、比較的弱い管理を前提とする管理侵害行為、例えば

- ㊦ 望遠鏡等による覗き見
- ㊧ 聞き耳を立てて壁の向こう側の会話を盗み聞きする行為
- ㊨ 合法的に施設に立ち入り、無施錠の保管庫を無断で開ける行為
- ㊩ 暗号化されていない無線による通信を傍受する行為

といった行為まで含まれると解されている。

他方、本法の特別秘密については、保有者は国の行政機関、都道府県警察及び契約業者に限定されており、改正前自衛隊法の防衛秘密と同様、政令、訓令、ガイドライン等を通じて各保有者における厳格な管理を義務付けることを予定している上、特別秘密の管理に従事するのが適切でない者をあらかじめ除外する適性評価制度を新設するなど、一定水準以上の管理を確保するための制度的担保を強化している。そのため、特別秘密については、㉠～㉣のような一定水準に満たない不十分な管理を前提とする管理侵害行為を処罰の対象とする必要性が乏しく、刑罰の謙抑性等の観点も踏まえ、これらを処罰の対象としないことが合理的であると考えられる。

以上のことを踏まえ、本法においては、㉠～㉣のような一定水準に満たない不十分な管理を前提とする管理侵害行為を処罰の対象から外すため、特別秘密に係る管理侵害行為を限定列挙することとした。

(7) 「財物の窃取」(第2号)

有体物の占有という管理に対する侵害行為を処罰の対象とするものであり、不正競争防止法第21条第1項第1号「財物の窃取」と同義であって、刑法上の窃盗罪の実行行為に相当するものである(逐条解説不競法178頁)。

(イ) 「施設への侵入」(第3号)

施設における保管という管理に対する侵害行為を処罰の対象とするものであり、不正競争防止法第21条第1項第1号「施設への侵入」と同義であって、刑法上の建造物侵入罪の実行行為に相当するものである(逐条解説不競法179頁)。

「施設」とは、一定の目的のために設けられた土地、家屋その他の建設物をいう(「法令用語辞典<第9次改訂版>」(以下「法令用語辞典」という。)474頁参照。)

(ウ) 「施設若しくは設備を損壊し、又はその錠を特別秘密を保有する者(次号及び第八号において「保有者」という。)の同意なくはずす行為」(第4号)

保管庫にドリルで穴を開け、あるいは無断で保管庫を開錠して庫内から特別秘密を記録する文書を取り出し、その内容を記憶して立ち去る行為のように、施設又は設備における保管という管理に対する侵害行為を処罰の対象とするものである。

「設備」とは、機械、器具その他の建設物に備えられる物をいい(法令用語辞典474頁参照。)、特別秘密が保管された金庫などがこれに当たる。

「損壊」とは、刑法上の建造物損壊罪又は器物損壊罪の実行行為に相当するものである。

(エ) 「映像若しくは音声を送信する機能又は録画若しくは録音の機能を有する機器を保有者の同意なく施設に設置する行為」(第5号)

会議室に無断で盗聴器を設置して会議における特別秘密に係る会話を盗聴する行為のように、閉鎖的な房室において入室を許可された者に限定して特別秘密に係る映像又は音声を視聴させるという管理に対する侵害行為を処罰の対象とするものである。

「映像若しくは音声を送信する機能を有する機器」及び「録画若しくは録音の機能を有する機器」は、いずれも盗聴器や盗撮器のような機器であるが、前者は現に行われている会話等の様子を離れた場所で視聴することを可能とするもの、後者は会話等の様子を記録した機器を後日回収してその様子を視聴することを可能とするものをそれぞれ想定している。

「設置する行為」には、自ら施設内に立ち入って機器を設置する場合のほか、職員の衣服や所持品に機器を忍び込ませて施設内に持ち込ませるなど、情を知らない他人を利用して設置する場合も含まれる。

- (オ) 「施設又は施設の区画された部分に係る振動を当該施設又は当該部分の外部から検知してこれらの内部の音声に係る情報に変換する機能を有する機器を使用する行為」(第6号)

会議室等の閉鎖的な房室内の特別秘密に係る音声を盗聴する行為を処罰の対象とする点で第5号と共通しているが、閉鎖的な房室の内部に無断で盗聴器を設置するのではなく、機器を用いることにより閉鎖的な房室の外部から特別秘密に係る音声を盗聴する行為を処罰の対象とするものである。

「施設又は施設の区画された部分」とは、特定の者のみが特別秘密に係る音声を聴取することができる程度に閉鎖的な建設物又はその区画された部分をいう。

「振動を当該施設又は当該部分の外部から検知してこれらの内部の音声に係る情報に変換する機能を有する機器」とは、房室等の壁、窓等の振動を当該房室等の外部から感知し、これらの内部の音声を復元する機能を有する機器をいう。具体的には、窓ガラス等にレーザー光を照射し、その反射光の周波数等の変化を解析した上で音声に変換するレーザー盗聴器、壁等の微弱な振動を電気信号に変換し、その電気信号を増幅した上で音声に変換するコンクリートマイクが考えられ、これらの機器を「使用する行為」とは、これらの機器をその本来の用法に従って使うことをいう。

なお、本号は「使用する行為」に場所的な限定をしていないが、そもそも房室等の内部でこれらの機器を使用して特別秘密を取得することは想定されず、そのような使用を処罰対象から除く必要はないと考えられる。

- (カ) 「有線電気通信を傍受する行為又は暗号を用いた電気通信を傍受してその内容を復元する行為」(第7号)

- a 「有線電気通信を傍受する行為」

「有線電気通信」とは、送信の場所と受信の場所との間の線条その他

の導体を利用して、電磁的方式により、符号、音響又は影像を送り、伝え、又は受けることをいい（有線電気通信法（昭和28年法律第96号）第2条第1項参照。）をいい、「傍受」とは、現に行われている他人間の電気通信（後述）について、その内容を知るため、当該電気通信の当事者のいずれの同意も得ないで、これを受けることをいう（犯罪捜査のための通信傍受に関する法律（平成11年法律第136号）第2条第2項参照。）。

有線電気通信は、通信手段ないし通信内容の伝達経路そのものが閉鎖的性質を有しており、通信の当事者以外の第三者による傍受が本来想定されないものであるため、有線電気通信により特別秘密に係る通信を行うこと自体に一定の管理性を認めることができる。そこで、本法は、特別秘密に係る有線電気通信については、暗号を用いていないものも保護の対象とし、それを傍受する行為を処罰の対象とするものである。なお、暗号を用いた有線電気通信については、傍受する行為のみでは「取得した」と評価できないため、後述のとおり暗号を用いたその他の電気通信と併せ、傍受してその内容を復元する行為を処罰の対象とする。

b 「暗号を用いた電気通信を傍受してその内容を復元する行為」

「電気通信」とは、有線、無線その他の電磁的方式により、符号、音響又は影像を送り、伝え、又は受けることをいう（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第1号参照。）。「無線」とは電波法（昭和25年法律第131号）上の電波を利用するものをいう。「その他の電磁的方式」とは光線その他の電波法上の電波以外の電磁波を利用するものをいい、具体的には、レーザー通信、赤外線通信等光の空間伝送によるものが考えられる（多賀谷一照ほか編著「電気通信事業法逐条解説」25頁）

（以下電気通信のうち無線及びその他の電磁的方式によるものを「無線等通信」という。）。

無線等通信は、有線電気通信とは異なり、通信手段ないし通信内容の伝達経路そのものが閉鎖的性質を有しておらず、当事者以外の第三者による傍受が想定されるため、暗号により当事者以外の第三者がその内容を復元できないようにするための措置を講じた上で通信が行われた場合のみ一定の管理性を認めることができる。そこで、本法は、特別秘密に係る無線等通信については、暗号を用いたもののみを保護の対象とし、有線電気通信を併せた電気通信全体について、暗号を用いたものを傍受してその内容を復元する行為を処罰の対象とするものである。

- (キ) 「不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。）、正当な理由がないのに刑法（明治四十年法律第四十五号）第六十八條の二第一項第一号に掲げる電磁的記録を人の電子計算機における実

「行の用に供する行為その他の電子計算機による保有者の管理を害する行為」(第8号)

電子計算機を用いた管理に対する侵害行為を処罰の対象とするものである。電子計算機により特別秘密が管理されている場合、その管理の程度が高く、その侵害行為は態様の如何にかかわらず処罰の対象とする必要があり、今後の情報通信技術等の急速な進歩によって可能となるハイテクを用いた悪質な手口にも適切に対応できるように、限定列挙ではない形で規定している。

「不正アクセス行為(不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成十一年法律第百二十八号)第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。)」とは、不正競争防止法第21条第1項第1号と同様、不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成11年法律第128号)違反の罪の実行行為である不正アクセス行為に相当するものである(逐条解説不競法178頁)。

「正当な理由がないのに刑法(明治四十年法律第四十五号)第百六十八条の二第一項第一号に掲げる電磁的記録を人の電子計算機における実行の用に供する行為」とは、不正指令電磁的記録供用罪の実行行為に相当するものである。

「その他の電子計算機による保有者の管理を害する行為」としては、例えば、ネットワークに接続されていない業務者のパソコンに無断でそのIDパスワードを入力してログインし、情報を盗み見する行為、業務者のパソコンが発する微弱な電磁波を傍受して情報を読み取る行為などが考えられる。

オ 法定刑

特別防衛秘密の探知・収集罪(MDA秘密保護法第3条第1項第1号)及び営業秘密の取得罪(不正競争防止法第21条第1項第1号)の法定刑がいずれも10年以下の懲役であることとのバランスに鑑み、特別秘密の取得罪の法定刑も10年以下の懲役とすることとした。

また、特別秘密の取得罪は金銭的対価を得る目的で敢行されることが典型的に想定されるため、罰金刑を任意的に併科することとし、現行法上10年以下の懲役に対する選択的併科刑としての罰金刑は1000万円以下とするのが最も一般的であることから、本法もそれに倣うこととした。

(2) 特別秘密の取得行為の未遂罪(第2項)

不正競争防止法の営業秘密の取得罪及び割賦販売法のクレジット番号等の取得罪は未遂を処罰対象としていないが、本法においては、特別秘密の重要性に鑑み未遂も処罰対象とすることとした。

「未遂」とは、取得行為の実行に着手したが、取得するには至らなかった場合であり、例えば、特別秘密を強取しようとして業務者に暴行を加えたが、業

務者が逃亡した場合などが想定される。

(3) 他罪との関係（第3項）

特別秘密の取得罪（未遂も含む。以下同じ。）が成立する場合、詐欺罪（刑法第246条第1項）、暴行罪（同第208条）、脅迫罪（同第222条）、恐喝罪（同第249条第1項）、強盗罪（同第236条第1項）、窃盗罪（同第235条）、建造物侵入罪（同第130条）、建造物損壊罪（同第260条）、器物損壊罪（同第261条）、有線電気通信法違反の罪（同法第14条、第9条）、電波法違反の罪（同法第109条の2）、電気通信事業法違反の罪（同法第179条）、不正アクセス行為の禁止等に関する法律違反の罪（同法第11条、第3条）、不正指令電磁的記録供用罪（刑法第168条の2第2項）の構成要件にも該当することがあるところ、本項は、本条の罰則がこれらの罪の罰則の適用を排除するものではなく、特別秘密の取得罪と別個にこれらの罪が成立し、観念的競合（刑法第54条第1項前段）として最も重い刑により処断されることを明らかにするとともに、特別秘密の取得罪がこれらの罪の特別減輕類型になるものではないことを明らかにするものである。したがって、特別秘密の取得罪と強盗罪が成立する場合、強盗罪の刑である5年以上の有期徒刑により処断されることになる。本項と同様の規定は、不正競争防止法第21条第7項及び割賦販売法第49条の2第4項にも置かれている。

第19条（共謀・教唆・煽動）

1 趣旨

いったん業務者による保全状態から流出した特別秘密は、それを漏えいした者や取得した者を罰しても取り返しがつかないため、流出の結果をもたらす危険性の大きい行為として、故意の漏えい行為又は取得行為（以下「漏えい行為等」という。）の共謀・教唆・煽動を処罰することとしたものである。

なお、特別秘密の保全状態からの流出を未然に防止するためには、漏えい等の予備についても処罰の対象とすることが考えられるが、共謀を伴わない単独の予備行為は、必ずしも外形的には明確に捉え難く、運用のいかんによっては処罰範囲が広がりすぎる懸念があると考えられるため、処罰の対象とはしないこととした。

2 内容

(1) 取扱業務者による漏えい行為等の共謀・教唆・煽動（第1項）

ア 主体

主体に限定はない。

イ 「共謀」

改正前自衛隊法第122条第4項の「共謀」及び刑法第78条の「陰謀」と同義であり、2人以上の者が漏えい行為等の実行を具体的に計画して、合意することをいう。必ずしも、実行の細部にわたることを要しないが、漏えい行為等の実行についての抽象的、一般的な合意をするだけでは足りない（大塚仁ほか編「大コンメンタール刑法第4巻」（以下「大コンメ第4巻」という。）36頁）。

業務者ではない者のみで漏えい行為を共謀した場合、特別秘密の流出の現実的危険性に乏しいため、本罪は成立しない。

漏えい行為等の共謀をした者が漏えい行為等を実行した場合、本罪は漏えい罪又は取得罪に吸収される（大コンメ第4巻37頁）。

ウ 「教唆」

改正前自衛隊法第122条第4項の「教唆」及びMDA秘密保護法第5条第3項の「教唆」と同じく独立教唆のことであり、漏えい行為等を実行させる目的をもって、人に対して、当該行為を実行する決意を新たに生じさせるに足る懲慝行為をすることをいう（大塚仁ほか編「大コンメンタール刑法第3巻」（以下「大コンメ第3巻」という。）639頁）。

独立教唆は、教唆とは異なり、教唆行為、すなわち人に漏えい行為等を実行する決意を生じさせるに適した行為があれば、それだけで独立犯としての教唆が成立し、教唆行為の結果として被教唆者が漏えい行為等を実行したことを要しないのみならず、実行する決意を抱くに至ったことも要しない（大

コンメ第3巻639頁)。

教唆行為の結果として被教唆者が漏えい行為等を実行した場合、教唆及び独立教唆の両者が成立し、観念的競合(刑法第54条第1項前段)として処断される(自衛隊法改正資料)。

なお、MDA秘密保護法及び日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法(昭和27年法律第138号)(以下「刑事特別法」という。)においては、特別防衛秘密及び合衆国軍隊の機密の漏えい行為等の独立教唆について、「教唆された者が教唆に係る犯罪を実行した場合において、刑法総則に定める教唆の規定の適用を排除するものではない。」旨を規定している(MDA秘密保護法第5条第4項、刑事特別法第7条第3項)。しかしながら、刑法総則の規定は特別の規定がない限り他の法令の罪についても適用されるのであって(刑法第8条)、上記規定は注意規定に過ぎず、独立教唆を規定する11の現行法中改正前自衛隊法を含む8法が同様の規定を置いていないことも踏まえ、本法では規定しないこととした。

エ 「煽動」

改正前自衛隊法第122条第4項の「煽動」及びMDA秘密保護法第5条第3項の「せん動」と同義であり、漏えい行為等を実行させる目的をもって、人に対して、当該行為を実行する決意を生ぜしめ又は既に生じている決意を助長させるような勢いのある刺激を与えることをいう(大コンメ第3巻640頁)。

客観的に人に実行を決意させるか既存の決意を助長させるような性質の刺激を与えれば成立し、実際に決意を生ぜしめたか、あるいは、決意を助長させたことを必要としない。煽動の内容たる意思表示が相手方の認識又は了解し得べき状態に置かれたことをもって足り、相手方が現実に認識又は了解することを必要としない。煽動の相手方は、特定少数者では足りず、不特定又は多数人であることを要する(大コンメ第3巻641頁)。

オ 法定刑

取扱業務者による故意の漏えい行為を対象とする共謀・教唆・煽動は、業務知得職員による故意の漏えい行為を対象とする共謀・教唆・煽動と比べ、法益侵害の危険が高く、非難可能性も大きいと考えられるため、より重い法定刑を定めることとした。

そして、取扱業務者による故意の漏えい罪及び取得罪の法定刑を10年以下の懲役としたことを踏まえ、MDA秘密保護法におけるバランスを参考にし、5年以下の懲役とすることとした。

(2) 業務知得職員による故意の漏えい行為の共謀・教唆・煽動(第2項)

主体及び行為は第1項と同様である。

法定刑は、取扱業務者による故意の漏えい行為を対象とする共謀・教唆・煽動の法定刑を5年以下の懲役としたことを踏まえ、MDA秘密保護法におけるバランスを参考にして、3年以下の懲役とすることとした。

第20条（自首減免）

1 趣旨

特別秘密の業務者による保全状態からの流出という結果が発生する前の自首を促し、捜査官等において必要な方策を講じて実害の発生を未然に防止することができるよう、刑法第42条第1項の特則として自首による必要的減免を規定したものであり、改正前自衛隊法第122条第5項と同趣旨の規定である。

2 内容

(1) 対象となる罰則

故意の漏えい行為の未遂罪（第17条第3項）、取得行為の未遂罪（第18条第2項）及び故意の漏えい行為又は取得行為（以下「漏えい行為等」という。）の共謀罪（第19条）である。

漏えい行為等の教唆罪及び煽動罪（第19条）は、教唆も煽動も特別秘密の保全状態からの流出という結果が発生する前の行為ではあるものの、被教唆者又は被煽動者が漏えい行為等を実行するとしないとにかかわらず処罰することとした同条の趣旨に鑑み、本条の対象とはしない。

(2) 「自首」

刑法第42条第1項の「自首」と同義であり、犯人が誰であるかが捜査機関に発覚する前に、犯人が自発的に捜査機関に自己の犯罪事実を申告し、その訴追を求める意思表示をいう。

第21条（国外犯処罰）

1 趣旨

- (1) 特別秘密の保護を徹底するためには、漏えい等に係る国外犯処罰規定を設けることが適当であると考えられるところ、本法が特別秘密の保護そのものを目的とするものであり、その保全状態を脅かす行為であれば処罰の対象とするのが適当であることから、すべての者の国外犯を処罰対象とする保護主義を採用するのが本法の目的に合致すると考えられる。

また、「国際法上一般には、とくに外国人の国外犯のうち、内乱、外患誘致、通謀利敵または破壊活動など、内国の安全、領土保全または政治的独立を害する『政治的基本秩序を害する罪』（外国人に対し刑罰をもって規制するのむやむをえないという事情があれば、スパイ活動、外交・領事機関での偽証、出入国管理法令・関税法違反に関する共同謀議も含む）」（山本草二「国際法（新版）」236頁）が保護主義の適用対象となると解釈されているところ、本法の特別秘密は、国及び国民の安全の確保にとって重要な秘密であり、その漏えいが国及び国民の安全を害するものであるため、特別秘密の漏えいや取得行為等に保護主義を適用することは国際法上も許容されるものと考えられる。

そこで、保護主義を採用し、すべての者の国外犯を処罰することとしたのが本条である。

- (2) なお、改正前自衛隊法においては、日本国民以外の者による国外犯が現実的には想定し難いことから、日本国民の国外犯のみを処罰対象とする属人主義を採用するにとどまっているが（同法第122条第6項）、本法における特別秘密は、防衛のみならず外交及び公共の安全と秩序の維持の分野にまで秘密の範囲を拡大するものであり、我が国の在外公館において外交に関する特別秘密を取り扱うことが見込まれることも踏まえると、日本国民以外の者による国外犯が敢行される事態が現実的なものとして十分想定されると考えられる。

2 内容

- (1) 第17条の罪の国外犯（第1項）

第17条の罪は身分犯であり、すべての者の国外犯を処罰する刑法第2条の規定では空振りが多くなるため、「日本国外において同条の罪を犯した者にも適用する」と規定することとした。

- (2) 第18条及び第19条の罪の国外犯（第2項）

第18条及び第19条の罪は非身分犯であり、すべての者の国外犯を処罰することとしても空振りは生じないため、「刑法第2条の例に従う」と規定することとした。

附則第1条（施行期日）

1 趣旨

本条は、本法の施行期日について規定するものである。

2 内容

本法を円滑に施行するためには、政令の制定、各行政機関における内部規則の作成等を行う必要があり、防衛秘密制度の創設に係る改正自衛隊法が公布の日から起算して1年以内に施行していることを踏まえ、本条は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとしている。

ただし、本法が施行されてから、各行政機関が特別秘密を取り扱う職員等に対する適性評価を一通り完了するまでには相応の期間が必要となることを踏まえると、第6条の規定を他の規定と同時に施行した場合、行政機関の事務の遂行に支障が生じることになる。このため、第6条の規定については、他の規定よりも施行期日を遅らせることとし、その具体的時期は、特別秘密を取り扱う職員等が最も多い防衛省が職員等に対する適性評価を一通り完了するのに必要な期間を踏まえ、公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定めることとしている。

附則第2条（自衛隊法の一部改正）

1 趣旨

本条は、本法の施行に伴い自衛隊法の一部について所要の改正を行うものである。

2 内容

- (1) 防衛秘密に関する規定の削除（第96条の2、第122条及び別表第4の削除）
防衛秘密制度を本法の特別秘密制度に移行させることに伴い、防衛秘密に関する規定である第96条の2、第122条及び別表第4を削除するものである。
- (2) その他の規定の整備（目次、第7章の章名等の改正）
防衛秘密に関する規定の削除に伴う規定の整備として、目次及び第7章の章名について所要の改正を行うとともに、第123条以降の条を繰り上げるものである。

附則第3条（防衛秘密に関する経過措置）

1 趣旨

本条は、本法の施行に伴い防衛秘密に関する経過措置について規定するものである。

2 内容

防衛秘密制度を本法の特別秘密制度に移行させることに伴い、改正前自衛隊法第96条の2第1項の規定により防衛秘密として指定されている事項を特別秘密として指定し直すこととすると、第3条第3項の規定による共有事項の指定に係る特定行政機関の長との協議が必要となり不合理な結果が生じることとなる。このため、本法の施行日の前日において改正前自衛隊法第96条の2第1項の規定により防衛秘密として指定されている事項については、施行日において防衛大臣が特別秘密として指定した事項とみなすこととするものである。

ただし、本条の規定により特別秘密とみなされる防衛秘密には有効期間が定められていないことから、防衛大臣が施行日から起算して5年を超えない範囲内においてその有効期間を定めることを義務付けている。

附則第4条（罰則に関する経過措置）

1 趣旨

本条は、本法の施行に伴い防衛秘密の漏えい行為に係る罰則が廃止されることから、罰則に関する経過措置について規定するものである。

2 内容

- (1) 「施行日前にした行為…に対する罰則の適用については、なお従前の例による。」

本法の施行に伴う自衛隊法の一部改正により防衛秘密の漏えい行為に係る罰則が廃止されることから、本法の施行前に行われた防衛秘密の漏えい行為については、改正前自衛隊法における防衛秘密の漏えい行為に係る罰則を適用することとするものである。

- (2) 「旧自衛隊法の規定により防衛秘密を取り扱うことを業務としていた者であって施行日前に防衛秘密を取り扱うことを業務としなくなったものがその業務により知得した防衛秘密に関し、施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。」

防衛秘密を取り扱うことを業務とする者が本法施行後も引き続き当該防衛秘密を取り扱うことを業務とする場合、本法施行時に附則第3条の規定により当該防衛秘密が特別秘密にみなされる結果、当該者は「特別秘密を取り扱うことを業務とする者」（第17条第1項）に該当することとなり、当該者がその業務により知得した防衛秘密に関する本法施行後の当該者による漏えい行為及びその他の者による共謀・教唆・煽動行為等については本法の罰則が適用されることになる。

それに対し、防衛秘密を取り扱うことを業務とする者が本法施行前に防衛秘密を取り扱うことを業務としなくなった場合、本法施行時に附則第3条の規定により当該防衛秘密が特別秘密にみなされても、当該者は「特別秘密を取り扱うことを業務とする者」又は「特別秘密を取り扱うことを業務としなくなった」

（同項）者のいずれにも該当せず、当該者がその業務により知得した防衛秘密に関する本法施行後の当該者による漏えい行為及びその他の者による共謀・教唆・煽動行為については本法の罰則が適用されないと解される。そこで、本条は、このような行為について改正前自衛隊法の罰則を適用することとするものである。

附則第5条（政令への委任）

1 趣旨

本条は、前2条に規定するもののほか、本法の施行に関し必要な経過措置について、政令で定めることを規定するものである。

2 内容

(1) 本法の施行に関し必要な経過措置として、前2条に規定するもの以外に、防衛秘密を本法の特別秘密制度に移行させるために必要な経過措置で政令で定めるべきものがあり得ることから、本条を置くものである。

(2) 本条の規定に基づいて政令で定める経過措置として検討の対象となり得るものとしては、

- ・ 防衛秘密の標記及び表示に関する経過措置
- ・ 改正前自衛隊法第96条の2第3項の規定により他の行政機関に行わせている防衛秘密の取扱いの業務に関する経過措置

が考えられるが、これらの経過措置の必要性については、特別秘密の標記・表示や他の行政機関の職員に特別秘密の取扱いの業務を行わせる場合の手続について本法に基づき定められる政令の内容を踏まえて検討する必要がある。

附則第6条（内閣法の一部改正）

1 趣旨

本条は、本法の施行によって明確化する、特別秘密の保護に関する行政各部の施策の統一保持上必要な企画・立案及び総合調整に関する事務を内閣情報官に掌理させるため、内閣法（昭和22年法律第5号）について所要の改正を行う旨を定めるものである。

2 内容

- (1) 本法には、特別秘密の指定や適性評価の実施その他の特別秘密を保護するための措置を講ずる義務を行政機関の長及び警察本部長に課している一方で、当該措置を講ずる行政機関や都道府県警察への立入検査、勧告等のいわゆる法施行事務の規定を置いていないという特徴がある。

こうした特徴を踏まえると、本法の施行に伴う事務であって個々の行政機関や都道府県警察が講ずる特別秘密の保護に関する個別具体の措置以外のものとしては、特別秘密の保護に関する基本的な方針等に関する企画・立案及び総合調整に関する事務、適性評価制度を統一的に運用するための企画・立案及び総合調整に関する事務が考えられる。

具体的には、

ア 特別秘密制度の基本的な方針を能動的に打ち出すための閣議決定等を行う事務

イ 特別秘密制度を運用していく中で新たに生じた具体的な政策課題について個別的判断を閣議に諮り示す事務

ウ 適性評価制度について、事前に評価基準のガイドラインを作成する事務

エ 必要に応じて事後的に当該ガイドラインを見直す事務

といった事務が考えられるが、これらの事務は、それぞれ内閣法第12条第2項第2号から第5号までに規定される内閣としての判断・決定が必要と判断される重要案件に関する企画・立案及び総合調整に関する事務（ア及びイ関係）又は行政各部の施策の統一を保持するために必要な企画・立案及び総合調整に関する事務（ウ及びエ関係）に該当するため、内閣官房において処理すべきと解される。

- (2) 次に、内閣官房において、どの組織がこれらの事務を行うことが適当かを考察する。

この点、内閣情報官は、内閣法第12条第2項第6号に掲げる「内閣の重要政策に関する情報の収集調査に関する事務」を掌理しているところ、

- ・ 「内閣の重要政策に関する情報」は、多分に本法による保護の対象とする国及び国民の安全の確保にとって重要な秘密情報と重なり合うこと。

- ・ 「収集調査」には収集調査した情報を適切かつ確実に保護することも当然の前提として含まれていることから、内閣情報官はその保護に係る高度に専門的な知見を現に有していること。

から、本法の施行によって明確化する内閣官房において処理すべき事務と内閣情報官が掌理する事務は、親和性が高いと考えられる。

他方、「内閣の重要政策」という点に着目すれば、現行法上「内閣の重要政策に関する基本的な方針に関する企画及び立案並びに総合調整に関する事務」等を掌理する内閣官房副長官補においてこれらアからエまでの事務を掌理するという考え方もあり得るところである。しかし、内閣情報官と比較した場合、その事務において取り扱う事項と本法による保護の対象とする秘密情報とが重なり合う部分は大きいわけではなく、そのためこうした秘密情報の保護に係る知見を有しているわけではないことから、これらアからエまでの事務と内閣官房副長官補が掌理する事務との親和性は低いと考えられる。

これらのことを考慮すると、行政各部の施策に関するその統一保持上必要な企画・立案及び総合調整に関する事務のうち特別秘密の保護に関するものについては、内閣情報官が掌理することが合理的と考えられる。

(3) 最後に、内閣法の改正の方法について考察する。

本法の施行によって、特別秘密の保護に関する行政各部の施策に関するその統一保持上必要な企画・立案及び総合調整に関する事務が明確化し、その事務の頻度や量が高まることから、本法の施行と内閣官房がつかさどる事務に関する内閣官房に置かれる官職の事務分担の見直しは一体不可分なものである。したがって、本法の附則において内閣法を改正することとする。

改正に当たっては、内閣情報官が新たに掌理することとなる事務の範囲が特別秘密に係る企画・立案及び総合調整の範囲に限られることを適切に表現するため、本法の特別秘密の定義の規定（第2条第1項）を引用することとする。

別表

1 趣旨

別表は、防衛、外交及び公共の安全と秩序の維持に関する事項のうち、特別秘密の対象となり得るものを明らかにするものである。

防衛、外交及び公共の安全と秩序の維持に関する事項には、広範多岐な内容が含まれ得るところ、国及び国民の安全の確保のために重要な情報の漏えいの防止を図るといふ本法の目的に鑑み、別表において、特別秘密の対象となり得る事項を限定的に規定することとしている。

2 内容

- (1) 本別表は、防衛、外交及び公共の安全と秩序の維持の3分野に関する事項のうち典型的に秘匿する必要性が高いと認められるものを明らかにするため、分野ごとに号立てをした上で各号に具体的な事項を規定している（詳細については、別表各号の解説を参照）。
- (2) なお、別表各号の柱書の「防衛に関する事項」、「外交に関する事項」及び「公共の安全と秩序の維持に関する事項」との規定は、以下のとおり、それぞれの各号列記事項との関係で特別秘密の対象となり得る事項を限定する効果を有している。
 - ア 第1号イについて、「自衛隊の運用」に関する事項のうち「防衛」に関するもの、すなわち防衛出動時における自衛隊の活動又はこれに極めて密接な関連を有するものに限定している。
 - イ 第2号イ及びロについて、「我が国の安全保障等に係る重要施策の方針」に関する事項及び「我が国の安全保障等に係る外国の政府又は国際機関との交渉の内容」に関する事項のうち「外交」に関するものに限定している。
 - ウ 第3号イについて、「テロリズム等緊急事態」への対処計画等に関する事項のうち「公共の安全と秩序の維持」に関するものに限定しており、武力攻撃事態における自衛隊の運用計画等の「防衛」に関する事項は対象とならない。

別表第1号（防衛に関する事項）

1 趣旨

本号は、防衛に関する事項のうち、特別秘密の対象となり得るものを明らかにするものである。

防衛とは、直接侵略及び一定の間接侵略に対して我が国を實力をもって守ることをいい、自衛隊が外国の軍隊等に対して行う作戦行動のみを指すのではなく、情報収集、物資の輸送・補給、装備品等の修理等の作戦行動に密接な関連を有する諸活動を含む。本号は、国及び国民の安全の確保のために重要な情報の漏えいの防止を図るという本法の目的に鑑み、防衛秘密となり得る事項を限定的に規定している改正前自衛隊法別表第4に掲げられている事項を基本的に継承するものである。

2 内容

(1) 別表第1号イについて

ア 「自衛隊の運用」

防衛出動や警戒監視活動等の具体的な任務を与えられた自衛隊が当該任務を遂行することをいう。「自衛隊の運用」の具体的内容としては、運用に係る命令、当該命令の実施状況、武器使用基準を含む対処要領、部隊行動基準等が含まれる。

本号の対象は「防衛に関する事項」に限定されるところ、防衛出動時における自衛隊の運用が対象となるのは当然であるが、それだけに限られるものではなく、例えば、警戒監視活動、対領空侵犯措置等の実施要領など、防衛出動時以外の自衛隊の活動に関する事項であっても、防衛出動時における自衛隊の活動と共通するなど極めて密接な関連を有するものについては、本号の対象となり得る。

この点、改正前自衛隊法別表第4第1号には「防衛に関する事項」という限定がないが、「我が国の防衛上特に秘匿する必要があるもの」でなければ防衛秘密として指定できないことから、防衛秘密に指定し得る事項は、「自衛隊の運用」に関する事項のうち防衛出動時における自衛隊の活動又はこれと極めて密接な関連を有するものに限られると解されている。このため、本号においては、対象を「防衛に関する事項」に限定することにより防衛秘密に指定し得ない事項をあらかじめ除外し、対象となる事項の明確化を図ったものであり、特別秘密に指定し得る「自衛隊の運用」の範囲を防衛秘密よりも狭めるものではない。

イ 「自衛隊の運用に関する見積り若しくは計画」

防衛出動等の具体的な任務を与えられた場合の自衛隊の対処に関する計画、及び当該計画を作成するために必要又は有用な内外の諸情勢その他の事

項に関する分析評価又は予測をいう。自衛隊の効率的かつ効果的な運用のためには、そのための計画が必要であるが、当該計画を作成する上で内外の諸情勢に関する緻密な見積りが必要であることから、本号は計画と見積りを一体的に規定している。

具体的には、「防衛、警備等に関する計画」（防衛諸計画の作成等に関する訓令（昭和52年防衛庁訓令第8号）第18条）及びこの計画の作成に資するために作成される見積り等が挙げられる。

ウ 「自衛隊の運用に関する研究」

自衛隊の効率的かつ効果的な運用に資すること等を目的として行う運用に関する各種の研究をいう。

エ 特別秘密の対象とする必要性

これらの事項が漏えいした場合、自衛隊の具体的な対処要領や活動状況等、自衛隊の運用の態勢、関心事項等の手の内が明らかになることから、相手国が我が国を効果的に侵攻することが可能になり、我が国の防衛に重大な支障を来す可能性がある。このため、これらの事項については、特別秘密の対象となり得る事項とする必要がある。

(2) 別表第1号ロについて

ア 「防衛に関し収集した重要な情報」

防衛に関して情報収集活動により収集した情報及び当該情報を処理した結果としての情報のうち、重要なものをいう。「防衛に関し収集した情報」には、防衛を所掌する防衛省が収集した情報、内閣の重要政策に関する情報の収集調査等を所掌する内閣官房が収集した情報のうち防衛に関するものの他に、その他の行政機関が収集した情報であって、防衛に資することから防衛省と共有されるに至ったものが含まれる。

イ 「防衛に関し収集した電波情報」

防衛に関して収集した通信情報（COMINT）、電子情報（ELINT）及び宇宙飛翔体情報（TELINT）をいう。

具体的には、「通信情報」とは、通信の目的で発射される電波を収集・処理して得られる情報を、「電子情報」とは、レーダー波、航法用電波など通信以外の目的で発射される電波を収集・処理して得られる情報を、「宇宙飛翔体情報」とは、電子情報のうち、弾道ミサイル等の宇宙飛翔体から通信以外の目的で発射される電波を収集・処理して得られる情報をいう。

ウ 「防衛に関し収集した画像情報」

防衛に関して、人工衛星、航空機、ヘリコプター等を利用して地表面等の観測や撮像を行った結果として得た画像情報及び当該画像情報を処理・分析して得られる情報をいう。具体的には、自衛隊が収集・処理した画像情報の他に、内閣衛星情報センターが収集・処理した画像情報等が挙げられる。

エ 「防衛に関し収集したその他の重要な情報」

「電波情報」や「画像情報」と同等程度に重要と判断されるその他の情報をいい、具体的には、外国政府等からの提供情報や総合的な分析成果等が挙げられる。

オ 特別秘密の対象とする必要性

これらの事項が漏えいした場合、

- ① 収集対象となる情報に係る保全強化等の対抗措置が講じられ、じ後必要な情報を入手することが困難となる
- ② 情報の提供国等との信頼関係を損なうために、じ後必要な情報を入手することが困難となる
- ③ いかなる情報を情勢判断の指標等として収集整理しているかが明らかになり、
 - ・ 情報操作を施され、不適切な情報を信頼することになる
 - ・ 情報業務の間隙を衝かれる

こととなり、我が国を防衛するために適時に適切な対応をとることができず、我が国の防衛に重大な支障を来す可能性がある。このため、これらの事項については、特別秘密の対象となり得る事項とする必要がある。

(3) 別表第1号ハについて

ア 「情報の収集整理」

「防衛に関し収集した電波情報、画像情報その他の重要な情報」の収集整理に関する活動状況、態勢及び方法をいう。

「活動状況」とは、どこで、何を対象に情報の収集整理を行っているのか等、情報業務の実施状況をいう。

「態勢」とは、情報の収集整理を行っている部局の組織、定員、器材等をいう。

「方法」とは、情報の収集整理の対象となる各個別目標に対していかなる資源を割り当て、どのような手法・技法を用いて情報の収集整理を行っているのか等、情報業務の実施に係る要領、技術、手法等をいう。

イ 「情報の収集整理の能力」

能力的にどのような情報を収集整理することができるか、及びどのような情報を収集整理することができないかをいい、具体的には、電波情報の場合には、自衛隊が情報を収集整理することが可能又は不可能な通信網等、画像情報の場合には、自衛隊が情報を収集整理することが可能又は不可能な地域、場所等が挙げられる。

「情報の収集整理の能力」には、防衛省の情報の収集整理に関する能力の他に、防衛省に防衛に関する情報を提供する他の行政機関や外国政府等の能力が含まれ、情報収集衛星システムの撮像能力等の性能もこれに該当し得る。

ウ 特別秘密の対象とする必要性

これらの事項が漏えいした場合、

- ① 収集対象となる情報に係る保全強化等の対抗措置が講じられ、じ後必要な情報を入手することが困難となる
- ② 情報の提供国等との信頼関係を損なうために、じ後必要な情報を入手することが困難となる
- ③ いかなる情報を情勢判断の指標等として収集整理しているかが明らかになり、
 - ・ 情報操作を施され、不適切な情報を信頼することになる
 - ・ 情報業務の間隙を衝かれる

こととなり、我が国を防衛するために適時に適切な対応をとることができず、我が国の防衛に重大な支障を来す可能性がある。このため、これらの事項については、特別秘密の対象となり得る事項とする必要がある。

(4) 別表第1号ニについて

ア 「防衛力」

侵略を排除する国家の意思と能力を表すものとして、侵略を未然に防止し、万一侵略を受けた場合にはこれを排除する機能を有するものであり、自衛隊の部隊の規模や編成、装備品等の種類や数量等、我が国を防衛する上で必要な人的、物的その他の能力の総体をいう。

イ 「防衛力の整備」

現在の防衛力の問題点、将来の国際情勢や軍事科学技術等の動向等を踏まえ、部隊の改編、装備品等の整備等により国及び国民の安全を確保するために適切な防衛力を構築又は維持することをいう。

ウ 「防衛力の整備に関する見積り若しくは計画」

防衛力の整備を行うために作成する計画、及び当該計画を作成するために必要又は有用な内外の諸情勢等に関する分析評価又は予測をいう。防衛力の効率的かつ効果的な整備のためには、そのための計画が必要であるが、当該計画を作成する上で内外の諸情勢に関する緻密な見積りが必要であることから、本号は計画と見積りを一体的に規定している。

具体的には、「統合中期防衛構想」（防衛諸計画の作成等に関する訓令第8条及び第9条）として作成される防衛力整備に関する計画及びこの計画の作成に資するために作成される「統合中期情報見積り」（情報業務の実施に関する訓令（平成18年防衛庁訓令第21号）第19条）等が挙げられる。

エ 「防衛力の整備に関する研究」

現在の防衛力の問題点、将来の国際情勢や軍事科学技術の動向等に関する分析を踏まえた将来の防衛力の在り方の検討に資する研究をいう。

オ 特別秘密の対象とする必要性

これらの事項が漏えいした場合、現在の我が国の防衛力の問題点に加えて、将来的な防衛力の方向性が明らかになることから、相手国が我が国の防衛力の弱点をつく効果的な作戦の遂行や軍事力の構築を行うことが可能になり、我が国の防衛に重大な支障を来す可能性がある。このため、これらの事項については、特別秘密の対象となり得る事項とする必要がある。

なお、本号に該当する事項は、現在の我が国の防衛力の問題点や将来の防衛力の方向性を明らかにする内容を含み得るため、特別秘密の対象となり得ると考えられるが、多額の予算を必要とする防衛力の整備について国民の理解を得る観点等から、防衛力の整備に関する計画の概要については、中期的な観点から防衛力を整備するための政府の方針である「中期防衛力整備計画」や各年度の予算において公表されている。

(5) 別表第1号ホについて

ア 「防衛の用に供する」

自衛隊が作戦行動等（作戦行動及び情報収集、物資の輸送・補給、装備品等の修理等の作戦行動に密接な関連を有する諸活動をいう。以下同じ。）に用いることを意味する。本別表は、漏えいした場合に我が国の防衛に極めて重大な支障を来す可能性のある事項の範囲を限定的に明示するものであることから、「防衛の用に供する物」は、防衛のために用いられる物件の全てではなく、自衛隊が作戦行動等の際に用いることを、その物の属性上又は用途上の本来の目的とする物件等に限定され、具体的には、武器、弾薬、船舶、航空機の他に、戦車、装甲車等の車両等が挙げられる。

このため、「防衛」のために使用される可能性がある物件等のうち、自衛隊が使用する事務用機器等、当該物件の属性上又は用途上の本来の目的として、自衛隊が直接侵略及び一定の間接侵略に対して我が国を實力をもって守るために用いるとは解されないものについては、本号の「防衛の用に供する物」には該当しない。

なお、改正前自衛隊法別表第4第5号は、施設と物件の二面性を有する船舶が同法第121条の「武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物」に含まれないと解されていることを踏まえ、別表における「防衛の用に供する物」に船舶が含まれることを括弧書きで規定しているが、本法においては、船舶を武器、弾薬及び航空機と並記した上で、施設としての性格も備えている船舶を「防衛の用に供する物」の例示とするのは必ずしも適当といえないため、「その他の防衛の用に供する物」の「その他の」を「その他」としている。

イ 「防衛の用に供する物の種類又は数量」

各部隊等や各機関若しくは自衛隊が全体として保有している装備品等の種類又は数量をいう。

ウ 特別秘密の対象とする必要性

これらの事項が漏えいした場合、個別の部隊等又は自衛隊全体の戦闘能力や継戦能力等が明らかになることから、相手国が自衛隊の部隊等の弱点を踏まえた作戦を実施することが可能となり、我が国の防衛に重大な支障を来す可能性がある。このため、これらの事項については、特別秘密の対象となり得る事項とする必要がある。

(6) 別表第1号へについて

ア 「防衛の用に供する通信網の構成」

自衛隊が作戦行動等の際に用いることを、その属性上又は用途上の本来的な目的とする通信網の拠点、経路又はその容量等をいう。このため、一般業務用の通信網や基地内LANといったものは、「防衛の用に供する通信網の構成」には含まれない。

イ 「防衛の用に供する通信の方法」

有線・無線を問わず自衛隊が発受する防衛の用に供する通信の方法をいい、具体的には、部隊等の使用する周波数、通信の方式（電波の送り方等）等が挙げられる。

ウ 特別秘密の対象とする必要性

これらの事項が漏えいした場合、相手国が通信内容を傍受することが容易となり、自衛隊の作戦行動等の詳細が明らかになるおそれがあること、また、相手国が通信網を破壊することにより自衛隊の通信を妨害することが可能になることから、我が国の防衛に重大な支障を来す可能性がある。このため、これらの事項については、特別秘密の対象となり得る事項とする必要がある。

(7) 別表第1号トについて

ア 「防衛の用に供する暗号」

(7) 内容

「暗号」とは、通信内容を秘匿するための手段をいい、具体的には暗号のアルゴリズムと鍵を意味する。

「防衛の用に供する暗号」とは、自衛隊が作戦行動等の際に用いることを、その属性上又は用途上の本来的な目的とする暗号を意味する。具体的には、自衛隊の部隊等が作戦行動等の際に他の部隊等との通信内容を秘匿するために用いる暗号等が挙げられる。

(イ) 特別秘密の対象とする必要性

これらの事項が漏えいした場合、相手国は、傍受した自衛隊の通信内容を解読し、自衛隊の作戦行動等の詳細を知ること、また、収集対象となる情報に係る保全強化等の対抗措置を講じることが可能となることから、我が国の防衛に重大な支障を来す可能性がある。このため、これらの事項に

については、特別秘密の対象となり得る事項とする必要がある。

イ 「口に掲げる情報の伝達の用に供する暗号」

(ア) 内容

防衛に関し収集した重要な情報を伝達する際に用いられる暗号を意味し、具体的には、情報収集衛星システムにおいて画像情報を防衛省に伝達する際に用いられる暗号等が挙げられる。本法においては、「防衛に関し収集した重要な情報」に、防衛省以外の行政機関が収集した情報であつて、防衛に資するものが含まれ得るところ、当該情報を防衛省に伝達する際に用いられる暗号は改正前自衛隊法別表第4の「防衛の用に供する暗号」に当たらないことを踏まえ、「その他口に掲げる情報の伝達の用に供する暗号」を追加的に規定することとしている。

(イ) 特別秘密の対象とする必要性

これらの事項が漏えいした場合、相手国は、傍受した通信内容を解読し、収集対象となる情報に係る保全強化等の対抗措置を講じることが可能となることから、我が国の防衛に重大な支障を来す可能性がある。このため、これらの事項については、特別秘密の対象となり得る事項とする必要がある。

(8) 別表第1号チについて

ア 「武器、弾薬、船舶、航空機その他防衛の用に供する物」

別表第1号ホの解説を参照。

イ 「仕様」

装備品等の構造（内部的な組立て及び材質）、形状又は強度をいう。具体的には、潜水艦のプロペラの材質又は形状、戦車等の装甲厚等が挙げられる。

ウ 「性能」

装備品等がその目的に従って使用された場合に発揮する特性や能力をいう。具体的には、誘導弾の対処目標性能、潜水艦の潜航可能深度等が挙げられる。

エ 「使用方法」

装備品等の物理的な操作方法のみならず、その装備品等の本来の目的にかなった最も有効適切な操作方法をいう。具体的には、機雷の敷設深度等が挙げられる。

オ 特別秘密の対象とする必要性

これらの事項が漏えいした場合、装備品等が発揮し得る能力等が明らかになり、相手国が対抗措置を講じることが可能となるため、我が国の防衛に重大な支障を来す可能性がある。このため、これらの事項については、特別秘密の対象となり得る事項とする必要がある。

研究開発段階にある装備品等についても、その仕様、性能又は使用方法が

漏えいした場合、近い将来において自衛隊が作戦行動等に使用される蓋然性が高い装備品等が発揮し得る能力等が明らかになるため、装備品等とあわせて本号の対象と含めることとしている。

(9) 別表第1号リについて

ア 「武器、弾薬、船舶、航空機その他防衛の用に供する物」

別表第1号ホの解説を参照。

イ 「製作の方法」

装備品等又はそれらに用いられる部品、システム等を製作するために必要な知識又は技術をいう。具体的には、潜水艦の内殻構造等の設計や戦車の防弾鋼板等の製作の方法が挙げられる。

ウ 「検査の方法」

装備品等若しくはそれらに用いられる部品、システム等を検査するために必要な知識若しくは技術又は当該検査の評価基準若しくは結果として得られるデータをいう。具体的には、検査から得られるデータ等から性能や特性が明らかになる機雷、レーダー等の検査の方法が挙げられる。

エ 「修理の方法」

装備品等若しくはそれらに用いられる部品、システム等を修理するために必要な知識若しくは技術又は当該修理の結果として得られるデータをいう。具体的には、曳航式パッシブソナーや秘匿装置等の修理の方法が挙げられる。

オ 「試験の方法」

装備品等若しくはそれらに用いられる部品、システム等の試験を行うために必要な知識若しくは技術又は当該試験の評価基準若しくは結果として得られるデータをいう。具体的には、試験から得られるデータ等から周波数等の特性が明らかになるレーダー等の試験の方法が挙げられる。

カ 特別秘密の対象とする必要性

これらの事項が漏えいした場合、装備品等が発揮し得る能力等が明らかになり、相手国が対抗措置を講じることが可能となるため、我が国の防衛に重大な支障を来す可能性がある。このため、これらの事項については、特別秘密の対象となり得る事項とする必要がある。

研究開発段階にある装備品等についても、その製作、検査、修理又は試験の方法が漏えいした場合、近い将来において自衛隊が作戦行動等に使用される蓋然性が高い装備品等が発揮し得る能力等が明らかになるため、装備品等とあわせて本号の対象と含めることとしている。

(10) 別表第1号ヌについて

ア 「防衛の用に供する施設」

自衛隊が作戦行動等の際に用いることを、その属性上又は用途上の本来的

な目的としている施設（土地、建物及びその付属施設をいう。建物及びその付属施設の用途に従って当然に存在する若しくはその効用を増す器材等、例えば電気回線、通信回線若しくは警備システム等を含む。）をいい、具体的には、作戦行動の際に指揮所として使用される施設等が挙げられる。他方、自衛隊が所有している宿舍又は厚生施設等の施設は、「防衛の用に供する施設」には含まれない。

イ 「設計」

防衛の用に供する施設の構造（内部的な組立て及び材質）又は当該施設に求められている強度をいう。具体的には、特定の区画が基地内若しくは建築物の内部のどこに存在するか、又は電気回線、通信回線若しくは警備システムの構成や配置等が挙げられる。

ウ 「性能」

防衛の用に供する施設がその用途に従って使用された場合に実際に発揮される特性、強度又は能力（施設の設計目的が達成されているか）をいう。具体的には、シールド性能、抗たん性能等が挙げられる。

エ 「内部の用途」

防衛の用に供する施設の内部、例えば、ある区画（部屋）がいかなる目的で使用されているかをいう。

オ 特別秘密の対象とする必要性

これらの事項が漏えいした場合、防衛の用に供する施設の防護能力等が明らかになることから、相手国が当該施設の弱点を踏まえた作戦を実施することが可能となり、我が国の防衛に重大な支障を来す可能性がある。このため、これらの事項については、特別秘密の対象となり得る事項とする必要がある。

別表第2号（外交に関する事項）

1 趣旨

本号は、外交に関する事項のうち、特別秘密の対象となり得るものを明らかにするものである。

外交は、平和で安全な国際社会の維持に寄与するとともに良好な国際環境の整備を図る上で、また、調和ある対外関係を維持し発展させつつ、国際社会における日本国及び日本国民の利益の増進を図る上で重要な活動であり、広範多岐な活動が含まれるところ、国及び国民の安全の確保のために重要な情報の漏えいの防止を図るといふ本法の目的に鑑み、本号では、主として我が国の安全保障等に関する事項に限定することとしている。

2 内容

(1) 別表第2号イについて

ア 「我が国の安全保障等に係る重要施策の方針」

我が国の安全保障等に係る外交交渉その他の国益に影響を与え得る重要な外交施策において我が国が確保すべき利益、構築すべき外国との関係等の達成すべき目標及びそれらを実現するための方策をいう。

具体的には、我が国の安全保障等について具体的な懸案事項を抱える外国との間で行う外交交渉に際して作成される対処方針、我が国の安全保障等にとって望ましい同盟国等との関係構築に向けた外交戦略等が挙げられる。

イ 特別秘密の対象とする必要性

これらの事項が漏えいした場合、

- ① 我が国の安全保障等に係る外交交渉等の手の内が明らかになるため、関係国が対抗措置や妨害措置を講じることが可能となり、我が国の利益の実現、望ましい外交関係の構築等が困難になる可能性がある
- ② 我が国と同盟国等との間の安全保障等に係る協力・連携の強化等の手の内が明らかになることにより、同盟国等との信頼関係が損なわれ、その後の安全保障等に係る協力・連携が困難になる可能性がある

ことから、我が国の安全保障等に重大な支障を来す可能性がある。このため、これらの事項については、特別秘密の対象となり得る事項とする必要がある。

なお、本号に該当する事項は、安全保障等に係る外交の手の内を含み得るため、特別秘密の対象となり得ると考えられるが、手の内に至らない安全保障等に係る外交方針については、外交に対する国民の理解を得る観点等から、国会における外務大臣の外交演説等において必要に応じて明らかにされている。

(2) 別表第2号ロについて

ア 「我が国の安全保障等に係る外国の政府又は国際機関との交渉の内容」

我が国の安全保障等の実現のために外国の政府又は国際機関との間で行う交渉の内容をいい、具体的には、同盟国等との安全保障等に係る協力・連携についての交渉や、安全保障等について具体的な懸案事項を抱える外国との当該懸案事項の解決のための交渉の具体的内容等が挙げられる。

なお、本号は交渉過程を対象とするものであり、交渉の結果としての国際約束等の合意内容を対象とするものではない。

イ 「外国の政府」

第2条第3項第2号で解説したとおり、「外国」には未承認国家も含まれる。したがって、「外国の政府」には、未承認国家の政府も含まれるが、中央銀行等の外交権限を持たない機関は含まれない。

ウ 「国際機関」

一般に、特定の目的を達成するために、設立条約等国際約束に基づき設立され、一定の任務を遂行する組織体をいい、具体的には、国際連合、北大西洋条約機構等が挙げられる。

エ 特別秘密の対象とする必要性

これらの事項が漏えいした場合、

- ① 安全保障等に係る交渉過程の詳細が明らかになることにより、交渉相手国との信頼関係が損なわれ、率直な意見交換を行うことが困難になるなど、その後の当該交渉相手国との交渉に支障が生じる
 - ② 交渉過程が第三国にも明らかになるため、今後行われる第三国との同種の交渉においても我が国が望ましい結果を得ることが困難になる
- こととなり、我が国の安全保障等に重大な支障を来す可能性がある。このため、これらの事項については、特別秘密の対象となり得る事項とする必要がある。

(3) 別表第2号ハについて

ア 「外交に関し収集した重要な情報」

外交に関して情報収集活動により収集した情報及び当該情報を処理した結果としての情報のうち、重要なものをいう。「外交に関し収集した情報」には、外交を所掌する外務省が収集した情報、内閣の重要政策に関する情報の収集調査等を所掌する内閣官房が収集した情報のうち外交に関するものの他に、その他の行政機関が収集した情報であって、外交に資することから外務省と共有されるに至ったものが含まれる。

イ 「外交に関し収集した我が国の安全保障等に関する重要な情報」

具体的には、我が国の安全保障等を実現する上で必要となる外国の軍事動向等に関する内部情報、同盟国等との安全保障協力のために共有している情報であって情報保護協定に基づき保護すべきもの等が挙げられる。

ウ 特別秘密の対象とする必要性

これらの事項が漏えいした場合、

- ① 収集対象となる情報に係る保全強化等の対抗措置が講じられ、じ後必要な情報を入手することが困難となる
- ② 情報の提供国等との信頼関係を損なうために、じ後必要な情報を入手することが困難となる
- ③ いかなる情報を情勢判断の指標等として収集整理しているかが明らかになり、
 - ・ 情報操作を施され、不適切な情報を信頼することになる
 - ・ 情報業務の間隙を衝かれる

こととなり、我が国の外交上適時に適切な対応をとることができず、我が国の安全保障等に重大な支障を来す可能性がある。このため、これらの事項については、特別秘密の対象となり得る事項とする必要がある。

(4) 別表第2号ニについて

ア 「情報の収集整理」

「外交に関し収集した我が国の安全保障等に関する重要な情報」の収集整理に関する活動状況、態勢及び方法をいう。

「活動状況」とは、どこで、何を対象に情報の収集整理を行っているのか等、情報業務の実施状況をいう。

「態勢」とは、情報の収集整理を行っている部局の組織、定員、器材等をいう。

「方法」とは、情報の収集整理の対象となる各個別目標に対していかなる資源を割り当て、どのような手法・技法を用いて情報の収集整理を行っているのか等、情報業務の実施に係る要領、技術、手法等をいう。

イ 「情報の収集整理の能力」

能力的にどのような情報を収集整理することができるか、及びどのような情報を収集整理することができないかをいう。具体的には、我が国の安全保障に影響を及ぼす外国の軍事動向等に関する内部情報、画像情報等の情報源、情報入手の頻度等が挙げられる。「情報の収集整理の能力」には、外務省の情報の収集整理に関する能力の他に、外務省に安全保障等に関する情報を提供する他の行政機関や外国政府等の能力が含まれ、情報収集衛星システムの撮像能力等の性能もこれに該当し得る。

ウ 特別秘密の対象とする必要性

これらの事項が漏えいした場合、

- ① 収集対象となる情報に係る保全強化等の対抗措置が講じられ、じ後必要な情報を入手することが困難となる
- ② 情報の提供国等との信頼関係を損なうために、じ後必要な情報を入手す

ることが困難となる

③ いかなる情報を情勢判断の指標等として収集整理しているかが明らかになり、

- ・ 情報操作を施され、不適切な情報を信頼することになる
- ・ 情報業務の間隙を衝かれる

こととなり、我が国の外交上適時に適切な対応をとることができず、我が国の安全保障等に重大な支障を来す可能性がある。このため、これらの事項については、特別秘密の対象となり得る事項とする必要がある。

(5) 別表第2号ホについて

ア 「外交の用に供する暗号」

(ア) 内容

「暗号」とは、通信内容を秘匿するための手段をいい、具体的には暗号のアルゴリズムと鍵を意味する。

「外交の用に供する暗号」とは、外交に係る諸活動の際に用いることを、その属性上又は用途上の本来的な目的とする暗号を意味し、具体的には、外務省本省と在外公館との間で情報を伝達するために用いられる暗号等が挙げられる。

(イ) 特別秘密の対象とする必要性

これらの事項が漏えいした場合、相手国は、傍受した通信内容を解読し、安全保障等に係る外交を含む我が国の外交の手の内等の詳細を知ることが可能となり、また、他国との信頼関係が損なわれることから、我が国の安全保障等に係る外交を含む外交全般に重大な支障を来す可能性がある。このため、これらの事項については、特別秘密の対象となり得る事項とする必要がある。

イ 「ハに掲げる情報の伝達の用に供する暗号」

(ア) 内容

外交に関し収集した我が国の安全保障等に関する重要な情報を伝達する際に用いられる暗号を意味し、具体的には、情報収集衛星システムにおいて画像情報を外務省に伝達する際に用いられる暗号等が挙げられる。

(イ) 特別秘密の対象とする必要性

これらの事項が漏えいした場合、相手国は、傍受した通信内容を解読し、収集対象となる情報に係る保全強化等の対抗措置を講じることが可能となり、我が国の安全保障等に重大な支障を来す可能性がある。このため、これらの事項については、特別秘密の対象となり得る事項とする必要がある。

別表第3号（公共の安全と秩序の維持に関する事項）

1 趣旨

本号は、公共の安全と秩序の維持に関する事項のうち、特別秘密の対象となり得るものを明らかにするものである。

公共の安全と秩序の維持を主な任務とする行政機関としては、警察庁、公安調査庁及び海上保安庁（以下「治安機関」という。）がある。治安機関の所掌事務は多岐に及ぶが、国及び国民の安全の確保のために重要な情報の漏えいの防止を図るといふ本法の目的に鑑み、本号では、主として我が国におけるテロリズム防止等に関する事項に限定することとしている。

2 内容

(1) 別表第3号イについて

ア 「テロリズム等緊急事態に対処するための計画」

テロリズム等緊急事態への適切な対処を確保するため、治安機関がとるべき措置の手順等をまとめた計画をいい、具体的には、重大テロが発生した場合の治安機関における対応要領等が挙げられる。

なお、自衛隊の運用に関する計画が内外の諸情勢等に関する緻密な見積りに基づいて作成され、両者に一体性が認められるのに対して、本号の計画はテロ情勢等を踏まえて作成されるものの、テロ情勢等に関する見積りととの一体性が薄いため、テロ情勢等に関する情報がロ号により別途保護し得ることも踏まえ、本号には見積りを規定していない。

イ 「テロリズム等緊急事態に対処するための研究」

テロリズム等緊急事態への効率的かつ効果的な対処に資すること等を目的として行う研究をいい、具体的には、緊急事態発生時における諸外国の対応要領を踏まえた研究等が挙げられる。

ウ 特別秘密の対象とする必要性

これらの事項が漏えいした場合、テロリズム等緊急事態に対処する治安機関の能力、態勢又は関心事項が明らかになることから、テロ組織等が治安機関の手の内を踏まえた効果的な攻撃を実施することが可能となり、我が国におけるテロリズム防止等に重大な支障を来す可能性がある。このため、これらの事項については、特別秘密の対象となり得る事項とする必要がある。

(2) 別表第3号ロについて

ア 「公共の安全と秩序の維持に関し収集した重要な情報」

公共の安全と秩序の維持に関して、情報収集活動により収集した情報及び当該情報を処理・分析した結果としての情報のうち、重要なものをいう。「公共の安全と秩序の維持に関し収集した情報」には、治安機関が収集した情報、

内閣の重要政策に関する情報の収集調査等を所掌する内閣官房が収集した情報のうち公共の安全と秩序の維持に関するものの他に、その他の行政機関が収集した情報であって、公共の安全と秩序の維持に資することから治安機関と共有されるに至ったものが含まれる。

イ 「公共の安全と秩序の維持に関し収集した特定有害活動に関する重要な情報」

治安機関は「公共の安全と秩序の維持」に関する事項について様々な情報収集活動を行っているが、それらによって得られる情報を全て特別秘密の対象とすることは適当でない。このため、本号においては、我が国及び日本国民の安全に影響を及ぼし得る「特定有害活動」に関する重要な情報のみを規定している。

具体的には、国内外の組織によるテロ活動、我が国に対する外国情報機関等の諜報活動等に関する内部情報、外国政府等からの提供情報等が挙げられる。

ウ 特別秘密の対象とする必要性

これらの事項が漏えいした場合、

- ① 収集対象となる情報に係る保全強化等の対抗措置が講じられ、じ後必要な情報を入手することが困難となる
- ② 情報の提供国等との信頼関係を損なうため、じ後必要な情報を入手することが困難となる
- ③ いかなる情報を情勢判断の指標等として収集整理しているかが明らかになり、
 - ・ 情報操作を施され、不適切な情報を信頼することになる
 - ・ 情報業務の間隙を衝かれる

こととなり、テロ活動等の特定有害活動を抑止するために適時に適切な対応をとることができず、我が国におけるテロリズム防止等に重大な支障を来す可能性がある。このため、これらの事項については、特別秘密の対象となり得る事項とする必要がある。

(3) 別表第3号ハについて

ア 「情報の収集整理」

「公共の安全と秩序の維持に関し収集した特定有害活動に関する重要な情報」の収集整理に関する活動状況、態勢及び方法をいう。

「活動状況」とは、どこで、何を対象に情報の収集整理を行っているのか等、情報業務の実施状況をいう。

「態勢」とは、情報の収集整理を行っている部局の組織、定員、器材等をいう。

「方法」とは、情報の収集整理の対象となる各個別目標に対していかなる

資源を割り当て、どのような手法・技法を用いて情報の収集整理を行っているのか等、情報業務の実施に係る要領、技術、手法等をいう。

イ 「情報の収集整理の能力」

能力的にどのような情報を収集整理することができるか、及びどのような情報を収集整理することができないかをいう。具体的には、国内外の組織によるテロ活動等に関する内部情報、画像情報等の情報源、情報入手の頻度等が挙げられる。「情報の収集整理の能力」には、治安機関の情報の収集整理に関する能力の他に、治安機関に公共の安全と秩序の維持に関する情報を提供する他の行政機関や外国政府の能力が含まれ、情報収集衛星システムの撮像能力等の性能もこれに該当し得る。

ウ 特別秘密の対象とする必要性

これらの事項が漏えいした場合、

- ① 収集対象となる情報に係る保全強化等の対抗措置が講じられ、じ後必要な情報を入手することが困難となる
- ② 情報の提供国等との信頼関係を損なうために、じ後必要な情報を入手することが困難となる
- ③ いかなる情報を情勢判断の指標等として収集整理しているかが明らかになり、
 - ・ 情報操作を施され、不適切な情報を信頼することになる
 - ・ 情報業務の間隙を衝かれる

こととなり、テロ活動等の特定有害活動を抑止するために適時に適切な対応をとることができず、我が国におけるテロリズム防止等に重大な支障を来す可能性がある。このため、これらの事項については、特別秘密の対象となり得る事項とする必要がある。

(4) 別表第3号ニについて

ア 「公共の安全と秩序の維持の用に供する暗号」

(7) 内容

「暗号」とは、通信内容を秘匿するための手段をいい、具体的には暗号のアルゴリズムと鍵を意味する。

「公共の安全と秩序の維持の用に供する暗号」とは、公共の安全と秩序の維持に係る諸活動の際に用いることを、その属性上又は用途上の本来的な目的とする暗号をいい、具体的には、治安機関がテロ等の緊急事態に対処する際に用いる暗号、治安機関において特定有害活動に関する重要な情報を伝達する際に用いられる暗号等が挙げられる。

(イ) 特別秘密の対象とする必要性

これらの事項が漏えいした場合、相手方は、傍受した通信内容を解読し、テロ等の緊急事態に対処する治安機関の活動等の詳細を知ることが可能と

なり、また、収集対象となる情報に係る保全強化等の対抗措置を講じることが可能となることから、我が国におけるテロリズム防止等に重大な支障を来す可能性がある。このため、これらの事項については、特別秘密の対象となり得る事項とする必要がある。

イ 「口に掲げる情報の伝達の用に供する暗号」

(ア) 内容

「口に掲げる情報の伝達の用に供する暗号」とは、公共の安全と秩序の維持に関し収集した特定有害活動に関する重要な情報を伝達する際に用いられる暗号をいい、具体的には、情報収集衛星システムにおいて画像情報を治安機関に伝達する際に用いられる暗号等が挙げられる。

(イ) 特別秘密の対象とする必要性

これらの事項が漏えいした場合、相手方は、傍受した通信内容を解読し、収集対象となる情報に係る保全強化等の対抗措置を講じることが可能となり、我が国におけるテロリズム防止等に重大な支障を来す可能性がある。このため、これらの事項については、特別秘密の対象となり得る事項とする必要がある。

特別秘密の保護に関する法律案と秘密保全に関する現行法との対照表

<p>特別秘密の保護に関する法律案（抄）</p>	<p>自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）（抄）</p>	<p>日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和二十九年法律第百六十六号）（抄）</p>	<p>日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法（昭和二十七年法律第百三十八号）（抄）</p>
<p>保護の対象とする秘密及び指定の要否</p> <p>（特別秘密の指定）</p> <p>第三条 行政機関の長（当該行政機関が合議制の機関である場合にあつては当該行政機関をいい、前条第二項第四号及び第五号の政令で定める機関（合議制の機関を除く。）にあつてはその機関ごとを政令で定める者をいう。以下同じ。）は、当該行政機関についての次の各号に掲げる事項であつて、公になつていないもののうち、当該各号に定めるもの（日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和二十九年法律第百六十六号）第一條第三項に規定する特別防衛秘密に該当するものを除く。）を特別秘密として指定するものとする。</p> <p>一 別表第一号に該当する事項 その漏えいが我が国の防衛に著しく支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの</p> <p>二 別表第二号に該当する事項 その漏えいが我が国の安全保障等に著しく支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの</p> <p>三 別表第三号に該当する事項 その漏えいが我が国におけるテロリズム防止等に著しく支障を</p>	<p>（防衛秘密）</p> <p>第九十六條の二 防衛大臣は、自衛隊についての別表第四に掲げる事項であつて、公になつていないものうち、我が国の防衛上特に秘匿することが必要であるもの（日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和二十九年法律第百六十六号）第一條第三項に規定する特別防衛秘密に該当するものを除く。）を防衛秘密として指定するものとする。</p>	<p>（定義）</p> <p>第一条（略）</p> <p>この法律において「特別防衛秘密」とは、左に掲げる事項及びこれらの事項に係る文書、図画又は物件で、公になつていないものをいう。</p> <p>一 日米相互防衛援助協定等に基づき、アメリカ合衆国政府から供与された装備品等について左に掲げる事項</p> <p>イ 構造又は性能</p> <p>ロ 製作、保管又は修理に関する技術</p> <p>ハ 使用の方法</p> <p>ニ 品目及び数量</p> <p>二 日米相互防衛援助協定等に基づき、アメリカ合衆国政府から供与された情報で、装備品等に関する前号イからハまでに掲げる事項に関するもの</p>	<p>（合衆国軍隊の機密を侵す罪）</p> <p>第六条 合衆国軍隊の機密（合衆国軍隊についての別表に掲げる事項及びこれらは物件に係る文書、図画若しくは物件で、公になつていないものをいう。以下同じ。）を、合衆国軍隊の安全を害すべき用途に供する目的をもつて、又は不当な方法で、探知し、又は収集した者は、十年以下の懲役に処する。</p> <p>2・3（略）</p>

- 2
 与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの前項の規定による指定（以下単に「指定」という。）は、次の各号のいずれかに掲げる方法により行わなければならない。
- 一 政令で定めるところにより、前項に規定する事項を記録する文書、図画若しくは物件又は当該事項を化体する物件に標記を付すこと。
- 二 前項に規定する事項の性質上前号の規定によることが困難である場合において、政令で定めるところにより、当該事項が同項の規定の適用を受けることとなる旨を当該事項を取り扱う者に通知すること。
- 3
 4 (略)

別表（第三条、第五条関係）

- 一 防衛に関する事項であつて、次に掲げるもの
- イ 自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究
- ロ 防衛に関し収集した電波情報、画像情報その他の重要な情報
- ハ ロに掲げる情報の収集整理又はその能力
- ニ 防衛力の整備に関する見積り若しくは計画又は研究
- ホ 武器、弾薬、船舶、航空機その他防衛の用に供する物の種類又は数量
- ヘ 防衛の用に供する通信網の構成又は通信の方法
- ト 防衛の用に供する暗号その他に掲げる情報の伝達の利用に供する暗号
- チ 武器、弾薬、船舶、航空機

- 2
 各号のいずれかに掲げる方法により行わなければならない。
- 一 政令で定めるところにより、前項に規定する事項を記録する文書、図画若しくは物件又は当該事項を化体する物件に標記を付すこと。
- 二 前項に規定する事項の性質上前号の規定によることが困難である場合において、政令で定めるところにより、当該事項が同項の規定の適用を受けることとなる旨を当該事項を取り扱う者に通知すること。
- 3
 4 (略)

別表第四（第九十六条の二関係）

- 一 自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究
- 二 防衛に関し収集した電波情報、画像情報その他の重要な情報
- 三 前号に掲げる情報の収集整理又はその能力
- 四 防衛力の整備に関する見積り若しくは計画又は研究
- 五 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物（船舶を含む。第八号及び第九号において同じ。）の種類又は数量
- 六 防衛の用に供する通信網の構成又は通信の方法
- 七 防衛の用に供する暗号
- 八 武器、弾薬、航空機その他の

別表

- 一 防衛に関する事項
- イ 防衛の方針若しくは計画の内容又はその実施の状況
- ロ 部隊の隷属系統、部隊数、部隊の任務、配備又は行動の構成、設備、性能又は強度
- ハ 部隊の使用する艦船、航空機、兵器、弾薬その他の軍需品の種類又は数量
- ホ 編制又は装備に関する事項
- イ 編制若しくは装備に関する状況
- ハ ロ 編制又は装備の現況
- イ 艦船、航空機、兵器、弾薬その他の軍需品の構造又は性能
- ロ 運輸又は通信に関する事項
- 三 軍事輸送の計画の内容又は

指定の調整

その他防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のものの様、性能又は使用方法

リ 武器、弾薬、船舶、航空機その他防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のもの、の製作、検査、修理又は試験の方法

又 防衛の用に供する施設的设计、性能又は内部の用途（へに掲げるものを除く。）

二 次 外交に関する事項であつて、

イ 我が国の安全保障等に係る重要施策の方針

ロ 我が国の政府又は国際機関との交渉の内容

ハ 外交に關し収集した我が国の安全保障等に關する重要な情報

ニ ハに掲げる情報の収集整理又はその能力

ホ 外交の用に供する暗号その他ハに掲げる情報の伝達の使用に供する暗号

三 公共の安全と秩序の維持に關する事項であつて、次に掲げるもの

イ テロリズム等緊急事態に對処するための計画又は研究

ロ 公共の安全と秩序の維持に關し収集した特定有害活動に關する重要な情報

ハ ロに掲げる情報の収集整理又はその能力

ニ 公共の安全と秩序の維持の用に供する暗号その他ロに掲げる情報の伝達の使用に供する暗号

九 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のもの、の製作、検査、修理又は試験の方法

十 防衛の用に供する施設的设计、性能又は内部の用途（第六号に掲げるものを除く。）

ハロ
その実施の状況
軍用通信の内容
軍用暗号

<p>第四条 (指定の有効期間及び解除) 行政機関の長は、指定をする場合において、当該指定の日か</p>	<p>3 2 第三條 (特別秘密の指定) (略)</p> <p>3 行政機関の長は、共有事項(当該行政機関が他の行政機関から提供し、若しくは他の行政機関から提供を受けた事項、又は当該行政機関及び他の行政機関が同一の機会に行政機関以外の者から提供を受けた事項をいう。次項及び次条第四項において同じ。)について指定をしようとするときは、あらかじめ、当該他の行政機関(次項において「特定行政機関」という。)の長に協議しなければならない。</p> <p>4 行政機関の長は、前項の規定による協議を経て当該共有事項について指定をしたときは、直ちにその旨を特定行政機関の長に通知しなければならない。</p> <p>5 警察庁長官は、警察共有事項(警察庁が都道府県警察に提供し、若しくは都道府県警察から提供を受けた事項、又は警察庁及び都道府県警察が同一の機会に都道府県警察以外の者から提供を受けた事項をいう。以下この項において同じ。)について指定をしたとき、又は他の行政機関の長から警察共有事項に係る前項の規定による通知を受けたときは、直ちにその旨を当該都道府県警察の警視總監又は道府県警察本部長(以下「警察本部長」という。)に通知しなければならない。</p>
<p>※自衛隊法施行令(昭和二十九年政令第七十九号) (防衛秘密が要件を欠くに至つた</p>	

ら起算して五年を超えない範囲内においてその有効期間を定めるものとする。

2 行政機関の長は、指定の有効期間（この項の規定により延長した有効期間を含む。）が満了した時において、当該指定をした事項が前条第一項に規定する要件を満たす場合には、政令で定めるところにより、五年を超えない範囲内においてその有効期間を延長するものとする。

3 行政機関の長は、指定をした事項が前条第一項に規定する要件を欠くに至ったときは、政令で定めるところにより、速やかにその指定を解除しなければならない。

4 行政機関の長は、他の行政機関の長が指定をした共有事項が前条第一項に規定する要件を欠くに至ったと思料するときは、速やかにその旨を当該他の行政機関の長に通知するものとする。

場合の措置）

第百十三条の十二 防衛大臣は、防衛秘密として指定した事項が法第九十六条の二第一項に規定する要件を欠くに至ったときは、速やかに、当該事項に係る防衛秘密管理に当該事項が防衛秘密でなくなった旨を通報するものとする。

2 前項の通報を受けた防衛秘密管理者は、直ちに、当該通報に係る事項を記録する文書、図画若しくは物件又は当該事項を体化する物件に付された第百十三条の二の規定による標記及び第百十三条の八の規定による表示を抹消する措置を講ずるとともに、当該事項の取扱いの業務に従事する防衛省の職員及び前条第一項の規定により当該事項に係る文書、図画若しくは物件を交付し、又は当該事項を伝達した相手方に当該事項が防衛秘密でなくなつた旨を周知させなければならない。

取扱いの業務を行わせることができる場合

（他の行政機関の職員等に特別秘密の取扱いの業務を行わせることができる場合）

第五条 行政機関の長は、当該行政機関又は他の行政機関の所掌事務の遂行上特段の必要がある場合に限り、政令で定めるところにより、他の行政機関の職員のうち別表各号に掲げる事項に関連する職務に従事する者に特別秘密（当該事項に該当するものに限る。）の取扱いの業務を行わせることができる。

2 警察庁長官は、警察庁の所掌事務の遂行上特段の必要がある場合に限り、警察庁長官の定めるところにより、都道府県警察の職員の

（防衛秘密）

第九十六条の二 （略）

3 防衛大臣は、自衛隊の任務遂行上特段の必要がある場合に限り、国の行政機関の職員のうち防衛に関連する職務に従事する者又は防衛省との契約に基づき防衛秘密に係る物件の製造若しくは役務の提供を業とする者に、政令で定めるところにより、防衛秘密の取扱いの業務を行わせることができる。

4 （略）

<p>うち別表第三号に掲げる事項に關連する職務に従事する者に特別秘密（当該事項に該当するものに限る。）の取扱いの業務を行わせることができる。</p> <p>3 行政機関の長は、当該行政機関の所掌事務の遂行上特段の必要がある場合に限り、契約業者（当該行政機関との契約に基づき特別秘密に係る物件の製造又は役務の提供を業とする者をいう。以下同じ。）に特別秘密の取扱いの業務を行わせることができる。</p>	<p>その他の保護措置</p> <p>第十四条（その他の保護措置） 行政機関の長及び警察本部長は、第三条、第四条及び第六条から第十条までに定めるもののほか、政令で定めるところにより、第三条第一項に規定する事項の保護上必要な措置を講ずるものとする。</p>	<p>第十七条 特別秘密を取り扱うことを業務とする者がその業務により知得した特別秘密を漏らしたときは、十年以下の懲役に処し、又は情状により十年以下の懲役及び千円以下の罰金に処する。特別秘密を取り扱うことを業務としなくなつた後においても、同様とする。</p> <p>2 前項の場合を除き、行政機関又は都道府県警察の職員がその業務により知得した特別秘密を漏らしたときは、五年以下の懲役に処し、又は情状により五年以下の懲役及び五百万円以下の罰金に処する。</p>
<p>第九十六条の二（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 防衛大臣は、第一項及び第二項に定めるもののほか、政令で定めるところにより、第一項に規定する事項の保護上必要な措置を講ずるものとする。</p>	<p>（防衛秘密）</p> <p>第九十六条の二（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 防衛大臣は、第一項及び第二項に定めるもののほか、政令で定めるところにより、第一項に規定する事項の保護上必要な措置を講ずるものとする。</p>	<p>第二百二十二条 防衛秘密を取り扱うことを業務とする者がその業務により知得した防衛秘密を漏らしたときは、五年以下の懲役に処する。防衛秘密を取り扱うことを業務としなくなつた後においても、同様とする。</p> <p>2 前項の未遂罪は、罰する。</p> <p>3 過失により、第一項の罪を犯した者は、一年以下の禁錮又は二万円以下の罰金に処する。</p> <p>4・5・6（略）</p>
<p>（特別防衛秘密保護上の措置）</p> <p>第二条 特別防衛秘密を取り扱う国の行政機関の長は、政令で定めるところにより、特別防衛秘密について、標記を附し、関係者に通知する等特別防衛秘密の保護上必要な措置を講ずるものとする。</p>	<p>（罰則）</p> <p>第三条 左の各号の一に該当する者は、十年以下の懲役に処する。</p> <p>一（略）</p> <p>二 わが国の安全を害する目的をもつて、特別防衛秘密を他人に漏らした者</p> <p>三 特別防衛秘密を取り扱うことを業務とする者で、その業務により知得し、又は領有した特別防衛秘密を他人に漏らしたものに漏らした者は、五年以下の懲役に処する。</p>	<p>（罰則）</p> <p>第三条 左の各号の一に該当する者は、十年以下の懲役に処する。</p> <p>一（略）</p> <p>二 わが国の安全を害する目的をもつて、特別防衛秘密を他人に漏らした者</p> <p>三 特別防衛秘密を取り扱うことを業務とする者で、その業務により知得し、又は領有した特別防衛秘密を他人に漏らしたものに漏らした者は、五年以下の懲役に処する。</p>
<p>（合衆国軍隊の機密を侵す罪）</p> <p>第六条（略）</p> <p>2 合衆国軍隊の機密で、通常不当な方法によらなければ探知し、又は収集することができないようなものを他人に漏らした者も、前項と同様とする。</p> <p>3 前二項の未遂罪は、罰する。</p>	<p>（合衆国軍隊の機密を侵す罪）</p> <p>第六条（略）</p> <p>2 合衆国軍隊の機密で、通常不当な方法によらなければ探知し、又は収集することができないようなものを他人に漏らした者も、前項と同様とする。</p> <p>3 前二項の未遂罪は、罰する。</p>	<p>（合衆国軍隊の機密を侵す罪）</p> <p>第六条（略）</p> <p>2 合衆国軍隊の機密で、通常不当な方法によらなければ探知し、又は収集することができないようなものを他人に漏らした者も、前項と同様とする。</p> <p>3 前二項の未遂罪は、罰する。</p>

。その職を退いた後においても、同様とする。

3 前二項の罪の未遂は、罰する。

4 過失により第一項の罪を犯した者は、二年以下の禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。

5 過失により第二項の罪を犯した者は、一年以下の禁錮又は三十万円以下の罰金に処する。

取得行為に係る罰則

第十八条 次に掲げる行為により行政機関、都道府県警察又は契約業者が保有する特別秘密を取得した者は、十年以下の懲役に処し、又は情状により十年以下の懲役及び一千万円以下の罰金に処する。

一 人を欺き、人に暴行を加え、又は人を脅迫する行為

二 財物の窃取

三 施設への侵入

四 施設若しくは設備を損壊し、又はその錠を特別秘密を保有する者（次号及び第八号において「保有者」という。）の同意なくは、行爲

五 映像若しくは音声を送信する機能又は録画若しくは録音の機能を有する機器を保有者の同意なく施設に設置する行為

六 施設又は施設の区画された部分に係る振動を当該施設又は当該部分の外部から検知してこれらの内部の音声に係る情報に交換する機能を有する機器を使用する行為

七 有線電気通信を傍受する行為又は暗号を用いた電気通信を傍

3 前二項の未遂罪は、罰する。

第四条 特別防衛秘密を取り扱うことを業務とする者で、その業務により知得し、又は領有した特別防衛秘密を過失により他人に漏らし、又は、二年以下の禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。

2 前項に掲げる者を除き、業務により知得し、又は領有した特別防衛秘密を過失により他人に漏らした者は、一年以下の禁錮又は三十万円以下の罰金に処する。

第三条（罰則）
左の各号の一に該当する者は、十年以下の懲役に処する。

一 わが国の安全を害すべき用途に供する目的をもつて、又は不当な方法で、特別防衛秘密を探知し、又は収集した者

二・三 （略）

3 2 前二項の未遂罪は、罰する。

（合衆国軍隊の機密を侵す罪）
第六条 合衆国軍隊の機密（合衆国軍隊についての別表に掲げる事項及びこれらの事項に係る文書、図画若しくは物件で、公になつていないものをいう。以下同じ。）を、合衆国軍隊の安全を害すべき用途に供する目的をもつて、又は不当な方法で、探知し、又は収集した者は、十年以下の懲役に処する。

3 2 前二項の未遂罪は、罰する。

<p>受してその内容を復元する行為 八 不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。） （正当な理由がないのに刑法（明治四十年法律第四十五号）第百六十八条の二第一項第一号に掲げる電磁的記録を人の電子計算機における実行の用に供する行為その他の電子計算機による保有者の管理を害する行為） 前項の罪の未遂は、罰する。 前二項の規定は、刑法その他の罰則の適用を妨げない。</p>	<p>共謀（陰謀）・教唆・煽動に係る罰則</p>	<p>第十九条 第十七条第一項又は前条第一項に規定する行為の遂行を共謀し、教唆し、又は煽動した者は、五年以下の懲役に処する。 2 第十七条第二項に規定する行為の遂行を共謀し、教唆し、又は煽動した者は、三年以下の懲役に処する。</p>	<p>第二百二十二条（略） 2・3 4 第一項に規定する行為の遂行を共謀し、教唆し、又は煽動した者は、三年以下の懲役に処する。 5・6（略）</p>
<p>第五条 第三条第一項の罪の陰謀をした者は、五年以下の懲役に処する。 2 第三条第二項の罪の陰謀をした者は、三年以下の懲役に処する。 3 第三条第一項の罪を犯すことを教唆し、又はせん動した者は、第一項と同様とし、同条第二項の罪を犯すことを教唆し、又はせん動した者は、前項と同様とする。 4 前項の規定は、教唆された者が教唆に係る犯罪を実行した場合において、刑法（明治四十年法律第四十五号）総則に定める教唆の規定の適用を排除するものではない。</p>	<p>第七条 前条第一項又は第二項の罪の陰謀をした者は、五年以下の懲役に処する。 2 前条第一項又は第二項の罪を犯すことを教唆し、又はせん動した者も、前項と同様とする。 3 前項の規定は、教唆された者が教唆に係る犯罪を実行した場合において、刑法総則に定める教唆の規定の適用を排除するものではない。</p>	<p>第六条 第三條第一項第一号若しくは第二項又は前条第一項若しくは第二項の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減輕し、又は免</p>	<p>第八條 第六條第一項の罪、同項に係る前條第三項の罪又は同條第一項に係る前條第一項の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減輕し、又は免除する。</p>
<p>自首減免 第二十條 第十七條第三項若しくは第十八條第二項の罪を犯した者又は前條の罪を犯した者のうち第十七條第一項、第二項若しくは第十八條第一項に規定する行為の遂行</p>	<p>第二百二十二条（略） 2・4 5 第二項の罪を犯した者又は前項の罪を犯した者のうち第一項に規定する行為の遂行を共謀したもの</p>	<p>第六條（自首減免） 第三條第一項第一号若しくは第二項又は前條第一項若しくは第二項の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減輕し、又は免</p>	<p>第八條 第六條第一項の罪、同項に係る前條第三項の罪又は同條第一項に係る前條第一項の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減輕し、又は免除する。</p>

<p>を共謀したものが自首したときは、その刑を減輕し、又は免除する。</p>	<p>国外犯処罰</p> <p>第二十一条 第十七条の罪は、日本国外において同条の罪を犯した者にも適用する。</p> <p>2 第十八条及び第十九条の罪は、刑法第二条の例に従う。</p>
<p>6 (略)</p> <p>が自首したときは、その刑を減輕し、又は免除する。</p>	<p>第二百二十二条 (略)</p> <p>2 5 (略)</p> <p>6 第一項から第四項までの罪は、刑法第三条の例に従う。</p>
<p>除する。</p>	

【ご連絡】 内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第50回)

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2012年11月20日 15:14

宛先: 櫻井 壯太郎(副長官補本室); 淡路 恵介(副長官補本室)

添付ファイル: 内政.zip (68 KB)

内閣官房副長官補室(内政) 淡路様、櫻井様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料(第50回)を、11月20日(火)に内閣法制局に持ち込みました。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気付きの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。

(法案概要等の資料につきましては、これまでと同様、セキュリティ機能の設定をしております)

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

内閣官房内閣情報調査室総務部

████████████████████

████████████████████

Tel 03-5253-2111 (内線 ██████████)

████████████████████ (直通)

Fax 03-3592-2307

【ご連絡】 内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第50回)

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2012年11月20日 15:16

宛先: 八幡 浩紀(官邸・副長官補室)

添付ファイル: 外政.zip (37 KB)

内閣官房副長官補室(外政) 八幡様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料(第50回)を、11月20日(火)に内閣法制局に持ち込みました。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気付きの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。
(法案概要等の資料につきましては、これまでと同様、セキュリティ機能の設定をしております)

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

内閣官房内閣情報調査室総務部

Tel 03-5253-2111 (内線 [REDACTED])

[REDACTED] (直通)

Fax 03-3592-2307

【ご連絡】 内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第50回)

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2012年11月20日 15:17

宛先: 丸山 洋平(安危本室)

添付ファイル: 安危.zip (37 KB)

内閣官房副長官補室(安危) 丸山様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料(第50回)を、11月20日(火)に内閣法制局に持ち込みました。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気付きの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。

(法案概要等の資料につきましては、これまでと同様、セキュリティ機能の設定をしております)御多忙の恐れ縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

内閣官房内閣情報調査室総務部

Tel 03-5253-2111 (内線 [REDACTED])

(直通)

Fax 03-3592-2307

【ご連絡】 内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第50回)

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2012年11月20日 15:18

宛先:

添付ファイル: 警察庁.zip (37 KB)

警察庁警備局警備企画課 小林様、様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料(第50回)を、11月20日(火)に内閣法制局に持ち込みました。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気付きの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。
(法案概要等の資料につきましては、これまでと同様、セキュリティ機能の設定をしております)

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

内閣官房内閣情報調査室総務部

Tel 03-5253-2111 (内線 様)

(直通)

Fax 03-3592-2307

【ご連絡】 内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第50回)

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2012年11月20日 15:20

宛先:

添付ファイル: 公安庁.zip (37 KB)

公安調査庁 総務部審理室 [REDACTED] 様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料(第50回)を、11月20日(火)に内閣法制局に持ち込みました。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気付きの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。

(法案概要等の資料につきましては、これまでと同様、セキュリティ機能の設定をしております) 御多忙の恐れ縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

内閣官房内閣情報調査室総務部

[REDACTED]

[REDACTED]

Tel 03-5253-2111 (内線 [REDACTED]
[REDACTED] (直通)

Fax 03-3592-2307

【ご連絡】 内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第50回)

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2012年11月20日 15:21

宛先:

添付ファイル: 法務省.zip (37 KB)

法務省 刑事局公安課 櫻谷様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料(第50回)を、11月20日(火)に内閣法制局に持ち込みました。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気付きの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。
(法案概要等の資料につきましては、これまでと同様、セキュリティ機能の設定をしております)

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

内閣官房内閣情報調査室総務部

Tel 03-5253-2111 (内線)

(直通)

Fax 03-3592-2307

【ご連絡】 内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第50回)

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2012年11月20日 15:22

宛先: [REDACTED]

添付ファイル: 外務省.zip (37 KB)

外務省 大臣官房総務課 [REDACTED]様、[REDACTED]様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料(第50回)を、11月20日(火)に内閣法制局に持ち込みました。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気付きの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。
(法案概要等の資料につきましては、これまでと同様、セキュリティ機能の設定をしております)

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

内閣官房内閣情報調査室総務部

Tel 03-5253-2111 (内線 [REDACTED])

[REDACTED] (直通)

Fax 03-3592-2307

【ご連絡】 内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第50回)

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2012年11月20日 15:24

宛先:

添付ファイル: 持込資料リスト.jtd (23 KB); 法案概要.jtd (42 KB); 参照条文.jtd (109 KB)

海上保安庁 総務部政務課 坂本様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料(第50回)を、11月20日(火)に内閣法制局に持ち込みました。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気付きの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。

(法案概要等の資料につきましては、これまでと同様、セキュリティ機能の設定をしております)

御多忙の恐れ縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

内閣官房内閣情報調査室総務部

Tel 03-5253-2111 (内線)

(直通)

Fax 03-3592-2307

【ご連絡】 内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第50回)

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2012年11月20日 15:26

宛先:

添付ファイル: 防衛省.zip (37 KB)

防衛省 防衛政策局調査課 様、 様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料(第50回)を、11月20日(火)に内閣法制局に持ち込みました。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気付きの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。

(法案概要等の資料につきましては、これまでと同様、セキュリティ機能の設定をしております)御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

内閣官房内閣情報調査室総務部

Tel 03-5253-2111 (内線)

(直通)

Fax 03-3592-2307

【ご連絡】 内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第50回)

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2012年11月20日 15:27

宛先:

添付ファイル: 経産省.zip (68 KB)

経済産業省 大臣官房情報システム厚生課 下堀様、監物様、藤本様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料(第50回)を、11月20日(火)に内閣法制局に持ち込みました。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気づきの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。
(法案概要等の資料につきましては、これまでと同様、セキュリティ機能の設定をしております)

御多忙のり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

内閣官房内閣情報調査室総務部

Tel 03-5253-2111 (内線 [REDACTED])

(直通)

Fax 03-3592-2307

【ご連絡】 内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第50回)

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2012年11月20日 15:29

宛先:

添付ファイル: 経産省.zip (68 KB)

経済産業省 経済産業政策局知的財産政策室 根橋様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料(第50回)を、11月20日(火)に内閣法制局に持ち込みました。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、

お気付きの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。

(法案概要等の資料につきましては、これまでと同様、セキュリティ機能の設定をしております)

御多忙の恐れ縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

内閣官房内閣情報調査室総務部

TEL 03-5253-2111 (内線)

(直通)

Fax 03-3592-2307

秘密保全法制 法制局持込み資料

平成24年11月20日

- 法案概要
- 条文案・理由
- 参照条文集

特別秘密の保護に関する法律案の概要

第1 趣旨

我が国の防衛、外交又は公共の安全と秩序の維持に関する事項のうち特に秘匿することが必要であるものについて、これを適確に保護する体制を確立した上で収集し、整理し、及び活用することが重要であることに鑑み、当該事項の保護に関し、特別秘密の指定及び取扱者の制限その他の必要な事項を定めることにより、その漏えいの防止を図り、もって国及び国民の安全の確保に資する。

第2 概要

1 特別秘密の管理に関する措置

(1) 行政機関における特別秘密の指定等

ア 行政機関（※）の長は、次の①～③に掲げる事項（公になっていないものに限る。）を特別秘密として指定するものとする。

※ 行政機関の範囲及び単位を情報公開法、行政機関個人情報保護法及び公文書管理法と同様に定義。

① 別表第1号に該当する事項であって、その漏えいが我が国の防衛に著しく支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの

② 別表第2号に該当する事項であって、その漏えいが我が国の安全保障等（※）に著しく支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの

※ 「我が国の安全保障等」とは、⑦我が国の安全保障、④国の領域の保全又は国民の生命・身体の保護について外国との間で生じている問題の解決をいう。

③ 別表第3号に該当する事項であって、その漏えいが我が国におけるテロリズム防止等（※）に著しく支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの

※ 「テロリズム防止等」とは、⑦特定有害活動（国内外の組織によるテロ活動並びに外国の利益を図る目的で行われる諜報活動、大量破壊兵器関連物資の不正取引等の国及び国民の安全を脅かす活動）の抑止、④テロリズム等緊急事態（国内外の組織によるテロ活動等の国及び国民の安全に重大な影響を及ぼす緊急事態）による被害の発生・拡大の防止をいう。

イ 行政機関の長は、当該行政機関と他の行政機関との共有に係る事項を指定しようとするときは、あらかじめ、当該他の行政機関の長に協議しなければならない。

ウ 行政機関の長は、指定の際には有効期間（上限5年）を定めるものとする。当

該有効期間が満了する時において要件を満たす場合には、有効期間を延長するものとし、要件を欠くに至ったときは速やかに指定を解除しなければならない。

エ 行政機関の長は、特段の必要がある場合に限り、他の行政機関の職員、都道府県警察の職員又は契約業者の役職員等に特別秘密の取扱いの業務を行わせることができる。

(2) 特別秘密を取り扱う者に対する適性評価の実施

ア 特別秘密を取り扱うことができる者は、次に掲げる者又は適性評価により適性を有すると認められた行政機関の職員、都道府県警察の職員若しくは契約業者の役職員等（以下「職員等」という。）とする。

- ・ 行政機関の長、国務大臣、内閣官房副長官、副大臣、大臣政務官等
- ・ 特別秘密に係る犯罪の捜査等に従事する職員であつて、行政機関の長又は警察本部長が確認措置（特別秘密の漏えいに結び付くおそれのある特定の事実が存在しないことを質問により確認する措置をいう。）を講じたもの

イ 適性評価の有効期間は、原則として5年とする。

ウ 適性評価は、特別秘密を取り扱うことが見込まれる職員等の同意を得て、①特定有害活動との関係に関する事項、②犯罪及び懲戒の経歴に関する事項、③情報の取扱いに係る非違の経歴に関する事項その他の事項についての調査を実施し、当該職員等が特別秘密を取り扱った場合にこれを漏らすおそれがあるかどうかという観点から、行政機関の長又は警察本部長が行う。

エ ウの①についての調査を効果的かつ効率的に実施するために必要な事項として政令で定めるものについて調査を実施する。

オ 行政機関の長又は警察本部長は、調査を実施するため必要な範囲内において、当該職員等若しくはその関係者に質問し、当該職員等に資料の提出を求め、又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

カ 行政機関の長又は警察本部長は、適性評価を実施したときは、適性を有すると認めるかどうかの結果を当該職員等に対し通知しなければならない。

キ 行政機関の長又は警察本部長は、適性評価を実施中の職員等による特別秘密の取扱いが必要な特段の事情がある場合において、当該職員等がウの①～③の調査事項についての調査の結果、特別秘密を漏らすおそれがないこと等の要件を満たすときは、適性を有すると仮に認めることができる。

ク 適性評価の実施に当たって取得する個人情報等の目的外利用・提供を禁止するとともに、適性評価の実施への不同意又は適性を有しないと認められたことを理由とする不利益な取扱いを禁止する。

2 特別秘密の漏えい等に対する罰則

(1) 次に掲げる者による故意又は過失による漏えいを処罰する。

ア 特別秘密を取り扱うことを業務とする者（自由刑の上限は懲役10年）

イ 業務により特別秘密を知得した行政機関又は都道府県警察の職員（アに掲げる者を除く。）（自由刑の上限は懲役5年）

(2) 人を欺き、人に暴行を加え、又は人を脅迫する行為、財物の窃取、施設への侵入その他の不正な行為による特別秘密の取得行為を処罰する（自由刑の上限は懲役10年）。

(3) (1)（故意に限る。）又は(2)の行為の未遂、共謀、教唆又は煽動を処罰する。

3 その他

(1) 訓示的規定

本法の適用に当たっては、これを拡張して解釈して、国民の基本的人権を不当に侵害するようなことがあってはならない旨を定める。

(2) 施行期日に関する規定

公布の日から1年を超えない範囲内において政令で定める日とする。ただし、特別秘密を取り扱うことができる者を適性評価によってその適性を有すると認められた職員等に限定する規定は、公布の日から3年を超えない範囲内において政令で定める日とする。

(3) 自衛隊法の一部改正及びそれに伴う経過措置に関する規定

自衛隊法の防衛秘密に関する規定を削除するとともに、本法の施行日の前日において防衛秘密として指定されている事項を施行日に防衛大臣が特別秘密として指定した事項とみなす等の経過措置を定める。

(4) 内閣法の一部改正に関する規定

内閣情報官が掌理する事務について所要の改正を行う。

【第1号（防衛に関する事項）】（自衛隊法別表第4に相当）

- イ 自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究
- ロ 防衛に関し収集した電波情報、画像情報その他の重要な情報
- ハ ロに掲げる情報の収集整理又はその能力
- ニ 防衛力の整備に関する見積り若しくは計画又は研究
- ホ 武器、弾薬、船舶、航空機その他防衛の用に供する物の種類又は数量
- ヘ 防衛の用に供する通信網の構成又は通信の方法
- ト 防衛の用に供する暗号その他ロに掲げる情報の伝達の用に供する暗号
- チ 武器、弾薬、船舶、航空機その他防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のもの仕様、性能又は使用方法
- リ 武器、弾薬、船舶、航空機その他防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のもの製作、検査、修理又は試験の方法
- ヌ 防衛の用に供する施設の設計、性能又は内部の用途（ヘに掲げるものを除く。）

【第2号（外交に関する事項）】

- イ 我が国の安全保障等に係る重要施策の方針
- ロ 我が国の安全保障等に係る外国の政府又は国際機関との交渉の内容
- ハ 外交に関し収集した我が国の安全保障等に関する重要な情報
- ニ ハに掲げる情報の収集整理又はその能力
- ホ 外交の用に供する暗号その他ハに掲げる情報の伝達の用に供する暗号

【第3号（公共の安全と秩序の維持に関する事項）】

- イ テロリズム等緊急事態に対処するための計画又は研究
- ロ 公共の安全と秩序の維持に関し収集した特定有害活動に関する重要な情報
- ハ ロに掲げる情報の収集整理又はその能力
- ニ 公共の安全と秩序の維持の用に供する暗号その他ロに掲げる情報の伝達の用に供する暗号

特別秘密の保護に関する法律

目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 特別秘密の指定等（第三条・第四条）

第三章 特別秘密の取扱い（第五条・第六条）

第四章 適性評価等（第七条―第十三条）

第五章 雑則（第十四条―第十六条）

第六章 罰則（第十七条―第二十一条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、国際情勢の複雑化に伴い国及び国民の安全の確保に係る情報の重要性が増大するとともに、高度情報通信ネットワーク社会の発展に伴いその漏えいの危険性が增大している中で、政府が国及

び国民の安全の確保に関する責務を果たすためには、我が国の防衛、外交又は公共の安全と秩序の維持に関する事項のうち特に秘匿することが必要であるものについて、これを適確に保護する体制を確立した上で収集し、整理し、及び活用すること等が重要であることに鑑み、当該事項の保護に関し、特別秘密の指定制及び取扱者の制限その他の必要な事項を定めることにより、その漏えいの防止を図り、もって国及び国民の安全の確保に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「特別秘密」とは、我が国の防衛、外交又は公共の安全と秩序の維持に関する事項のうち特に秘匿することが必要であるものとして次条第一項の規定により指定された事項をいう。

2 この法律において「行政機関」とは、次に掲げる機関をいう。

- 一 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関
- 二 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関（これらの機関のうち、国家公安委員会にあっては警察庁を、第四号の政令で定める機関が置かれる機関にあっては当該政令で定める機関を除く。）

三 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第三条第二項に規定する機関（第五号の政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。）

四 内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに官内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十六条第二項の機関並びに内閣府設置法第四十条及び第五十六条（官内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。）の特別の機関で、警察庁その他政令で定めるもの

五 国家行政組織法第八条の二の施設等機関及び同法第八条の三の特別の機関で、政令で定めるもの

六 会計検査院

3 この法律において「我が国の安全保障等」とは、次に掲げるものをいう。

一 我が国の安全保障

二 国の領域の保全又は国民の生命若しくは身体の保護について外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。次項第二号及び別表第二号ロにおいて同じ。）との間で生じている問題の解決

4 この法律において「特定有害活動」とは、次に掲げる活動をいう。

一 政治上その他の主義主張に基づき、国家若しくは他人にこれを強要し、又は社会に不安若しくは恐怖

を与える目的で人を殺傷し、又は重要な施設その他の物を破壊する行為を行う活動

二 外国の利益を図る目的で行われる活動であつて、次に掲げるもの

イ 国及び国民の安全の確保のために保護を要する情報を不当な方法により取得する活動

ロ 大量破壊兵器関連の物資に係る国際取引であつて、国際的な平和及び安全の維持を妨げるものを行う活動その他の国及び国民の安全を著しく害し、又は害するおそれのある活動

5 この法律において「テロリズム防止等」とは、次に掲げるものをいう。

一 テロリズム等緊急事態（国及び国民の安全に重大な影響を及ぼす緊急事態であつて、前項第一号に規定する行為が発生した事態その他これに類するものをいう。別表第三号イにおいて同じ。）による被害の発生又は拡大の防止

二 特定有害活動の抑止

第二章 特別秘密の指定等

（特別秘密の指定）

第三条 行政機関の長（当該行政機関が合議制の機関である場合にあつては当該行政機関をいい、前条第二

項第四号及び第五号の政令で定める機関（合議制の機関を除く。）にあつてはその機関ごとに政令で定める者をいう。以下同じ。）は、当該行政機関についての次の各号に掲げる事項であつて、公になつていないもののうち、当該各号に定めるもの（日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和二十九年法律第百六十六号）第一条第三項に規定する特別防衛秘密に該当するものを除く。）を特別秘密として指定するものとする。

一 別表第一号に該当する事項 その漏えいが我が国の防衛に著しく支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの

二 別表第二号に該当する事項 その漏えいが我が国の安全保障等に著しく支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの

三 別表第三号に該当する事項 その漏えいが我が国におけるテロリズム防止等に著しく支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの

2 前項の規定による指定（以下単に「指定」という。）は、次の各号のいずれかに掲げる方法により行わなければならない。

一 政令で定めるところにより、前項に規定する事項を記録する文書、図画若しくは物件又は当該事項を化体する物件に標記を付すこと。

二 前項に規定する事項の性質上前号の規定によることが困難である場合において、政令で定めるところにより、当該事項が同項の規定の適用を受けることとなる旨を当該事項を取り扱う者に通知すること。

3 行政機関の長は、共有事項（当該行政機関が他の行政機関に提供し、若しくは他の行政機関から提供を受けた事項、又は当該行政機関及び他の行政機関が同一の機会に行政機関以外の者から提供を受けた事項をいう。次項及び次条第四項において同じ。）について指定をしようとするときは、あらかじめ、当該他の行政機関（次項において「特定行政機関」という。）の長に協議しなければならない。

4 行政機関の長は、前項の規定による協議を経て当該共有事項について指定をしたときは、直ちにその旨を特定行政機関の長に通知しなければならない。

5 警察庁長官は、警察共有事項（警察庁が都道府県警察に提供し、若しくは都道府県警察から提供を受けた事項、又は警察庁及び都道府県警察が同一の機会に都道府県警察以外の者から提供を受けた事項をいう。以下この項において同じ。）について指定をしたとき、又は他の行政機関の長から警察共有事項に係る

前項の規定による通知を受けたときは、直ちにその旨を当該都道府県警察の警視総監又は道府県警察本部長（以下「警察本部長」という。）に通知しなければならない。

（指定の有効期間及び解除）

第四条 行政機関の長は、指定をする場合において、当該指定の日から起算して五年を超えない範囲内においてその有効期間を定めるものとする。

2 行政機関の長は、指定の有効期間（この項の規定により延長した有効期間を含む。）が満了する時にいて、当該指定をした事項が前条第一項に規定する要件を満たす場合には、政令で定めるところにより、五年を超えない範囲内においてその有効期間を延長するものとする。

3 行政機関の長は、指定をした事項が前条第一項に規定する要件を欠くに至ったときは、政令で定めるところにより、速やかにその指定を解除しなければならない。

4 行政機関の長は、他の行政機関の長が指定をした共有事項が前条第一項に規定する要件を欠くに至ったと思料するときは、速やかにその旨を当該他の行政機関の長に通知するものとする。

第三章 特別秘密の取扱い

(他の行政機関の職員等に特別秘密の取扱いの業務を行わせることができる場合)

第五条 行政機関の長は、当該行政機関又は他の行政機関の所掌事務の遂行上特段の必要がある場合に限り、政令で定めるところにより、他の行政機関の職員のうち別表各号に掲げる事項に関連する職務に従事する者に特別秘密(当該事項に該当するものに限る。)の取扱いの業務を行わせることができる。

2 警察庁長官は、警察庁の所掌事務の遂行上特段の必要がある場合に限り、警察庁長官の定めるところにより、都道府県警察の職員のうち別表第三号に掲げる事項に関連する職務に従事する者に特別秘密(当該事項に該当するものに限る。)の取扱いの業務を行わせることができる。

3 行政機関の長は、当該行政機関の所掌事務の遂行上特段の必要がある場合に限り、政令で定めるところにより、契約業者(当該行政機関との契約に基づき特別秘密に係る物件の製造又は役務の提供を業とする者をいう。以下同じ。)に特別秘密の取扱いの業務を行わせることができる。

(特別秘密の取扱者等)

第六条 行政機関において特別秘密を取り扱うことができる者は、次の各号に掲げる者であつて、当該各号に定める要件に該当するものとする。

一 当該行政機関の職員であつて、その者についての次条第一項の評価で直近に実施されたものにより特別秘密を取り扱う適性（以下単に「適性」という。）を有すると認められたもの 当該行政機関の長がその者に対し当該評価に係る同条第六項の規定による通知をした日から五年を経過していないこと。

二 当該行政機関の職員であつて、第八条第一項の規定により適性を有すると仮に認められたもの 当該行政機関の長がその者に対し同条第二項の規定による通知をした日から三月を経過していないこと（当該通知をした日から三月を経過するまでの間に当該行政機関の長がその者に対し次条第六項の規定による通知をした場合を除く。）。

2 次に掲げる者は、前項の規定にかかわらず、特別秘密を取り扱うことができるものとする。

一 当該行政機関の長

二 次に掲げる職を占める者

イ 国務大臣（前号に掲げる者を除く。）

ロ 内閣官房副長官

ハ 副大臣

二 大臣政務官

ホ イからニまでに掲げるもののほか、その任命の方法、職務の特性その他の事情を勘案し、次条第一項の評価の対象とすることが適当でない職として政令で定める職

三 特別秘密に係る犯罪の捜査その他の特別秘密を取り扱うことが必要な事務で偶発的に行うこととなるものに従事する行政機関の職員であつて、当該行政機関の長が当該職員の同意を得た上で当該職員について確認措置（次条第二項各号に掲げる事項ごとに当該事項に関し特別秘密の漏えいに結び付くおそれのある特定の事実が存在しないことをその職員に質問させることにより確認する措置をいう。以下同じ。）を講じたもの（当該事務を遂行するため必要最小限度の特別秘密を二月を超えない期間内において取り扱う場合に限る。）

四 法令の規定により他の行政機関の職員をもつて充てることとされている当該行政機関の職員であつて、前項及びこの項（この号を除く。）の規定により当該他の行政機関において特別秘密を取り扱うことができるもの

3 第一項及び前項（第二号及び第四号を除く。）の規定は、都道府県警察における特別秘密の取扱いにつ

いて準用する。この場合において、第一項中「行政機関において」とあるのは「都道府県警察において」と、同項各号及び前項第三号中「行政機関の職員」とあるのは「都道府県警察の職員」と、第一項各号並びに前項第一号及び第三号中「行政機関の長」とあるのは「警察本部長」と、それぞれ読み替えるものとする。

4 行政機関の長は、前条第三項の規定により契約業者に特別秘密の取扱いの業務を行わせるときは、当該業務に係る契約において、次の各号に掲げる者であつて、当該各号に定める要件に該当するもののみが特別秘密を取り扱うべき旨の条件を付するものとする。

一 当該契約業者の役員等（契約業者が法人その他の団体であるときは、役員、職員その他の従業者をいい、契約業者が事業を行う個人であるときは、当該個人及びその代理人、使用人その他の従業者をいう。以下同じ。）であつて、その者についての第十条において準用する次条第一項の評価で直近に実施されたものにより適性を有すると認められたもの 当該行政機関の長が当該契約業者に対し当該評価に係る同条第六項の規定による通知をした日から五年を経過していないこと。

二 当該契約業者の役職員等であつて、第十条において準用する第八条第一項の規定により適性を有する

と仮に認められたもの 当該行政機関の長が当該契約業者に対し同条第二項の規定による通知をした日から三月を経過していないこと（当該通知をした日から三月を経過するまでの間に当該行政機関の長が当該契約業者に対し第十条において準用する次条第六項の規定による通知をした場合を除く。）。

第四章 適性評価等

（行政機関の職員に係る適性評価）

第七条 行政機関の長は、次に掲げる者の適性について、特別秘密を取り扱った場合においてこれを漏らすおそれがあるかどうかという観点から評価を実施することができる。

一 当該行政機関の職員として特別秘密を取り扱うことが見込まれることとなった者

二 当該行政機関の長が第六項の規定による適性を有すると認めたと旨の通知（その者について当該通知を複数回した場合にあつては、直近のもの。次号において同じ。）をした日から四年六月を経過した者であつて、当該通知をした日から五年を経過した日以後特別秘密を取り扱うことが引き続き見込まれるものの

三 当該行政機関の長が第六項の規定による適性を有すると認めたと旨の通知をした日から五年を経過して

いない者であつて、当該行政機関の長が特別秘密の保護を適切かつ確実に行うためにその者の適性について評価を実施することが特に必要であると認めるもの

2 行政機関の長は、次に掲げる事項についての調査を実施し、その結果に基づき前項の評価（以下「適性評価」という。）を実施するものとする。

一 特定有害活動との関係に関する事項

二 犯罪及び懲戒の経歴に関する事項

三 情報の取扱いに係る非違の経歴に関する事項（前号に掲げるものを除く。）

四 薬物の濫用及び影響に関する事項（第二号に掲げるものを除く。）

五 精神疾患に関する事項

六 飲酒についての節度に関する事項

七 信用状態その他の経済的な状況に関する事項

3 行政機関の長は、前項第一号に掲げる事項についての調査を効果的かつ効率的に実施するために必要な事項として政令で定めるものについての調査を実施するものとする。

4 行政機関の長は、適性評価を実施しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を適性評価の対象としようとする者に対し告知した上、その者の同意を得なければならぬ。

一 行政機関の長が第二項各号に掲げる事項及び前項の政令で定める事項について調査を実施する旨

二 行政機関の長が前号に規定する事項について次項の規定により質問させ、若しくは資料の提出を求めさせ、又は照会して報告を求めることがある旨

三 第一項第三号に該当する者として適性評価を実施しようとする場合は、その旨

5 行政機関の長は、第二項及び第三項の調査を実施するため必要な範囲内において、当該行政機関の職員に適性評価の対象となる者（以下「評価対象者」という。）若しくは評価対象者の知人その他の関係者に質問させ、若しくは評価対象者に対し資料の提出を求めさせ、又は公務所若しくは公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

6 行政機関の長は、適性評価を実施したときは、適性を有すると認めるかどうかの結果を評価対象者に対し通知しなければならない。

7 前項の規定により評価対象者に対し適性を有しないと認めた旨を通知するときは、行政機関の長は、適

性評価の実効性及び円滑な実施の確保を妨げない範囲内において、適性を有しないと認められた理由を通知するものとする。ただし、当該評価対象者があらかじめ当該理由の通知を希望しない旨を申し出た場合は、これを通知しないものとする。

8 第一項第三号に掲げる者が適性評価の実施について第四項の規定による同意をしなかったときは、その者は前条第一項第一号に定める要件に該当しない者とみなして、同項の規定を適用する。

第八条 行政機関の長は、適性評価を実施中の評価対象者（前条第一項第一号に掲げる者であつて、同条第二項第一号から第三号までに掲げる事項についての調査を終了したものに限る。）による特別秘密の取扱いが必要な特段の事情がある場合において、当該評価対象者が次の各号のいずれにも該当するときは、適性を有すると仮に認めることができる。

一 前条第二項第一号から第三号までに掲げる事項についての調査の結果、特別秘密を取り扱った場合においてこれを漏らすおそれがあると認めべき事情がないこと。

二 前条第二項第四号から第七号までに掲げる事項についてのその時点までの調査の結果、特別秘密を取り扱った場合においてこれを漏らすおそれがあると認めべき事情又は当該事情がないことについて疑

いを生じさせるおそれがある事情がないこと。

2 行政機関の長は、前項の規定により適性を有すると仮に認めるときは、その旨を評価対象者に対し通知するものとする。

(都道府県警察の職員に係る適性評価)

第九条 前二条の規定は、都道府県警察の職員に係る適性評価について準用する。この場合において、これらの規定中「行政機関の長」とあるのは「警察本部長」と、第七条第一項第一号及び同条第五項中「行政機関の職員」とあるのは「都道府県警察の職員」と、同条第八項中「前条第一項第一号」とあるのは「前条第三項の規定により読み替えて準用する前条第一項第一号」と、前条第一項中「前条第一項第一号」とあるのは「次条の規定により読み替えて準用する前条第一項第一号」と、それぞれ読み替えるものとする。

(契約業者の役職員等に係る適性評価)

第十条 第七条及び第八条の規定は、契約業者の役職員等に係る適性評価について準用する。この場合において、第七条第一項第一号及び同条第五項中「当該行政機関の職員」とあるのは「契約業者の役職員等」と、同条第六項及び第八条第二項中「評価対象者」とあるのは「契約業者及び評価対象者」と、第七条第

八項中「前条第一項第一号」とあるのは「前条第四項第一号」と、第八条第一項中「前条第一項第一号」とあるのは「第十条の規定により読み替えて準用する前条第一項第一号」と、それぞれ読み替えるものとする。

（適性評価の実施に当たって取得する個人情報の利用及び提供の制限）

第十一条 行政機関の長及び警察本部長は、適性評価の実施以外の目的のために、適性評価の実施に当たって取得する個人情報を利用し、又は提供してはならない。

（不利益取扱いの禁止）

第十二条 行政機関等の職員（一般職の国家公務員、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第二条第五項に規定する隊員及び都道府県警察の職員をいう。以下この項において同じ。）の任免、給与その他の身分取扱いについて権限を有する者は、行政機関等の職員が適性評価の実施について第七条第四項（第九条において準用する場合を含む。）の規定による同意をしなかったこと又は適性評価により適性を有しないと認められたことを理由として、行政機関等の職員に対して免職その他不利益な取扱いがされることがないよう、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）、自衛隊法又は地方公務員法（昭和二十五年法

律第二百六十一号)の規定を適用しなければならない。

2 契約業者は、その使用し、又は使用していた者が適性評価の実施について第十条において準用する第七条第四項の規定による同意をしなかったこと又は適性評価により適性を有しないと認められたことを理由として、その者に対して、解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

(確認措置の実施についての準用)

第十三条 第十一条及び前条第一項の規定は、確認措置の実施について準用する。この場合において、第十条中「適性評価の実施以外の目的」とあるのは「適性評価又は確認措置の実施以外の目的」と、「適性評価の実施に当たって」とあるのは「確認措置の実施に当たって」と、前条第一項中「行政機関等の職員が適性評価の実施について第七条第四項(第九条において準用する場合を含む。)の規定による同意をしなかったこと又は適性評価により適性を有しないと認められたこと」とあるのは「行政機関等の職員が確認措置の実施について第六条第二項第三号(同条第三項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定による同意をしなかったこと又は同号の規定による質問により同号に規定する特定の事実が存在しないことが確認されなかったこと」と、それぞれ読み替えるものとする。

第五章 雑則

(その他の保護措置)

第十四条 行政機関の長及び警察本部長は、第三条、第四条及び第六条から第十条までに定めるもののほか、政令で定めるところにより、第三条第一項に規定する事項の保護上必要な措置を講ずるものとする。

(政令への委任)

第十五条 この法律に定めるもののほか、第七条第四項の規定による告知の方法その他この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

(この法律の解釈適用)

第十六条 この法律の適用に当たっては、これを拡張して解釈して、国民の基本的人権を不当に侵害するようないかなることがあつてはならない。

第六章 罰則

第十七条 特別秘密を取り扱うことを業務とする者がその業務により知得した特別秘密を漏らしたときは、十年以下の懲役に処し、又は情状により十年以下の懲役及び千万円以下の罰金に処する。特別秘密を取り

扱うことを業務としなくなった後においても、同様とする。

2 前項の場合を除き、行政機関又は都道府県警察の職員がその業務により知得した特別秘密を漏らしたときは、五年以下の懲役に処し、又は情状により五年以下の懲役及び五百万円以下の罰金に処する。その職を退いた後においても、同様とする。

3 前二項の罪の未遂は、罰する。

4 過失により第一項の罪を犯した者は、二年以下の禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。

5 過失により第二項の罪を犯した者は、一年以下の禁錮又は三十万円以下の罰金に処する。

第十八条 次に掲げる行為により行政機関、都道府県警察又は契約業者が保有する特別秘密を取得した者は、十年以下の懲役に処し、又は情状により十年以下の懲役及び千万円以下の罰金に処する。

一 人を欺き、人に暴行を加え、又は人を脅迫する行為

二 財物の窃取

三 施設への侵入

四 施設若しくは設備を損壊し、又はその錠を特別秘密を保有する者（次号及び第八号において「保有者

「という。」の同意なくはすず行為

五 映像若しくは音声を送信する機能又は録画若しくは録音の機能を有する機器を保有者の同意なく施設に設置する行為

六 施設又は施設の区画された部分に係る振動を当該施設又は当該部分の外部から検知してこれらの内部の音声に係る情報に変換する機能を有する機器を使用する行為

七 有線電気通信を傍受する行為又は暗号を用いた電気通信を傍受してその内容を復元する行為

八 不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第二百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。）、正当な理由がないのに刑法（明治四十年法律第四十五号）第六十八條の二第一項第一号に掲げる電磁的記録を人の電子計算機における実行の用に供する行為その他の電子計算機による保有者の管理を害する行為

2 前項の罪の未遂は、罰する。

3 前二項の規定は、刑法その他の罰則の適用を妨げない。

第十九条 第十七条第一項又は前条第一項に規定する行為の遂行を共謀し、教唆し、又は煽動した者は、五

年以下の懲役に処する。

2 第十七条第二項に規定する行為の遂行を共謀し、教唆し、又は煽動した者は、三年以下の懲役に処する。

第二十条 第十七条第三項若しくは第十八条第二項の罪を犯した者又は前条の罪を犯した者のうち第十七条第一項、第二項若しくは第十八条第一項に規定する行為の遂行を共謀したものが自首したときは、その刑を減輕し、又は免除する。

第二十一条 第十七条の罪は、日本国外において同条の罪を犯した者にも適用する。

2 第十八条及び第十九条の罪は、刑法第二条の例に従う。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

ただし、第六条の規定は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(自衛隊法の一部改正)

第二条 自衛隊法の一部を次のように改正する。

目次中「自衛隊の権限等（第八十七条―第九十六条の二）」を「自衛隊の権限（第八十七条―第九十六条）」に、「第二百二十六条」を「第二百二十五条」に改める。

第七章の章名を次のように改める。

第七章 自衛隊の権限

第九十六条の二を削る。

第二百二十二条を削り、第二百二十三条を第二百二十二条とし、第二百二十四条から第二百二十六条までを一条ずつ繰り上げる。

別表第四を削る。

（防衛秘密に関する経過措置）

第三条 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において前条の規定による改正前の自衛隊法（次条において「旧自衛隊法」という。）第九十六条の二第一項の規定により防衛秘密として指定されている事項は、施行日において第三条第一項の規定により防衛大臣が同項第一号に係る特別秘密として指

定した事項とみなす。この場合において、防衛大臣は、施行日から起算して五年を超えない範囲内においてその有効期間を定めるものとする。

(罰則に関する経過措置)

第四条 施行日前にした行為及び旧自衛隊法の規定により防衛秘密を取り扱うことを業務としていた者であつて施行日前に防衛秘密を取り扱うことを業務としなくなったものがその業務により知得した防衛秘密に
関し、施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第五条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(内閣法の一部改正)

第六条 内閣法（昭和二十二年法律第五号）の一部を次のように改正する。

第十八条第二項中「助け、」の下に「第十二条第二項第二号から第五号までに掲げる事務のうち特別秘密の保護に関する法律（平成二十四年法律第 号）第二条第一項に規定する特別秘密の保護に関するもの及び」を加える。

別表（第三条、第五条関係）

- 一 防衛に関する事項であつて、次に掲げるもの
 - イ 自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究
 - ロ 防衛に関し収集した電波情報、画像情報その他の重要な情報
 - ハ ロに掲げる情報の収集整理又はその能力
 - ニ 防衛力の整備に関する見積り若しくは計画又は研究
 - ホ 武器、弾薬、船舶、航空機その他防衛の用に供する物の種類又は数量
 - ヘ 防衛の用に供する通信網の構成又は通信の方法
 - ト 防衛の用に供する暗号その他ロに掲げる情報の伝達の用に供する暗号
 - チ 武器、弾薬、船舶、航空機その他防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のもの仕様、性能又は使用方法
 - リ 武器、弾薬、船舶、航空機その他防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のもの製作、検査、修理又は試験の方法

又 防衛の用に供する施設の設計、性能又は内部の用途（へに掲げるものを除く。）

二 外交に関する事項であつて、次に掲げるもの

イ 我が国の安全保障等に係る重要施策の方針

ロ 我が国の安全保障等に係る外国の政府又は国際機関との交渉の内容

ハ 外交に関し収集した我が国の安全保障等に関する重要な情報

ニ ハに掲げる情報の収集整理又はその能力

ホ 外交の用に供する暗号その他ハに掲げる情報の伝達の用に供する暗号

三 公共の安全と秩序の維持に関する事項であつて、次に掲げるもの

イ テロリズム等緊急事態に対処するための計画又は研究

ロ 公共の安全と秩序の維持に関し収集した特定有害活動に関する重要な情報

ハ ロに掲げる情報の収集整理又はその能力

ニ 公共の安全と秩序の維持の用に供する暗号その他ロに掲げる情報の伝達の用に供する暗号

理由

我が国の防衛、外交又は公共の安全と秩序の維持に関する一定の事項のうち特に秘匿することが必要なものを特別秘密として保護するため、行政機関における特別秘密の指定、特別秘密を取り扱う者に対する適性評価の実施等の特別秘密の管理に関する措置、特別秘密の漏えい等に対する罰則等について定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

特別秘密の保護に関する法律案

【参照条文集】

出典：ぎょうせい「現行法令インターネット版」

内閣官房

特別秘密の保護に関する法律参照条文

○日本国憲法(抄).....	1
○刑法(明治四十年法律第四十五号)(抄).....	1
○内閣法(昭和二十二年法律第五号)(抄).....	1
○官内庁法(昭和二十二年法律第七十号)(抄).....	2
○国家公務員法(昭和二十二年法律第二百十号)(抄).....	2
○国家行政組織法(昭和二十三年法律第二百十号)(抄).....	2
○地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)(抄).....	2
○自衛隊法(昭和二十九年法律第六十五号)(抄).....	2
○日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法(昭和二十九年法律第六十六号)(抄).....	4
○不正競争防止法(平成五年法律第四十七号)(抄).....	5
○行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十一年法律第四十二号)(抄).....	5
○内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)(抄).....	6
○不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成十一年法律第二百二十八号)(抄).....	7

○日本国憲法（昭和二十一年憲法）（抄）

第十四条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的關係において、差別されない。

② 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

③ (略)

第十九条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

第二十条 宗教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

② 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

③ (略)

第二十一条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

② (略)

第六十二条 両議院は、各々国政に関する調査を行ひ、これに関して、証人の出頭及び証言並びに記録の提出を要求することができる。

第八十二条 (略)

② 裁判所が、裁判官の全員一致で、公の秩序又は善良の風俗を害する虞があると決した場合には、對審は、公開しないでこれを行ふことができる。但し、政治犯罪、出版に関する犯罪又はこの憲法第三章で保障する国民の権利が問題となつてある事件の對審は、常にこれを公開しなければならない。

○刑法（明治四十年法律第四十五号）（抄）

(すべての者の国外犯)

第二条 この法律は、日本国外において次に掲げる罪を犯したすべての者に適用する。

一 削除

二 第七十七条から第七十九条まで（内乱、予備及び陰謀、内乱等幫助）の罪

三 第八十一条（外患誘致）、第八十二条（外患援助）、第八十七条（未遂罪）及び第八十八条（予備及び陰謀）の罪

四 第五十四、五十五条（通貨偽造及び行使等）の罪及びその未遂罪

五 第五十四、五十五条（詔書偽造等）、第五十五、五十六条（公文書偽造等）、第五十七、五十八条（公正証書原本不実記載等）、第五十八、五十九条（偽造公文書行使等）及び公務所又は公務員によつて作られるべき電磁的記録に係る第六十一条の二（電磁的記録不正作出及び供用）の罪

六 第六十二条（有価証券偽造等）及び第六十三条（偽造有価証券行使等）の罪

七 第六十三、六十四条の二から第六十五条の五まで（支払用カード電磁的記録不正作出等、不正電磁的記録カード所持、支払用カード電磁的記録不正作出準備、未遂罪）の罪

八 第六十四、六十五条から第六十六条まで（御璽偽造及び不正使用等、公印偽造及び不正使用等、公記号偽造及び不正使用等）の罪並びに第六十四、六十五条第二項、第六十五、六十六条第二項及び第六十六、六十七条第二項の未遂罪

（不正指令電磁的記録作成等）

第九十六条の二 正当な理由がないのに、人の電子計算機における実行の用に供する目的で、次に掲げる電磁的記録その他の記録を作成し、又は提供した者は、三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 人が電子計算機を使用するに際してその意図に浴うべき動作をさせず、又はその意図に反する動作をさせるべき不正な指令を与える電磁的記録

二 (略)

2 正当な理由がないのに、前項第一号に掲げる電磁的記録を人の電子計算機における実行の用に供した者も、同項と同様とする。

3 (略)

○内閣法（昭和二十二年法律第五号）（抄）

第十八条 内閣官房に内閣情報官一人を置く。

○内閣法（昭和二十二年法律第五号）（抄）

第十八条 内閣官房に内閣情報官一人を置く。

- 2 内閣情報官は、内閣官房長官、内閣官房副長官及び内閣危機管理監を助け、第十二条第二項第六号に掲げる事務を掌理する。
- 3 第十五条第三項から第五項までの規定は、内閣情報官について準用する。

○宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）（抄）
第十六条（略）

- 2 宮内庁には、その所掌事務の範囲内で、政令の定めるところにより、文教研修施設（これに類する施設を含む。）及び作業施設を置くことができる。

- 第十八条 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第五十六条及び第五十七条の規定は宮内庁について、同法第五十八条第四項の規定は長官について準用する。
- 2（略）

○国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）（抄）

（この法律の目的及び効力）

- 第一条 この法律は、国家公務員たる職員について適用すべき各般の根本基準（職員の福祉及び利益を保護するための適切な措置を含む。）を確立し、職員がその職務の遂行に当り、最大の能力を發揮し得るように、民主的な方法で、選択され、且つ、指導されるべきことを定め、以て国民に対し、公務の民主的且つ能率的な運営を保障することを目的とする。

- ② この法律は、もっぱら日本国憲法第七十三条にいう官吏に関する事務を掌理する基準を定めるものである。

- ③ 何人も、故意に、この法律又はこの法律に基づく命令に違反し、又は違反を企て若しくは共謀してはならない。又、何人も、故意に、この法律又はこの法律に基づく命令の施行に関し、虚偽行為をなし、若しくはなそうと企て、又はその施行を妨げてはならない。

- ④ この法律のある規定が、効力を失い、又はその適用が無効とされても、この法律の他の規定又は他の関係における適用は、その影響を受けることがない。
- ⑤ この法律の規定が、従前の法律又はこれに基づく法令と矛盾し

又はてい触する場合には、この法律の規定が、優先する。

○国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）（抄）

（行政機関の設置、廃止、任務及び所掌事務）

第三条（略）

- 2 行政組織のため置かれる国の行政機関は、省、委員会及び庁とし、その設置及び廃止は、別に法律の定めるところによる。
- 3・4（略）

（施設等機関）

- 第八条の二 第三条の国の行政機関には、法律の定める所掌事務の範囲内で、法律又は政令の定めるところにより、試験研究機関、検査検定機関、文教研修施設（これらに類する機関及び施設を含む。）、医療更生施設、矯正収容施設及び作業施設を置くことができる。

（特別の機関）

- 第八条の三 第三条の国の行政機関には、特に必要がある場合において、前二条に規定するもののほか、法律の定める所掌事務の範囲内で、法律の定めるところにより、特別の機関を置くことができる。

○地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）（抄）

（この法律の目的）

- 第一条 この法律は、地方公共団体の人事機関並びに地方公務員の任用、職階制、給与、勤務時間その他の勤務条件、分限及び懲戒、服務、研修及び勤務成績の評定、福祉及び利益の保護並びに団体等人事行政に関する根本基準を確立することにより、地方公共団体の行政の民主的かつ能率的な運営並びに特定地方独立行政法人の事務及び事業の確実な実施を保障し、もつて地方自治の本旨の実現に資することを目的とする。

○自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）（抄）

目次

- 第一章 総則（第一条—第六条）
- 第二章 指揮監督（第七条—第九条の二）
- 第三章 部隊

第一節 陸上自衛隊の部隊の組織及び編成（第十条―第十四条）

第二節 海上自衛隊の部隊の組織及び編成（第十五条―第十九条）

第三節 航空自衛隊の部隊の組織及び編成（第二十条―第二十一条）

第四節 共同の部隊（第二十一条の二）

第五節 部隊編成の特例及び委任規定（第二十二條・第二十三條）

第四章 機関（第二十四條―第三十條）

第五章 隊員

第一節 通則（第三十一條―第三十四條）

第二節 任免（第三十五條―第四十一條）

第三節 分限、懲戒及び保障（第四十二條―第五十一條）

第四節 服務（第五十二條―第六十五條）

第五節 予備自衛官等

第一款 予備自衛官（第六十六條―第七十五條）

第二款 即応予備自衛官（第七十五條の二―第七十五條の八）

第三款 予備自衛官補（第七十五條の九―第七十五條の十三）

第六章 自衛隊の行動（第七十六條―八十六條）

第七章 自衛隊の権限等（第八十七條―第九十六條の二）

第八章 雑則（第九十七條―第一百七七條の二）

第九章 罰則（第一百八條―第二百二十六條）

附則

（この法律の目的）

第一条 この法律は、自衛隊の任務、自衛隊の部隊の組織及び編成、自衛隊の行動及び権限、隊員の身分取扱等を定めることを目的とする。

（定義）

第二条 （略）

2 3 4 （略）

5 この法律（第九十四條の六第三号を除く。）において「隊員」とは、防衛省の職員で、防衛大臣、防衛副大臣、防衛大臣政

務官、防衛大臣補佐官、防衛大臣秘書官、第一項の政令で定める合議制の機関の委員、同項の政令で定める部局に勤務する職員及び同項の政令で定める職にある職員以外のものをいうものとする。

第七章 自衛隊の権限等

（防衛秘密）

第九十六條の二 防衛大臣は、自衛隊についての別表第四に掲げる事項であつて、公になつていないものうち、我が国の防衛上特に秘匿することが必要であるもの（日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和二十九年法律第百六十六号）第一条第三項に規定する特別防衛秘密に該当するものを除く。）を防衛秘密として指定するものとする。

2 前項の規定による指定は、次の各号のいずれかに掲げる方法により行わなければならない。

一 政令で定めるところにより、前項に規定する事項を記録する文書、図画若しくは物件又は当該事項を化体する物件に標記を付すこと。

二 前項に規定する事項の性質上前号の規定によることが困難である場合において、政令で定めるところにより、当該事項が同項の規定の適用を受けることとなる旨を当該事項を取り扱う者に通知すること。

3 防衛大臣は、自衛隊の任務遂行上特段の必要がある場合に限る、国の行政機関の職員のうち防衛に関連する職務に従事する者又は防衛省との契約に基づき防衛秘密に係る物件の製造若しくは役務の提供を業とする者に、政令で定めるところにより、防衛秘密の取扱いの業務を行わせることができる。

4 防衛大臣は、第一項及び第二項に定めるもののほか、政令で定めるところにより、第一項に規定する事項の保護上必要な措置を講ずるものとする。

第九十二條 防衛秘密を取り扱うことを業務とする者がその業務により知得した防衛秘密を漏らしたときは、五年以下の懲役に処する。防衛秘密を取り扱うことを業務としなくなつた後において、同様とする。

2 前項の未遂罪は、罰する。

3 過失により、第一項の罪を犯した者は、一年以下の禁錮又は

三万円以下の罰金に処する。

4 第一項に規定する行為の遂行を共謀し、教唆し、又は煽動した者は、三年以下の懲役に処する。

5 第二項の罪を犯した者又は前項の罪を犯した者のうち第一項に規定する行為の遂行を共謀したものが自首したときは、その刑を減輕し、又は免除する。

6 第一項から第四項までの罪は、刑法第三条の例に従う。

第七十三條 第七十六條第一項の規定による防衛出動命令を受けた者で、次の各号の一に該当するものは、七年以下の懲役又は禁こに処する。

一 第六十四條第二項の規定に違反した者

二 正当な理由がなくて職務の場所を離れ三日を過ぎた者又は職務の場所につくように命ぜられた日から正当な理由がなくて三日を過ぎてなお職務の場所につかない者

三 上官の職務上の命令に反抗し、又はこれに服従しない者

四 正当な権限がなくて又は上官の職務上の命令に違反して自衛隊の部隊を指揮した者

五 警戒勤務中、正当な理由がなくて勤務の場所を離れ、又は睡眠し、若しくははめいていして職務を怠つた者

2 前項第二号若しくは第三号に規定する行為の遂行を教唆し、若しくはそのほう助をした者又は同項第一号若しくは第四号に規定する行為の遂行を共謀し、教唆し、若しくはせん動した者は、それぞれ同項の刑に処する。

第二百二十四條 第二百三條第十三項（第二百三條の二第三項において準用する場合を含む。）又は第十四項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者は、二十万円以下の罰金に処する。

第二百二十五條 第二百三條第一項又は第二項の規定による取扱物資の保管命令に違反して当該物資を隠匿し、毀棄し、又は搬出した者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第二百二十六條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し前二條の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本條の罰金刑を科する。

別表第四（第九十六條の二関係）

一 自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究

二 防衛に関し収集した電波情報、画像情報その他の重要な情報

三 前号に掲げる情報の収集整理又はその能力

四 防衛力の整備に関する見積り若しくは計画又は研究

五 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物（船舶を含む。第八号及び第九号において同じ。）の種類又は数量

六 防衛の用に供する通信網の構成又は通信の方法

七 防衛の用に供する暗号

八 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のもの仕様、性能又は使用方法

九 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のもの製作、検査、修理又は試験の方法

十 防衛の用に供する施設の設計、性能又は内部の用途（第六号に掲げるものを除く。）

○日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和二十九年法律第六十六号）（抄）

（定義）

第一条（略）

2（略）

3 この法律において「特別防衛秘密」とは、左に掲げる事項及びこれらの事項に係る文書、図画又は物件で、公になつていないものをいう。

一 日米相互防衛援助協定等に基づき、アメリカ合衆国政府から供与された装備品等について左に掲げる事項

イ 構造又は性能

ロ 製作、保管又は修理に関する技術

ハ 使用の方法

ニ 品目及び数量

二 日米相互防衛援助協定等に基づき、アメリカ合衆国政府から供与された情報で、装備品等に関する前号イからハまでに掲

げる事項に関するもの

○不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）（抄）

（罰則）

第二十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、十年以下の懲

役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 不正の利益を得る目的で、又はその保有者に損害を加える目的で、詐欺等行為（人を欺き、人に暴行を加え、又は人を脅迫する行為をいう。以下この条において同じ。）又は管理侵害行為（財物の窃取、施設への侵入、不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第二百二十八号）第三条に規定する不正アクセス行為をいう。）その他の保有者の管理を害する行為をいう。以下この条において同じ。）により、営業秘密を取得した者

二・三（略）

- 四 営業秘密を保有者から示された者であつて、その営業秘密の管理に係る任務に背いて前号イからハまでに掲げる方法により領得した営業秘密を、不正の利益を得る目的で、又はその保有者に損害を加える目的で、その営業秘密の管理に係る任務に背き、使用し、又は開示した者

- 五 営業秘密を保有者から示されたその役員（理事、取締役、執行役、業務を執行する社員、監事若しくは監査役又はこれらに準ずる者をいう。次号において同じ。）又は従業者であつて、不正の利益を得る目的で、又はその保有者に損害を加える目的で、その営業秘密の管理に係る任務に背き、その営業秘密を使用し、又は開示した者（前号に掲げる者を除く。）

- 六 営業秘密を保有者から示されたその役員又は従業者であつた者であつて、不正の利益を得る目的で、又はその保有者に損害を加える目的で、その在職中に、その営業秘密の管理に

係る任務に背いてその営業秘密の開示の申込みをし、又はその営業秘密の使用若しくは開示について請託を受けて、その営業秘密をその職を退いた後に使用し、又は開示した者（第四号に掲げる者を除く。）

七（略）

2・6（略）

- 7 第一項及び第二項の規定は、刑法その他の罰則の適用を妨げない。

○行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）（抄）

（定義）

- 第二条 この法律において「行政機関」とは、次に掲げる機関をいう。

- 一 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関

- 二 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関（これらの機関のうち第四号の政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。）

- 三 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第三条第二項に規定する機関（第五号の政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。）

- 四 内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十六条第二項の機関並びに内閣府設置法第四十条及び第五十六条（宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。）の特別の機関で、政令で定めるもの

- 五 国家行政組織法第八条の二の施設等機関及び同法第八条の

- 六 会計検査院（略）

○内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）（抄）

第三十九条 本府には、第四条第三項に規定する所掌事務の範囲内で、法律又は政令の定めるところにより、試験研究機関、文教研修施設（これらに類する機関及び施設を含む。）及び作業施設を置くことができる。

（設置）

第四十条 本府に、北方対策本部及び金融危機対応会議を置く。
 2 第十八条、第三十七条、前条及び前項に定めるもののほか、本府には、特に必要がある場合においては、第四条第三項に規定する所掌事務の範囲内で、法律の定めるところにより、特別の機関を置くことができる。

3 第一項に定めるもののほか、別に法律の定めるところにより内閣府に置かれる特別の機関で本府に置かれるものは、次の表の上欄に掲げるものとし、それぞれ同表の下欄の法律（これらに基づく命令を含む。）の定めるところによる。

民間資金等活用事業推進会議	民間資金等の活用による公共施設等の整備等
子ども・若者育成支援推進本部	子ども・若者育成支援推進法
食育推進会議	食育推進法
少子化社会対策会議	少子化社会対策基本法
高齢社会対策会議	高齢社会対策基本法
中央交通安全対策会議	交通安全対策基本法

犯罪被害者等施策推進会議
 犯罪被害者等基本法

自殺総合対策会議
 自殺対策基本法

消費者政策会議
 消費者基本法

国際平和協力本部
 国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律

日本学術会議
 日本学術会議法（昭和二十三年法律第二百一十一号）

官民人材交流センター
 国家公務員法

（設置）

第四十九条 内閣府には、その外局として、委員会及び庁を置くことができる。

2 法律で国務大臣をもってその長に充てることと定められている前項の委員会には、特に必要がある場合においては、委員会又は庁を置くことができる。

3 （略）

（施設等機関）
 第五十五条 委員会及び庁には、法律の定める所掌事務の範囲内で、法律又は政令の定めるところにより、試験研究機関、文教研修施設（これらに類する機関及び施設を含む。）及び作業施設を置くことができる。

第五十六条 委員会及び庁には、特に必要がある場合においては、前二条に規定するもののほか、法律の定める所掌事務の範囲内で、法律の定めるところにより、特別の機関を置くことができる。

○不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第百二十八号）（抄）

（定義）

第二条（略）

2・3（略）

4 この法律において「不正アクセス行為」とは、次の各号のいずれかに該当する行為をいう。

一 アクセス制御機能を有する特定電子計算機に電気通信回線を通じて当該アクセス制御機能に係る他人の識別符号を入力して当該特定電子計算機を起動させ、当該アクセス制御機能により制限されている特定利用をし得る状態にさせる行為（当該アクセス制御機能を付加したアクセス管理者がするもの及び当該アクセス管理者又は当該識別符号に係る利用権者の承諾を得てするものを除く。）

二 アクセス制御機能を有する特定電子計算機に電気通信回線を通じて当該アクセス制御機能による特定利用の制限を免れることができる情報（識別符号であるものを除く。）又は指令を入力して当該特定電子計算機を起動させ、その制限されている特定利用をし得る状態にさせる行為（当該アクセス制御機能を付加したアクセス管理者がするもの及び当該アクセス管理者の承諾を得てするものを除く。次号において同じ。）

三 電気通信回線を介して接続された他の特定電子計算機が有するアクセス制御機能によりその特定利用を制限されている特定電子計算機に電気通信回線を通じてその制限を免れることができる情報又は指令を入力して当該特定電子計算機を起動させ、その制限されている特定利用をし得る状態にさせる行為

【ご連絡】 内閣法制局との協議メモと資料持込みについて(第50回)

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2012年11月22日 14:11

宛先: 八幡 浩紀(官邸・副長官補室)

添付ファイル: 外政.zip (20 KB)

内閣官房副長官補室(外政) 八幡様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、法制局との協議メモと、それを受けての秘密保全法制に関する資料(第50回、11月22日(木)に内閣法制局に持ち込み。(前回第50回として送付した資料は第49回の追加資料ということで訂正をお願いします))を送付いたします。

お気付きの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。

(法案概要につきましては、これまでと同様、セキュリティ機能の設定をしております)

御多忙のり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

内閣官房内閣情報調査室総務部

Tel 03-5253-2111 (内線 [REDACTED])

(直通)

Fax 03-3592-2307

【ご連絡】 内閣法制局との協議メモと秘密保全法制の資料持込みについて(第50回)

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2012年11月22日 14:13

宛先: 丸山 洋平(安危本室)

添付ファイル: 安危.zip (20 KB)

内閣官房副長官補室(安危) 丸山様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、法制局との協議メモと、それを受けての秘密保全法制に関する資料(第50回、11月22日(木))に内閣法制局に持ち込み。(前回第50回として送付した資料は第49回の追加資料ということで訂正をお願いします)を送付いたします。

お気付きの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。

(法案概要につきましては、これまでと同様、セキュリティ機能の設定をしております)

御多忙のり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

内閣官房内閣情報調査室総務部

Tel 03-5253-2111 (内線 [REDACTED])
(直通 [REDACTED])
Fax 03-3592-2307

【ご連絡】 内閣法制局との協議メモと秘密保全法制の資料持込みについて(第50... 1/1 ページ

【ご連絡】 内閣法制局との協議メモと秘密保全法制の資料持込みについて(第50回)

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2012年11月22日 14:15

宛先:

添付ファイル: 警察庁.zip (20 KB)

警察庁警備局警備企画課 小林様、様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、法制局との協議メモと、それを受けての秘密保全法制に関する資料(第50回、11月22日(木)に内閣法制局に持ち込み。(前回第50回として送付した資料は第49回の追加資料ということで訂正をお願いします))を送付いたします。

お気付きの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。

(法案概要につきましては、これまでと同様、セキュリティ機能の設定をしております)

御多忙のり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

内閣官房内閣情報調査室総務部

Tel 03-5253-2111 (内線)

(直通)

Fax 03-3592-2307

【ご連絡】 内閣法制局との協議メモと秘密保全法制の資料持込みについて(第50回)

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2012年11月22日 14:17

宛先:

添付ファイル: 公安庁.zip (20 KB)

公安調査庁 総務部審理室 [REDACTED] 様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、法制局との協議メモと、それを受けての秘密保全法制に関する資料(第50回、11月22日(木)に内閣法制局に持ち込み。(前回第50回として送付した資料は第49回の追加資料ということで訂正をお願いします))を送付いたします。

お気付きの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。

(法案概要につきましては、これまでと同様、セキュリティ機能の設定をしております)

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

内閣官房内閣情報調査室総務部

[REDACTED]
Tel 03-5253-2111 (内線 [REDACTED])

[REDACTED] (直通)

Fax 03-3592-2307

【ご連絡】 内閣法制局との協議メモと秘密保全法制の資料持込みについて(第50... 1/1 ページ

【ご連絡】 内閣法制局との協議メモと秘密保全法制の資料持込みについて(第50回)

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2012年11月22日 14:19

宛先:

添付ファイル: 法務省.zip (20 KB)

法務省 刑事局公安課 櫻谷様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、法制局との協議メモと、それを受けての秘密保全法制に関する資料(第50回、11月22日(木)に内閣法制局に持ち込み。(前回第50回として送付した資料は第49回の追加資料ということで訂正をお願いします))を送付いたします。

お気付きの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。

(法案概要につきましては、これまでと同様、セキュリティ機能の設定をしております)

御多忙の恐れ縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

内閣官房内閣情報調査室総務部

Tel 03-5253-2111 (内線)

(直通)

Fax 03-3592-2307

【ご連絡】 内閣法制局との協議メモと秘密保全法制の資料持込みについて(第50回)

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2012年11月22日 14:20

宛先:

添付ファイル: 外務省.zip (20 KB)

外務省 大臣官房総務課 様、様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、法制局との協議メモと、それを受けての秘密保全法制に関する資料(第50回、11月22日(木)に内閣法制局に持ち込み。(前回第50回として送付した資料は第49回の追加資料ということで訂正をお願いします))を送付いたします。

お気付きの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。

(法案概要につきましては、これまでと同様、セキュリティ機能の設定をしております)

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

内閣官房内閣情報調査室総務部

Tel 03-5253-2111 (内線 様)

(直通)

Fax 03-3592-2307

【ご連絡】 内閣法制局との協議メモと秘密保全法制の資料持込みについて(第50... 1/1 ページ

【ご連絡】 内閣法制局との協議メモと秘密保全法制の資料持込みについて(第50回)

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2012年11月22日 14:23

宛先:

添付ファイル: 持込資料リスト.jtd (23 KB); 法案概要(3枚).jtd (42 KB); 法制局協議メモ(各省送付).jtd (25 KB)

海上保安庁 総務部政務課 坂本様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、法制局との協議メモと、それを受けての秘密保全法制に関する資料（第50回、11月22日（木）に内閣法制局に持ち込み。（前回第50回として送付した資料は第49回の追加資料ということで訂正をお願いします）を送付いたします。

お気付きの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。

（法案概要につきましては、これまでと同様、セキュリティ機能の設定をしております）

御多忙のり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

内閣官房内閣情報調査室総務部

Tel 03-5253-2111 (内線

(直通)

Fax 03-3592-2307

【ご連絡】 内閣法制局との協議メモと秘密保全法制の資料持込みについて(第50... 1/1 ページ

【ご連絡】 内閣法制局との協議メモと秘密保全法制の資料持込みについて(第50回)

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2012年11月22日 14:24

宛先:

添付ファイル: 防衛省.zip (20 KB)

防衛省 防衛政策局調査課 様、 様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、法制局との協議メモと、それを受けての秘密保全法制に関する資料(第50回、11月22日(木)に内閣法制局に持ち込み。(前回第50回として送付した資料は第49回の追加資料ということで訂正をお願いします))を送付いたします。

お気付きの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。

(法案概要につきましては、これまでと同様、セキュリティ機能の設定をしております)

御多忙のり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

内閣官房内閣情報調査室総務部

Tel 03-5253-2111 (内線)

(直通)

Fax 03-3592-2307

【ご連絡】 内閣法制局との協議メモと秘密保全法制の資料持込みについて(第50回)

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2012年11月22日 14:26

宛先:

添付ファイル: 経産省.zip (20 KB)

経済産業省 大臣官房情報システム厚生課 下堀様、監物様、藤本様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、法制局との協議メモと、それを受けての秘密保全法制に関する資料(第50回、11月22日(木)に内閣法制局に持ち込み。(前回第50回として送付した資料は第49回の追加資料ということで訂正をお願いします))を送付いたします。

お気付きの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。

(法案概要につきましては、これまでと同様、セキュリティ機能の設定をしております)

御多忙の恐れ縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

内閣官房内閣情報調査室総務部

Tel 03-5253-2111 (内線
(直通)

Fax 03-3592-2307

【ご連絡】 内閣法制局との協議メモと秘密保全法制の資料持込みについて(第50回)

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2012年11月22日 14:27

宛先:

添付ファイル: 経産省.zip (20 KB)

経済産業省 経済産業政策局知的財産政策室 根橋様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、法制局との協議メモと、それを受けての秘密保全法制に関する資料(第50回、11月22日(木)に内閣法制局に持ち込み。(前回第50回として送付した資料は第49回の追加資料ということと訂正をお願いします))を送付いたします。

お気付きの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。

(法案概要につきましては、これまでと同様、セキュリティ機能の設定をしております)

御多忙の恐れ縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

内閣官房内閣情報調査室総務部

Tel 03-5253-2111 (内線 [REDACTED])

[REDACTED] (直通)

Fax 03-3592-2307
